

一一 営業税法の成立

3、明治29年3月 営業税法閣議提出資料

明治二十九年三月二十五日

内閣総理大臣代（花押）

法制局長官印

外務大臣（花押） 大蔵大臣（花押） 海軍大臣（花押） 文部大臣（花押） 通商大臣（花押）

内務大臣（花押） 陸軍大臣（花押） 司法大臣（花押） 農商務大臣（花押） 黒田謙長（花押）

別紙兩院ノ議決ヲ經タル登録税法案、酒造税法案、自家用酒税法案、混成酒税法案、沖縄県酒類出港税則中改正法律案、明治十九年勅令第六十一号税率改正法律案、營業税法案、煙草税則中改正法律案、葉烟草專法案ノ審査スルニ、多少修正ヲ加ヘタル所アリト雖、不都合無之、主務省ニ於テモ異見無ニ付、貴族院上奏ノ通裁可セラレ可然ト認ム

法律案

朕帝国議会ノ協賛ヲ經タル營業税法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年三月二十七日

内閣総理大臣

法律第三十三号

呈案ノ通

貴族院ハ兩院ノ議決經タル營業税法案ノ裁可ヲ奏請ス

明治二十九年三月二十三日

貴族院議長 侯爵峰須賀茂詔印

營業税法案 「省略」

營業税法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於テ可決セリ、依テ御熱奏相成度、議院法第三十一条ニ依リ此段申進候也

明治二十九年三月二十三日

貴族院議長 侯爵峰須賀茂詔印

内閣総理大臣臨時代理

枢密院議長 伯爵黒田清隆殿

營業税法案

右

勅旨ヲ奉シ帝国議会ニ提出ス

明治二十九年一月九日

内閣総理大臣

營業税法案 「省略」

大蔵大臣

大蔵大臣提出

- 登録税法案
- 酒造税法案
- 自家用酒税法案
- 混成酒税法案
- 沖縄県酒類出港税則中改正法律案
- 明治十九年勅令第六十一号税率改正法律案
- 営業税法案
- 牛馬売買免許税規則、其他廢止法律案
- 烟草税則中改正法律案
- 酱油税則中改正法律案
- 葉煙草專売法案

右謹テ上奏シ恭シク 聖裁ヲ仰キ併セテ帝国議会ノ議ニ付セラシムコトヲ諸フ

明治二十八年十二月二十五日

内閣總理大臣

侯爵伊藤博文（花押）

明治二十八年十二月二十四日

内閣總理大臣（博文）

法制局長官印

外務大臣（花押）	大蔵大臣（花押）	海軍大臣	文部大臣（花押）	遞信大臣（花押）
内務大臣（花押）	陸軍大臣（花押）	司法大臣（花押）	農商務大臣（花押）	黒田議長（花押）

大蔵大臣請議、酒造税法、登録税法、營業税法、葉煙草專賣法等改正又ヘ創定ノ件審査スルニ、財政上日下ノ急需ニ
応スル為三歳入ノ増加ヲ企図スルニ在リテ、已ムヲ得サル儀ト信スルニ付請議ノ通閣議決定セラレ、帝国議会ヘ提出
相成可然ト認ム

法律案

呈案付録ノ通

但、烟草税則中及酱油税則中改正ノ法案ハ修正案ノ通

〔付録〕
内閣返付スヘキ分 二十九年四月九日

歳入ノ増加ヲ圖リ以テ財政上日下ノ急需ニ応スル為メ、酒造税法、登録税法、營業税法、葉煙草專賣法等改正若クハ
創定ノ必要アルヲ認メ、別冊各法案ヲ具シ茲ニ閣議ニ提出ス

明治二十八年十一月八日

大蔵大臣子爵渡辺國武

内閣總理大臣侯爵伊藤博文殿

追テ、各法案ニ付テハ時機切迫ニ付至急御決定有之度、且内務農商務通信司法等各大臣ト協議済ニ有之候也

〔法案省略〕

營業税法案理由書

方今國家財政上歳入増加ノ必要ヲ認メ、茲ニ適當ノ新税ヲ興シ以テ之カ財源ニ充テントス、而シテ今此必要ニ応スル
ト共ニ財政ノ基礎ヲシテ永遠ニ堅固ナラシメンカ為メニハ、成ルベク課税ノ範圍広ク且世運ノ進歩ニ伴ヒ漸次收入ノ
増加スベキモノヲ抉ハスンハアル可ラス、營業税ハ汎ク商工業者一般ニ涉ルノミナラス、将来大ニ發達スルノ望アリ

テ、能ク其目的ヲ達スルニ適スルモノト謂フヘシ、故ニ之ヲ今日ニ制定シテ以テ其財源ニ供セントス、殊ニ本税ノ施行ハ以上ノ利便アルノミナラス、他ノ一方ニ於テハ營業者ヲシテ各地方区々ノ弊アル現行營業税ノ負担ヲ平等ナラシムルノ便アリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔此逐条説明ハ議会へ提出スルヲ要セズ〕印

營業稅法案説明

第一条

本条ハ營業稅ヲ課スヘキ營業ノ範囲ヲ定ムルモノトス、抑營業ノ種類ハ頗ル數多ニ涉リ其業況ノ大小モ亦決シテ一様ナラス、今是等營業ノ各種ニ對シ一般ニ本税ヲ課スルトゼン乎、其課稅手続ノ繁雜ナルハ勿論、兼メニ細民ノ生産ヲ妨ケ徒ラニ其痛苦ヲ感セシムル三炳セントスルノ恐アリ、故ニ本税ハ其業態ノ微微ナルモノヲ除キ中等以上ノ營業ヲ為スノモノニシテ、其性質國稅トシテ適當ナルモノニ限り之ヲ課シ、而シテ其課稅外ニ屬スル各種ノ營業ハ府県経費ノ財源トシテ其課稅ハ便宜地方ニ一任セントス、是レ本条ノ設アル所以ナリ

第二条乃至第十条

第一条ニ掲タル各種營業ノ定義及其範囲ヲ定メタルニ過キス、而シテ雇人職工其他資本金及建物資本価格等ニ制限ヲ擅キ、本税課否ノ區別ヲ立テタルハ業況ノ細少ナルモノニ課稅セサル旨趣ヲ規定セルニ由ル

第十一条

本条第一号及第三号ニ掲タル諸業ハ一種特異ノ性質ヲ有スル營業ニシテ、各其營業ニ付キ既ニ國稅ヲ負担スルモノナレハ、現行ノ儲存置スルヲ適當トシ重複ノ課稅ヲ避クルニアリ、又第一号ニ掲タルモノハ販売人トシテ政府ヨリ

手數料ヲ受ケ之ヲ取扱フニ過ギサルモノナレハ、之ヲ課稅外ニ置キタルニ外ナラス

第十二条

本税ノ目的ハ主トシテ營業其者ニ課スルニアリ、然レトモ各種營業ノ實際ニ於テハ種類ニ依リ各其狀態ヲ異ニスルノミナラス、同種ノ營業ト雖モ亦其業況ヲ同フセサルモノアリ、隨テ課稅上其実況ノ如何ニヨリ之カ區別ヲ立テスンハアル可ラス、而シテ売上金、資本金、其他職工雇人等ノ多少ハ直接其營業ノ大小ト比例スルモノニシテ、課稅上適當ノ標準タルヤ蓋シ疑ラ容レス、又建物賃貸価格ノ原素ハ其建物及敷地ニ對スル報酬ヨリ成ルモノニシテ、其価格ノ多少ハ以テ其業況如何ヲ推知スルニ足ルノミナラス、元來該価格ハ都都市邑若クハ一市区内ト雖モ、商況ノ盛衰營業ノ適否如何等ニ因リ自然高低アルモノニシテ、之ヲ課稅ノ標準トセハ營業地方ノ優劣ニ由リ自ラ等差ヲ生シ、大ニ負担ノ平等ヲ保ツコトヲ得ヘシ、是レ本条ノ規定ヲ設クル所以ナリ

第十三条

本条ニ於テ各營業者ノ申告ヲ要スルハ、課稅上納稅義務ノ有無ヲ認ムルノ必要アルニ由ル

第十四条

本税ハ各店舗其他ノ營業場毎ニ之ヲ課スルヲ原則トス、故ニ同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為スモノ、如キモ、其課稅標準ノ異ナルモノハ各別ニ之ヲ課スル勿論ナリト雖モ、其課稅標準ヲ同フスル場合ニ於テハ其税率ノ重キニ就テ計算シ、重複課稅セサランコトヲ要スルニ由ル

第十五条

本税ノ目的ハ營業其者ニ課スルニアリテ、其業況ノ大小等ハ各店舗其他營業場所在地ノ如何ニ依リ其趣ラ異ニスルノミナラス、資本其他ノ計算ニ於テモ之ヲ各別ニ整理スルヲ普通ノ狀況ト為セルヲ以テ、第一項ニ掲タル諸業ニ在

テハ其營業場ノ所在地ニ於テ各別ニ課税スルヲ調査上便宜トスルモ、其他ノ營業ニ至テハ數箇所ノ營業場ヲ有スルニ拘ラス、或ハ其資本ヲ区分セサルノ慣習アルヲ以テ、是等ニ対シテハ合算シテ之ヲ課セサルヲ得ス、然レトモ其資本ヲ区分シタルモノハ第二項ニ掲クル諸業ト雖モ第一項ト同ク各別ニ課スルハ調査上便宜ナルニ由ル

第十六条

營業者申告アルニ当テハ其當否ヲ調査スルノ必要ナルハ勿論ニシテ、資本ノ如キ或ハ登記ノ額ニ照シ其他相当ノ調査ヲ遂ケ、其申告ヲシテ適當ト認ムル所ニ帰着セシメンコトヲ務ムヘシト雖モ、若シ本人ニ於テ之ヲ肯諾セサルモノアルトキハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ算定セサル可ラス、而シテ營業ノ收入ハ其資本ノ多寡ニ応スルヲ常トスルモノナルヲ以テ、收入金額ノ内營業費ヲ控除シタル殘額ノ二十倍、即チ其純收入ニ對シ五朱ノ利潤ニ相当スルモノヲ以テ資本ト定ムルハ一般ノ実況ニ照シ相當トスルニ由ル

第十七条

建物賃貸価格ノ課税ノ標準タルニ適當スルハ第十二条説明ノ通ニシテ、其価格ハ店舗其他營業用ノ建物アル一区域内ノ土地家屋ニ相當スルモノヲ以テ標準ト為スヲ課税上適當トス、又直接營業用ニ供セサルモノト雖モ、其一区域内ニアリテ營業ノ利便ヲ達スルモノハ如キハ、之ヲ包括シテ計算セサレハ業体ノ大小ヲ比例スルニ相伴ハサルヲ以テ、亦之ヲ標準ニ取ラサルヘカラズ、而シテ其借家ナル場合若クハ借家ニアラサルモ近傍ニ借家アルトキハ、其借料ニ照準シテ之レカ賃貸価格ヲ定ムルヲ相當トスト雖モ、若シ近傍ニ照準スベキ借家ナキトキハ更ニ適當ノ方法ヲ以テ其価格ヲ算定セサルヘカラズ、即チ賃貸価格ハ其土地建物原価ノ報酬ニシテ土地家屋ノ時価ニ照準シテ之ヲ定ムルヲ適當トス、若シ營業者ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ、政府モ亦此方法ニ依リテ定ムルコトヲ得ルモノト為サントス、是レ本条ノ規定ヲ設クル所以ナリ、而シテ土地ト家屋ト其時価ニ對スル算出割合ヲ異ナラシメタル所以ハ、

一ハ之ニ投シタル資本ノ利子ヲ得ルヲ以テ足レリトスルモ、他ノ一ハ元資ノ幾分ト之ニ對スル利子トヲ併セテ取得スルコトヲ要シ、實際ニ於テモ亦其慣行ヲ存スルニ由ル

第十八条

本条ニ於テ家族ヲ從業者トシテ計算セサルハ、業務ニ服スル家族ノ多少ハ必スシモ業況ノ如何ニ影響ヲ與フルモノニアラサルニ由ル、而シテ其他ノ者ニ至テハ其名義ノ何タルヲ問ハス、苟モ營業ニ從事スルモノハ總テ從業者トシテ課税ノ標準ニ供セシメントス

第十九条

本条規定ノ要旨ハ課税ノ標準タルヘキ要件ヲシテ成ルヘク適當ヲ保タシメントスルニ在リ、而シテ其適実ヲ期セニハ各号ニ掲クル區別ニ依ルヲ可トスルニ由ル

第二十条

本税ハ第十二条ノ規定ニ依リ年額ヲ定メテ課スルモノナリト雖モ、其營業ノ一箇年ニ満タサルモノニ至テハ月割ヲ以テ計算スルヲ相當トスルニ由ル

第二十一条

本条ニ於テ納期ヲ一期ニ区分シタルハ、民間取引ノ實際上成ルヘク納稅ノ痛苦ヲ感スルコトノ少ナキ期節ニ於テ之ヲ納稅セシメントシ、又一方ニ於テハ國庫需要ノ伸縮ヲ量り、其便宜トスル所ニ從ハントスルニ外ナラス

第二十二条

新ニ營業ヲ開始スルモノニ在リテハ諸般ノ準備整頓セス、從テ營業上ノ取引セ十分ナラサルヲ常トスルモノナルヲ以テ、開業ノ当年ハ營業税ヲ課セシテ翌年ヨリ之ヲ徵收スルヲ相當トス、就中第二項ニ掲クル營業ノ如キハ開業

ニ先シテ建築物ヲ始メ機械其他固定資本ノ設備ヲ要シ、又ヘ将来ヲ期シテ營業ヲ開始スル等數年間ヘ其目的トスル所ノ取引十分ニ發達セサルヲ普通ノ状態ト為セルモノナルヲ以テ、是等ニ対シテハ尚三箇年ヲ経て後本税ヲ徵収スルヲ穩当トス、而シテ第三項ニ掲クルモノ、如キモ亦前述ノ理由アルモノナルヲ以テ、前二項ニ準拠スルコトヲ得セシメントス

第二十三条

營業ノ相続譲渡其他營業ヲ継続スルモノニ在テハ、前条説明ノ理由ヲ存セサルハ勿論ニシテ、直ニ其開業ノ月ヨリ本税ヲ徵収スルヲ当然トス、又同一ノ場所ニ於テ再ヒ同一ノ營業ヲ開始スルモノ、如キハ、其寛前ノ營業ヲ継続スルニ外ナラサルノミナラズ、開廃業ニ托シテ巧ミニ遁脱ヲ謀ルノ弊ヲ生セントスルノ恐レアルヲ以テ、之ヲ取締ノ方法ヲ設ケサル可ラズ、然レトモ其相続等ヲ為ス場合ニ於テ前營業者ノ前条期間中ニアルモノニ於テハ、其期間ノ利益ヘ後ノ營業者ニ及フモノト為スヲ穩當トスルニ由ル

第二十四条

納稅義務者ノ変更ヲ知ルハ課稅上固ヨリ必要ナルヲ以テ、其事実アリタルトキ之カ届出ノ手続ハ施行細則ヲ以テ、之ヲ規定スヘシト雖モ、此場合ニ於テ何人ヨリ該年ノ稅金ヲ徵收スヘキヤハ予メ一定シ置カサルヘカラズ、是レ此規定ヲ要スル所以ナリ

第二十五条

第二十六条
政府ニ於テ資本金額又ハ建物賃貸価格ヲ算定シタルトキ、之ヲ營業者ニ知得セシムルノ必要ナルハ言ラ俟タス、而シテ其通告ニ対シ營業者ニ於テ異議アルトキ、之ヲ申立シルノ余地ヲ与ヘサルヘカラズ、是レ其權利ヲ保護スルト

共ニ主任官吏ノ懷疑ヲ促シ苟クモ不正当ノ所置ナカラシメントヲ期スルニ在リ、然レトモ當該官吏ニ於テ一旦適當ト認メ之ヲ算定シタル以上ハ、其反対ノ証明ヲ得ルニ至ル迄ハ行政処分ノ進行ヲ停止スヘキニアラズ、故ニ仮令異議ノ申立アル場合ト雖モ政府ハ徵收上毫モ妨ケフ受クルコト無カラシメントスルニ由ル

第二十七条

第二十八条

政府ノ算定ニ対シ營業者ヨリ異議ノ申立アルトキ、資本金額ニ付テハ政府ニ於テ更ニ審査シテ定ムヘキモノトナシタルハ、收入金額營業費等ノ調査其他算定上必スシモ懷疑ナキヲ保シ難キニ由ル、又建物賃貸価格ニ關シ評価ヲ以テ之ヲ定ムルコトヘ為シ、且其評価人ノ選定ヲ政府ト本人トニ於テセルモノト為セルハ、專ラ公平ヲ維持セントスルニ由ル、而シテ其費用ヲ本人ノ負担ト定メタルハ其異議ノ申立ニ原因スル費用ナルヲ以テ、之ヲ本人ニ負担セシムルヲ當然トスルニ外ナラズ

第二十九条

本税ハ第十九条ノ規定ニ依リ成ルヘク其届出當時ノ実況若クハ之ニ接近シタル年度ノ額ヲ以テ課稅ノ標準ト為シ、該年内ニ於テ其標準タルヘキ要件ニ多少ノ増減ヲ生スルモ、確定稅額ハ容易ニ之ヲ改算セシメサルニ在リト雖モ、其減少ノ半額以上ニ達シタル場合ノ如キハ、其稅額ヲ輕減シテ相当ノ義務ヲ負担セシムルニ非サレハ過酷ニ失スルノ嫌アルヲ以テ、本条第一項ニ之カ規定ヲ設ケントス、本項ノ申出アル場合ハ概ニ天災事變等予期スヘカラサル災害ノ為メ生スルモノニシテ、政府ハ其申出ヲ相當ナリト認ムルモ全ク廢止セサル限りハ翌年ニ至ラサレハ確實ノ算定ヲ得難キモノニ付稅額確定セス、故ニ納期ニ際スルトキハ之方猶予ノ余地ヲ与ヘ以テ其適用ヲ完カラシメントス

第三十条

第三十一条

當業者ノ申告ニシテ不当ト認ムルモノ又ハ第一条ニ掲タル當業者納稅義務ノ如何ヲ定ムルニハ、政府ハ其業況ヲ調査スルノ必要アルヲ以テ、總テノ當業者ヲシテ予メ帳簿ヲ備ヘ取引上一切ノ事実ヲ記載シ督カシメサルヘカラス、而シテ其調査ノ必要アル場合ニ於テハ收稅官吏ハ當業者ノ家宅ニ臨ミ帳簿等ヲ検査シ、若クハ當業者ニ尋問スル等ノ自由ヲ有セスンハアル可カラス、即チ本稅施行上ノ取締三闕シ本條規定ノ必要アルニ由ル

第三十二条

本法施行上此制裁アルヲ必要トスルニ由ル

第三十三条

稅法違犯者ニ対スル所罰ハ固ヨリ普通法ト其目的ヲ異ニスルラ以テ、他ノ稅法ト同ク此除外例ヲ設クル必要アルニ由ル

第三十四条

本稅ヲ負担スル當業者ニ対シ本稅十分ノ二ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得セシメタルハ、此稅法施行ノ為メ府県ハ其財源ヲ失フニ至ルヘキヲ以テナリ、又附加稅ノ外、府県稅又ハ地方稅ヲ課スルコトヲ許サヘルハ各地方区々ノ弊ヲ生セントスルノ恐レアルニ由ル

第三十五条

別ニ説明ヲ附セス

第三十六条

本法施行ニ付テハ、從來地方稅ヲ課シタル當業ニ対シ重複ノ課稅ヲ避ケン為メ此除外例ヲ設クル必要アルニ由ル

(國立公文書館所蔵「公文類聚」第20編卷19)

4、明治29年3月 営業稅法の公布

朕、帝国議会ノ協賛ヲ經タル營業稅法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣臨時代理

枢密院議長伯爵 黒田清隆
大藏大臣子爵 渡辺國武

明治二十九年三月二十七日

法律第三十三号(官報三月二十八日)

營業稅法

第一条 左ニ掲タル當業ヲ為ス者ニハ營業稅ヲ課ス

一 物品販賣業

一 銀行業

一 保險業

一 金錢貸付業

一 物品貸付業

一 製造業

一 運送業	
一 倉庫業	
一 運河業	
一 桟橋業	
一 船運業	
一 船舶碇繩場業	
一 貨物陸揚場業	
一 土木請負業	
一 労力請負業	
一 印刷業	
一 寫真業	
一 席筵業	
一 旅人宿業	
一 料理店業	
一 公ナル周旋業	
一 代弁業	
一 仲立業	
一 仲買業	
四 魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販売スル者	
五 動植物其ノ他普通ニ物品ト称セサルモノヲ販売スル者	
一 簡年ノ売上金額千円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セズ	
第三条 営業者其ノ製造場区域内ニ於テ製造品ヲ販売シ、及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣業ヲ為スモ物品販売業トセス	
第四条 営業税ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ、一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貨物ノ卸賣業ヲ為スモ物品普通ニ物品ト称セサルモノノ貸付ラ為スモ亦同シ	
資本金額五百円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セズ	
第四条 営業税ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工労役者ヲ使役シテ物品ヲ製造シ、又ハ物品製造ノ一部助成スル者ヲ謂フ	
瓦斯電氣ノ供給ラ為ス者及器械、器械ノ修理ラ為シ、又ハ穀物ヲ精白搗碎シ、又ハ染物、洗濯ヲ為ス者ハ前項製造業ト見做ス	

資本金額五百円未満ノ者又ハ職工労役者ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業税ヲ課セス

第五条 運賃又ハ手数料ヲ受ケテ旅客貨物ノ運送ヲ為シ、又ハ其ノ取扱ヲ為ス者ヲ運送業トシテ營業税ヲ課ス、但シ雇人二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業税ヲ課セス

第六条 食糧ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ、倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ヲ食糧業トシテ營業税ヲ課ス

第七条 印刷業、写真業ニシテ職工雇人ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者、及土木諸負業、労力諸負業ニシテ請負金額一箇年千円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セス

第八条 貸料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ、客室又ハ集会場ヲ貸ス者ヲ貸席業トシテ營業税ヲ課ス、但シ建物賃貸価格五十円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セス

第九条 営業税ヲ課スヘキ旅人宿業ハ、飲食物ヲ供スルト否ト三拘ラス旅客ヲ宿泊セシメ又ハ人ヲ寄宿セシメ、雇人三人以上ヲ使用スル者トス、但シ木錢宿ニハ營業税ヲ課セス

第十条 営業税ヲ課スヘキ料理店業ハ雇人三人以上ヲ使用シ密室ヲ設ケテ飲食物ヲ販売スル者トス

第十二条 左ニ掲タル営業ニハ營業税ヲ課セス

一 政府ヨリ發行スル印紙、切手類ノ売捌

二 自己ノ採掘又ハ採取シタル鉱物ノ販売

三 度量衡ノ製作、修繕、販売

第十二条 営業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之賦課ス

業 名	課税標準	稅 率
物 品 販 売 業	売上金額	卸売ハ万分ノ五 小売ハ万分ノ十五
銀行業、保険業、金銭貸付業	資本金額	千分ノ四十
付業、物品貸付業	建物賃貸価格	千分ノ四十
從業者	從業者	一人每ニ金一円
倉 庫 業	資本金額	千分ノ二
從業者	建物賃貸価格	千分ノ二十
從業者	資本金額	千分ノ一半
從業者	建物賃貸価格	千分ノ四十
從業者	資本金額	一人每ニ金一円
從業者ノ内職工労役者	千分ノ二半	一人每ニ金三十錢
製造業、印刷業、写真業	資本金額	一人每ニ金一円
運送業、運河業、栈橋業、船渠業、船舶碇繩場業、陸揚場業	資本金額	一人每ニ金一円
從業者	資本金額	千分ノ二半
從業者	資本金額	一人每ニ金一円
從業者	資本金額	千分ノ二半
從業者	資本金額	一人每ニ金三十錢
從業者	資本金額	一人每ニ金一円

土木請負業、労力請負業

請負金額

千分ノ二

席 貨 業、 料 理 店 業

從業者

一人每ニ金一円

旅 人 宿 業

從業者

千分ノ六十

建 物 貸 借 業

從業者

一人每ニ金一円

建 物 貸 借 格

從業者

千分ノ四十

公 ナ ル 周 旋 業、 代 弃 業、 仲 立 業

從業者

百円每ニ金一円

仲 買 業

從業者

一人每ニ金一円

第十三条 此ノ税法ニ依リ納税義務ヲ有スル營業者ハ、毎年一月三十一日迄三業名及課税標準ヲ詳記シ政府ニ届出シ、但シ新ニ開業シタル者ハ其ノ際本条ノ届出ヲ為スヘシ

營業者營業シタルトキハ其ノ際政府ニ届出ヘシ

第十四条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為スドキハ、第十二条ノ課税標準ニ依リ各別ニ營業税ヲ課ス、但シ課税標準トナルヘキモノヲ共通シテ使用スルトキハ、其ノ一二就テ計算ス、其ノ税率異ナルトキハ重キニ従フ

第十五条 物品販売業、土木請負業、労力請負業、廣賣業、旅人宿業、料理店業、公ナル周旋業、代弃業、仲買業ハ、各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業税ヲ課ス

前項ニ掲ケサル營業ニシテ店舗其ノ他ノ營業場敷箇所アルトキ、其ノ資本ヲ区分シタルモノハ各別ニ營業税ヲ課ス、其ノ資本ヲ区分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス

第十六条 第十三条规定出ヘキ課税標準ハ左ノ区別ニ従ヒ之ヲ計算ス、但シ新ニ開業シタル者ハ予算ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 売上金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル、但シ前年中ニ開業シタルモノハ予算ニ依ル
- 二 資本金及建物賃貸価格ハ前年中ノ平均額ニ依ル
- 三 従業者ハ前年ニ於ケル最多数ノトキニ依ル

資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 营業者ノ申告シタル資本金額ヲ不相当ト認ムルトキハ、政府ハ其ノ營業ノ収入金額ヲ調査シ、相当ノ營業費ヲ控除シ、其ノ残額ノ二十倍ヲ以テ資本金額ヲ算定スルコトヲ得

第十八条 建物賃貸価格ハ店舗其ノ他營業用ノ土地、家屋ノ借料ニ相当スルモノトス、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニアリテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス

借家ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラズ、土地、建物ノ賃借上借主ヨリ貸主ニ支払フモノヲ以テ建物賃貸価格ヲ計算ス

借家ニ非ナル場合ニ於テハ近傍借家ノ借料ニ照準シテ建物賃貸価格ヲ定ム、近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ其ノ土地、家屋ノ時価ヲ各別ニ算定シ、土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ百分ノ十ヲ以テ其ノ賃貸価格ヲ定ム、無償ノ借家ニ付テモ亦同シ

營業者ノ申告シタル賃貸価格ヲ不相当ト認ムルトキハ、政府ハ前項ノ算定方法ニ依リ其ノ賃貸価格ヲ定ムルコトヲ得

第十九条 名義ノ何タルヲ問ハス總ニ營業ニ從事スル者ハ從業者トシテ之ヲ計算ス、但シ營業者ノ家族ヲ除ク

第二十条 営業税ハ年額ヲ二分シ、其ノ年五月、十一月ヲ以テ納期トス、但シ廢業スルトキ未納ノ税金ハ即納トス

第二十一条 新ニ営業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ営業税ヲ徵収ス

左ニ掲タル営業ヲ開始スル者ハ、開業ノ翌年ヨリ尚ニ箇年間其ノ営業税ヲ徵収セス、但シ此ノ税法施行以前ヨリ営

業スル者ニシテ、其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ満タサルトキハ本項ニ準拠スルコトヲ得

銀行業、保険業、倉庫業、製造業、印刷業、運送業、運河業、桟橋業、船渠業、船舶碇繫場業

第二十二条 同一ノ場所ニ於テ六箇月以内ニ前ノ営業者ト同一ノ営業ヲ開始スル者ハ其ノ月ヨリ営業税ヲ徵収ス

第二十三条 営業ヲ継続シ又ハ営業継続ト認ムヘキ事實アルトキハ、納期ニ於テ現ニ営業スル者ヨリ営業税ヲ徵収ス

第二十四条 営業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄営業税ヲ徵収ス、但シ他ニ其ノ営業ヲ継続スル者アルトキハ前条

ニ依ル

第二十五条 第二十二条及第二十三条ノ場合ニ於テ、前ノ営業者第二一条ノ期間内ニアルトキハ、其ノ期間ハ後ノ

営業者ニ及フモトベ

第二十六条 政府ニ於テ営業者ノ申告ヲ不相当ト認メ、資本金額又ハ建物賃貸価格ヲ算定シタルトキハ之ヲ営業者ニ

通知スベシ

第二十七条 前条ノ算定ニ対シ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ申立て再審査ヲ求ムルコトヲ得、

但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ税金ノ徵収ヲ猶予セス

第二十八条 第十八条第三項ノ建物賃貸価格算定ニ付異議ノ申立てアリタルトキハ評価人ヲ定メ之ヲ評価セシム、評価

一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

評価人ハ四人トシ、二人ハ政府ヨリ之ヲ命シ、二人ハ土地建物所在市町村長之ヲ選定ス、但シ費用ハ本人ノ負担ト

ス

前項市町村長ノ職務ハ特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ区長、市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戸長、沖縄県ニ
於テハ役所長之ヲ行フ

第二十九条 左ノ場合ニ於テハ営業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得

一 課税ノ標準タル資本金額、売上金額、諸負金額、報償金額又ハ建物賃貸価格半額以上ヲ減シタルトキ

二 課税ノ標準タル從業者ノ人員、届出人員三分ノ一以下ニ減シタルトキ

第三十条 政府ハ前条ノ申出ニ由リ営業者ノ状況ニ照シ営業税ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ、翌年一月迄税
金ノ徵収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十一条 政府ハ第二十九条ノ申出ニ対シ翌年一月ニ於テ課税標準ヲ査覈シ、左ノ場合ニ該当スルモノアルトキハ
税金ヲ減額スルコトヲ得

一 課税ノ標準タル売上金額、諸負金額、報償金額ハ前々年中ノ総額資本金額、建物賃貸価格ハ前々年中ノ平均額
ノ半額ニ達セサルトキ

二 課税ノ標準タル從業者ノ人員、其ノ最多数ノトキニ於テ届出人員ノ三分ノ一ニ達セサルトキ

課税標準ノ課税最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其ノ割合ヲ以テ税金ヲ徵収ス

第三十二条 第一条ニ掲タル営業者ハ貨物ノ仕入、売上、受入、貸付、回送、從業者ノ人員及営業三関スル金錢ノ出
納ヲ明ニスル為帳簿ヲ備へ営業上一切ノ事実ヲ記載スベシ

第三十三条 収税官吏ハ営業三関スル帳簿、物件ヲ検査シ、又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得

第三十四条 第十三条ノ届出ヲ為ス若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ、又ハ故意ヲ以テ第三十二条ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ、若ハ

虚偽ノ記載ヲ為シタル者ハ、一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ處ス、其ノ脱税シタル者ハ脱税金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス。

第三十五条 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪、減輕、再犯加重、数罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第三十六条 府県ハ此ノ税法ニ依リ、納稅義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ対シ本税十分ノ二以内ノ附加税ヲ課スルコトヲ得、此ノ附加税ノ外府県税又ハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

附 則

第三十七条 此ノ税法ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

第三十八条 明治三十九年度ニ属スル府県税又ハ地方税ハ第三十六条ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラズ

明治二十九年度ニ属スル府県税又ハ地方税ノ賦課ヲ受ケタル業体ニ対スル此ノ税法ノ營業税ハ、明治三十一年ニ限り年額四分ノ三ヲ徵収ス

第三十九条 第二十条五月ノ納期ハ明治三十一年ニ限り七月トス

(法令全書)

5、明治29年7月 營業税法施行規則

朕營業税法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十九年七月二十日

大蔵大臣子爵 渡辺國武

勅令第二百六十九号（官報七月二十一日）

營業税法施行規則

第一条 營業税法第一条ノ營業ヲ為ス者ニシテ、同法第二条以下ノ規程ニ依リ營業税ヲ課セラルヘキ者ハ、其ノ店舗其ノ他ノ營業場所在地ノ地方長官ニ同法第十三条ノ届出ヲ為スヘシ、但シ同法第十五条第三項末段ノ場合ニ於テハ、其ノ主タル店舗其ノ他ノ營業場所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ

左ニ掲タル者ハ同法第十三条第一項但書ニ依リ、開業後十日以内ニ地方長官ニ新規開業ノ届出ヲ為スヘシ

- 一 新二同法第一条ノ營業ヲ開始スル者
- 二 同法第十五条第二項末段ノ場合ニ該当セサル者ニシテ、新二店舗其ノ他ノ營業場ヲ増設スル者
- 三 新二營業ノ種類ヲ增加スル者

第一条 同一人ニシテ數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ニ於テ同種ノ營業ヲ為ストキハ、各店舗其ノ他ノ營業場ニ同一ナルト否トヲ問ハス、營業ノ種類並ニ各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ区分シテ營業税法第十二条ノ課税標準ヲ計算スヘシ、但シ課税標準トナルヘキモノヲ數種ノ營業ニ共通シテ使用スル場合ニ於テハ、税率ノ最重キ營業、税率等シキハ其ノ重ナル營業ノ一方ニ其ノ課税標準ヲ計算スヘシ

第三条 同一人ニシテ數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ニ於テ同種ノ營業ヲ為ストキハ、各店舗其ノ他ノ營業場ニ同一ナルト否トヲ問ハスヘシ

第四条 營業税法第十五条第二項末段ニ依リ、數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ合セテ營業税ヲ課セラルヘキ場合ニ於テハ、總テノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ通シテ同法第十二条ノ課税標準ヲ計算スヘシ

第五条 株式会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル払込株式金額及名義ノ何タルヲ問

ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第六条 合資会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル登記済出資金額及名義ノ何タルヲ問

ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第七条 合名会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル總社員ノ出資額及名義ノ何タルヲ問

ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

前項總社員ノ出資額中労力ノ出資アルトキハ、其ノ価格ハ会社契約ニ定メタル価額ニ依ル、但シ会社契約ニ其ノ労

力ノ価額ヲ定メサルトキハ、各社員損益共分ノ割合ニ従ヒ之ヲ算定スルモノトス

第八条 一個人ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、他ヨリ借入レタルト否トヲ聞ハス、前年中各月末ニ於ケル固

定資本及遅延資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

前項固定資本ハ直接ニ營業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船舶、諸器具、器械ノ価格ヲ計算ス、其ノ価格ハ時
価相当ノ見積金額ヲ依ル

第九条 課税標準額ヲ予算スルトキハ届出當時ノ実況ニ依リ、尚未過去将来ノ形情ヲ斟酌シテ之ヲ算出スヘシ

第十条 営業税法第十七条ニ依リ控除スヘキ營業費ハ、營業上直接ニ必要ト認ムヘキ費用ニ就テ算定スヘシ

第十二条 営業税法第十八条第二項ノ場合ニ於テ、借地料借家料ヲ支払フニ金錢ニアラサル物品ヲ以テスルトキハ、

其ノ物品ノ時価ニ依リ之ヲ定ムヘシ

營業者借地中ニ於テ自己ノ建物ヲ所有スルトキハ、其ノ土地ハ營業税法第十八条第二項ニ依リ、建物ハ同条第三項ニ

依リ其ノ賃貸価格ヲ計算スヘシ

營業者借家中ニ於テ其ノ建物ノ一部分ヲ所有スルトキハ、自己所有ノ部分ハ營業税法第十八条第三項ニ依リ其ノ建

物賃貸価格ヲ計算スヘシ、建物中雜作全部ヲ借主ニ於テ所有スルトキ亦同シ

第十二条 従業者ハ營業主ヲ始メ店舗其ノ他ノ營業場ニ居住スルト否ト、使役ノ常時タルト臨時タルトヲ問ハス、總
テ直接ニ營業ニ從事スル者ヲ計算スヘシ、但シ營業主ト同一戸籍内ニ在ル者ハ計算セス

第十三条 相続譲渡其ノ他原因ノ何タルヲ問ハス、營業ヲ繼續スル者ハ其ノ繼續後十日以内ニ地方長官ニ其ノ旨ヲ届
出ヘシ

第十四条 営業者住所氏名ヲ変更シ又ハ店舗其ノ他ノ營業場ヲ移転シタルトキハ、十日以内ニ地方長官ニ其ノ旨ヲ届
出ヘシ、其ノ移転他ノ管轄地方ニ涉ルトキハ双方ニ届出ヘシ

第十五条 営業税法第十五条第二項末段ニ該当スル場合ニシテ、店舗其ノ他ノ營業場ヲ増設シタル者ハ、其ノ増設後
十日以内ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヘシ

第十六条 地方長官ハ營業者ノ申告ヲ相当ト認ムルトキハ、營業税法第十二条ノ税率ニ従ヒ其ノ營業税ヲ賦課スヘシ
營業者ノ申告ナキトキハ、地方長官ハ營業税法第十六条ノ算定方法ニ依リ其ノ課税標準ヲ計算シ其ノ營業税ヲ賦課
スヘシ

第十七条 地方長官營業者ノ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ、營業税法第十二条ノ税率ニ従ヒ其ノ計算書ヲ添へ
之ヲ營業者ニ通知スヘシ

第十八条 前条ノ算定ニ對シ異議アル者再審査ヲ求メントスルトキハ、其ノ理由ヲ詳記シ營業税法第二十七条ノ期限
内ニ地方長官ニ申出ヘシ

第十九条 地方長官ハ資本金額再審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、更ニ營業者ノ提出シタル理由書ニ拵リ当初ノ算定ヲ
再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立て人ニ通知スヘシ

第二十一条 地方長官ハ建物賃貸価格再審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、其ノ旨ヲ土地建物所在地ノ市町村長ニ通知シ、評価人ヲ選定セシメ、同時ニ政府ヨリ命スヘキ評価人ヲ選定スヘシ

第二十二条 評価人ハ満二十歳以上ノ男子ニ就テ選定スヘシ、但シ異議申立人ノ親族其ノ他當該事件ニ利害ノ関係ヲ有スル者及治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ之ヲ選定スルコトヲ得ス

土地建物ノ數市町村ニ在リテ其ノ賃貸価格ヲ合算スル場合ニ於テハ、其ノ所在市町村毎ニ評価人ヲ選定スヘシ

第二十三条 評価人定リタルトキハ地方長官ハ場所期日ヲ定メ評価人ヲ会合シ、其ノ評価ヲ急サシムヘシ

評価人評価ヲ終リタルトキハ直三評価書ヲ作り、評価金額並ニ其ノ理由ヲ記載シ地方長官ニ提出スヘシ

地方長官ハ前項評価書ニ依リ建物賃貸価格ヲ定メ、其ノ決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

第二十四条 営業税法第十五条第二項末段ニ該当スル場合ニ於テ、営業者數箇ノ店舗其ノ他ノ営業場ヲ有シ其ノ管轄地方ヲ異ニスルトキハ、其ノ資本金額・建物賃貸価格ノ算定審査ニ關スル事務ハ其ノ主タル店舗其ノ他ノ営業場所在地ノ地方長官之ヲ為スヘシ、但シ建物賃貸価格ノ評価ニ關スル事務ハ之ヲ土地建物所在地ノ地方長官ニ嘱託スヘシ

第二十五条 前条評価人ノ手当ハ每事件一人金一円五十銭トシ、評価人集会ノ費用ハ会場借料並ニ会場雜費ニ限ル

第二十六条 営業者ヨリ営業税法第二十九条ノ申出アリタルトキハ、地方長官ハ課税標準額算定ノ方法ニ依リ其ノ年営業ノ実況ヲ調査シ、同法第三十一条第一号又ハ同条第一号ニ該当スルトキハ其ノ課税標準額ノ全部ヲ改算スヘシ

第二十七条 営業者店舗其ノ他ノ営業場外ニ居住シ又ハ旅行シ店舗其ノ他ノ営業場ニ不在ナルトキハ、営業税ニ關スル事項ヲ處理セシムル為ニ納稅管理人ヲ定メ地方長官ニ届出スヘシ

第二十八条 営業税法第三十三条三依リ收稅官吏営業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ、地方長官ノ検査章ヲ其ノ営業者ニ示スヘシ

附 則

第二十九条 営業税法第二十一條第二項但書ニ該当スル営業者ハ、同法第十三條ノ届書ニ要スル事項ヲ詳記シタル書類ヲ添ヘ、明治三十年一月三十一日迄ニ地方長官ニ其ノ開業年月日ヲ届出スヘシ

(法令全書)

6、明治29年7月 営業税法施行上取扱方

発送 明治廿九年八月六日 発議 明治廿九年八月四日

収稅部長代印 段稅課長印

左接相伺

營業税法施行上取扱方、別紙写之通其筋ノ内訓有之候条、此旨心得ラルヘシ

右内副ス

各收稅署長宛

收稅長

營業稅法施行上取扱方左之通心得ヘシ

第一条 営業稅法ニ於ケル營業ノ種類ハ稅法第一條ニ掲ケタル区分ニ依リ類別スルモノトス、但稅法第二十二條ニ於テ同一ノ營業ト称スルハ、營業ノ種類ニ依フス營業実体ノ符合スルモノニ限ル

第二条 各種營業ノ類別ハ名義ノ如何ニ拘ハラス其性質ニ依テ判定スヘシ、性質不明ナルモノハ其重ナル点ニ就キ之ヲ判定シ、仍其類別ニ入ラサルモノハ強チ類推スルヲ要セス

第三条 各種ノ營業ニ營業稅ヲ課スルニハ店舗其他ノ設備アルモノニ止メ、一定ノ場所ヲ有セシテ隨時業務ヲ行フ者ノ如キハ課稅ノ範囲外トシテ取扱フヘシ

第四条 農業漁業其他ノ採収業ニシテ、其就業区域内又ハ市場ニ於テ収穫品又ハ製造品ヲ販売スルモノ、如キハ營業稅ヲ課スヘキモノニ非ス、但別個ノ売場ヲ設ケタルモノハ物品販賣業ト為シ、又ハ製造ノ為メ一定ノ建築物等ヲ有シ相当ノ設備ヲ為シタルモノハ製造業ト為スヘシ

第五条 小売店ヲ開キ物品販売ヲ為スモノ、其同一建物内又ハ附屬建物内ニ於テ物品ノ製作ヲナスモ、独立ノ製造場ト認メ難キモノハ澤テ物品販賣業トシテ取扱フヘシ

第六条 公ナル營業場ヲ設ケ物件ノ売買借貸、男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等、他人ノ依頼ニ応シ媒介取次用并ヲ為スノ類ヲ周旋業トシ、代理店其他ノ名義ヲ以テ他人ノ商取引ヲ代理スルモノヲ代弁業トシ、取引所其他ノ場所ニ於テ他人間ノ商取引ヲ媒介スルモノヲ仲介業トシ、問屋受託販売其他ノ名称ヲ以テ自己ノ名義ニテ他人ノ為ニ商取引ヲ為スモノヲ仲賣業トス

第七条 資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル現在価格ヲ合計シ、其月数ヲ以テ之ヲ除シ其平均額ヲ求ム

第八条 会社ノ積立金額其他積立金ノ性質ヲ有スル資產金額ハ大約左ノ種類ヲ含ム

一 積立金又ハ準備金ノ名稱ヲ付スルモノ

二 積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ変シタルモノ

三 営業費其他何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス、營業上ノ利益ト認ムヘキ収入ヲ以テ支弁シタル固定資本

四 繰越金其他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦残額ヲ翌年度ニ繰入ルモノ

第九条 営業上直接ニ必要ナリト認ムヘキ營業費ハ、大凡ノ物品ノ仕入保存費、雇人給料、職工労役者ノ賃金、運搬荷造費、營業用建物賃貸価格、固定資本ノ維持修理費、營業主及其家族ノ營業ニ從事スル者ノ給料ニ相当スルモノ、其他業体ニ從ヒ營業ヲ為スタメニ支出ヲ要スルモノヲ以テ自安トスヘシ

第十条 建物賃貸価格ハ一年ニ満タサルトキハ前年中ニ於テ實際使用シタル各月ノ賃貸価格ヲ合計シ、其月数ヲ以テ之ヲ除シニ十二乗シタルモノヲ以テ平均額トス

第十一条 建物賃貸価格ヲ不当ト認ムヘキ場合、大約左ノ如シ

一 貸貸契約ヲ以テ定メタル借料普通ノ価格以下ニシテ其理由判然ナラス、申告以外ニ報償ヲ受クルノ疑アルトキ

二 故ラニ金錢以外時価ノ低キ物品ヲ以テ支払ノ契約ヲ為シ、価格ヲ低クスルノ疑アルトキ

三 照準トナシタル借家又ハ借地ヲ不当ナリト認ムルトキ

四 土地家屋ノ時価不当ナリト認ムルトキ

第十二条 従業者中職工ハ職人工女ノ類ニシテ專ラ製作ノ勞ニ服スルモノ、労役者ハ一般ノ力役ニ服スルモノトス

第十三条 営業主ニ於テ労力ノ必要アルニ際シ労力請負者ヨリ供給シタル労力者ノ如キ、個人ノ関係ナク单ニ労力ノ量ヲ使用スルニ止ルモノ、又ハ船車等ヲ雇入ルトキ、其船車等ニ附屬スル労力者ノ類ハ從業者ニ包含セス、

第十四条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為シ營業稅法ノ課稅ヲ受ケサル營業ヲ兼マル場合ニ於テ、課稅標準共通ニシテ
區別シ難キトキハ其課稅ヲ為スヘキ營業ノ分ニ計算スヘシ

第十五条 同一人ニシテ數個所ノ店舗其他ノ營業場ニ於テ同一ノ營業ヲ為スモノ、營業稅法ノ施行セラレサル地方ニ

店舗其他ノ營業場ヲ有シ資本ヲ區別セサルトキハ、其資本金額ハ總額ニ就テ計算スヘシ

第十六条 稅法第二十二条ノ場合ニ於テハ予算ニ依リ一ヶ年ノ營業稅額ヲ算定シ、之レヲ十二分シテ得タル金額ニ營

業ノ月數ヲ乘シテ其年ノ課稅額ヲ定ムヘシ

前項稅金ハ之ヲ二分シ各納期ニ於テ之ヲ徵收スヘシ、開業ノ納期後ニ在ルモノハ其際之ヲ徵收スルモノトス

第十七条 営業者他ノ管轄地方ニ移転スルモノアルトキハ、前官厅ハ後ノ官厅ニ其營業者ニ關スル事務ノ引継ニ為シ
徵稅上欠漏ナキヨトニ注意スヘシ

第十九条 営業者數個ノ營業場ヲ有シ、其管轄地方ヲ異ニスル場合ニ於テ稅法第十五条末段ニ該當スルトキハ、其重
ナル營業場所在地ニ於テ營業稅ノ賦課徵收ヲ為スヘキカ故ニ、其他ノ營業場所在地ノ官厅ハ常ニ營業上視察シタル
事項ヲ重ナル營業場所在地ノ官厅ニ通報スヘシ

右内附ス

明治二十九年七月三十一日

大藏大臣子爵 渡辺國武

(昭54年7月31日)

仙台 2120

7、明治29年11月 商業會議所連合会の營業稅法改正意見

營業稅法改正意見

第一 営業稅法ノ欠点

凡ソ稅法ヲ制定スルニ方リテ注意スヘキ第一要義ハ、課稅方法ノ簡明ニシテ而カモ公平ヲ失ハサルニアリ、苟クモ課
稅方法ニシテ煩雜ニ失スルアラン乎、独リ多額ノ徵稅費ヲ要スルノミナラス納稅者ハ為メニ非常ノ苦痛ヲ感シ、其結果
ニ負担ノ公平ヲ失クニ至ルハ免ルヘカラサルノ理致ナリ、謹テ明治二十九年法律第三十三号營業稅法ヲ按スルニ、
課稅方法甚ダ煩雜ニシテ加フルニ稅額ノ負担亦公平ヲ失サルモノアリ、諸フ者ミニ其然ル所以ヲ開陳ゼン
其一 営業稅法ハ建物貨貸價格ヲ以テ課稅標準ノ一ニ定メラレタリト雖モ、建物ノ大小及其貨貸價格ノ多寡ハ甚シ
ク取利ノ大小多寡ニ反シ、之ヲ例セハ銀行業・保險業等ハ矮小ノ家屋ニ於テ其業ヲ營ムモ莫大ノ利益ヲ収メ得ヘタ
之ニ反シ製造業・販賣業等ハ建物ノ手広ナルニ似ス收ムル所ノ利益僅少ナルモノアリ、何トナレハ其營業ノ状態ニ
異ナル所アレハナリ、然ルニ等シク課稅標準トシテ之ニ課スル三千分ノ四十ノ稅率ヲ以テセントス、安ソソ其結果
ノ公平ナルヲ得ンヤ、況ヤ建物貨貸價格其物ニ至テモ公平ニ之ヲ定ムルヘ到底望ムヘカラサル事ナルニ於テオヤ、
是ノ如キモノヲ以テ課稅ノ標準ト為スヘ課稅上徒ニ煩雜ノ手數ヲ増スニ過キサルナリ

其二 営業稅法ハ又從業者ヲ以テ課稅標準ノ一二定メラレタリト雖モ、營業ノ種類ニ依リテハ從業者ノ員数一定セ
シシテ隨時増減スルモノ少カラス、是ノ如キモノ以テ課稅ノ標準ト為スハ亦只課稅上煩雜ノ手數ヲ増スニ過キス、
殊ニ本法ニ於テ名義ノ何タルヲ問ハス商業ニ從事スルモノハ總テ從業者ト定メ、商家ノ丁稚、製造家ノ徒弟ノ如キ
ニ至ルマテ悉ク從業者トシテ計算スヘキモノトセシ如キハ、酷ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス、何トナレハ商家

ノ丁稚・製造家ノ徒弟ノ如キ、多クハ将来其業ニ当ランコトヲ欲シテ本業ヲ見習ハシカ為メニ寄食スルモノナレハ、仮令其名ハ被傭者ナルモ其実ハ決シテ普通ノ被傭者ト同一視スヘキモノニアラサレハナリ、固ヨリ従業者ハ課税ノ標準タルニ止リ、直接其頭上ニ負担ヲ受ケルニ非スト雖モ、已ニ課税ノ標準ト為ス以上ハ傭主ハ勉メテ其員数ヲ減セントスルハ免カルヘカラサル情勢ニシテ、其余繩ノ及フ所啻ニ由来ノ慣習ヲ破り子弟ヲシテ發達ノ途ヲ失ハシムノミナラス、延テ商工業ノ振興ヲ妨クル媒介タルカ如キコトナキヲ必セサルナリ

其三 営業税法ハマ資本金額ヲ以テ課税標準ノ一二定メラレタリト雖モ、資本金額ノ多寡ハ必シモ収利ノ多寡ト比例セサルノミナラス、一個人力営業ニ対シテ放下スル運転資本ノ如キハ到底其額ヲ知ルニ由ナキモノナリ、独リ運転資本ノ知リ難キニ止ラス、固定資本ニ変形シタルモノニ至リテモ家屋ノ規模其揆ヲニセス、器械ノ品種其目ヲ同フセス、一々之ヲ打算シテ以テ資本總額ノ幾許ナルヤヲ知ルコト、豈容易ノ業ナリトセンヤ、是ノ如キモノヲ以テ課税ノ標準ト為スハ、是亦徒ニ課税上ノ手数ヲ増スニ過キサルナリ

其四 営業税法ハ物品販売業ノ売上金額ヲ卸売小売ノ二分チテ、其税率ヲ卸売ハ万分ノ五、小売ハ万分ノ十五ト定メラレタリ、卸売ハ小売ニ比スレハ概シテ薄利ナルヲ常トスルカ故ニ、之ヲ区分シテ税率ニ等差ヲ設ケシハ一見公平ヲ得タルカ如シト雖モ、是只法文上ニ於テ公平ノ述ヲ示スニ過キス、其實際ニ至テハ二者ノ区分甚タ曖昧ニシテ之ヲ識別スルニ由ナキモノナリ、蓋シ單純ニ考フレハ営業者ニ対シ販売スルモノヲ卸売ト云ヒ、消費者ニ販売スルモノヲ小売ト云フカ如クナルモ、営業者ニ販売スル者其量必シモ多キニ非ス、消費者ニ販売スルモノノ其量必スシモ少キニ限ラス、而シテ店頭日々ノ顧客ニ就キ其果シテ営業者ナルヤ、將夕消費者ナルヤヲ吟味スルカ如キハ到底為シ能ハサル事タリ、然ラハ何ニ縁テ容易ニ卸売ト小売トヲ区分シ得ンヤ、要スルニ卸売ト小売トハ對手ノ営業者ナルト消費者ナルトノ区分ヲ識別スルニ由ナク、又其商高ノ多寡ノミヲ以テ区分シ得ヘキニ非サレハ、之ヲ法文

ニ規定シ得ヘキ程ノ明確ナル限界ヲ踏出ス能ハサル者ナリ、夫レニ者ノ区分是ノ如ク曖昧ナルニ拘ラス、其税率ニ於テ一ト三トノ大差アリトセハ、實施ノ日ニ至テ幾多ノ紛擾ヲ齎サヘラントスルモ皆得ヘケンヤ、其法文上ニ於テ公平ノ述ヲ示シタルノ適マ、以テ不公平ヲ生スルノ因タラスンハアラサルナリ

以上ハ則チ営業税法中最モ著シキ欠点ナリト信ス、不幸現法ノ如クニシテ實施セラルヘアラハ、收稅官ト納稅者トヲシテ煩雜ニ堪ヘサランムルノミナラス、延テ商工業ノ発達ヲ害スルニ至ルヘシ、是本稅法ノ改正ヲ必要トスル所以ナリ

第一 営業税法改正ノ要領

営業税法ノ改正セサルヘカラサル所以ハ以上開陳スル所ノ如シ、然ラハ如何ニ之ヲ改正スヘキ乎、要スルニ課税方法ノ簡明ニシテ而カモ公平ヲ失ハサルヲ以テ帰宿ト為サヘルヘカラス

其一 一個人ノ営業ニ対シテハ左ノ標準ニ依リ相当ノ課税ヲ為ス事

- (一) 物品販売業
右ハ売上金額(卸売ト小売トヲ問ハス)ヲ課税標準ト為ス事
- (二) 銀行業

- (三) 金錢貸付業
右ハ貸付金額ヲ課税標準ト為ス事

四 保険業 物品貸付業 製造業 印刷業 写真業 倉庫業 運送業 運河業 株券業 船渠業 船舶碇泊場業
貨物陸揚場業 席貸業 料理店業 旅人宿業

右ハ収入金額ヲ課税標準ト為ス事（本号ニ列記スル營業ハ、其課税標準同一ナルモ、其税率ニ至リテハ彼此適宜ニ差異ヲ付スルヲ要ス、以下各号亦同シ）

四 土木請負業 労力請負業

右ハ受負金額ヲ課税標準ト為ス事

五 公ナル周旋業 代弁業 仲立業 仲賣業

右ハ報償金額ヲ課税標準ト為ス事

前記ノ如ク營業税法ヲ改正スルニ於テハ、實ニ課税上煩雜ノ手數ト無益ノ経費トヲ省キ得ヘキノミナフス、課税標準複雜ナラサルカ故ニ、其稅額ノ苛虐ナラサル限りハ營業者ヲシテ非常ノ苦痛ト煩勞トヲ感セシムルカ如キ患ヒナキヲ得ヘシ

其二 会社組織ヲ以テスル營業ハ、其利益金ヲ課税標準ト為ス事

本來當營業税ヲ公平ニ賦課セント欲セバ、課税ノ標準ヲ營業所得即チ利益ニ求ムルヨリ善キハナシ、只營業利益ナルモノハ容易ニ之ヲ知ルニ由ナク、強テ之ヲ知ラント欲スレハ幾多煩雜ナル手數ヲ要スヘキニ依リ、已ムラ得ス他ニ課税標準ヲ求ムルニ外ナラズ、然ルニ会社組織ノ營業ニ在テハ株式会社ハ勿論、他ノ合資・合名会社ト雖モ一個人ニ比スレハ其所得ヲ知ルコト頗ル容易ナルモノアリ、何ソ故ラニ幾多煩雜ナル手數ヲナシテ、結局不公平ノ課税ヲ為スニ畢ルノ要アランヤ、是会社組織ヲ以テスル營業ニ対シテハ課税方法ヲ異ニセントスル所以ナリ

其三 稅額ハ相當ノ輕減ヲ為ス事

改正意見ハ税額ニ就テハ細目ニ涉リテ按ヲ具セスト雖モ、其程度ハ全体ニ於テ現法ニ比シ之ヲ輕減スルヲ至当ナリトス、聞クカ如クンハ現法ハ一年七百五拾余万円ヲ徵收シ得ヘキ目的ヲ以テ定メラレタリト、府県從來ノ地方税中ヨリ

國庫ニ移ルヘキ營業税ハ概算二百九万円ナリト云フニ、一躍之ヲ増シテ七百五拾余万円ト為サントス、其增加ノ急激ニシテ負担ノ過重ナルヤ知ルヘキナリ、國家前途ノ經營ニ要スル費用ハ國民ノ本分固ヨリ之ヲ負担セサルヘカラスト雖モ、其負担スル所ハ國民全般ニ通シテ彼此權衡ヲ失フカ如キコトナキヲ要ス、戰後多費ヲ要スルノ故ヲ以テ特リ商工業者ヲシテ是ノ如キ非常ノ増税ヲ負担セシメントスルカ如キハ、決シテ權衡ヲ得タリト謂フヘカラサルナリ、況ヤ急激ノ変動ハ經濟上最忌ムヘキ所ニシテ、稅源ヲ涸渴セシメサルハ課税上ノ要義ナルオヤ、我商工業者ハ徒ニ自己ノ納稅額ヲ輕減セラレントヲ望ム者ニ非サルモ、國民ノ本分トシテ負担スル所ハ著シキ懸隔ナカラシムルコト、國家經濟ヲ變理スル所以ノ本道ナリト信ス、故ニ營業税法ヲ前記ノ如ク改正スルニ當リテハ、稅額ニ相當ノ輕減ヲ為シ、商工業者ヲシテ負担ノ偏重ヲ感ゼシムルコトナキヲ希望スルモノナリ

以上ハ、則チ營業税法改正ヲ希望スルニ就テノ大体ノ意見ナリ、大綱已ニ擧カレハ細目從テ張ルヲ常トス、故ニ稅法ニ規定セラルヘキ条項ニ至テハ敢テ茲ニ繋述セス

〔明治二十九年十一月開設 臨時商業會議所連合会報告〕〔本邦商業會議所資料〕

8、明治29年12月 営業税顧問員人選方内訓

熊第五一号

營業税調査手続ニ依ル顧問員ハ、各營業者納稅資格ノ有無及課税標準ノ適否、其他諸般ノ詰問ニ応セシムルモノナレハ、地方万般ノ情況ニ通曉スルハ勿論、至正至当ノ人物ヲ得ルニアラサレハ其目的ヲ達スル能ハサルヘシ、若シ親疎ニ依リ偏頗ノ動作ヲナスカ如キ事実アラハ、独リ稅務機關ノ体面ヲ穢スノミナラズ、為ニ民情ヲ傷フニ至ル、亦知

ルへカラス、苟モ其局ニ当ルモノハ深ク其人物ノ選択ニ注意スルヲ要ス
顧問員ニ対スル報酬金ノ支給方法ハ手當口頭謝金等、其時宜ニ依ルヲ得テ名義ノ一定ヲ要セスト雖トモ、彼レニ厚ク
此ニ薄キノ感想ヲ起サシメサル様注要ヲ要ス

右内訳ス

明治二十九年十二月五日

熊本税務管理局長

司税官 上田恭徳印

福島税務署長
税務属 下坂邦太郎殿

(昭 59)

福岡 92

9、「明治30年」 営業税調査順序

営業税調査順序

第一条 税務署長ハ営業税調査主任及攝り員若干名ヲ定メ其調査ヲ担当セシムヘシ、但主任者ノ氏名ハ之ヲ管理局長

ニ申報スヘシ

第二条 税務署ニ営業税調査係員ヲ置キ、諸般ノ諮詢ニ応セシムヘシ

第三条 主任及攝員ハ便宜部内ヲ巡回シ、営業税ヲ賦課スヘキモノト認ムル者ニ対シ左ノ事項ヲ調査シ、甲号ノ一、

甲号ノ二、及乙号書式ノ調査台帳ニ登載シ、爾後異動ノ都度加除訂正スヘシ

- 一 店舗及営業場所在地、営業主氏名、屋号、業体
- 二 売上金額、資本ノ種類・金額、報償金額、受負金額
- 三 従業者区別人員

四 営業用土地ノ坪数・時価及賃貸価格

五 建物ノ種類・坪数及棟数、間口ノ間数、并ニ其時価及賃貸価格

建築物、船舶、器具、器械ノ時価ハ、下調ノ参考ニ供スル為メ調査シ置クモノトス

第四条 前条第二号乃至第五号ノ調査ハ、概ネ左ノ各号ニ拠ルヘン

一 一個人ノ資本金額、売上金額、請負金額、報償金額ハ店舗其他営業場ノ景況、從業者ノ多寡、機械ノ種類等ニ

依リ查索スヘシト雖トモ、独リ外觀ノミニ偏スルトキハ其寒ヲ得サルノ虞アルワ以テ、町村吏員若クハ町村内
正実ト認ムル當業者等ニ就キ、尚區託員ノ意見ヲ徵シ調査スルモノトス

二 会社ノ資本金額ハ決算報告書若クハ会社契約書等ニ依リ調査スルモノトス

三 従業者最多数ノ調査ハ、當業ノ状態ニ応シ適宜時期ヲ因リ実地ニ就クノ外、尙市町村役場ノ審査届書ニヨル
カ、若クハ所轄警察署、巡査派出所ニ就キ調査スルモノトス

四 営業用ノ土地建物ノ時価ハ、位置ノ便否、構造ノ精粗、建築ノ新古等ヲ調査シ、仍本登記所ニ就キ近傍売買価
格ヲ取調べ、彼此参考シテ調査スルモノトス

五 借地借家ノ賃貸価格ハ貸主又ハ差配人ニ就キ調査スルモノトス

第五条 施行規則第一条ニ掲ル當業者ヨリノ届出ハ、之ヲ下記台帳ニ对照シ、其當否ヲ査覈スヘシ

第六条 納稅資格アリト認ムル營業者ニシテ課稅標準ノ申告ヲ為サルモノ、及申告不相当ト認ムルモノハ、之ヲ召喚シ説諭ヲ加ヘ申告又ハ訂正セシムヘシ

第七条 前条ノ説諭ニ応セサルトキハ実地ニ臨検シ、帳簿物件ノ外、尚左ノ各号ニ注意シ精密ニ調査スヘシ

一 売上金ニアリテハ、送り状、仕切書、其他關係書類

二 銀行業、金錢物品貸付業ノ資本金額ハ、其關係書類又ハ登記所、若クハ取引先キ等

三 倉庫業ニアリテハ、契約書、預リ証券、倉庫証券、貨物送り状、申込書等

四 製造業、印刷業、写真業ニアリテハ、売賣仕切書、原料品送り状、若クハ製造品出入等

五 運送業ニアリテハ取引先

六 諸負金ニアリテハ契約当事者

七 報償金ニアリテハ、代理契約書若クハ依頼人又ハ取引所等

八 土地又ハ家屋ノ借料ハ、契約書及貸主ノ領收証書、火災保険契約書等

第九条 前件ニヨリ調査ノ結果、稅法第十七条、同第十八条ニ拠リ資本金額、建物賃貸価格ヲ算出セントスルトキ

若クハ稅法施行規則第十六条ニ項ニ拠リ課稅ゼントスルトキ、又ハ同第十九条及同第二十六条ノ場合ニ於テハ状ヲ

具シテ指揮ヲ請フヘシ

第十一条 甲所轄ニ於テ課稅スヘキ物件他ノ稅務署所轄内ニ存在シ、又ハ存在セリト認タルトキハ、當該稅務署ヘ事實

ノ調査ヲ嘱託シ、受託稅務署ハ速ニ之レカ調査ヲ遂ケ通報スヘシ

前項嘱託ナキ場合ト雖トモ、課稅標準ノ調査上参考トナルヘキ者ヲ認メタルトキハ、主タル店舗又ハ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ニ通報スヘシ

- 第十二条 施行規則第十七条ニ拠リ營業者ヘノ通知ヲ為ス場合ニ於テハ第二号式ニ拠ルヘシ
- 第十三条 施行規則第十九条ノ決定書ハ第三号式ニ拠ルヘシ
- 第十四条 施行規則第二十条ニ拠リ、評価人選定方ニ付キ市町村長ヘノ通知書ハ第四号式ニ、政府ヨリ命スヘキ評価人選定状ハ第五号式ニ拠ルヘシ
- 第十五条 施行規則第二十二条ノ場合ニ於テハ、稅務署長ヘ評価人ヲ評価物件所在地又ハ便宜ノ場所ニ会合シ、主任官吏臨場評価ノ手続ヲ為サシムヘシ
- 前項評価結了シタルトキハ、其決定書ハ第六号様式ニ拠ルヘシ
- 第十六条 施行規則第廿六条ニ拠リ、調査ノ結果稅金減額ヲ要スルニ至リタルトキハ、第七号式ノ指令ヲ發スヘシ
- 第十七条 當業者他ノ所轄内ニ移転スルモノアルトキハ、甲稅務署ハ第八号式ニ拠リ引繼ラ為シ、乙稅務署ヨリ台帳編入済ノ回報ヲ得テ台帳ヲ除却スヘシ、但台帳ハ移転ノ月日ヲ以テ加除スヘキモノトス
- 第十八条 當業稅調查ノ事蹟ハ第九号式ニ拠リ取調、毎年四月十日限り申報スヘシ、但明治三十年ニ限り六月十日限リトス

【様式は省略】

10、明治30年5月 営業稅實施狀況報告

(昭52 東京 14)

主秘第一五九号

去月廿八日、名古屋千歳座ニ於ケル政談演説会狀況、名古屋稅務管理局長報告

右為御心得内報候也

明治卅年五月六日

大藏省主税局長 目賀田種太郎印

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

本月廿八日、名古屋市桑名町千歳座ニ於テ、自由党代議士小室重弘・同党員兩三名ト共ニ政談演説会ヲ開ク、其狀況ヲ見聞セシメタルニ、新聞紙ニモ散見セシカ如ク松方内閣失政ト題シ種々ノ攻撃ヲ試ミ、就中營業稅ニ就テハ尤モ不穏ノ言語ヲ以テ反抗ノ煽動ヲナシ、只管人民ノ勧心ヲ求ムニ汲々タルモノ、如シ、翌廿九日中京新聞ト称スル機關紙ニ別紙ノ如ク掲載セルモ、記スル所悉ク事實ニ無之候、元來政黨刻下ノ現状ハ別ニ目的ヲ有シ目的ヲ達スル力為メ、其口実ヲ求ムニ急ナルモノニシテ、新稅ヲ利用シテ人民ヲ煽動シ、依リテ以テ自家ノ羽翼ヲ張ラントスルノ野心ニ出ルハ明白ナル事実ニシテ、一々弁妄ノ偏廻ヲ有セサルノミナラス、到底之ヲ制止スルノ道ナキモノニ有之候、今後益筆舌ヲ弄シテ針小ノ事実ナキモ拡大ノ記事ヲ為スハ必然ノ勢ニ相見候、尤モ政海洶湧ノ今日ニ際シ、新稅實施ニ付慎重ニ慎重ヲ加ヘ、假ニモ事実ニ於テ批難ニ適合スル如キハ万々ナカラシム様一般ニ訓戒致シ置候、又名古屋市今日ノ現況ハ進行至極平穩ニシテ、新紙ニ記スルカ如キノ狀態ハ決シテ無之候、併シ中ニハ苦情ケ問敷事ヲ申出ルモノナキニモアラサルモ、多クハ煽動ニ出ルモノニ有之候

前陳ノ次第三付、今後或ハ東京同臭味各新聞ト氣脈ヲ通シ一齊臨時スルヤモ難計ト存候ニ付、為念狀況及特報候也

明治三十年四月三十日

名古屋稅務管理局長 岩崎奇一

大藏省主税局長 目賀田種太郎殿

主秘第一六八号

營業稅調查ニ關シ諸新聞紙上ニ掲載アル三河國人民反対運動ト称スル實況、名古屋稅務管理局長報告
右為御心得内報候也

明治三十年五月十三日

大藏省主税局長 目賀田種太郎印

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

過日來諸新聞紙上ニ報知渠下三河國人民營業稅法ニ關シ反対運動ヲナス可キ旨掲載有之候處、去ル七八ノ両日該地方町村長等当局ニ出頭陳情スル要主ハ、課稅上不均一ナカランコトヲ申立、其事項ヲ擧テ申立タルニアラス、其内情ハ三河國ノ人民ハ性質実直ニシテ重き課稅ヲ受ケ、尾張國ノ人民ハ狡猾ニシテ却テ課稅輕きカ如キコトヲ顧慮シタルニ過キサレハ、當名古屋市ニ於テ課稅ノ模様ヲ聞知シ、且熟々示諭シタルヨリ大ニ冰解満足ヲ表シ帰郷シタル次第テ、新聞上ト事實トハ齟齬イタシ居候ニ付、不敢敢此段及内報候也

明治三十年五月十日

名古屋稅務管理局長 岩崎奇一

大藏省主税局長 目賀田種太郎殿

拝啓、營業稅ノ施行ニ關シ近來家屋搜索ヲ為シタリトカ、厳刻ナル検査アリシトカ往々新聞紙上ニ見ヘ候處、右ハ其都度事實調査致候得共、概本事實ノ相違ニ有之候、乍去右等ノ事段々伝播スルトキハ自然局外ノ注意ヲ惹キ、該法ノ円満ナル執行ヲ妨クル事ナキヤノ虞レモ有之候、概不前陳ノ如キ場合ハ之ヲ唱フルモノノ故意ニ發シ候モノ不妙ト存候得ハ、其件丈ケナレハ敢テ掛念スルニ足ラサルモ、只無実ノ波及ヲ憂ヘ候、又翻リテ考フルニ或場合ニ於テハ内部ノ事人民ニ洩レ、從テ疑惑ヲ生セシモノ有之ヤニ存候、固ヨリ職務ノ内外ヲ顧ムヘキコトナレハ、万ノ行違ニハ可

有之モ、此際ハ殊ニ御注意相成、主任ニヘ夫々適応ノ御内示相成、彼ニ辟柄ヲ与ヘ又ハ問題ト成ラサル様致度、又事柄ニ依リテハ感觸上ヨリ起ル事モ少ナカラサルニ依リ、勉メテ吏員ニ於テモ其業措ニ注意致候コトハ専一ト被存候、右辺ハ定メテ御指揮ノコトハ存候得共、切ニ将来及一般ノ利益ヲ思念候候、乍無用申進置候、不具。

明治三十一年五月十四日

日賀田種太郎

永田盛信殿

拝啓、然ハ近時世評ニ依レハ營業税ノ徵収額ヲ予定シ、中央ヨリ各管理局又ハ所管内府県ノ總額ヲ配賦税ノ如ク割当タルカ如キ誤謬ア伝播セル向モ有之、右ハ調査上ノ目的トシテ内部ニ在リテハ凡ソ若干ニ煩着シ得ベキノ方途ヲ立チ、努メテ之ヲ維持スルハ從事者ノ腹案トシテ然ラサルヘカラサルコトナリト雖トモ、元來該稅法ノ本体トシテ前以テ其徵収額ノ定マルヘキモノニアラス、實際個々ノ小ヨリ積テ總額ニ及ホスヘキハ正當ノ順序ナレハ、外正ニ向テ予算力若干ナレハ此額ニ達セサレハ適當ト認メサル等ノコトヲ表示スヘキモノニアラサルヤ明カニシテ、固ヨリ右様ノコトアルヘシトハ認メス候得共、數多ノ從事者中熱心ノ余リ或ハ時ニ其場ノ狀況ヨリ、知ラス識ラスロ外スル等ノコトアリテ、之カ辟柄トナリテハ整理上甚々遺憾ノ次第三有之、又はハ反対ノ方ヨリヘ一ノ攻撃ノ材料ト可相成ト存候、依テハ目下該法実施上ノ結果ニ就キ夫々注目罷在候際ナレハ、可及的主任者ニ警戒ヲ与ヘ諸般彼等ニ攻撃ノ材料ヲ与フル如キ拙策ニ至ラサル様御指示相成度存候、右ハ過日モ申進候コトアリ、今又斯ク申上候ハ御感覺ノ程如何ヲ顧念致候得共、将来該法維持上ニ關シ憂慮ノ余リ重ネテ得貴意候、宣敷御了知相成度存候、敬具

明治三十一年五月廿五日

日賀田種太郎

永田盛信殿

内報第一号

自今左記ノ如キ營業税調査其他各管理局等ノ報告ニシテ御参考トナルヘキ事項ハ、其時々其要領ヲ抜萃シ別ニ添書ヲ付セス可及送付候也

明治廿一年五月廿六日

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

自由競賣处处々二營業稅執行ノ攻撃演説ヲ為シ、民心漸ク激昂ノ兆アリ、監督員ヲ各地ニ派遣シ相当ノ用意ヲ為シツアリ、御配慮ヲ要セス

主税局長 日賀田種太郎

京都稅務管理局長報告

内報第二号

拝啓、過日広島ニ於テ全国商業會議所員ノ大会ヲ開キタル結果ニ依リ、今般五畿内各地方ノ會議所ヨリ委員ヲ選テ更ニ大阪三会合シ、京都市ヨリハ大沢善助・中野忠八（何レ市會議員ニシテ勢力アルモノ）参列シ、去ル廿六日帰京シ、翌二十七日衆議各組ノ重ナルモノヲ商業會議所二会シ演説シタル大意ヲ採聞スルニ、其概略左ノ如シ最初ニ各地方ニ於テ營業稅執行上非法ノ処置ヲ為シタル例証ヲ挙ケテ之ヲ痛撃シ、且曰ク官吏ノ所為ニ対シテハ大ニ批難スヘキノ点アリト雖トモ、亦各自不実ノ申告ヲ為シタルノ結果モ亦一ノ原因タラサルナキカ、幸ニ当市ハ未タ一戸モ帳簿物件ノ検査ヲ受ケタルモノナシト雖モ、今後他ノ地方ト一揆苛察ノ検査ヲ受クルコトナキヲ保シ難シ、何ントナレハ自分初メ恐ラクハ一人モ正実ノ申告ヲ為シタルモノナカルヘシト信スレハナリ、此場合大ニ各組

合員ノ反省ラ求メ互ニ相責メ相糾シ、速カニ正確ノ調査ヲ為シテ申告ノ訂正ヲ為シ、管理局ニシテ尙ホ其申告ニ信ヲ置ク能ハスシテ之ヲ強コルニ置テハ、所謂法律以外ノ負担ヲ強コルモノニシテ、初ニ正々堂々ノ攻撃ヲ為スヘキナリ、人ヲ責ムルハ先己レヲ正フスルニ在リ、云々

右ノ演説ハ來会者ニ非常ノ感動ヲ與ヘタル由ニテ、各組合員ハ當ニ届書訂正ノ手続ヲ協議シ、共ニ鑑テ正実ノ調査ヲ為シ、五日間ヲ期シテ悉皆取締メコトヲ約シテ散会セシ趣ニ有之候

乍併当市民モ世間ノ風潮ニ誘ヘレ、或一部ノ団体ハ京都商人ノ無氣力ノ汚名ヲ雪クハ此機会ヲ利用スルニアリトシ頗リニ奔走セシモ、當管理局ニ於テハ帳簿物件ノ検査ヲ為セハルカ故ニ、其口実ニ苦ミ漸ク左ノ主張ヲ以テ農商務大臣ニ陳情スルコトニ内定シタル由ニ聞キ及ヒ候、其大略左ノ如シ

地方稅務ノ事ハ從來牧民ノ責アル府県知事ノ職務ニ屬セシラバ、其執行上實業ニ影響スルナキヤ否ヲ審察シテ緩急宜シキヲ制シタルヲ以テ、未タ甚タシキ弊害ヲ認メスト雖トモ、昨年稅務管理局ヲ新設セラレ地方ノ稅務ヲ掌ケテ大藏省ニ直轄セラル、ヤ、其職ニ在ルモノハ徵稅ノ一方ニ偏シ實業ノ消長ヲ顧ルノ意ナク、人民ノ痛苦ヲ察スルノ念ナク、只其職務ノ舉ラサランコトヲ恐ル、ノ傾キアリ、蓋シ職制ノ然ラシム所ニシテ敢テ其入ヲ責ムヘキニアラスト雖トモ、新稅實施ノ時ニ在テハ人民ノ痛苦ヲ感スル一層甚タシキヲ以テ、宣シク其執行ヲ覽ニシテ痛苦ヲ輕カラシムヘキナリ、今ノ營業稅法ノ如キ若シ執行ノ緩急宜シキヲ得ス、飽迄正確ノ事實ヲ得ントシテ苛察ノ調査ヲナシ、營業家ヲシテ初メヨリ釐毛ノ余裕ナカラシムルニ至テハ、忽チ痛苦ヲ感シ事業ノ發達ヲ阻害シ、終ニ稅源ヲ涸渴スルヤ火ヲ觀ルヨリモ明カナリ、云々

右ハ探聞シタルノ概略ニシテ、果シテ陳情ズヘキヤ否ハ未定ニ屬シ居リ候得共、若シ斯ノ如キ陳情ニシテ勢力ヲ得ルニ至テハ、他日稅務官制ノ組織ニ如何ナル變動ヲ來タスヘキヤ紀憂ノ至リニ堪ヘス、御参考迄ニ申進置候、小官等常々

大臣ノ御訓示ヲ服膺シ、地方政務ニ關係スヘキ事件ハ直接ト間接トヲ問ハス知事ト協議ヲ尽シ處理シ来ルコトハ充分御洞知ノ事ト信シ居候、(中略)新聞紙ハ日々種々ノ事項ヲ記載致候ヘ共、事実ニ害ナキモノハ不問ニ附シ置キ、事無根ニ屬シ民心ニ影響スヘキ事項ハ訂正若クハ取消ヲ取計置候間、御配慮無之様致度候、右御内報迄、草々敬具

京都稅務管理局長報告

内報第三号

近來各地方ノ新聞紙上當業稅法ニ關シ、或ハ政府ノ攻撃或ハ執行吏ノ取扱ニ關スルノ記事散見セシヨリ、多少異議ヲ唱フルモノ相起リ氣氛稍穏カナラサル徵候ヲ呈シ候、折柄偶板垣伯一行來坂シ、某日当地青年商工会ノ一大團体ニ對シ該稅法ヲ非難スルノ演説アリテ、況勢為メニ一変シ、溫順ナル人民モ粗暴ノ言行ヲ以テ當該官吏ニ反抗ヲ試ムルニ至レリ、尚又引統キ大坂朝日、毎日ノ諸新聞ニモ該稅ニ關スル記事登載シ、且又別ニ大坂商工協會ナルモノヨリ營業稅ニ關スル委員ヲ選定シ、官民ノ意見ヲ確メ以テ其筋ヘ陳情等ノ團体相起リ候、要スルニ右等ハ多ク他動的ニ出ツルモノニシテ營業者ノ意志ニハ有之間無、云々

明治三十年五月十九日

大阪稅務管理局長報告

全國酒造組合連合会ヨリ五月廿五日・廿六日ノ兩日、東京市江東中村橋ニ於テ總会ヲ開キ、本年度酒造營業稅則ニ係ル事項ノ外、第十議會ニ於テ否決サレタル酒造稅法并ニ自家用酒法等ノ改正案ニ對スル今後ノ方針、其他重要議案ニ付議決スル趣ヲ以テ委員上京方勧誘シ來リタルニ依リ、県下酒造營業者十六名ハ本月十七日午後六時甲府市魚町料理

店松亭二会合シ、協議ノ上同業者二名ヲ上京委員ニ選任シ不日出發臨会スルノ有之候、又県下ヘ該組合ノ支部ヲ設置シ加々美嘉兵衛（衆議院議員）ヲ支部長ニ嘱託スルコトニ決議シ、午後十時無事散会候、云々

明治三十年五月廿一日

山梨県知事報告

議政國高松市ニ於ケル營業税調査ニ關シ不服ノ点アリトシ、該營業者中三十有余名力當局ニ出頭シ陳狀スル處アリシヲ以テ、總驚説示ヲ加ベ帰市セシメ置キ、直チニ主任ヲ派遣シ調査セシメタル景況ハ、其節御内報ニ及ヒ置キタル次第ナリ、然ルニ其後毎日營業者ヲ呼出し届書ノ訂正ヲ談シ、每人多少ノ訂正ヲナスモ營業者集会以前ノ如ク進行セス、兎角苦情ノ念ヲ脱スルナク、委員ヲ選ミ一旦訂正シタルモノヘ再審ヲ求メ、時ニ市長ノ手ヲ藉リ之ヲ遂ケント欲シ、又ハ委員ヲ上京セシメ大臣ニ陳狀シテ其志望ヲ貢カントシ、又ハ政談演説会ヲ開キテ公衆ニ訴フル等種々ノ手段ヲ運シ、為ニ標準届ノ訂正ヲ阻害シ、該税調査ヲシテ少シク滞滯セシムルノ実況ヲ呈セリ、然レトモ一面ヨリ其内情ヲ觀察スルトキヘ、委員中二派三分レ、一派ハ進ンテ上京シ税額減少ノ素志ヲ貢カントスルモノヘ如ク、一派ハ上京費用ノ点ニ対シ躊躇ノ姿勢ヲ示シ、仮令上京陳狀スルモ素志ニシテ其目的ヲ達スルコトナクハニ費用損トナリ、所謂勞シテ功ナキモノナルラ以テ、寧ロ初メヨリ上京ニ要スル費用ヲ軽シ立派ニ納税スルトセハ國家ノ利益ナリト主張シ、未タ何レトモ決定ノ場合ニ至ラサル趣ナリ、必竟其上京セント云フモ示威的運動ニ類スル一手段ニ過キスシテ、如此セハ或ハ該標準額ノ減少ヲ得ルナルヘシトノ誤認ヨリ胚胎スルモノナリト相信候、既ニ今夕高松市片原町劇場ニ於テ演説会ヲ開キ、税務官吏ノ処置ヲ公衆ニ訴ヘントスルカ如キ拳動ハ有之候得共、要スルニ目下ノ形況ハ前日ノ氣勢ニ比シ稍沈静ニ趣キタルモノヘ如ク、且如此苦情ヲ唱フルモノハ一部ノ營業者ニ過キサルモノニ有之候

明治三十年五月十八日

丸龜稅務管理局長報告

(平) 札幌 86)

11、明治30年6月 营業税調査に付税務署長内申

秘第二八二号

今般別紙之通大臣訓令相成候ハ、各地往々營業税ノ苦情有之、甚シキハ稅務局ニ貸屋ヲ為サブル等ノ噂相聞ヘ候ヨリ起因候幾ニ可有之乎、本管内ノ如キ調査後レト相成候モ、實際苦情申立候程ノ事實モ無之候義ト相認候条、尚充分御注意ノ上、此際可成速力ニ調査完結候様教度、承命此段及内牒候也

明治三十年六月十一日

新潟稅務管理局直稅課長 田中 博圃

安塙稅務署長 高木正賢殿

官房秘第六九二号

營業稅法ノ施行ニ於テ、繁細ニ涉ラス簡約ヲ主トシテ此際結了ヲ期スヘシ、當該吏員ノ執務ニ關シテハ從來訓令スル處ヲ守リ、人民ノ不便故障ヲ來サヘル様、此際一層注意スヘシ

右尚又内訓ス

明治三十年六月七日

大藏大臣伯爵 松方正義

營業税調査完結二付内報告

第九〇四号

營業税法施行上諸般ノ令達ヲ奉シ、調査上資格ニ達メヘシト恩量スルモノ、及通商ノ不足ナリト認定シタルモノハ、宣シク當否ヲ明示シ義務ト名譽ヲ説キ之レニ応セシメ、調査ノ結果本局評定額以上ニ達シ好成績ヲ得タルヲ以テ、茲

二其調査ノ頃末ヲ左ニ概述ス

一 商業及民間ノ状態

東頃城郡ハ商業地タル市町ヲ有セス、郡ハ恰モ山村ヲ以テ組織シ、當ム所感ナ農ヲ以テ業ト作ス、商工ハ其少數ノ副業タリ、物産トシテ觀ルヘキハ唯米穀ノ一部ニ属ス、故ニ商品ノ大部ニ於ケルハ隣郡ノ高田・直江津・柏崎等ノ商人が行商地タル觀フ呈シ、其筋ノ教育的勧商アルニアラサレバ、商界ノ域ニ達スル仍未遠トセリ、爰ニ本郡力最上ノ都会ト稱ル安塚ニシテ、尚且ツ町並ノ体裁ヲ備ヘサルナリ、現ニ地方筆級力命スル所漸ク八等ニ位シ、商事ノ点ハ新潟県下最劣等ノ郡ナリトス

一 下調補助員 選択ノ要ハ誠直ニシテ商事ニ通曉ナルモノ毫人之ヲ選ビ、而シテ郡長ノ意見モ亦タ同一ノ人ヲ得タリ、然レ共營人ニシテ同郡ニ涉ルハ不充分ノ感ナキ能ハサルモ、佗ニ適當ノ人ヲ得ス、強テ得サルニアラサルモ商人ノ常トシテ利慾ニ移ラレ万一秘密ヲ欠クニ於テハ、却テ調査ノ弊害ヲ招キ本員ヲ置クノ主旨ニ反スルヲ以テ、寧ロ置カサルニ優ルヲ察シ、始終若人ヲシテ諮詢ニ応セシメタリ

一 物品販売業 ハ山間僻邑ニ加ヘ、年半般ハ降雪ニ渡世シ、暑寒共ニ運輸ノ便ナラサルヨリ自然地壳ヲ以テ甘スルモノハ如シ、然レ共其山間ノ地ナルガ故ニ細微ナル小店所々ニ星散シ商況自カラ異ナリ、第一肝要ナル帳簿ハ到

一 銀行業 ハ從來営ム者ナシ、但シ本年ニ至リ權力ニ資本壹万円ノ銀行ヲ安塚ニ開始セリ、松之山銀行モ亦タ不日開始ノ計画アリト聞ク

一 金錢貸付業 ハ質營業三名アルモ、孰レモ資本金僅少ニシテ納稅資格ヲ有セス、其佗ノ金錢貸付ニ在テハ財產家ノ貸付アル而已、營業対象ノ薄弱ニシテ慣行上聊カ疑義ナキニアラス、故ラ以テ本局ノ意見ヲ問ヘ、其回答ニ拠リ当郡ニハ一二名ヲ除キ微スヘキナキト認メ進行シ居リシニ、更ニ前回ノ旨趣ヲ強メタル内訓ニ接セリ、是ヨリ其營業場ヲ広義ニ解釈シテ、常ニ貸付ヲ為シ利子ヲ收ムモノハ金錢ノ多寡、人圓ノ多少ヲ問ハス、資本金五百圓以上ニ達スルモノハ營業場アルモノト看做シ、交誼上ノ關係ヨリ隨時貸付ヲ為スモノ、及ヒ學校基本財產ノ如キ商事ニアラサル貸付ハ營業三屬セサルモノト為シ、常時貸付ノ部分ニ限り親シク往復ヲ重ルモ、無論百出苦情交々起リ、他郡ノ拒テ應セサルヲ聞キ或ハ最寄営業ヲ催シ、申告ノ意アル其人ヲモ多数ニ誘ハレ世論トナシ届サルノ傾向ナリ、惟フニ當然納稅ノ義務アルモノトセハ批難ノ対象フルニ足ラスト雖トモ、急速ニ解カント欲セハ勢ヒ不満ノ運動ヲ作スモノ、如シ、時恰モ署長会ヲ本局ニ開カレ幸ヒ議ノ爆發スル所本署カ執リタル方針ニ副ヘ、帰署又々同一ノ進行ヲ以テ穩和ニ督促ヲ試ミハモ、尚未前顧ノ如ク堅ク決シテ応セサルナリ、元来彼レ等營業ニ非スト固辞スル概点ヲ擧クレハ左ノ三項ニ過ギス、一定ノ店舗營業場ヲ有セスト解スルコト、地方稅ガ營業対象ト認メサル慣例

ニ基クヨト、新聞紙上税務署ノ誤解トアルニ迷信セシヨト、是レナリ、如何ナル注意ヲフルモ届サルヲ利益ト心得、殆ト完結ノ期ナキカ如シ、爰ニ於テ出張説論ノ外佗ニ施スヘキ所ナシト雖トモ、御配賦ノ旅費額ハ二日（壹円）分ニシテ、全然ノ功果ヲ奏スルニ見込ナシ、按スルニ法ノ成文薄弱ニ感スルモ、本税ノ骨髓ヲ鑑ミ當者ノ苦情ハ納税ノ困難ヲ訴フルニ在ラスシテ法ノ不明ニ存スレハナリ、依テ第一ノ苦情者タル財産家ノ疑ヲ解キ服従セシムルニアラサレハ結シテ解ケサルニ付、本職義務ノ出張ヲ為シ法文ノ解釈是非ヲ争ハシメス、談話ノ間ニ租税競争ノ感覺ヲ緩和シ、徐々ニ営業場タル範域内ト解スルニ難カラサルヲ示シ、誠実届出ヲ為サシムルニ導キ之ヲ為サシメ、以テ他ノ模範トシ、裏面ニハ郡内ノ不潔ヲ除ク計策トシテ、郡長ニ協力行政監督ノ側ヨリ注意的内諭達ノ發セラ^{セラ}、コトヲ希望シ、時ヲ移サス担当及補助ノ両名ヲシテ未届ノ財産家へ義務（宿料ノ実費ハ本職ノ補助トス）ノ巡回ヲ命シ、百難ヲ排シ茲ニ漸ク内訓ノ旨趣ヲ貫徹セリ、幸ニ過誤訂正等ノ失墜ナク良成績ヲ得タリ。

附言、帳簿ノ検閲ハ感情ニ害アルヲ以テ為サス、固定資本ハ資金ノ必要ヨリ巨大ナル家庭ヲ構造セシモノニアラスト認メ、實際使用ノ部分ニ限り算入セシム

一 物品貸付業 ハ農具ノ貸付ヲ為スモノ者人アリ

一 製造業 ハ酒類醸造ノ外紺屋・製糸業ノ類ニシテ、醤油・煙草ノ製造家ナク、莫子ハ法第二条二号ニ該当スル部分而曰ナリ

一 運送業 ハ荷馬車ヲ使用スルモノ各郡ニ冠タルモ、雇人使用スルモノ甚タ稀ナリ、事実ニ於テ傭人ヲ使用スル者ハ絶テ之レナシ、其外運送業ト雖トモ皆ナ微々タルモノニシテ、人力車ニ資格ヲ有スルモノ武人アル而已、是レ他ナシ、年半般ハ降雪ニ暮シ事業振ハサルニ由ル

一 土木諸負業 ハ壱人ノ外、此ノ業ヲ營ミ資格者ニ遙スルモノナシ

一 旅人宿業 ハ初項既ニ述ルカ如ク、市町ナキ僻村ノ宿店ナレバ、三人以上雇人ヲ使用スルモノナシ、僅カニ松里村大字湯本ニ於テ温泉場ノ関係ヨリ浴客ノ為メ爰ニ五軒ノ資格者ヲ認メシナリ

一 料理店業モ亦タ前項ト等シク、三人以上使用スルモノ安稼村ニ壱人アル而已、此ノ壱人モ平素定備ハ壱人ニシテ、臨時武人ヲ認メタルニ出ツ

一 前数項掲記外ノ業名ハ本郡ニ營ム者ナシ、写真業ニ者名アルモ雇人ヲ使用セサルナリ

一 貨貸価格調査業 ハ所在地安稼ニ示メサレタル品位ノ上等ハ土地老坪金貳円ニシテ、建物ハ金五円ナリ、熟ラ本郡ノ状況ヲ查察スルニ、市町ノ如ク軒ヲ連々間口全部ノ建物ヲ築キ、商店位地ヲ争フ如キ事実ナク、農家ノ常トシテ家屋ヲ巨大ニ構ヒ余地アルヲ普通トセリ、故ニ比較上最劣等ノ町並ニ比スルモ三分ノ二充テ尚ホ強ヲ感ス、因テ土地老坪ヲ壹円六拾錢（四拾錢減シ）ニ降シ、換ニルニ建物老坪ニハ金八円（三円ヲ増）ニ昇進セシメ、此ノ比例ニ微シ全部上下ノ權衡ヲ得セシメタリ

一 将來ノ趨勢 商界地ニアラサル山村ノ習慣トシテ、地方的觀念ノミヲ抱キ商事甚ダ不振ナレトモ、年一年ニ需用ヲ増スハ目下ノ情勢ナリ、銀行ノ設立、電信ノ架設等々本年ニ至リ開始シ、稍々商事ノ媒介ヲ促シ来レリ、営業者ニハ相当帳簿ヲ備ヘ虚偽ノ記載ヲ為サル様、村役場ヘ特ニ注意ヲ与ヘタルニ付、金錢貸付業ノ外ハ漸次侵ルモ劣サルノ増税ヲ期スヘシ、然レ共金錢貸付業ニ在テベガ返済セシムルノ途ヲ講シ、土地ノ賣得、公債若シクハ銀行其他ノ株券ニ交換スルノ目的ヲ喪シ、漸次全廃スルノ情況ニ付、或ハ明年度ノ懸念ニ對シ減額ヲ見ルニ到ラ^{セラ}、取右内申候也

明治卅年六月十日

新潟税務管理局長 竹村欽次郎殿

安塚税務署長 高木正賢

12、明治30年11月 営業税調査に付注意方の件

○営業税調査ニ付注意方ノ件

明治三〇年一一月 主秘第五回主税局通牒

営業税ノ調査方ハ慎重ラ主トシ苛察ニ涉ラサル様被致度儀ハ、本年法律施行ノ初ニ於テ屢々御注意ヲ促置候次第モ有之候處、地方ニ依リチ種々ノ物議ヲ惹起シタルモノ有之、勿論新法施行ノ際税法ノ趣旨一般ニ能ク了解セラレサリシニ依ルヘシト存候得共、税務官吏ノ行動モ亦時ニ穢当ヲ欠クノ嫌アルモノナキニアラサル如ク相見ヘ、甚遺憾ニ存候、元來税法施行ノ手続ニ依テ之ニ苦痛ヲ与フルカ如キ感ラ懷カシムルカ如キコトハ努メテ之ヲ避ケ度義ニ候条、店舗ニ就テ調査ヲ為シ又取引ノ阻隔ヲ為シ、又ハ人民ヲ數次官署ニ召喚シ徒ニ時間ヲ空費セシムル等、其ノ他總テ税金ノ負担以外ニ人民ニ迷惑ヲ感セシムルカ如キコト無之様、専ラ御賢意相成度、予テ御考案ノ次第モ可有之候得共、追々明年度営業税調査ノ期モ相近キ候ニ就テハ、深ク此趣旨ヲ体シテ部下ニ訓告セラレ度、御含マテ此段及内牒候也

(昭56 東京 2466-1)

13、「明治30年」 営業税調査法案

営業税課税標準ノ申告ハ政府之ヲ調査シテ其當否ヲ判別スヘキモノナルモ、課税標準ノ多クハ商家ノ機密ニ属スルカ故ニ之ヲ調査スル容易ノ業ニアラス、時ニ或ハ認定ノ當ヲ得シテ納税者ノ感情ヲ害スルコトナキヲ保セス、依テ

年 月 日
内閣總理大臣
大藏大臣

種ノ調査機關ヲ設ケ商況ニ通曉スルモノニシテ其機關ノ組織ニ當ラシメ、以テ任意ノ認定ト不正ノ申告ヲ防止スルヲ期スルノ最モ必要ノ事タルヲ認メ、茲ニ営業税調査法案ヲ閣議ニ提出ス

営業税調査法案

第一条 営業税課税標準ハ毎年調査委員会ノ調査ニ依リ其數額ヲ決定ス

第二条 各税務署所管内ニ調査委員会ヲ設ク、委員ノ定数及選舉区域ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 選舉区域内ニ現住スル者ニシテ営業税ヲ納ムル者ハ、調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラル、コトヲ不得、但左三記載スル者ハ此限ニアラス

- 一 無能力者
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケ債務ノ弁済ラ終ラサル者
- 三 国税滞納処分ヲ受ケタル後、満三ヶ年ヲ経サル者
- 四 公權ヲ剥奪又ハ公權停止中ノ者

第四条 調査委員ニ選ハレタル者ハ、正當ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第五条 調査委員ノ任期ハ満四年トシ、二年毎ニ其半数ヲ改選ス、但第一回ノ改選ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

第六条 調査委員会ハ所轄税務署長之ヲ召集ス

第七条 調査委員会ノ会長ハ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 調査委員会ハ委員過半數出席スルニアラサレバ開会スルヲ得ス、議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第九条 調査委員ハ自己ノ営業ニ觸スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第十条 調査委員其他課税標準調査ニ觸スル者ハ、其調査ニ觸スル事項ヲ他ニ漏洩ズベカラズ

第十一条 政府ハ調査委員会ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ、之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第十二条 政府ハ調査委員会ノ再決議ヲ尚不當ト認ムルトキハ、再調査ヲ定メ之ヲ調査セシム、其見込額一致セサルトキハ平均ヲ以テ之ヲ定ム、再調査委員ハ二人トシ、一人ハ政府之ヲ命シ、一人ハ調査委員会之ヲ選定ス、但シ

收稅官吏、調査委員及当該事件ニ利害ノ關係ヲ有スルモノハ再調査員トナルヲ得ス

第十三条 収稅官吏ハ調査委員会ニ出席シ其意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十四条 営業者ハ課税標準ノ決定ニ對シ訴願法及行政裁判法ニ依ルノ外不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五条 調査委員及調査員ニハ命令ノ定ム

第十六条 其年四月末日迄ニ調査委員会成立セサルカ、又ハ調査結了セサルトキハ、政府ニ於テ課税標準ノ數額ヲ定ム

第十七条 営業税法第三十一条ノ場合ニ於ケル課税標準ノ調査ハ調査委員会ニ付セス

第十八条 調査委員会及再調査員ハ調査上必要アルトキハ、営業ニ觸スル事實ヲ営業者ニ尋問スルコトヲ得

第十九条 第十条ニ違犯シタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

附 則

第二十条 此法律ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス

理由書

営業税課税標準ノ多くハ商業ノ機密ニ属スルヲ以テ、之ヲ調査シテ正體ヲ得ルコト頗ル至難ノ事業ト為ス、現行営業税法ノ規定ノミニテハ時ニ或ハ申告ノ不正確ヲ発見スル能ハズシテ、終ニ脱税ノ結果ヲ生シ、又或ハ任意ノ認定トナリテ、為ニ納税者^(ア)ニ累ア為サルヲ保セス、依テ一種ノ調査機関ヲ設ケ商況ニ通曉スルモノヲシテコレガ組織ニ當ヘシメ、其見ル所ニ由テ申告ノ当否ヲ判別セシムルコト日下最モ必要ノ事ト為ス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(国立公文書館所蔵「日賀田家文書」1-14)

14、明治32年9月 直税事務従事者養成の件

秘第四二九号

世運ノ増進ト共ニ租税ニ觸スル法規モ追々改正セラル、コトニ相成、特ニ直接税タル地租・所得税・営業税等ニ觸シテハ、最近一两年ニ於テ其法律又ハ規則ヲ改正若ハ制定シ、從來ノ取扱いトハ著シク変更シタル所モ有之、且ツ所得税・営業税ノ調査ノ如ク人ノ機密ニ係ル事項ヲ調査スルモノニ在テハ、之レカ主任者タル者法規ヲ解釈シテ其適用ヲ誤ラサルヲ要スルト同時ニ、措辞其宣ヲ得、事局ヲ因縁ニ處理スルノ機才アルコトヲ要スルハ勿論ノ儀ニ有之、署長ノ任務ニ在テハ直税間税其他一般ノ庶務ヲ處理シ、彼是ニ偏セサルハ勿論ニ候得共、署員ニ於テハ直税ニ觸シテハ専担者ヲ置クハ必要ニシテ、時ニ間税主任ランシテ之ニ当アシムルカ如キハ良好ノ方法ニアラスト思料致候、如斯直税事務ニ從事スル者ハ相當ノ人オヲ要スル次第ニ有之候處、各税務署ニ於ケル直税事務従事者ハ、或ハ間税事務ニ從事ス

ル者ニ比シ一籌ヲ輸スル者ナキニハアラサルヤノ感ナキニモ無之、直稅事務ニ從事スルヨリモ寧ロ間稅事務ニ從事スルコトヲ望ム者多キハ、今日稅務官吏一般ノ状ナルカ如キコト、自然直稅事務從事者ノ比較的適任者少ナキト、且ツ其人員ノ少數ナルヲ致シタルニハアラスヤト被存候得共、直稅事務ニ人物ヲ要スルコトハ今後益々其必要ヲ見ルニ至ルヘシト存候、而シテ直稅ニ關スル諸法律ハ改正セラレ、地租取扱者ノ如キモ追々僅少ト為リシ今日ニ於テ、實際ヲ考フルニ直稅ノ事務ニ適スルモノ逆ハ殆ト之ヲ得ルコト難キコトニ候得ハ、新タニ養成セラル、ヨリ他ナシト存候、又之ニ次クニ報酬ヲ厚クスルハ人ヲ得ルノ一端ニモ可有之、而シテ報酬ノ多キ所ニハ自然希望者ノ多く集ルヘキハ勿論ノ次第二可有之候得ハ、徵稅費ノ増加セラレタル今日、成ルヘク直稅事務從事者ノ支給ヲ厚クシ相当ノ人物ラシテ之ニ從事スルニ至ラシメ、直稅間稅共ニ良好ノ成績ヲ得ルコトニ注意スヘキ旨、大藏省ヨリ内牒ニ接シ候ニ付為心得

内牒ス

明治三十二年九月廿八日

大阪稅務管理局長 渡辺義郎印

御坊稅務署長 原教義殿

秘第四三九号

密年八月十五日大藏大臣訓示中、時局ノ進退ニ從ヒ新知識ヲ養成スルノ件ニ關シテハ夫々施設ノ義モ可有之、尚考フルニ諸稅中直稅ニ係ルモノハ稅法以外ノ法律ト關係ヲ有スルモノ尠カラス、所得稅・營業稅ノ如キノ機密ニ屬スル事項ヲ調查シテ課稅ノ取扱ヲ為スモノニ至チハ、最モ機宜ニ適シタル措辭ヲ要シ、特ニ其外國人ニ實際適用セラルハ場合ニ於テハ、一層從來ノ成績ヲ稽查シテ一般円満ノ施行ヲ計ラサル可カラス、又地租ノ事務ノ如キ追々熟練ノ人ヲ要スル今日ニ於テハ、大ニ養成ノコトヲ努ムル等夫々ノ施為ヲ憐ルナク、稅務ノ從事者ラシテ世態進歩ノ風潮ニ後ル、

コトナキ様致度旨、主稅局長ノ内牒ニ接セシニヨリ為念移牒ス

右ニ付既ニ施為シタルモノアラハ、其事実ヲ具シ内報スルヲ要ス

明治三十二年十月四日

大阪稅務管理局長 渡辺義郎印

御坊稅務署長 原教義殿

(昭55 大阪 7)

15、明治35年3月 営業稅法の改正

朕、帝国議会ノ協賛ヲ經タル當業稅法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十五年三月十日

内閣總理大臣伯爵 桂 太郎
大藏大臣男爵 菊池荒助

法律第十八号（官報三月十一日）

營業稅法中左ノ通改正ス

第一條第十三号ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 鉄道業

第五条ヲ第五条ノ一トシ、次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五条ノ二 私設鐵道法ニ依リ運送ノ業ヲ當ム者ヲ鐵道業トシテ營業稅ヲ課ス

第十条ヲ第十条ノ一トシ、次ニ左ノ一条ヲ加フ

第十条ノ二 営業税ヲ課スヘキ公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲賣業ハ「箇年報償金額百円以上ノ者トス」

第十二条業名、課税標準及税率表中「運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繩場業、貨物陸揚場業」ノ次ニ左ノ

一項ヲ加フ

鐵道業〔收入金額 千分ノ十
従業者 一人毎ニ金壱円〕

同条中「公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲賣業」ノ税率「百円毎ニ金壱円」ヲ「千分ノ十五」ニ改ム

第十六条第一項第一号中「売上金」ノ下ニ「収入金」ヲ加フ

第十七条 納稅義務ヲ有スル営業者第十三条ノ届出ヲ為ササルトキ、又ヘ其ノ届出タル課税標準ヲ不相當ト認ムルトキハ、政府ハ其ノ課税標準ヲ算定スルコトヲ得

第十八条第四項ヲ削ル

第二十一条第二項中「船舶碇繩場業」ノ下ニ「鐵道業」ヲ加フ

第二十六条中「営業者ノ申告ヲ不相当ト認ム資本金額又ハ建物賃貸価格」ヲ「課税標準」ニ改ム

第二十七条中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第二十八条ヲ左ノ如ク改ム

第二十八条ノ一 前条ノ請求アリタルトキハ営業税審査委員会ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第二十八条ノ二 各税務管理局所轄内二営業税審査委員会ヲ置ク

審査委員ノ定数及審査委員会ノ会議ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 審査委員ハ商業會議所代表者及納稅義務ヲ有スル営業者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス
第二十八条ノ三 収稅官吏ハ審査委員会ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得
第二十八条ノ四 営業者第二十八条ノ一ノ決定ニ対シ不服アルトキハ、訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第二十九条第一号中「売上金額」ノ下ニ「収入金額」ヲ加フ
第三十一条第一項第一号中「売上金額」ノ下ニ「収入金額」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治三十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(法令全書)

16、明治35年8月 営業税申告書用紙配付方の件

○申告書用紙配賦方ノ件 明治三五年八月110日 主秘第一三〇号主税局長通牒

營業税ノ課税標準届及所得金高届ニ付テハ便宜ノ用紙ヲ製シ之ヲ納稅人ニ交付シ、相當欄ニ記入セシメタル上、再ヒ提出セシムルコトトセハ、納稅人ノ便宜ハ勿論、官ニ在テモ速ニ届書ヲ取繳メ得ルノ便宜アルベク、其実施方ニ關シテハ局長会同ノ際御協議致候次第ニ有之候處、貴局管内ニ於テ既ニ御実行相成居候哉、若シ未タ御実行無之ニ於テハ夫々計画ヲ定メ來年ヨリハ是非共實行相成候様致度、此段及照会候也

17、明治35年10月 営業税法施行規則の改正

朕、営業税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十五年十月六日

勅令第二百二十号（官報十月七日）

當業税法施行規則中左ノ通改正ス

第五条三左ノ但書ヲ加フ

但シ保険会社ニ於ケル保険責任準備金ハ之ヲ除算ス

第六条ヲ第六条ノ一トシ「登記済」ヲ削ル

第六条ノ二 株式合資会社ニ於テ課税標準ト為スヘキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル出資金額、払込株式金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第七条ヲ第七条ノ一トシ、第一項中「出資額」ヲ「出資金額」ニ改メ第二項ヲ削ル
第七条ノ二 株式会社、合資会社、株式合資会社又ハ合名会社ニ於テ営業税法第一条ニ掲タル営業ト同条ニ掲ケサル営業トヲ兼営スルトキハ、前四条ニ依リ算定シタル資本金額中ヨリ営業税法第一条ニ掲ケサル営業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税標準ト為スヘキ資本金額トス

第十条 刪除

第十四条中「双方」ヲ「移転先ノ税務署」ニ改ム

第十六条 納稅義務アル営業者第一条ノ届出ヲ為ササルトキ、又ハ其ノ届出タル課税標準ヲ不相当ト認ムルトキハ、税務管理局長ハ営業税法第十六条ノ算定方法ニ依リ其ノ課税標準ヲ算定スヘシ

第十七条 税務管理局長前条ニ依リ課税標準ヲ算定シタルトキハ之ヲ営業者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル営業者ハ税務署ニ申出テ其ノ算定ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第十八条中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第十九条 税務管理局長課税標準審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、営業税審査委員会ノ諮詢ヲ經テ課税標準ヲ決定シ、之ヲ営業者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第十七条第二項ヲ適用ス

第二十条 審査委員ノ定数ハ五人トス

第二十一条 審査委員会ハ税務管理局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十二条 審査委員会ハ每年最初ノ開会ノ時ニ於テ審査委員中ヨリ会長ヲ選挙スヘシ

第二十三条 審査委員会ノ会長出席セサルトキハ、出席シタル審査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第二十四条 審査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二十五条 審査委員ハ自己又ハ自己ガ代表スル会社ノ課税標準ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第一条、第十三条、第十四条、第十五条、第十八条、第二十六条、第二十七条及第二十八条中「地方長官」ヲ「税務署」ニ改ム

附 則

本令ハ明治三十六年一月一日より之ヲ施行ス

(法令全書)

18、明治36年7月 営業税審査委員会権限に關する照会

○営業税審査委員会権限ニ關スル疑義ノ件

宇都宮税務監督局照会 明治三十六年七月二十七日

一、営業税審査委員会ハ審査請求人二対シ質問又ハ実地調査ヲ為スコトヲ得ルヤ

二、前項然リトセハ、前項ノ為メ審査委員ニシテ出張セシ場合ハ旅費支給スヘキハ勿論ノ義ナルヤ

主税局回報第三八〇号 明治三十六年八月十一日

一、営業税審査委員会ハ審査請求人二対シ質問又ハ実地調査ヲ為スノ権限ナキモノト存ス

二、前項ニ依リ承知相成度

(決議要領) 審査委員会ノ審査方法ニ付テハ何等ノ制限ナキヲ以テ、必要ナル手段ハ總て之ヲ為シ得ルカ如シトヲ得ルヤ、元來審査委員会ハ税務監督局長ノ諮詢所タルニ止マルヲ以テ、本件ノ如キ外部ニ対スル質問又ハ実地調査ノ如キ

必要アル場合ハ、税務監督局長ノ権限ニ属スヘキモノニシテ、法律カ明ニ規定セサル限りハ審査委員会ノ権限ニ属セサルモノト解釈スル方至当ト認メラル、ニ由ル

(昭60 高松 39)

19、明治36年9月 営業者召喚に關し注意の件

○営業者召喚ニ關シ注意ノ件

主税局通牒主秘第一八四号 明治三十六年九月二十一日

納稅義務ヲ有スル営業者カ営業税法ノ届出ヲ為サヘルガ、又ハ其ノ届出不相當ト認ムルトキハ、從来其ノ営業者ヲ税務署ニ召喚ノ上處理セシ向モ有之候處、客年法律第十八号ヲ以テ営業税法ヲ改正セラレ、右ノ如キ場合ハ政府之力課税標準ヲ算定スルヲ得ルコトニ相成候ニ付テハ、從前ノ如ク課税上営業者ノ届出ヲ必要トセシ時代ト異リ、右改正後ニ在リテハ届出ヲ為サヘルカ、又ハ其ノ届出不相當ナルヲ以テ営業者ヲ召喚スルカ如キハ、自然其ノ數ヲ減少シタル義ト存候得共、尚向後ハ営業者ヲ召喚セシシテ決定スルモ、別ニ其ノ感情ヲ害スルコトナシト認メラル、場合ハ可成之レカ召喚ノ煩劳ヲ避ケルト同時ニ、本税ノ調査ヲシテ算定ノ基礎ヲ確実ナラシムルコトヲ期シ整理致置候様致度、為念此段及通牒候也

(昭60 高松 39)

20、明治38年9月 日比谷事件に付税務官吏戒飭

徵秘第二三五一号 明治三十八年九月二日

赤穂税務署署長

頃來日露講和談判成立ノ報伝ハルヤ、未タ其ノ条件ノ公表セラレサルニ拘ハラス暨語流説紛々トシテ、為ニ人心ヲ情

沈セシムヘキ虞アルヤニ相間ヘ候処、果シテ事実ナリトスレハ、此ノ現象ヨリスル稅務上ノ影響如何ヲ調査スルハ時
局ノ急務ト被存候条、納稅人ノ感想ハ勿論、一般人心ノ帰郷ヨリ市町村吏員等ノ動靜、並稅務施設上ニ及スヘキ影響
ノ程度等、隨時報告相成度

右通牒ス

明治三十八年九月八日

秘第一二三六八号

赤穂稅務署長殿

別紙ノ通大藏次官ヨリ通牒有之候ニ付及御移牒候也

(別紙)

拝啓、昨日東京市日比谷公園ニ於テ平和條約反対ノ示威運動アリ、多人数集合シ、其結果警察官トノ間ニ行違ラ生シ
多少ノ死傷アリ、暴民ハ内務大臣官舎ヲ初メ市内諸所ノ警察署及同派出所ニ放火シ甚ダ不穏ノ挙動アリ、今後モ尚多
少ノ衝突ナキヲ期セサル形況ニ候、然シナカラ畢竟スルニ一時ノ激動ニ出タル儀ニ付遠ガラス鎮静可致候得共、自然
此風潮ノ地方ニ波及スルヤモ計ラレス、今日ハ外國トノ關係上我邦最モ大切ノ時期ナルニ拘ハラス、帝都ニ於テ此不
幸ノ出来事ヲ生シタルハ實ニ痛嘆ノ至リニ堪ヘ不申候、何レ講和ノ事モ遠カラス決定致シ、夫々条件并理由等判明可
致儀ト存候間、此際人心動搖セサル様御互ニ深ク部下ヲ戒メ、拳園一致外侮ヲ防キ候心掛肝要ニ存候間、右当地狀況
御報道旁此段申進候、勿々敬具

明治三十八年九月六日

阪谷大藏次官

佃神戸稅務監督局長殿

赤穂稅務署長殿

明治三十八年九月十日

秘第一二三八一號

神戸稅務監督局長印

別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候ニ付、此際特ニ警備ヲ戒飾シ言語拳動ハ勿論、宿直消防等ノコトニ關シテハ一層注
意候様御伝告相成度候也

拝啓、一西日前ニ於ケル東京市内ノ出来事ハ、新聞紙等ニ依テ既ニ御承知ノコトハ存候処、今日ニ於テハ既ニ靜總ニ
帰シ再ヒ此ノ如キ状態ノ發生スルコトハ^(可)無之ト存候得共、目下人心稍激昂致シ居ル折柄ニ候得ハ、動モスレハ官序
ニ對シテ反抗的態度ヲ取ラントスルコトナキヲ保シ難ク、此ノ如キ場合ニ際シテハ官序ハ特ニ冷静慎重ニ執務シ、如
何ナル言行ニ對シテモ官吏ノ言語拳動ハ常ニ平穎親切ナラサルヘカラサル儀ニ有之、平常ニ在テ既ニ異状ニ處スル十
分ノ訓練ヲ与ヘアル大藏省ノ系統ノ官吏ニ對シテハ、今更改メテ戒飭スルヲ要セサルカ如シト雖、小事ニ慎ムハ大事
ヲ誤ラサル所以ニ候得ハ、此際特ニ部下ヲ戒飭シ言行等ニ注意セシメラレ候様致度、尚此ノ如キ場合ニハ往々惡戯ヲ
為ス者ナシトモ限ラレサル次ニ第二候得ハ、宿直消防等ノコトニハ一層注意候様、是亦御伝告相成度、此段得貴意候也

明治三十八年九月八日

若槻主稅局長

佃神戸稅務監督局長殿

21、明治39年12月 税法審査委員会審査報告（抄）

第一章 地租【租税史料叢書】第一巻に収録
第二章 所得税【租税史料叢書】第三巻に収録
第三章 営業税

第一款 営業税負担の軽重

営業税ノ審議ニ当リ先決問題トシテ研究スヘキハ営業税負担ノ輕重如何ニ在リトス、営業税ハ非常特別税トシテ第一次ニ定率ノ七割、第二次ニ定率ノ八割ヲ増徴シタルヲ以テ、現行営業税ハ定率ノ二倍半ノ税額ヲ徴収セリ、是ニ於テ委員中此ノ税率ハ重キニ過ぎ、過重ナル営業税ハ殖産興業ヲ妨クルノ虞アルヲ以テ、之ヲ削減シテ大体定率ノ二倍ヲ收入スル目的ヲ以テ税率ヲ改正スヘシト主張シタル者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

一、各国営業税負担ノ輕重ハ各国税法ノ組織、国民資本ノ程度等ヲ比較対照スルニ非サレハ遽カニ論断スル能ハスト雖、試ニ各国ノ営業税收入額ノ経常総歳入額ニ對スル割合ヲ見ルニ、左表ノ如ク本邦ノ営業税收入額ハ経常総歳入額ノ百分ノ四・九ノ多キヲ占ムルモ、英國ノ如キハ百分ノ一・一二過キシテ本邦ノ四分ノニ満タス、泰西五箇國ノ内営業税收入額ノ経常総歳入額ニ對スル割合ノ本邦ヨリ大ナルハ澳門アルノミ、以テ本邦ニ於ケル営業税負担ノ軽カラサルヲ知ルニ足ル

各國営業税額表							
國名	年 度	営業税額		直 脱 總額		租 稅 及 附 充 収 入	經 常 敷 入 總額
		金額	千ポンド	金額	千ポンド		
英吉利	一九〇三一四	一、五八三	千ポンド	一、五三・九五〇	千ポンド	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
佛蘭西	一九〇五	一三八、四五九	千フラン	一、四一八、三一ニ	千フラン	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
漢・勾・利	一九〇四	八七、五四一	千クローネ	一、九・八一	千クローネ	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
伊太利	一九〇四一五	千リラ	千リラ百分ノ	一、一九六、二七〇	千リラ	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
蘇西亞	一九〇五	六九、〇〇〇	千ルーピル	七二一、一四九	千ルーピル	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
日本	三十九年度 予算	六八、一五二	千ルーピル百分ノ	一四四、六八六	千ルーピル	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
	一九、三七一	一千四百八十一	千円	一千四百八十一	千円	同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合
						同上二割ス ノ割合	同上二割ス ノ割合

二、滞納者ノ多少ハ各種ノ事情ニ原因スルモノナルカ故ニ、之ヲ以テ直ニ租税負担ノ輕重ヲシ難シト雖、増徴後滞納者ノ増加スルニ至リシヘ租税負担ノ軽カラサルヲ示スモノト謂ハサルヘカラズ、第二次増徴後滞納者減少ノ事実アルヘ全ク戰時納稅ヲ励ミタル結果ニ因ル、営業税滞納ノ状況左ノ如シ

年 次	督促状発付人員	財産差押人員	処分決行徵收人員	税額欠損人員
明治三十六年度（増徴前）	九九、〇七八	六、九四一	五六二	三、九一五
明治三十七年度（第一次増徴後）	一〇三、九一三	九、四五〇	一、〇四一	四、六六一
明治三十八年度（第二次増徴後）	九三、八九四	八、五七	一一二	三、八三〇

三、營業者ノ収益ト租税トノ割合ヲ知ラシカニシテ、營業堅固ナル各種ノ者ニ就キ実地調査シタル結果ヲ示セヘ左表ノ如クニシテ、其ノ負担ノ甚タ輕カラサルヲ見ルナリ

業別	主タル課税標準	収益	營業税	同附加税	營業税及同附加税ノ割合
	円	円	円	千分ノ	千分ノ
砂糖販売	完売上金(卸)	六〇〇,〇〇〇	五、五八九	一、一五二	一九五
旅人宿業	建物賃貸価格	六〇〇	四二九	七二	二二
醤油酒類販売	完売上金(卸)	二九三,〇〇〇	五、一九八	五九九	一〇一
蠟燭販売	完売上金(卸)	一一,〇〇〇	五二一	六二	一〇
菓子販売	完売上金(小売)	二四三,〇〇〇	一三、九八〇	一、〇三七	一七六
呉服販売	完売上金(小売)	七,〇〦〇	五一九	七八	一三
履物販売	完売上金(卸)	四〇,〇〇〇	一、三四二	一四〇	二三
米穀販売	完売上金(卸)	三五〇,〇〇〇	四、一四二	五〇七	一〇四
西洋小間物販売	完売上金(小売)	五,〇〦〦	五九三	六八	一一四
銅鉄販売	完売上金(小売)	四,〇〇〇	四三一	四六	七
				一〇六	一一九

四、前表ハ唯其ノ一部ヲ示スニ過キス、今調査シタル各人ノ平均ヲ年次ニ擧クレハ、營業税金ノ収益ニ対スル割合ハ三十六年ニハ千分ノ五十、三七年ニハ千分ノ八十一、三十八年ニハ千分ノ百二十一ニ当リ、仮ビ附加税ハ多少軽減セラレシト雖、既ニ千分ノ百二十一ナル割合ハ重ニ失スルカ故ニ、大約収益ノ一割ヲ徵收スルノ目的ヲ以テ税率ヲ減シ定期ノ二倍ト為スラ相当トス

此ノ提議ニ対シテ委員ノ多數ハ反対シテ曰ク

一、各國營業税收入額ノ經常總歲入額ニ対スル割合ヲ以テ營業税負担ノ輕重ヲ断スルハ早計ナリ

二、稅額ノ増加ニ從ヒ帶納者ノ增加スルハ數ノ免レサル所ナルノミナラス、前表ニ依レハ增徴後ニ於ケル納稅成績却テ良好ナル事実ヲ示セリ

三、提議者ノ呈示セル収益調査ハ一部ノ調査ニ過キスシテ事実ト符合セサルノ疑アリ、此ノ表ニ信憑シテ是非ヲ決シ難シ

四、本稅ハ非常特別稅ノ增徴ニ依リ著シク増加シタリト雖モ、附加稅ノ賦課ニ制限ヲ加ヘタルヲ以テ、本稅及附加稅ノ合計ヲ以テ比較スルトキハ、爾カク甚タシク重キヲ加ヘタルモノニ非ス

委員会ハ個人収益ト租税負担トノ関係ヲ知ラシメン為メ、全國ノ各都市ニ就キ農業商業ニ區別シ収益ト租税負担トノ割合ヲ調査シタルニ、全國ノ平均ハ農業ニ在リテハ収益ノ百分ノ二十四、商業ニ在リテハ収益ノ百分ノ十四ヲ租税トシテ負担スルノ結果ヲ得タリ

左ニ各府県ニ於ケル平均割合ニ最モ近キ個人ノ実例ヲ掲ケテ参考ニ供ス

県 商 農 漁		県 商 農 漁		県 商 非 漁		県 商 農 漁		県 商 山 當 農	
売上金額	養 地 賦 税	貸 家 賃 地	養 地 賦 税	貸 家 賃 地	土 地	土 地	売上金額	土 地	
一一、五〇〇	一 一、四、六、〇七 六〇	地 反 別 一 一、四、六、〇六 六〇	大 一、七〇〇	地 反 別 一 一、四、八、五 五〇	一 一、七〇〇	地 反 別 一 一、三、六、七 三七	一 一、八、七九 七九	七 七、一	
五〇〇	計 六、六〇〇	計 四、八、八 八〇	計 二、七三 三〇	計 一、七三 三〇	叶	四、四七 三六〇	七、五〇 七五〇	一 一、五、八、三、五 三五〇	
一一〇、七八〇〇〇	九、二、一 一、七九、六、二 一〇	四、七、一 一、三、六、〇〇〇 一〇	三、九、五 一〇	三、九、七 一〇	七、八、三〇〇 七〇、五八〇	一 一、五、八、〇、一 一、五、八、〇〇〇	一 一、六、八、二八〇〇 一〇〇、二八〇〇	一 一、六、八、五一〇 三五八	
一一九、六、九〇〇〇	一 一、五、一、三七〇 六〇〇	二、〇、六、四〇〇 一〇	三、一、九、三〇〇 一〇	二、〇、四、一〇〇 一〇	二、四、九、七一〇〇 一〇、九七〇〇	一 一、三、七、九八〇 一三七	一 一、一、七、九八〇〇 一〇〇、一〇〇	射水郡二日村 某	
一、三九	六九、四七〇	一 一、九、六、九三〇 一〇	一 一、四〇	一 一、三八	一 一、七五	教資部教資町 某	遠敷郡國取村 某	下新川郡魚津町 某	
某	長岡市表四五町 某	北魚津郡千田村 某	埴科郡松代町 某	諏訪郡亞川村 某	諏訪郡亞川村 某	教資部教資町 某	群馬郡高崎町 某	芳賀郡真岡町 某	

県 商 農 漁		県 商 農 漁		県 商 非 漁		県 商 農 漁		県 商 木 漁	
売上金額	土 地	土 地	土 地	土 地	土 地	土 地	土 地	土 地	地 反 別
三、六四七	一 一、三、五 三七	二 一、五〇〇 一七	一 一、四、六、九 九	二 一、三、四 二枚	七 七、五〇〇 七	一 一、四、九、六 九	三 三〇〇 三	一 一、七、一 一七	三 三、七、九〇〇 七
九八三	九 九〇	四 四、八四四 四四	四 四、五五 四五	四 四、七五〇 四五	叶	叶	叶	叶	叶
八五四、二二、七、九八〇〇〇〇	六、九、八三〇 六一〇	五 五、七、六一〇 五七	六 六、九〇〇〇〇 六一〇	七 七、一〇〇〇〇 七一〇	一 一、五、一〇〇〇〇 一〇〇〇	一 一、五、一〇〇〇〇 一〇〇〇	一 一、五、一〇〇〇〇 一〇〇〇	一 一、五、一〇〇〇〇 一〇〇〇	一 一、九、八、一〇〇〇〇 一〇〇〇
二五	一 一、二、七二〇〇 一七	一 一、二、五九〇〇 一九	一 一、二、九四〇〇 一九	一 一、二、八〇〇〇 一八	一 一、二、七四〇〇 一七	一 一、二、八〇〇〇 一八	一 一、二、七四〇〇 一七	一 一、二、八〇〇〇 一八	一 一、二、八〇〇〇 一七
一一〇、九五〇	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七	一 一、一、〇七〇〇 一七
一、一三	金沢市守銀町 某	諏訪郡東吾山村 某	群馬郡波川町 某	山田郡高根町 某	西茨城郡笠置町 某	行方郡麻生町 某	芳賀郡真岡町 某	下都賀郡愛田村 某	下都賀郡愛田村 某

縣 務 廣 地		縣 財 農		縣 商 農		縣 農 貨		縣 農 業		縣 農 良 農		縣 商 農		縣 農 業	
商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農
兌上金額	地、土 地	土貸 兌上金額	地	兌上金額	地	貸 土 地	貸 土 地	兌上金額	地	貸 土 地	貸 土 地	兌上金額	地	貸 土 地	貸 土 地
三、〇〇〇	九、二 一、五八八	六、〇〇〇	四、一 一、七九六	一〇、〇〇〇	一、〇九 一、一七四	八二八	計	一〇、〇〇〇	一、〇八六	四、一〇〇	四、一〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇八六	七九五	一、四一 一、六七〇
七九六	七	一、七 一、五〇〇	一、一 一、三七四	一、〇九 一、一〇一	一、〇九 一、一〇一	八二八	計	一、〇九 一、一〇一	一、〇九 一、一〇一	八二八	計	一、〇九 一、一〇一	一、〇九 一、一〇一	八二八	一、一〇九 一、一〇九
一、五八、八六〇	一、四三、五九〇	一、四三、五九〇	一、五八、八六〇	一、四三、五九〇	一、四三、五九〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇
一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、三、九四、 一、四七、五九〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇	一、一七、六〇〇
一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇	一、一七	西七、一六〇
菜	資本經營町	農田郡小泉村	和歌山市新八百 丁目	武庫郡御殿村	伊都郡紀見村	磯城郡脇山村	那珂郡吉原町	三島郡茨木町	紀伊郡伏見町	大上郡根町	滋賀郡阪本村	南牟婁郡水本町	鈴鹿郡龟山町	茶	茶

縣 貨 農		縣 賀 農		縣 蔗 農		縣 草 農		縣 蘭 農		縣 肥 農		縣 豆 農		縣 花 農	
商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農	商	農
貸 兌上金額	地 地反別														
一、〇四〇	七、九〇六														
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四三八五	三八五	四一六	三七五												
四八、五六四〇〇〇	八四、四一〇	七六、五四〇	五八、八〇〇												
二六七、四六〇〇〇															
九四二、一九〇〇〇															
三九三、一九〇〇〇															
一、一七															
五七															
菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜

県商	農	縣商	本	縣商	農	縣商	商	縣商	農	縣商	商	縣商	農
亮上金額	貸土 地	亮上金額	土地	亮上金額	貸土 地	亮上金額	貸土 地	亮上金額	土地	亮上金額	貸土 地	亮上金額	貸土 地
三、六〇〇	地反別 一、一、八九 六	六、五〇〇	地反別 一、三八七	六、	八、〇〇〇	地反別 一、一四、二 二〇〇	四、一〇〇	地反別 一、九六〇	五、七	地反別 一、九六〇	一〇、九、八九 〇	地反別 一、九、五四〇	一〇、九、八九 〇
	計	三〇九	八〇〇	五一九	八五六	八一七五二	六三四	六六八	一〇九、八九二〇	一〇九、八九二〇	一〇九、八九二〇	一〇九、八九二〇	一〇九、八九二〇
三六〇	三〇九	四六、 五七八〇	八四、 六四〇	七六、 三二〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇	一〇、 七三〇
二四、 八五〇〇〇	一三八、 三五〇〇〇	四、 三五〇〇〇	一三八、 四六〇〇〇	三五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇	二五、 六三〇
四五、 三五〇〇〇	西諸縣郡小林村 某	児湯郡上江村 某	八代郡八代町 某	八代郡高田村 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	南高来郡葛原町 某	筑紫郡三宅村 某	筑紫郡三宅村 某

縣商	取 鳥 農	縣商	根 鳥 農	縣商	口 山 農	縣商	山 間 農
亮上金額 貸 貸 土 地	牧 土 山 牛 地 林	亮上金額 貸 貸 土 地	亮上金額 貸 貸 土 地	亮上金額 貸 貸 土 地	亮上金額 貸 貸 土 地	亮上金額 貸 貸 土 地	亮上金額 貸 貸 土 地
一一、 〇〇〇	地反別 一、 一〇八 三八	九、 〇〇〇	地反別 一、 一〇八 三八	九、 〇〇〇	地反別 一、 一〇八 三八	九、 〇〇〇	地反別 一、 一〇八 三八
計	叶	叶	叶	叶	叶	叶	叶
一一、 一四二	一、 一七九 七九						
一、 一五七	二七九、 九三〇						
一、 一五七	三七、 六〇〇						
一、 一五七	一〇一、 六〇〇						
一、 一五七	一五七、 一九七〇〇						
一、 一五七	二三、 二〇九〇〇						
一、 一五七	三三、 二一〇〇〇						
一、 一五七	四六九、 八五〇						
一、 一五七	九九、 三一〇						
一、 一五七	一三六						
一、 一五七	一四五						
一、 一五七	二五、 五七〇						
一、 一五七	三三、 二一〇〇〇						
一、 一五七	四、 四九〇〇〇						
一、 一五七	八二、 二五〇〇〇						
一、 一五七	八九、 一七〇〇〇						
一、 一五七	一二五						
一、 一五七	二九六						
一、 一五七	三六、 一七〇						
一、 一五七	四、 四九〇〇〇						
一、 一五七	五五、 五七〇						
一、 一五七	六道郡西大寺町 大島郡福生野村 上道郡西大寺町 吉備郡總社町						
一、 一五七	西諸縣郡小林村 某	西諸縣郡米子町 某	西諸縣郡米子町 某	西諸縣郡米子町 某	西諸縣郡米子町 某	西諸縣郡米子町 某	西諸縣郡米子町 某

第二款 営業税ヲ課スヘキ営業種目

営業税ノ審査ニ方リ当然起ルヘキ営業税ヲ課スヘキ営業種目ノ問題ナリトス、此ノ問題ニ闇シテハ新ニ国税トシテ課税スヘキモノナキヤ否ヤ、国税ヨリ除却スヘキモノナキヤ否ヤ、及其ノ課税スヘキ営業ノ範囲如何等ヲ其ノ重モナルモノトシ、営業種目ノ合併改称等ニ論及シタリ、以下項ヲ分チヲ叙述シントス

第一項 新ニ営業税ヲ課スヘキ営業種目ノ有無

新ニ営業税ヲ課スヘキ営業種目ノ有無如何ノ問題ニ闇シ、委員一人ハ本邦ニ於ケル信託業ハ最近ノ発達ニ係リ未タ繁盛ノ域ニ達セスト雖、漸次進歩發達ノ傾向アルノミナラス、其ノ業態ハ銀行業、保険業ノ如ク重要ノ地位ヲ占ムルモノナルヲ以テ、新三國税ノ営業種目ニ編入シ課税スルヲ相當トストノ意見ヲ提出シタリ、委員会ハ討議ノ末之ヲ採納可決セリ、然レトモ世俗ニ称ブル信託業ノ意義明確ナラス、現行営業種目ナル周旋業・代弁業・仲立業・仲買業・請負業ト混同スルノ虞アルヲ以テ、営業税ヲ課スヘキ信託業ノ意義ヲ明確ナラシムルノ要アリトシテ、委員会ニ於テハ他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財産ノ管理処分ヲ為スラ業トスルモノニ限定スルコトニ決シタリ

第二項 地方税ヨリ国税ニ移スヘキ営業種目ノ有無

次ニ起リタルハ地方税ヨリ国税ニ移スヘキ営業種目ノ有無如何ノ問題ニシテ、委員ノ一人ハ理髮業・湯屋業及人寄場業ヲ地方税ヨリ引キ抜キ國税ニ移スヘシトノ提議ヲ為シタリ、其ノ所説ノ大要ハ営業ノ業態ノ大ナルモノヲ國税ノ財源ト為シ、業態ノ小ナルモノヲ地方税ノ財源ト為スハ當然ナリト雖、現行営業税法ハ其ノ主義ノ一貫ヲ欠クモノアルノミナラス、理髮業・湯屋業及劇場・寄席ノ如キ人寄場業ハ近時益々繁榮ニ趨キ規模大ニ収益多ク、現ニ國税ヲ賦課セラルル他ノ業種ニ比較シ遜色ナキモノ甚タ多シ、今ヤ営業税ノ負担一般ニ輕カラサルヲ唱フル者アルニ際シ、此等ノ営業ヲ國税ニ編入スルトキハ相当ノ税額ヲ收メ得ヘキヲ以テ、其ノ得タル所ノモノヲ以テ幾分一般営業ノ税率ヲ輕

減スルハ最モ至当ナルヘシト云フニ在リ、委員ノ多数ハ之ニ反対シテ、仮ビ之ニ依リ多少ノ税額ヲ收メ得ルトスルモ、為ニ一般営業ノ税率ヲ輕減スルハ期スヘカラサル所ナルノミナラス、斯ノ如キ税源ハ地方財政ニ委譲シ置クヲ以テ相当ナリト為シ、委員会亦之ニ決シタリ

第三項 国税ヨリ地方税ニ移スヘキ営業種目ノ有無

地方税ヨリ国税ニ移スヘキ営業種目ニ閣スル討議ニ次テ起リタルハ、国税ヨリ地方税ニ移スヘキ営業種目ノ有無如何ノ問題ナリ、委員一人ハ席貸業・旅人宿業・料理店業ヲ國税ヨリ除却シテ地方団体ノ財源ニ委譲スヘシト主張シタリ、其ノ理由ニ曰ク

席貸業・旅人宿業・料理店業ハ他ノ業体ト異リテ、地方ノ風紀・衛生ト密接ノ関係アルヲ以テ、地方警察ニ於テ保護監督ノ為ニ要スル劳費甚タ大ナリ、故ニ此等ノ税源ハ之ヲ地方ニ委譲シ其ノ自由賦課ニ任スラ可トス、蓋シ此等ノ業体ハ性質上多少ノ重税ヲ課スルモ産業ノ発達ヲ害スルノ虞ナク、又全国一率ノ賦課ヲ必要トスルモノニ非サルナリ
之ニ反対スル者ハ曰ク
営業税ニ於テ国税ト地方税トノ分界ヲ決スル標準ハ、営業ノ収益多大ニシテ重要ノ地位ヲ占ムルモノナルヤ否ヤ、全國ニ普及シテ一般的ノ営業ナルヤ否ヤニ在リ、地方警察トノ関係ノ如キハ國税ト地方税トノ分界ヲ決スル重要な標準ニ非ス、況ヤ此等ノ業体ハ十年以来國税トシテ取扱ヒ、其ノ納税者ハ直接國税ノ納税者ナル資格ヲ享有シタルモノナルヲ以テ、國税ヨリ除却スルニハ重大ナル理由ナカルヘカラズ
委員会ニ於テハ反対論ヲ理由アリトシ之ニ決シタリ

第四項 船渠業ヲ削除シ他ノ営業種目ニ依リ課税スルノ可否

營業稅法ヨリ船渠業ヲ削除シ他ノ當業種目ニ依リ課稅スベシトノ説アリ、委員会ハ多數ヲ以テ船渠業ヲ削除スルコト

ニ決シタリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

一、凡ソ船渠ナル設備ハ次ノ二ノ目的ノ為ニ用キラルモノトス

(イ) 専ラ船舶ノ修繕ノ為ニスルモノ

(ロ) 專ラ水陸運輸ノ接続ヲ全フスルモノ

前者ハ船舶ヲ修繕スル裝置ニシテ通例乾船渠、水船渠ニ區別セラレ、後者ハ陸地ヲ掘鑿シ若ハ之ト同様人工ヲ以テ外海ヨリ被覆シタル水面ノ設備ニシテ、貨物ノ積卸ヲ便ニスルモノナリ、然ルニ當業稅法ニハ器物器械ノ修理ヲ為ス者ハ製造業ト看做ストノ明文アリ、故ニ船渠業ヲシテ船舶修繕ノ義ト解スレハ一ノ製造業トシテ課稅スルコトヲ得ベク、又水陸運輸ノ接続ヲ便ニシテ貨物ノ積卸ニ使用スル義ト解スレハ、貨物陸揚場業トシテ課稅スルコトヲ得ベシ、船渠業トシテ独立ノ業体ヲ認ムルノ必要ナシ、加之船渠ナル名称ハ斯道ノ學者ト雖其ノ意義ヲ一定スル能ハサルカ如キ有様ナルヲ以テ、收稅官吏ト當業者トノ間ニ解釈ヲ異ニスルヲ免シ、寧ロ船渠業ヲ削除スルヲ可トス

二、船舶ノ製造ヲ為ス者ハ船舶ノ修繕ヲ為スカ故ニ船渠ヲ設ケタル常トス、若シ船渠ノ設備アルヲ故ラ以テ之ヲ船渠業ト為ストキハ、船舶ノ製造・修繕ヲ業トスル者ハ常ニ船渠業ヲ兼業スル者ト謂ハサルヘカラス、是レ船渠業ヲ認ムルノ結果ニシテ實際ニ適セサルモノト謂ハサルヘカラス、若シ船渠ヲ設備シ船舶修繕ノ為又ハ其ノ他ノ目的ノ為、料金ヲ徵シテ他人ノ使用ニ應スル當業アリトゼバ、船渠業ナル獨立ノ業体ヲ認ムルヲ相當トスト雖、現今此ノ種ノ獨立業体アルヲ認メサルヲ以テ、法律ハ空文ニ帰スヘシ、若シ又船渠業ヲ以テ船渠ヲ設ケ船舶ノ修繕ヲ為スモノト解シ、船舶ノ修繕業ヲ以テ普通ノ器物器械ノ修繕業ト區別シ高率ヲ課スルノ必要ニ由テタリトセスルヲ可トス

ハ、船舶ノ製造ニ低率ヲ課シ船舶ノ修繕ニ高率ヲ課スルノ不當ニ陥ルモノト謂ハサルヘカラス、要スルニ船渠業ヲ削除スルヲ可トス

三、船舶ヲ修繕スルニハ船渠ニ依ル場合ト船架ニ依ル場合トアリ、而シテ船架ヲ設ケテ修繕スル業ニ對シテハ、文理解釈上船渠業ト謂フヲ得ス、故ニ器物器械ノ修理ト看做シ製造業トシテ課稅セサルヘカラス、然ルニ船渠業ト製造業トノ間ニ税率ニ高低アリ、即チ同一目的ヲ有スル業体ナルニ船渠業ニハ高率ヲ課シ、製造業ニハ低率ヲ課スルハ不公平ナリ、故ニ此ノ課稅ノ点ヨリ見ルモ船渠業ヲ獨立ノ業体トシテ製造業ノ外ニ置クハ不當ナルヲ以テ、船渠業ヲ削除スルヲ可トス

第五項 土木請負業ト労力請負トヲ合併スルノ可否

現行營業稅法ニ土木又ハ労力ノ請負ト称スルハ、商法ノ作業又ハ労務ノ請負ニ相当スルモノハ如ク、而シテ其ノ範囲ハ狹少ナルノミナラス、營業稅ヲ課スヘキ業体ハ必シニ商法ノ商行為ト一致スヘキ必然ノ理由ナキヲ以テ、營業稅ニ於テハ土木又ハ労力請負ニ限ルノ必要ナク、苟モ請負ヲ當業トスル者ニハ課稅スルヲ相当トス、又仮ニ課稅スヘキ請負業ノ範囲ヲ土木・労力ニ二者ニ限ルコト現行法ノ如クナラシムモノトスルモ、二者ノ課稅標準稅率共ニ全ク同一ニシテ之ヲ並立スルノ必要ナキヲ以テ、二者ヲ合シ單ニ請負業ト改称スベシトノ提議ヲ為シタル者アリ
委員会ハ大体ニ於テ此ノ提議ヲ採用シ、土木・労力以外ノ請負ニモ課稅スルコトニ決定シタリ

第六項 金錢貸付業ト物品貸付業トヲ合併スルノ可否

委員會中現行營業稅法ニ於テハ金錢貸付業ト物品貸付業トヲ區別スト雖、其ノ貸付業タル点ニ於テ異ル所ナク、又課稅標準稅率モ同一ナリ、故ニ金錢若ハ物品ナル文字ヲ削除シ、二者ヲ合シ單ニ貸付業ト為スラ相当トス、但シ不動產貸付業ヲ除外スヘキハ勿論ナリトノ意見ヲ提出シタル者アリシト雖、委員會多數ノ意見ハ唯是レ名称ノ改正ニ過キシシ

テ、實益少ク徒ラニ從來ノ慣行ヲ破ルモノナリトシテ之ヲ否決シタリ

第七項

穀物ノ精白搗碎ト洗濯ヲ請負業三移スノ可否

穀物ヲ精白搗碎シ又ハ洗濯ヲ為ス者ヲ労力請負業ニ移スシトノ説ヲ為シタル者アリ、曰ク

現行營業稅法ハ穀物ヲ精白搗碎シ、又ハ洗濯ヲ為ス者ヲ製造業ト看做スカ故ニ、裁縫業・上縫業ノ如キ亦製造業ヲ以テ擬セラルニ至レリ、然レトモ此等ノ營業ハ寧ロ手間賃取ト称スベキモノナルヲ以テ、製造業ヨリ除却シテ労力請負業ニ編入スルヲ至当トス

之ニ対スル委員多数ノ意見ハ左ノ如シ

穀物ヲ精白搗碎スルハ一種ノ精製行為ニシテ、彼ノ粗製糖ヨリ精製糖ヲ製造スルニ異ナラズ、故ニ之ヲ請負業ト為スハ正當ナラサルノミナラズ、自ラ穀物ヲ精白シ販売スル者、若シ異リタル区域ニ於テ之ヲ為ストキハ、精白ノ行為ニ付テハ課稅スル能ハサルノ結果トナリ、實際上ノ不都合ヲ生スベシ、又洗濯ニ至リテハ物品ノ加工又ハ精製、若ハ修理ト称スルヲ得ズ、労力ノ提供ヲ重要ト為スモノナルカ故ニ、寧ロ労力請負業ニ編入スルヲ相當トス

是ニ於テ委員会ハ穀物精白搗碎業ハ現行ノ如ク製造業ニ包含セシメ、洗濯業ハ製造業ヨリ除却シ請負業トシテ課稅スルコトニ決シタリ

第八項 公ナル周旋業、代弁業、仲買業ノ業名ヲ改称マルノ可否

委員ノ一人ハ業名ノ改正ニ關シ左ノ提議ヲ為シタリ

一、現行法ニハ公ナル周旋業トアルモ、周旋ヲ營業ト為ス以上ハ公ナルコト勿論ニシテ、「公ナル」ノ文字ヲ冠セルハ蛇足ナリ、故ニ之ヲ改メテ單ニ周旋業ト改ムラ可トス

二、代弁業・仲買業ハ旧商法ニ於ケル用語ニシテ現行商法ノ用語ト一致セス、故ニ現行商法ノ文字ニ從ヒ代理業・

問屋業ト改ムヘシ

委員会ハ左記ノ理由ヲ以テ之ヲ否認シタリ

一、新旧商法ヲ對照スルニ、代弁人トハ商事ニ於テ他人ノ代理ヲ為スラ營業トスル商人ヲ謂ヒ、代理商トハ使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行為ノ代理又ハ媒介ヲ為ス者ヲ謂フ、故ニ代理業トスレバ一定ノ商人ノ為ニスルコト、及其ノ營業ノ部類ニ屬スルモノタルコトノニ点ニ於テ代弁業ヨリ範囲狭ク、之ト同時ニ媒介ヲモ為ス点ニ於テ代弁業ヨリ範囲広シ

二、又仲買人トハ契約三從ヒ自己ノ名ヲ用ヒ他人ノ計算ヲ以テ商業ヲ當ム商人ヲ謂ヒ、問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スラ業トスルモノヲ謂フ、故ニ問屋業トスレハ物品ノ販売又ハ買入ト云フ点ニ於テ仲買業ヨリ範囲狭シ

三、要スルニ代弁業ヲ代理業ニ改メ仲買業ヲ問屋ニ改ムルトキヘ、共ニ課稅ノ範囲ヲ縮少スル結果ヲ見ルニ至ルト雖、營業稅ヲ課スベキ代弁業ハ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スルモノニ制限スルノ必要ナク、又營業稅ヲ課スベキ仲買業ハ物品ノ販売又ハ買入ニ制限スルノ必要ナシ、特ニ代理業ト為ストキハ商行為ノ媒介ヲ為スト云フ点ニ於テ周旋業ト混同スルノ虞アリ、若シ夫レ課稅ノ範囲ヲ從來ノ如ク定メ、唯名称ノミヲ商法上ノモノト一致セシムルニ至シテハ、徒ニ紛雜ヲ醸スルノミニ止マリ一モ利益スル所ナシ

四、公ナル周旋業ノ「公ナル」ノ文字ハ蛇足タルコト論者ノ言ノ如シト雖、之ヲ削除スルノ理由輕微ナルノミナラス、從來ノ慣行ヲ改ムルトキハ施行上新ナル疑問ヲ生スルノ虞アルヲ以テ現状ヲ維持スルヲ可トス

第三款 課稅標準

營業稅ヲ課スベキ營業種目ノ問題ニ次テ委員会ノ議ニ上リタルハ、現行課稅標準ノ適否如何、若シ改定スルノ要アリ

トセハ如何ニ之ヲ取捨スヘキヤノ問題ナリ、此ノ問題ニ關スル討議ヲ記述スルニ当リテハ、之ヲ汎論各論ノ二三分ツラ便トス、汎論トハ數個ノ營業ニ共通スルモノヲ謂ヒ、各論トハ各個ノ營業ニ特別ナルモノヲ謂フ

第一節 汎論

第一項 建物賃貸価格ヲ評価価格ト為スノ可否

營業税ノ課税標準タル建物賃貸価格ノ算定方法ハ、借家ニ在リテハ其ノ現実ノ借料ニ依リ、借家ニ非サルモノニ在リテハ近傍借家ノ借料ニ照準シ、照準スヘキ借家ナキトキハ土地家屋ノ時価ヲ各別ニ算定シ、土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ其ノ百分ノ十ヲ以テ賃貸価格ヲ定ムルヲ現行法トス、委員ノ一人ハ之ヲ改メテ賃貸価格ハ總テ評価価格ニ依ラシムルコトト為スヘシト論シ、其ノ理由ヲ述べテ曰ク

- 一、借家ノ場合ニ於テハ借家料ノ高下ヲ問ハスノ其ノ借料ヲ以テ賃貸価格トシ、借家ニ非サル場合ニ於テ照準スヘキ借家ナキトキハ時価ヲ以テ賃貸価格ヲ算定スルカ故ニ、借料ニ依ル場合ト時価算定ニ依ル場合ト甚タシキ不權衡ヲ生ス、何トナレハ時価算定ニ依ル場合ニ於テハ現在ノ価格三相当スヘキモノヲ得ヘキニ反シ、借料ニ依ル場合ニ於テハ特殊ノ事情ノ下ニ極メテ高価又ハ低価ノ借料ヲ支払フ場合ニ於テモ、其ノ現実ノ借料ニ依ルヘキカ故ニ現在ノ価格ニ適応セサルモノヲ得ヘキヲ以テナリ
- 二、時価算定ノ方法ニノミ依ル亦不可ナリ、何トナレハ賃貸価格ハ常ニ時価ニ比準スルモノニ非サレハナリ、殊ニ土地ハ時価百分ノ五、家屋ハ百分ノ十トシ、常ニ一率ニ之ヲ適用スルハ不公平ノ結果ヲ生スルノミナラス、土地ト家屋ヲ各別ニ計算セサルヘカラスト為スヘ膠枉ノ體ヲ免レズ
- 三、要スルニ賃貸価格ハ土地家屋ノ借料ニ相当スル見積価格、即チ評価価格ニ依ルヲ相當トシ、而シテ其ノ賃貸価格ハ貸主カ公課・修繕費・保険料其ノ他土地又ハ家屋ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル相当トストノ意見ヲ提出シタリ

場合ニ於テ、貸主ノ收得スヘキ金額ヲ謂フモノト定ムルヲ可トス

此ノ提議ハ委員会ニ於テ大ナル反対ナクシテ可決セラレタリ

第二項 従業者ニ家族ヲ算入スルノ可否

現行税法ハ家族ハ從業者ヨリ之ヲ除算セリ、之ニ對シ委員ノ一人ハ家族ト雖營業ニ從事スル以上ハ營業利潤ニ貢献スルハ勿論ニシテ、或種ノ營業ノ如キハ家族カ重要ノ地位ニ在ルモノナリ、之ヲ除算スル理由ナキノミナラス、之ヲ除算スルカ為雇人ヲ家族ニ編入シ脱税ヲ企ツルノ弊ヲ生ス、故ニ家族ト雖直接營業ニ從事スル者ハ從業者ニ加算スルヲ相当トストノ意見ヲ提出シタリ

此ノ意見ニ對シテ直接營業ニ從事スルモノナリヤ否ヤノ區別不明ナル場合頗ル多ク、施行上紛乱ヲ生スルニ至ラントノ意見ヲ以テ反対シタル委員アリシト雖、委員会ハ多數ヲ以テ前ノ提議ヲ是認シタリ

第三項 十五歳未満ノ者ヲ從業者ヨリ除算スルノ可否

從業者ノ問題ニ關シ委員ノ一人ハ、十五歳未満ノ者ハ見習・手伝ト称スヘク業務練習ノ結果他日役立ツヘキ者ナリト雖、現在營業利潤ニ貢献スル所少ク寧ロ煩累ヲ及ボス者ナルヲ以テ、此等ノ者ヲ成年者ト同一ニ取扱フハ不当ナリ、故ニ十五歳未満ノ者ハ從業者トシテ計算セサルコトニ規定スルヲ可トストノ意見ヲ提出シタリ

此ノ意見ニ對シテ或ハ從業者ヲ課税標準ト為ストキハ、其ノ税金ヲ從業者ニ転嫁シ労銀ヲ減スルニ至ルヘシトノ理由ヲ加ヘテ贊成シタル委員アリ、或ハ或種ノ營業ノ如キハ十五歳未満ノ者ト雖、充分ニ活動シ一人分ノ仕事ヲ為スヲ以テ、此ノ規定ヲ設クル必要ナシトシテ反対シタル委員アリ、或ハ又十五歳未満ノ從業者ニ對シテハ普通ノ半額ヲ以テ課税標準ト為スヘシトノ折衷説ヲ提起シタル委員アリシカ、結局反対論多數ヲ占メ委員会ハ現状ヲ維持スルコトニ決シタリ

然レトモ第二次ノ審議ニ当リ、十五歳未満ノ從業者ニハ營業主ヲ除クノ外普通從業者ノ税率ノ一分ノ一ヲ課スルヲ相当トストノ論再ヒ起リ、討議ノ未竟ニ之ヲ決シタリ

第四項 会社ノ資本金額ニ社債・借入金・預金ヲ算入スルノ可否

銀行業・保険業・製造業其ノ他資本金額ヲ課税標準トスル營業ノ資本金額計算ノ方法ハ、会社營業ト個人營業トノ間ニ其ノ取扱フ異ニセリ、即チ会社ニ在リテハ払込株式金額又ハ出資金額、及各種ノ積立金・積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ヲ以テ資本金額ト為シ、個人ニ在リテハ他ヨリ借入タルト否トヲ問ハス、固定資本及運転資本ノ総額ヲ以テ資本金額ト為セリ、換言スレハ会社ニ在リテハ實際運用スルト否トニ拘ヘラズ、資本金額ニ計算スルト同時ニ借入金ハ資本金額ニ計算セサルニ反シ、個人ニ在リテハ實際運用セラルモノノミラ資本金額ニ計算スルト同時ニ、借入金タルト否トヲ問ハス資本金額ニ計算セリ

是ニ於テ委員ノ一人ハ提言シテ曰ク

一、右ノ如ク現行法ニ於テハ会社ト個人トノ間ニ資本金額ノ計算方法ヲ異ニシ、個人ニ於テハ實際營業ニ運用セラルモノハ借入金タルト否トヲ問ハス總テ之ヲ包含スルニ反シ、会社ニ於テハ払込株式金額又ハ出資金額及積立金ノ類ニ止マリ、社債・借入金・預金等ヲ除外セリ、然ルニ会社ニ於テハ常ニ此等ノ資金ヲ利用スルハ勿論、殊ニ個人ヨリ信用厚ク此等ノ資金ヲ吸收利用スルノ便益個人ヨリ大ナルヲ以テ、彼此大ニ權衡ヲ失スバノミナラズ、会社相互ノ間ニ於テモ社債・借入金・預金ノ有無多少ニ依リ不公平ヲ生ス、故ニ之ヲ資本金額ニ計上シ課税ノ衡平ヲ保持スルヲ要ス

二、外國ノ立法例ヲ見ルニ、英國ハ國稅營業稅ナク、仏國ハ純粹ノ外形法ニシテ、營業額目、營業地ノ大小、從業者、家屋賃借格ニ依ルヲ以テ資本金ノ問題ハ起ラス、英國ノ會社營業稅ハ純收益ノ割合ヲ課ス、但シ株式払込

額及優先權付ノ社債ノ總額ノ千分ノ一ヲ下ルヲ得スト定メ、普國ハ固定資本及運転資本ノ多少ニ依リテ四階級二分チ配賦稅ヲ課ス、即チ普・墺兩國ハ間接ニ社債・借入金ヲ課税標準ト為スノ結果ヲ生ス、又米國「コンネクチカツト」州ノ然道會社稅ハ株券及債券ノ總額ヲ以テ課税標準ト為シ、紐育州ノ外國銀行、「ミシシガ・シ・ヤイ・ヤ」及「ヴァーモント」州ノ信託會社ハ銀行及信託會社ノ預金總額ヲ以テ課税標準ト為セリ
此ノ提議ニ對シテ或委員ハ論難シテ曰ク

一、会社ト個人トノ間ニ資本金額ノ計算方法ヲ異ニセルハ、会社ニハ公称資本アルモ個人ニハ之ナク、必要ニ応シ隨時投入スルノ區別アルニ因ルモノニシテ、若シ会社ノ公称資本ニ依ラス實際運用スル資金ヲ總テ資本金額ニ計算スヘシトセハ、公称資本中實際運用セサル資本ハ之ヲ控除セサルヘカラズ

二、銀行業ニ例スルトキハ、会社固有ノ資本金ヲ他人ニ貸渡ス場合ニ於テハ、利子全部カ利益トナルト雖、預金ヲ利用スル場合ニ於テハ貸出利子ヨリ預金利子ヲ控除シタル殘額カ利益トナルニ過キス、此ノ二者ヲ同一ニ律スルハ失當ナリ

三、預金ヲ課税標準ト為ストキハ銀行ハ預金ヲ吸收スルコトヲ急リ、為ニ預金獎勵策上惡結果ヲ生スル虞アリ此ノ批難ニ對シ更ニ弁駁スル者ハ曰ク

一、法人ハ營利事業ヲ生存ノ目的ト為スモノナルカ故ニ、公称資本中運用ヲ廃止スルモノアルヲ予想スヘカラズ、但シ預金支払ノ準備金トシテ相当額ヲ控除スルハ至當ナリ

二、会社ヨリ見レハ無利子ノ資金アルヘカラズ、株式金額ニ対シテハ毎季配当ヲ為スコトヲ予期サルモノナリ、是レ即チ利子ニ相當スルモノニシテ資金運用ノ点ニ於テハ固有資本タルト毫モ異ルコトナシ

三、資本金額ヲ課税標準ト為スモ、銀行ハ貸出又ハ割引ノ利子ヲ高ムル能ハサルト同シク、預金ヲ課税標準ニ加フ

ルモ銀行ハ之ニ対スル税金ヲ預金者ニ転嫁シ得ヘキモノニ非サルヲ以テ、預金者ハ何等影響ヲ受ケルコトナシ、唯銀行ノ利益幾分減少ノ結果ヲ見ルノミ、而シテ銀行ハ此ノ利益ノ減少ヲ填補スル為、益々預金吸収ニ努ムルニ至ルヘキヲ以テ、結局却テ預金奨励ノ効果アルヘシ

四、若シ夫レ社債・借入金・預金ヲ新ニ資本金額ニ算入スルト共ニ、資本金額ニ対スル税率ヲ減少スレハ会社負担ハ格別異ルコトナク、而シテ個人会社間及会社相互間ニ公平ノ課税ヲ為シ得ルノ利益アリトス
委員会ニ於テハ反覆審議ヲ重ね、多數ヲ以テ前ノ提議ヲ是認シタリ

而シテ銀行ノ預金ハ全部之ヲ資本金額ニ加算スヘキヤ否ヤノ問題ニ關シ、委員会ハ保険責任準備金除算ノ例ニ倣ヒ預金払戻準備金ニ相当スル金額ヲ除算スルヲ相当ト認メ、預金ノ四分ノ三ヲ資本金額ニ加算スルコトニ決シタリ

第二節 各論

第一項 物品販売業ノ課税標準タル売上金額ニ代フルニ人口ヲ以テスルノ可否

委員ハ一人ハ提議シテ曰ク

一、現行税法ニ於テハ資本金額・売上金額・報償金額ヲ課税標準ト為スモノ多ク、殊ニ物品販売業ハ売上金額ヲ以テノ課税標準ト為スト雖、其ノ精確ナル実数ヲ調査スルコト頗ル困難ナルカ故ニ、營業者ハ其ノ金額ヲ詐り脱税ヲ因ル者甚タ多ク、營業者中正直ニ申告スル者独リ重ク課税セラレ、不正直ナル者巧ニ課税ヲ免ルノ惡弊ハ滔々トシテ殆ト停止スル所ヲ知ラズ、是レ売上金額ヲ課税標準ト為スヨリ生スル結果ナリ、故ニ売上金額ヲ廢シ之ニ代フルニ營業場所在地ノ人口ヲ以テスルヲ可トス、所在地ノ人口ノ多少ハ収益ノ大小ヲ推定スル標準ナレハナリ
二、營業税ノ模範ヲ以テ目セラルル仏國ニ於テハ、營業ノ種類、營業地ノ人口、従業者ノ数及家屋ノ賃貸価格ヲ課税標準ト為シ、中ニ就キ物品販売業ノ如キハ營業種類ニ依リ八級三分チ、營業地ノ人口ニ依リ四里ヲ最高トシ、

人口二千以下ノ町村ヲ最下トシ之ヲ九級ニ分チタリ

此ノ提議ニ反対スル委員ノ説ニ曰ク

一、右ノ提議ハ營業税法ニ闊スル仮法系ト独法系トノ論争ニ繋着スヘシ、仮法ハ主トシテ營業ノ外標ニ着眼シテ収益ヲ重視セサルニ反シ、独法ハ營業ノ外標ヲ重視セス専ラ収益ニ着眼セリ、本邦ノ營業税法ハ恰モ両者ヲ折衷シタルモノニシテ、建物賃貸価格・従業者ヲ標準トスルノ外、資本金額・売上金額・報償金額ヲ標準トシタルハ、兩法ノ長ヲ採リ短ヲ補ヒタルモノト謂フヘク、最モ適當ノ立法タルヲ信セントス、今若シ売上金額ヲ廢シテ人口ノ如キ外標ニ依ルコトセンカ、是レ立法ノ選擇ナルノミナラス美ニ甚シキ不公平ヲ惹起スルニ至ルヘシ
(イ)同一人口ノ市町村ニテモ營業ニ盛衰ノ差アリ
(ロ)同一市町村内ニ於テモ自賃ノ場所ト場末トハ取引ニ多大ノ差アリ
(ハ)同一種類ノ營業者ト雖、資本金ノ多小ト營業主ノ勤怠トニ因リテ収益ニ大小ノ差アリ
二、元來營業税ハ収益税ノ一種ナルカ故ニ、苟モ収益ヲ測定スルニ便宜ナルモノハ採用テ以テ課税標準ト為スヘシ、売上金額ノ如キハ収益ト直接關係ヲ有スルカ故ニ、課税標準ト為スニ最モ適當ナルノミナラズ、売上金額ノ如キハ社会ノ進退ト共ニ増大スルモノニシテ、租税ノ屈伸力ニ富ミ人口ノ増率ト比較スヘクモアラス
委員ノ多数ハ反対説ヲ是認シ現状維持ニ決シタリ

委員会ニ於テ調査シタル結果ニ依レハ人口ノ多少ハ決シテ収益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ラサルコトヲ証シタリ、左表ノ如シ

人口ヲ課税標準トスルコトニ闊スル調査
一、人口多キ場所ニ在ル營業者ハ、人口少キ場所ニ在ル者ニ比シ常ニ多大ノ収益ヲ占ムルモノニ非ス

従業者 人	建物賃価格	売上金額	小卸	営業税額	営業収益	営業所
従業者 人	建物賃価格	売上金額	小卸	営業税額	営業収益	営業所
人	元	元	元	元	元	元
金 物	金 物	金 物	金 物	金 物	金 物	金 物
米 穀	米 穀	米 穀	米 穀	米 穀	米 穀	米 穀
陶 器	陶 器	陶 器	陶 器	陶 器	陶 器	陶 器
菓 子	菓 子	菓 子	菓 子	菓 子	菓 子	菓 子
服	服	服	服	服	服	服
興 業	興 業	興 業	興 業	興 業	興 業	興 業

一、同一地域ニ在ル営業者ニシテ、従業者・建物賃価格等相等シキ者ニ就テ見ルモ、営業収益ニハ甚シキ差違アルモノナリ

イ 一五	六二二、〇〇〇 元	五〇、三五九、九九〇 元	二八七、五五〇 元	三、五一五、一〇〇 元	甲府市柳町
イ 一三	六八〇、〇〇〇 元	二〇、〇〇〇、〇〇〇 元	四一五、五〇〇 元	二、一九一、〇〇〇 元	東京市日本橋区田所町
イ 一一	四九九、〇〇〇 元	四〇、〇〇〇、〇〇〇 元	一一七、四〇〇 元	二、八〇〇、〇〇〇 元	千葉県千葉郡千葉町
口 一三	六五〇、〇〇〇 元	四一、五〇〇、〇〇〇 元	一一五三、一三〇 元	二、一四九〇、〇〇〇 元	東京市神田区通雀町
八 七	三八七、〇〇〇 元	一五、〇〇〇、〇〇〇 元	一〇一、五〇〇 元	七八〇、〇〇〇 元	千葉県匝瑳郡福岡町
八 七	四〇〇、〇〇〇 元	一一、〇〇〇、〇〇〇 元	一〇一、五〇〇 元	一一〇一九、四六〇 元	東京市日本橋区通四丁目
二 七	二五五、〇〇〇 元	一五、〇〇〇、〇〇〇 元	一〇一、三五〇 元	八〇〇、〇〇〇 元	千葉県香取郡小見川町
二 七	二七六、〇〇〇 元	一五、〇〇〇、〇〇〇 元	一〇一、三五〇 元	八〇〇、〇〇〇 元	東京市本郷区三丁目
水 五	七八、〇〇〇 元	一七、六四〇、 六〇〇元	八六、四五〇 元	九五〇、〇〇〇 元	甲府市柳町
水 五	三〇〇、〇〇〇 元	八、一三一、〇〇〇 元	七三、〇〇〇 元	四八七、〇〇〇 元	東京市神田区小川町
ヘ 二	一八七、三五〇 元	二、〇〇〇、 〇〇〇元	五六、二三〇 元	一、〇六〇、八七〇 元	山梨県南都留郡谷村町
ヘ 四	一八五、〇〇〇 元	一〇、〇〇〇、 〇〇〇元	六六、〇〇〇 元	六〇〇、〇〇〇 元	東京市神田区篠治町
三 一八〇、〇〇〇 元	一〇、〇〇〇、 〇〇〇元	六三、〇〇〇 元	六三五、〇〇〇 元	千葉県山武郡東金町	
ト 一八〇、〇〇〇 元	一〇、〇〇〇、 〇〇〇元	六五、五〇〇 元	五〇〇、〇〇〇 元	東京市麹町区飯田町二丁目	

売上金額ハ収益ヲ代表スルモノニ非ス、何トナレハ売上金額ニ対スル収益率合ハ營業ノ種類ニ依リテ同シカラズ、或業種ニ在リテハ売上金額多額ナルモ其ノ収益割合ニ多カラズ、或業種ニ在リテハ売上金額多額ナラサルモ其ノ収

委員中説フシタル者アリ、曰ク

第二項 物品販売業ノ課税標準タル売上金額ニ代フル三資本金額ヲ以テスルノ可否

米穀	二 一 〇〇・九〇〇	五、七〇〇、〇〇〇	四六、七〇〇	一一〇、〇〇〇同 区第七八幡町
洋物	二 一 一四〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一一一、九〇〇	一〇〇、〇〇〇同 区神楽町
菓子	二 一 一五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一一、九〇〇	一一〇、〇〇〇同 区本所区林町
菓物	二 一 一六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一一、九〇〇	一一〇、〇〇〇同 区吉岡町
砂糖	二 一 一六四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一一、七〇〇	一一〇、〇〇〇同 区第七八幡町
紙	二 一 一七八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一一、四〇〇	一一〇、〇〇〇同 区北山町
茶	二 一 一六四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一一、一〇〇	一一〇、〇〇〇同 区東元町

菓物	二 一 九六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一七、七五〇	一〇〇、〇〇〇同 区茅ヶ崎町
衣服	二 一 一四〇、〇〇〇	一六八、七三五、五八〇	一一〇、八八〇	一一〇、〇〇〇同 区田原町
洋物	二 一 一四八、〇〇〇	一六〇、九一七、五一〇	一一〇、八八〇	一一〇、〇〇〇同 区伊豆子町
雑物	二 一 一四九、〇〇〇	一六九、八五〇	一一〇、八五〇	一一〇、〇〇〇同 区金杉
乾物	二 一 一五〇、〇〇〇	一七〇、八〇〇	一一〇、七五〇	一一〇、〇〇〇同 区愛宕町
砂糖	二 一 一五〇、〇〇〇	一七一、七〇〇	一一〇、七〇〇	一一〇、〇〇〇同 区第七八幡町
紙	二 一 一五〇、〇〇〇	一七二、四〇〇	一一〇、四七四、〇〇〇	一一〇、〇〇〇同 区北山町
茶	二 一 一五〇、〇〇〇	一七三、一〇〇	一一一、四〇〇	一一〇、〇〇〇同 区大通町

益割合三多ケレハナリ、故ニ売上金額ヲ課税標準ト為ストキハ、營業ノ種類ニ依リ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ議論ヲ生ス、是レ当然ノ事理ナリ、然レトモ若シ売上金額ニ代フルニ資本金額ヲ以テスルトキハ、常ニ収益ノ大小ニ比例シテ公平ノ課税ヲ為シ得ベク、從テ營業ノ種類ニ依リ税率ニ等差ヲ設クルノ煩累ヲ除クトヲ得ヘシ、何トナレハ自由競争盛行ハレ交通機関亦備ヘレル今日ニ於テハ、各種ノ業務ニ投スル資本ニ対スル利子ハ常ニ同率水準ニ帰スヘキモノニシテ、特殊資本ニ依リ高低ノ差ヲ生スヘキモノニ非サレハナリ

此ノ意見ニ対シ異議ヲ唱フル委員少カラス、其ノ理由概ね左ノ如シ

一、各種資本ノ利子同率ニ帰スル傾向アルハ勿論ナリト雖、事實ハ常ニ之ニ反シ營業ノ種類ニ依リ利率ニ大小ノ差アリ

二、同種營業ニ於テモ資本ノ大小ト利潤トハ常ニ比例スルモノニ非ス、通常大資本ハ小資本ニ比シテ利益割合ニ大ナリ

三、同種營業ニ於ケル同一資本ニ於テモ、時ト所ト人トニ因リテ利益同一ナラス

四、故ニ売上金額ヲ課税標準トシ、營業ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスルノ公平且適観ナルニ如カス
委員会ハ後説ヲ採用シ前説ヲ否認シタリ

物品販売業ノ課税標準タル売上金額ノ審議ニ当リ、委員中物品販売業ノ課税最低限ヲ売上金額二千円以上ニ改ムヘントノ意見ヲ提出シタル者アリシト雖、委員会ニ於テハ物品販売業ニ限り課税最低限ヲ高ムルノ理由ナシトシテ之ヲ否認シタリ

第三項 金銭貸付業及物品貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限ルノ可否

金銭貸付業及物品貸付業ノ課税標準タル資本金額ニハ固定・運転両資本ヲ包含スル規定ナルモ、之ヲ改メテ運転資本

ニ限リ固定資本ヲ除クヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

金銭貸付業若ハ物品貸付業ニ於ケル資本ハ其ノ貸付タル金銭若ハ物品ニシテ、貸付業者ノ使用スル家屋倉庫ノ如キ固定資本ハ、全ク付随ノ位置ニ在リテ貸付ニ直接ノ關係ナキモノトス、貸付ニ直接ノ關係ナキ家屋倉庫ヲ資本金額ニ算入スルノ不当ハ勿論ナルノミナラス、家屋倉庫ハ建物貸付價格トシテ既ニ一度課税標準ニ計算セラルカ故ニ、資本金額ヨリ除外シ運転資本ニ限ルヲ至当トス、但シ物品貸付業ニ在リテハ貸付物品ノ見積価格ヲ以テ運転資本ト看做スモノトス、彼ノ村落ニ於テ巨大ナル住家ニ居住シ貸付ヲ営ム者カ、營業微細ナルニ拘ヘラス住家ノ巨大ナル為多額ノ固定資本ヲ見積ラレ、資本金額巨大トナルノ不公平ヲ生スルハ此ノ規定ノ欠点ナリ
此ノ意見ヲ批難スル委員ハ曰ク

固定資本ノ營業ニ至大ノ關係アルハ論ヲ待タサル所ニシテ、課税標準ヨリ之ヲ除外スルノ理由ナシ、若シ固定資本ヲ過大ニ見積ルノ跡アリトセハ其ノ弊ラ橋ムルノ方法ヲ講スベシ、角ノ曲レルカ為牛ヲ殺スノ必要ヲ見ス、特ニ家屋倉庫ハ建物貸付價格トシテ課税標準ニ計算セラルカ故ニ、固定資本ニ算入セスト云フニ至リテハ非理モ亦甚シ、若シ此ノ論法ヲ以テセハ總子ノ營業ニ付同様ノ論結ヲ為ササルノカラス、独リ貸付業ニ限ルヘカラス、又貸付物品ノ見積価格ヲ以テ運転資本ト看做スハ其ノ難解ニ苦マサルヲ得ス

委員会ハ建物貸付價格ト資本金額ト重複計算云々ノ理由ハ之ヲ否認シタリト雖、大体ニ於テ前説ヲ採用シ貸付業ノ資本金額ハ運転資本ニ限ルコトニ決シタリ、但シ物品貸付業ニ於ケル物品力運転資本ナルヤ、固定資本ナルヤヘ一概ニ論定シ難キヲ以テ、貸付物品ノ見積価格ヲ運転資本ト看做ストノ明文ヲ置クノ必要アリト認メタリ
貸付業ニ於ケル資本金額ヲ運転資本ニ限ル結果、從来固定・運転両資本ヲ合シテ五百円以上ナリシ者、五百円未満トナリ課税資格ヲ喪失スルニ至ルヘキヲ以テ、課税標準ヲ運転資本ニ改ムト同時ニ其ノ課税最低限五百円ト三百円ニ改

ムヘシトノ意見アリシト雖、贅成者少ナグ五百円ノ現状ヲ維持スルコトニ決シタリ

第四項 銀行業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限ルノ可否

銀行業ノ課税標準ハ資本金額、建物貸価格及従業者ノ三者ト為スコトハ現行法ト異ルコトナシト雖、貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限ルコトニ決定シタル以上ハ、之ト權衡ヲ保シシムル為銀行業ノ課税標準タル資本金額ニ於テモ、營業用土地建物ノ固定資本ヲ除キ運転資本ニ限ルヘシト發議シタル者アリ、其ノ説ニ曰ク

銀行ノ營業用土地建物ヲ固定資本トシテ資本ニ見積リ課税標準ト為スハ不可ナリ、何トナレハ營業用土地建物ハ直接ニ収益ヲ生スルモノニ非サルカ故ニ、之ヲ他ノ直接ニ収益ヲ生ス可キ資本ト同一律スルハ輕重ヲ無視スルモノナレハナリ、況ヤ營業用ノ土地建物ハ既ニ建物貸価格トシテ課税標準ニ計算セラルルヲ以テ、更ニ固定資本トシテ課税標準ト為スハ重複ノ嫌アリ、故ニ金錢貸付業ニ於ケルカ如ク固定資本ハ資本金額ヨリ除外スヘシ

此ノ意見ニ反対スル委員ハ曰ク

金錢貸付業及物品貸付業ニ於テ固定資本ヲ除外シタルハ特別ノ理由ニ基クモノニシテ、決シテ之ヲ銀行業ニ撥用スヘカラス、而シテ營業用土地建物ハ一方固定資本トシテ計上シ、他方建物貸価格トシテ計算スルモ決シテ重複ニ非ス、何トナレハ建物貸価格ハ土地ノ繁閑ニ依リ營業ノ大小ヲ推定スルノ具ニシテ、資本ノ多少ニ依リ収益ノ大小ヲ推定スルノ具ニ非サレハナリ、又論者ハ營業用土地建物ハ直接ニ収益ヲ生スルモノニ非ス、之ヲ運転資本ト同一見ルハ不可ナリト云フモ、固定資本ノ營業ニ必要ナルハ運転資本ニ譲ルモノニ非ス、其ノ効用ニ至リテハ何レヲ轻シトシ、何レヲ重シトスルヲ得ス、故ニ之ヲ運転資本ト同様ニ課税標準ト為スハ決シテ不当ニアラス

委員会ハ後説ヲ是認シ、營業用土地建物ハ勿論、其ノ他ノ固定資本ヲ資本金額トシテ計上スルコトニ決シタリ

第五項 倉庫業ノ課税標準タル資本金額ニ代フルニ倉庫坪数ヲ以テスルノ可否

倉庫業ノ課税標準ノ審議ニ当リ問題トナリタルハ、資本金額ヲ廃シ代フルニ倉庫坪数ヲ以テスヘシトノ論議是ナリ、之ヲ可トスル者ハ曰ク

一、倉庫業ニ於テハ資本ノ大部分ハ之ヲ倉庫其ノ他ノ建物ニ投入スルモノナルカ故ニ、倉庫其ノ他ノ建物ハ資本ヲ代表スルノミナラス資本ト正比例ヲ保ツヘシ、故ニ資本金額ト建物貸価格トヲ併存スルハ重複ノ嫌アリ
二、倉庫業ニ於ケル収益ノ多少ハ貨物ヲ収容スル倉庫ノ大小ニ在リ、故ニ倉庫ノ坪数ハ収益ヲ推定スル屈強ノ標準ナリ

之ヲ否トスル者ハ曰ク

一、建物賃貸価格ハ資本ノ多少ヲ代表スルモノニ非スシテ、土地ノ繁閑・營業ノ盛衰ヲ示スモノナリ
二、倉庫ノ坪数ハ同一ナルモ、其ノ設備ノ良否ニ依リ倉敷料・保管料ニ多少ノ差異アリ、而シテ設備ノ良否ハ資本ノ多少ニ関ス

委員会ニ於テハ消極論ヲ是認シ現行維持ニ決シタリ

第六項 製造業ノ課税標準タル建物貸価格ヲ削除スルノ可否

製造業ノ課税標準ヨリ建物貸価格ヲ削除スヘシト論シタル者アリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

一、營業税法力�建物貸価格ヲ課税標準ニ採用シタルハ、營業用土地・家屋其ノモノヲ標準トスルニ非スシテ、其ノ賃貸価格ニ依リ土地ノ繁閑・營業ノ盛衰ヲト知シ、之ニ依リ營業収益ノ大小ヲ推測スル外標ト為シタルニ外ナラス、然ルニ製造業ニ於テ収益ノ大小ニ影響ヲ及ホスモノハ資本金額及従業者ノ多少ニシテ、土地ノ繁閑・人口ノ多少ノ如キハ毫モ關係ヲ有スルモノニ非ス
二、製造業収益ノ大小ヲ納ムル第一ノ要素ハ職工吸收ノ便否ニ在リ、故ニ大製造業ハ郡部若ハ郊外ニ設立セラレ、

大都会中心ノ繁華ナル街衝ニ起ルコトナシ、恵比寿麦酒・新宿ノ煙草製造ノ如シ

三、第二ノ要素ハ運輸ノ便否、即チ原料受入・製品移出等ノ便否ニ在リ、然ルニ運輸ノ便否ハ土地ノ繁閑ニ何等ノ

関係ナシ、鐘ヶ淵紡績・秦野・茂木ノ煙草製造ノ如シ

四、第三ノ要素ハ動力供給ノ便否ニ在リ、然ルニ工業ノ發達ニ従ヒ水力等ノ自然力ヲ利用スルコト益々多シ、富士

紡績・養老電氣ノ如シ

五、第四ノ要素ハ原材料・消耗品ノ代価ノ高下ニ在リ、然ルニ原材料ハ都會ヨリモ村落ニ低廉ナルハ一般ノ状態ナ

リ、旭川酒精・経光製鐵ノ如シ

六、最後ニ特殊製品ニ在リテハ、其ノ產出地方的ニ限局セラレ土地ノ繁閑ニ關係ナキモノアリ、櫻津ノ清酒・宇治

ノ茶・薩摩ノ砂糖ノ如シ

七、以上ノ如ク土地ノ繁閑ハ製造業収益ノ大小ニ關係ナキヲ以テ、建物賃貸価格ヲ課税標準ヨリ削除スルヲ可トス

委員ノ多數ハ之ニ反対シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一、論者ノ所謂營業収益ノ大小ヲ制スヘシト為ス運輸交通ノ便否、又ハ職工・動力供給ノ便否ハ、即チ其ノ土地ニ在ル建物ノ賃貸価格ヲ高下スル重要ノ原因ヲ成スモノニシテ、從テ運輸交通ノ便利ニシテ職工・動力供給ノ便利

ナル地方ノ建物賃貸価格ハ高価ナリ。

二、論者ハ主トシテ大製造業ニ付立論スト雖、本邦ノ製造業ハ幼稚ニシテ小規模ノモノ多ク、殊ニ税法ノ所謂製造業中ニハ店頭工業ヲ包含スルヲ以テ、製造業体ヨリ見レハ論者ノ云フカ如キ大製造業ハ頗ル少數ニシテ、本邦ノ実際ニ適合セナルモノナルコトニ注意セサルヘカラズ

三、論者ノ説ハ課税標準中ノ建物賃貸価格ノ税率ヲ低メ、資本金額及從業者ノ税率ヲ高ムルノ理由トナルヘキモ、

課税標準ヨリ建物賃貸価格ヲ削除スルノ理由トナラス

四、營業ノ収益ヲ推定スヘキ外標ハ、種々ノ方面ヨリ觀察シテ彼此緩和セシメ、課税ノ不公平ヲ免レシムルヲ上策トスルヲ以テ、建物賃貸価格ヲ削除スルハ不可ナリ

委員会ニ於テハ削除説ヲ否認シタルモ、課税標準中何レニ重ク何レニ輕ク税率ヲ定ムヘキヤハ研究ヲ要スル問題ナリトシテ之ヲ留保シタリ

第七項 写真業ノ課税標準タル從業者中職工・労役者ト其ノ他ノ從業者トヲ區別スルノ可否

現行法ハ写真業ノ課税標準タル從業者ヲ職工・労役者ト其ノ他ノ從業者ト区別スルコト、製造業・印刷業ニ於ケルト同一ナリト雖、写真業ニ於テハ職工・労役者ト認ムヘキ者ナク、製造業・印刷業ニ於ケルカ如ク單ニ労役ノミニ從事スル者ト同一ニ論スルハ當ラ得タルモノニ非サルヲ以テ、写真業ニ於テハ之ヲ区別セス、一般從業者トシテ課税標準ト為スラ可トスト発議シタル者アリ、委員会ハ之ヲ是認シタリ

第八項 鉄道業ノ課税標準タル從業者ヲ削除スルノ可否

現行法ハ鉄道業ノ課税標準ヲ收入金額及從業者ニト為セリ、委員中課税標準ヨリ從業者ヲ削除スヘシト論シタル者アリ、曰ク

一、鉄道業ノ如キ会社組織ノ營業ニ在リテハ、其ノ營業成績ヲ公告スルカ故ニ、其ノ收入金額精確ニシテ屬蔽ノ余地ナク、物品販売業ニ於ケル売上金額ノ不精確ナルモノト同視スヘカラス、故ニ物品販賣業ノ如ク從業者ヲ課税標準トシテ彼此緩和スルノ必要ナシ、收入金額ハ収益ヲ適観ニ代表スルモノナリ

二、若シ多方面ノ物件ヲ課税標準ニ取ルノ要アリトセハ、從業者ヲ範シ代フルニ資本金額又ヘ鉄道営業ヲ以テスヘ

シ

此ノ議論ニ反対スル委員ハ曰ク

一、会社ノ収入金額ノ精確ナルハ勿論ナリト雖、会社報告ノ収入金額ノ全額力課税標準トナルニ非ス、課税標準トナルハ会社ノ収入金額中鉄道収入ニ属スル分ノミ、故ニ其ノ計算決シテ單純ナルモノニ非ス、殊ニ収入金額ノミヲ課税標準ト為ストキハ、總収入ニ依ルトノ差アリト雖、營業税ハ所得税ト重複スルノ嫌アリ、現行税法ハ成ルベク各方面ヨリ觀察シテ収益ヲ推定スル主義ヲ採レルニ拘ハラズ、独リ鉄道業ニ限りテ此ノ主義ヲ破ルハ不可ナリ

二、資本金額又ハ鉄道哩数ハ会社ノ収益ニ比例スルモノニ非ス、若シ此等ヲ課税標準ト為ストキハ非常ニ収益ノ実數ニ遠サカル結果ヲ生スヘシ、是レ雖ニ鉄道業ヲ運送業ヨリ割キ、資本金額ニ代フルニ収入金額ヲ以テ課税標準ト為シタル所以ナリ

三、鉄道会社ハ概不其ノ附帶事業トシテ器具器械ノ修繕ヲ為スカ故ニ多数ノ從業者ヲ使用セリ、若シ鉄道業ノ課税標準ヨリ從業者ヲ削除スルトキハ、比等ノ者ハ全ク課税標準ニ計算セラレスシテ甚シク權衡ヲ失ズルニ至ルヘシ委員会ハ後説ニ左粗シ、鉄道業ノ課税標準ハ収入金額及從業者ニ依ルコト現行ノ如クスルコトニ決シタリ

第九項 旅人宿業ノ課税標準ニ客間坪数ヲ加フルノ可否

旅人宿業ノ課税標準ハ建物賃貸価格及從業者ニトス、委員ノ一人ハ左ノ理由ヲ以テ客間坪数ヲ課税標準ニ加フヘシトノ意見ヲ提出シタリ、曰ク

旅人宿業ノ収益ノ大小ヲ推定スルニハ建物賃貸価格及從業者ヲ以テ足レリトスヘカラズ、何トナレハ同一ノ賃貸価格ト同一ノ從業者ヲ有スル営業者ニ於テモ、営業用ニ供スル客間坪数ノ大小ニ依リテ収益甚シク異ルアレハナリ、殊ニ建物賃貸価格ノ坪価ハ頗ル困難ニシテ常ニ精確ヲ期スル能ハサルヲ以テ、此ノ欠点ヲ融和スル為客間坪数ヲ課

税標準ニ加フルトキハ公平ナル課税ヲ為スニ庶幾カルヘシ、庶営業及料理店業亦同シ

此ノ意見ニヘ贊否兩論アリ、之ヲ否トスル者ノ所説ニ曰ク

一、坪数ノ大小ハ常ニ収益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ス、坪数大ナルモ建物粗ニシテ不便ノ地ニ在ルモノハ、坪数小ナルモ建物美ニシテ便利ノ地ニ在ルモノヨリ収益少キハ一般ノ事実ナリ、殊ニ高等ノ旅客ヲ相手トスル者ハ坪数ヲ少クシテ設備ヲ完カラシメ、下等ノ旅客ヲ相手トスル者ハ設備ヲ略シテ坪数ヲ多カラシムルノ事実アルノミナラス、間断ナク旅客ノ出入スル場所ニ於テハ坪数ヲ宏大ナラシムルノ必要ナシト雖、季節ヲ限リテ旅客ノ群集スル場所ニ於テハ坪数ヲ宏大ナラシムルノ必要アリテ、坪数ノ大小ハ決シテ収益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ス、故ニ仮ヒ坪数ヲ課税標準ニ採用スルモ、建物賃貸価格ニ經ク坪数ニ重ク税率ヲ適用スルトキハ、甚ダ不公平ナル結果ヲ生スルニ至ルヘシ

二、果シテ然ラハ、建物賃貸価格ニ重ク坪数ニ輕ク税率ヲ適用センカ、其ノ実益殆ト皆無ナルヘシ、何トナレハ建物賃貸価格ハ建物ノ大小、設備ノ善惡、営業ノ盛衰等諸種ノ事情ニ依リテ形成サルモノナルカ故ニ、其ノ賃貸価格ノ内ニハ当然坪数ノ大小ヲ包含スルモノニシテ、徒ニ二重ノ結果ヲ見ルニ過キサルニ至ルヘケレハナリ

三、賃貸価格評価ノ困難ニシテ常ニ精確ヲ期スル能ハサルハ誠ニ論者ノ言ノ如シト雖、今若シ坪数ヲ課税標準ニ採用スルモノトセンカ、営業ノ種類、家屋ノ構造設備等ニ依リテ税率ヲ異ニスルニ非ラサレハ、非常ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘシ、果シテ然ラハ之ニ要スル労費ハ莫大ニシテ、而カモ之ニ依リテ得ル所ハ殆ト皆無ニ帰シ、到底賃貸価格評価ノ欠点ヲ補フ能ハサルヤ明ナリ

四、要ヘルニ坪数ヲ課税標準ニ採ルハ新ナル不公平ヲ生スルニ非サレハ無意味ニアリ、唯徵税手数ヲ増加スルニ過キス

第四款 稅率

各種營業ノ各種課稅標準ニ對スル稅率ノ調查ハ微細ニ涉リ、逐一之ヲ記述スルハ其ノ煩ニ堪エサルヲ以テ、稅率改正ニ關シ審議シタル大体ノ方針ニ付以下項ヲ分チ説明セントス

第一項 物品販売業ニ於ケル卸売ト小売トニ稅率ノ等差ヲ設クルノ可否

現行稅率ハ卸賣万分ノ五、小賣万分ノ十五ニシテ、一ト三トノ割合ナルカ、此ノ等差ハ果シテ適當ナルヤ否ヤノ問題ニ關シ、委員ノ一人ハ卸賣小賣ノ區別ヲ廢シ一率ト為スヘシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一、卸賣ハ利少ク小賣ハ利多シト云フモ常ニ必シモ然ルニ非ス、一時ニ多量ニ販賣スル物品又ハ競争入札ニ依リ販賣スル物品ノ如キハ、小賣ナリト雖決シテ卸賣ヨリ利益大ナリト云フヘカラス

二、多クノ場合ニ於テハ売上金ニ對スル利益歩合ハ小賣ハ卸賣ヨリ多シト雖、小賣ハ營業ノ雜費、欠損多ク卸賣ハ之レ少キト同時ニ、資本ノ回収速カニシテ資金運転上頗ル好位置ニ在リ、結局卸賣・小賣ハ利益同一ナリト見ルモ不當ナラス

三、仮ニ卸賣ハ小賣ヨリモ利益少シトスルモ、卸賣ハ小賣ニ比シ資本金大ニシテ營業力大ナリ、換算スレハ納稅力多キモノナルヲ以テ、之ヲ同一ニ律スル亦敢テ不可ナシ

四、卸賣・小賣ノ區別頗ル曖昧ナルヲ以テ、此ノ區別ヲ廢スルトキハ營業者及收稅官吏共ニ手続ヲ省略シ紛議ヲ避ケルノ利アリ

次ニ卸賣・小賣ノ區別ヲ廢シ、売上金額ノ多少ニ依リ稅率ニ等差ヲ設クヘシトノ意見ヲ提出シタル者ナリ、其ノ所說左ノ如シ

卸賣・小賣ノ區別實際明確ナル能ハサルノミナラス、小賣ノ利益必シモ卸賣ヨリ多カラサルハ前說ノ如クニシテ、

寧口売上金額ノ多キモノハ割合ニ利益少ク、売上金ノ少キモノハ割合ニ利益多キ實際ノ狀況ナルヲ以テ、売上金額ノ多キモノニハ稅率ヲ低クシ、売上金額ノ少キモノニハ稅率ヲ高クスルヲ相當トス
委員ノ多數ハ左ノ理由ヲ以テ前ノ二説ヲ否認シタリ

卸賣ト小賣トニ依リ売上金ニ對スル利益歩合ニ差異アルハ、殆ト疑フヘカラサル事實ナルノミナラス、卸賣ハ常ニ小賣ヨリモ資本金大ナリト云フヲ得ス、又仮ヒ資本金大ナリトルモ、資本金大ナルモノニ比較的重稅ヲ課スル累進率ノ如キ稅制ハ營業稅全體ノ組織ト相容レス、殊ニ賣上金額ノ多キモノノ稅率ヲ低クシ、賣上金額ノ少キモノノ稅率ヲ高クスト云フカ如キハ非理ノ最モ甚シキモノニシテ、其ノ結果非常ノ不公平ヲ現出スルニ至ルヘシ、故ニ小賣卸賣ノ區別ヲ存シ其ノ稅率ニ相当ノ等差ヲ設クルハ至当ナリ

果シテ然ラハ、其ノ等差ハ如何ニ定ムヘキカ委員ノ意見亦必シシモ一致セス

委員ノ一人ハ卸賣・小賣ニノ割合ト為スヲ相當ナリト主張シテ曰ク

所得調查ノ参考トシテ全國各稅務署ノ調查シタル所得標准歩合中、物品販賣業ノ靈ナル業体ニ十二種ノ売上金百円ニ對スル所得歩合ノ平均ハ左表ノ如ク、卸賣五円二錢六厘・小賣十一円二十九錢三厘ニシテ、卸賣ニ對シテ小賣二・二三当ルカ故ニ、一ト二トノ割合ト為ス可トス

明治三十六年物品販売業所得標準歩合表

種別	明治三十六年物品販売業所得標準歩合表									
	卸	売上金 百円	二対スル 歩合	所得	歩合	卸	売上金 百円	二対スル 歩合	所得	歩合
平下青葉	四、七一	三、七六	一、七四	四、四八	一、五八	二、七二	二、一六	一、五八	一、八〇	一、三三
陶漆乾肥金古菓味	四、七一	三、七六	一、七四	四、四八	一、五八	二、七二	二、一六	一、五八	一、八〇	一、三三
石砂穀荒小洋太吳	四、七一	三、七六	一、七四	四、四八	一、五八	二、七二	二、一六	一、五八	一、八〇	一、三三
茶鹽	四、八六八	八、三〇八	一、三三	四、八六八	八、三〇八	一、三三	四、八六八	八、三〇八	一、三三	四、八六八
紙間	七、二七六	一、三三	一、三三	七、二七六	一、三三	一、三三	七、二七六	一、三三	一、三三	七、二七六
均駄物種	六、六一九	一、三三	一、三三	六、六一九	一、三三	一、三三	六、六一九	一、三三	一、三三	六、六一九
器器物料物着子贈	七、九三〇	一、三三	一、三三	七、九三〇	一、三三	一、三三	七、九三〇	一、三三	一、三三	七、九三〇
油糖物物物服	八、九、七一三	一、三三	一、三三	八、九、七一三	一、三三	一、三三	八、九、七一三	一、三三	一、三三	八、九、七一三

之三対シテ他ノ委員ハ卸売一・小売三ノ割合、即チ現行法ヲ維持シテ曰ク

前説ノ根拠トナリタル所得歩合ハ各税務署ノ調査ニ基クモノナリト雖、必シシモ精確ナリト云フヘカラス、何トナレハ前記ノ調査ハ全國ノ平均ナルカ故ニ其ノ統計ハ外形的箇数ノ多キ郡部三重ク、取引高寒多キ市街ニ輕キ傾向ヲ呈スベク、之ヲ以テ直ニ全國取引ノ真相ヲ断スヘカラサレハナリ、若シ全國取引ノ実數力郡部ノ全体ヨリモ市街ノ全體カ多カランニハ、實際ノ統計ハ反対ノ結果ヲ示スベシ、即チ前表ニハ卸売一ニ対シテ小売一・二ノ割合ヲ示スト雖是レ外形的箇数ヨリ打算セラレタル計数ニシテ、取引高実數ヨリ打算スルトキハ或ハ卸売一ニ対シテ小売三ノ割合ヲ示スニ至ルナキヲ保セズ、故ニ卸・小売ノ等差ハ現行ノ如ク一ト三トノ割合ヲ維持スルヲ可トス

右ノ二説ニ対シ更ニ一ト二・五トノ割合ト為スヘシトノ折衷説起り、委員会ニ於テハ此ノ折衷説ヲ容レ可決シタリ

第二項 物品販売業ノ業体ニ依リ売上金額ニ対スル税率ニ等差ヲ設クルノ可否

物品販売業ノ卸売・小売ノ税率ノ問題ニ次テ起レル問題ハ、物品販売業ノ業体ニ依リ税率ニ等差ヲ設クルノ可否如何ニ在リ、委員ノ一人ハ積極論ヲ主張シテ曰ク

物品販売業ニ於テ卸売ト小売トノ間に収益ノ差異アルヲ理由トシテ其ノ税率ニ等差ヲ設クル以上ハ、同シク販売業ト雖其ノ業体ニ依リテ収益ニ大小ノ差異アルコト、前掲所得標準歩合表ノ示ス所ノ如クナルヲ以テ、之ヲ同一一律スルハ甚ダ不公平ナリ、故ニ物品販売業ヲ其ノ業体ニ依リテ分類シ税率ニ等差ヲ設クルヲ適當トス

之ニ反対スル消極論者ノ説ヲ綜合スレハ左ノ如シ

一、販売業ノ収益ハ一定不變ノモノニ非ス、今日ハ甲ノ販売業収益多キモ、明日ハ乙ノ販売業収益多キコト常ナリ、

皆是レ需要供給ノ關係ニ因リテ変遷推移スルモノナルカ故ニ、人為フ以ア之ヲ予定スルハ不可能ニ非スンハ不公平ノ結果ヲ生スヘシ

二、販売業ノ業体ニ依リテ利益ニ差異アルヲ以テ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ論西ラ貴カント欲セハ、種々無数ノ販売業ニ付一々其ノ収益ノ如何ヲ勘案シ税率ヲ定メサルヘカラス、如斯ハ到底其ノ煩ニ鑑フル所ニ非サルヘシ
三、一度或種ノ業体ニ低率ヲ適用スルノ端ヲ閉カシカ、低率ヲ適用ヲ希望スル者陸続トシテ来ルモ、之ヲ排斥スル理由ナキニ苦ムニ至ラシ

四、業体ニ依リ税率ヲ区別スル時ニハ、諸種ノ物品ヲ販売スル者ニ対シテハ、徵稅上官民共ニ非常ノ混雜ヲ惹起スルニ至ルヘシ

反対論ハ少數ヲ以テ否決セラレ、生活ノ必要品及輸出品中主要ニシテ薄利ナルモノノ如キハ低率ヲ適用スルヲ相当トストノ見地ヨリ、大体ニ於テ營業ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスルノ要アリト為シ、特別委員ニ附託シテ之ヲ調査セシメタルニ、特別委員ハ左ノ報告ヲ為シタリ

一 物品販売業ヲ甲乙ニ区分シ甲ニ低率ヲ適用ス

一 甲ニ入ルヘキ業体

穀物、石油、石炭、塩、砂糖、肥料、羽二重、生糸、綿糸、綿糸紡績、生綿、繭、白木綿、紙

一 前項ハ卸売業者ニノミ適用ス

理由

- (イ) 小売ニ在リテハ殊ニ税率ヲ変更スルノ必要ヲ認メス
(ロ) 小売ハ卸売ト異リ比較的數種ノ物品ヲ販売スル者多ク、從テ其ノ物品ニ依リ其ノ売上金額ヲ区分シ難キヲ以テ、實行上非常ニ困難ナリ

委員会ハ右ノ特別委員ノ報告ニ付逐次審議ヲ遂ケタル末、甲種即チ低率ヲ適用スヘキ業体ヨリ、石炭、塩、砂糖、綿

糸、紡績、生綿、繭及紙ヲ割除シ、甲ニ属スルモノノ中米穀、石油、肥料ニハ卸売ノ場合ニ限ラス、小売ノ場合ニ於テモ低率ヲ適用スルヲ相當ト認メ、而シテ甲種ト乙種ノノ税率ノ割合ハ六ト十トノ割合ト為スコトニ決シタリ
米穀、石油及肥料ニハ卸売・小売共ニ低率ヲ適用シ、羽二重、生糸、綿糸及白木綿ニハ卸売ニノミ低率ヲ適用スルコトニ決シタルコト前述ノ如シ、然レトモ第一次ノ審議ニ於テ羽二重外三品ニ対シ卸売ニノミ低率ヲ適用スルトキハ、卸売ト小売トノ間ニ大ナル懸隔ヲ生シ不公平ヲ來スカ故ニ、小売ノ場合ニ於テハ米穀外二品ノ税率ト普通ノ物品ノ税率トノ中間ノ税率ヲ適用スルヲ可トストノ修正意見起り、委員会ハ之ヲ是認可決シタリ

第三項 製造業ノ業体ニ依リ資本金額ニ対スル税率ニ等差ヲ設クルノ可否

營業税法ニ於ケル製造業ニハ諸種ノ業体ヲ包含シ從テ其ノ収益ノ割合一樣ナラス、故ニ物品販売業ニ於テ其ノ大小ニ依リ税率ニ等差ヲ設ケタルト同一理由ヲ以テ、製造業ノ業体ニ依リ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ意見ヲ提出シタル委員アリシカ、委員会ハ多数ヲ以テ此ノ提議ヲ否認シタリ、其ノ理由トスル所左ノ如シ

各種製造業ノ利益ニ多少ノ差異アルコト誠ニ論者ノ言ノ如シト雖、自由競争ノ行ハルル今日ニ於テハ資本金額ニ対スル利益ハ同一率ニ帰着スルノ傾向アルカ故ニ、各種物品販賣業ノ売上金額ニ対スル利益ノ歩合ニ懸隔アルト大ニ其ノ趣ヲ異ニス、之ヲ例セハ、甲者資本金千円ヲ以テ白米商ヲ營ミ、一箇年十回資本ヲ回転シ千円ニ付三分ノ利アルモノトセハ、其ノ売上金一万三百円ナリ、又乙者資本金千円ヲ以テ骨董商ヲ營ミ、一箇年一回資本ヲ回転シ千円ニ付三割ノ利アルモノトセハ、其ノ売上金千三百円ナリ、此ノ两者ハ共ニ収益三百円ナルニ、若シ売上金額ヲ標準トシテ同一率ヲ課センカ、甲者ハ乙者ニ比シテ約八倍ノ課稅ヲ受クルコトナリ大ナル不公平ヲ生ス、故ニ此ノ不公平ヲ医スルニハ売上金額ニ対スル収益歩合ヲ觀察シテ税率ニ等差ヲ設クルノ要アルナリ、然レトモ若シ資本金額ヲ標準トスルトキハ、同一率ヲ課スルモ資本金額ニ対スル収益ニ差異ナキヲ以テ两者ノ間ニ不公平アルコトナシ、

資本金額ニ対スル収益歩合大同小異ナルヲ常トスレハナリ、故ニ資本金額ヲ課税標準トスル製造業ニ在リテバ、其ノ業体ニ依リ税率ニ等差ヲ設クルノ必要ナシ

第四項 製造業ノ課税標準中資本金額ニ重ラ置クノ可否

製造業ノ課税標準ヲ議スルニ当リテ建物賃貸価格削除説ヲ否認シタルト同時ニ、製造業ノ課税標準中何レニ重ク何レニ輕ク税率ヲ定ムヘキヤハ、研究ヲ要スル問題ナリトシテ之ヲ留保シタルヘ前述フル所ノ如シ、製造業ニ在リテ収益ヲ制スルモノハ資本金額主ニシテ建物賃貸価格從ナルニ拘ラズ、現行法ハ資本金額ヲ見ルコト經ク賃貸価格ヲ見ルコト重キニ失スルノ感アリ、試ニ一表ヲ示セハ左ノ如シ

税額合計(定率)	資本金額ニ対スル税額	建物賃貸価格ニ対スル税額	従業者ニ対スル税額
八四	三一	四八	一九九
一一	二	五二	三六〇
一二	三	六	一四四
一七	四三	九	一八四九
一一〇〇	五二	一九九	一一、一九四
四、三六六	三	一、八四九	一一、一九四
二二、二〇〇	二	七、三九八	二、六八七
八、一四七	五	二、六八七	三、六〇八
	五	一〇五	一一〇五
	四		
	三		
	二		
	一		
	〇		

右ノ表ニ依レハ如何ニ貨貸価格ニ対スル税金カ営業税金中ノ主要部分ヲ占ムルヤラ見ルニ足ルヘシ、特ニ小製造業ニ於テ然リトス、是ニ於テ委員会ヘ、製造業ニ対シテハ資本金額ニ重ク建物賃貸価格ニ輕ク税率ヲ適用スルヲ相当ト認メタリ

而シテ從来製造業ト同一ノ課税標準及税率ヲ有シタル印刷業及写真業中印刷業ヘ、全然製造業ト同シク資本金額ニ重ラ置クヲ可トシ、写真業ハ現行ノ通括置クヲ可トスト決シタリ

第五項 倉庫業ノ課税標準中建物賃貸価格ニ重ラ置クノ可否

倉庫業ノ課税標準ヲ議スルニ当リテ、資本金額ヲ削除シ之ニ代フルニ倉庫坪数ヲ以テスヘシトノ提議アリ、委員会之ヲ否認シタルハ前述フル所ノ如シ、然レモ倉庫業ニ於テ生命トモ称スヘキモノハ倉庫自体ニシテ、位置ノ便否、坪数ノ大小、換言スレハ建物賃貸価格ハ倉庫業ノ収益ヲ支配スヘキ主タル要件ニシテ、資本金額ハ從タル地位ニ立ツヘキ性質ノモノナリ、然ルニ現行法ハ比較的ニ資本金額ヲ見ルコト重ク、建物賃貸価格ヲ見ルコト輕キノ感アルヲ以テ、委員会ニ於テハ倉庫業ニ対シテハ建物賃貸価格ニ重ク資本金額ニ輕ク税率ヲ適用スルヲ相當ト認メタリ
委員会ニ於テ調査シタル倉庫業ニ於ケル課税標準毎ノ税率ハ左表ノ如シ

イロハニ	税額合計	資本金額ニ対スル税額	建物賃貸価格ニ対スル税額	従業者ニ対スル税額
一三六	六二	六六	一一八	一一八 円
一七一	八〇	八〇	一、五四六	一、五四六
一、〇四一	五五七	五〇〇	一、〇八八	一、〇八八
二、〇二一	一一〇	一一〇	一、三八九	一、三八九

第六項 稅率改正の方針

營業税ノ目的ハ營業収益ニ課税スルニ在ルヲ以テ、營業収益ニシテ精確ニ調査シ得ンニハ直ニ其ノ營業収益ニ課税スルハク、各種ノ課税標準ヲ設クルノ要ナシ、然レトモ營業収益ヲ精確ニ調査スルハ困難ナルノミナラズ、不精確ニ調査シタル収益ニ課税スルトキハ甚シキ不公平ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、其ノ収益ヲ推定スヘキ各種ノ外標ヲ求メ之ヲ課税標準ト為シ、以テ課税ノ公平ヲ期シタル立法ノ趣旨ハ前ニ屢々述フル所ノ如シ

夫レ然リ、然レトモ各種營業ニ採用シタル課税標準中其ノ収益ヲ推定スヘキ資料トシテ重要ノモノト輕微ノモノトアルハ当然ノ事理タリ、然ルニ非常特別税ハ各課税標準ニ對シ一律ニ其ノ十五割ヲ増徴シ、彼此ノ間ニ負担ノ權衡ヲ失スルニ至リタルモノアルヲ以テ、非常特別税ヲ整理シ本税ニ合併スル場合ニ於テハ、主タル課税標準ニハ重ク、從タル課税標準ニハ軽ク負担セシメ、彼此ノ間ニ負担ノ權衡ヲ得セシムルノ要アリトシ、委員会ニ於テハ前各項ニ記述シタル方針ノ上三、更ニ左ノ方針ヲ採リ税率ヲ查按スルコトニ決シタリ

- 一、席販業、旅人宿業、料理店業ニ付テハ各課税標準ノ税率ヲ增加スルコト
- 二、寫真業ニ付テハ各課税標準ノ税率ヲ增加スルコト
- 三、會庫業ニ付テハ主トシテ資本金額、建物賃貸価格、従業者ハ共ニ輕重ナク營業収益ヲ決定スル条件ナレハナリ
- 四、其ノ他ノ營業ニ付テハ主トシテ売上金額、資本金額、請負金額、収入金額又ハ報償金額ノ税率ヲ增加スルコト
- 五、會庫業ニ付テハ主トシテ資本金額及建物賃貸価格ノ税率ヲ增加スルコト

會庫業ノ課税標準タル資本金額及建物賃貸価格ハ、従業者ニ比シ營業収益ヲ決定スルニ大ナル勢力ヲ有スルモノナレハナリ、但シ資本金額及建物賃貸価格ノ中ニ就テハ、現行ノ税率ニ照シ建物賃貸価格ニ重ク資本金額ニ重ク建物賃貸価格ニ軽ク税率ヲ適用スルノ方針ヲ採ルコトニ決シタルハ前ニ述フルカ如シ

- 一、營業税ニ付シ最後ニ問題トナリタルハ、課税標準調査ノ機関ヲ設置スルノ可否如何ト云フニ在リ
- 二、營業税ニ付シ最後ニ問題トナリタルハ、課税標準調査ノ機関ヲ設置スルノ可否如何ト云フニ在リ
- 三、現行營業税法ハ課税ノ基礎タル課税標準ハ營業者ヲシテ申告セシメ、其ノ申告ヲ為ササルトキ、又ハ其ノ申告シタル課税標準ヲ不相当ト認ムルトキニ限リ政府之ヲ算定スルノ規定ナルカ故ニ、當業者ノ申告ニ誠実ヲ欠クモノアルトキハ課税上非常ナル不公平ヲ生シ、其ノ不公平ヲ矯正セントシテ政府之ヲ決定スルトキハ、政府ト納稅者ト意思ノ疎通ヲ欠キ、為ニ徒ニ徵稅上ノ手數ヲ重ヌルノミナラズ、納稅者ノ感情ヲ害シ課稅ニ對シ一層ノ苦痛ヲ増サシムルノ弊アリ、故ニ營業税ニ於テモ所得稅ニ於ケルカ如ク調査委員会ヲ設置シ、其ノ調査ヲ經テ政府其ノ課税標準ヲ決定シ、課稅ノ公平ヲ期スルト共ニ感情ノ衝突ヲ避クルヲ可トスト論スル者アリ、委員中亦之ヲ贊スル者アリ、尚其ノ理由ヲ細説シテ曰ク

現今各國ニ於ケル租稅制度ヲ通緝スルニ、物件ノ数量明確ニシテ外部ヨリ測定スルコト容易ナルモノニ在リテハ、收稅官吏ノ査定ニ任スコト通常ナリト雖、課稅物件ノ数量明確ナラズ、外部ヨリ測定スルコト容易ナラナルモノニ在リテハ調査機關ノ調査ヲ經由セシメ、收稅官吏ノ專決ニ委スルコトナカラシムルト同時ニ、納稅者ノ申告ノミニ依ルコトナカラシメタリ、是レ課稅ノ公平ヲ期スルノ要アルト同時ニ、納稅者ノ財産、収益若ハ營業ノ秘密ニ立入

リ検査スルハ人権ヲ尊重スル所以ニ非サルヲ以テナリ、直接税ノ如キハ大概之ニ属ス、故ニ所得税ニ在リテハ勿論、
營業税ニ在リテモ仏國ノ如キ純粹ナル外標主義ニ依ルモノヲ除クノ外、相當調査機関ノ設アラサルベナシ、本邦ニ
於ケル直接税ヲ見ルニ、地租ノ如キハ其ノ課税物件一見明瞭ニシテ、納税者ノ秘密ニ立入ラサルモ能ク其ノ真相ヲ
捕捉シ得ヘシト雖、所得税・營業税ノ如キハ然ラス、幸ニ所得税ニ在リテハ所謂調査機関ノ備ハルアリト雖、独リ
營業税ニ在リテハ課税標準ノ調査機関ヲ欠ケルハ租税制度ノ欠点ナリト謂フヘシ

此ノ説ニ反対スル委員ハ曰ク

- 一、直接税ノ調査ニ調査機関ノ設備アルヲ便宜トスルハ良ニ論者ノ言ノ如シト雖、本邦ノ營業税ハ主トシテ表面ニ
顯ヘレタル外標ヲ課税標準トスルカ故ニ、仏國ニ於ケルト同シク調査機関ノ設備アルヲ必要トセス
- 二、課税標準ノ調査ニ関シ往々官民ノ間ニ意思ノ疎通ラ欠キ感情ノ衝突ヲ招クノ弊ナキニ非スト雖、之ヲ以テ直ニ
制度ノ罪ニ嫁スヘカラス、況ヤ其ノ弊ハ年ト共ニ漸ク薄ラクニ於テヲヤ
- 三、仮ニ所得税ニ於ケルカ如キ調査会ヲ設置シタリトスルモ、納税者ノ不服・異議ハ全ク之ヲ根絶シ得サルノミナ
ラス、調査会ノ調査亦必シシモ公平ナルモノニ非ス、何トナレハ調査会ハ政府ノ調査額ヲ削減スルニ傾クノ弊ナ
キ能ハサルハ、現行所得調査会ノ実績ニ依リ之ヲ推知スルニ難カラサレハナリ
- 四、政府ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ審査ヲ請求シ得ルノ現行制度ナルカ故ニ、敢テ制度ニ於テ不完全ナ
リト謂フヘカラス
- 五、要スルニ官民共ニ税法ノ施行ニ慣熟シタル今日ニ於テ新ニ調査機関ヲ設置スルノ必要ヲ認メス、況ヤ調査機関
設置ノ為ニハ少クトモ十二三万円ノ経費ヲ要スヘキニ於テヲヤ

委員会ハ後説ヲ是認シ課税標準調査機関設置ノ議ヲ否認シタリ

「別冊第一号

租 稅 整 理 法 律 案

營業税法中改正法律案

營業税法中左ノ通改正ス

- 第一条中「一船運業」「一土木請負業」ヲ削リ「一労力請負業」「一請負業」ニ改メ、「一信託業」ヲ加フ
- 第三条第二項中「資本金額」ヲ「運転資本金額」ニ改ム
- 第四条第二項中「器物、器械」ヲ「物品」ニ改メ、「洗濯」ヲ削ル
- 第七条中「土木請負業、労力請負業」ヲ「請負業」ニ改ム
- 第十一条ノ一中「仲買業」ノ次ニ「信託業」ヲ加フ

第十二条 営業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業 名

課税標準

税 率

物 品 販 売 業
建物賃貸価格

売上金額

甲種 米、麥、石油
肥料

乙種 羽二重、生糸
綿糸

丙種 前二種ニ属セ
サル物品

卸売ハ万分ノ十二
小売ハ万分ノ三十一
小売ハ万分ノ十二
小売ハ万分ノ四十一
小売ハ万分ノ二十
小売ハ万分ノ五十一

從 業 者
千分ノ七十五
一人每ニ金二円

銀 行	業資本金額	千分ノ二 一人每ニ金二円
保険業者	業資本金額	千分ノ五半 一千分ノ七十五
印製品業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
物販貸付業者	業資本金額	千分ノ七十五 一千分ノ七十五
運送業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
鐵道運輸業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
倉庫業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
製造業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
販賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
卸賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
請負業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
鐵道運輸業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
倉庫業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
製造業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
販賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
卸賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
請負業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
鐵道運輸業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
倉庫業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
製造業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
販賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
卸賣業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五
請負業者	業資本金額	千分ノ六半 一千分ノ六十五

寫真業者	業資本金額	千分ノ四 一人每ニ金二円
旅館業者	業資本金額	千分ノ八 一人每ニ金二円
料理店業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
人宿業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
理美容業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
旅館業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
料理店業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
人宿業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
理美容業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
旅館業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
料理店業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
人宿業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭
理美容業者	業資本金額	千分ノ百五十 一人每ニ金二円五十銭

營業者ヲ除クノ外、從業者中十五歳未満ノ者ニ付テハ前項税率ノ二分ノ一トス

第十五条第一項中「土木請負業、労力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ、「仲賣業」ノ次ニ「信託業」ヲ加フ

第十六条第二項ヲ削ル

第十七条ノ二 課稅標準ト為スヘキ資本金額ハ、金錢貸付業及物品貸付業ヲ除クノ外左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

一 会社ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資金額、払込株式金額、各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額、社債金額及借入金額ノ月割平均額ニ依ル、但シ銀行業ヲ當ム会社ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル預金ノ四分ノ三ノ月割平均額ヲ加算シ、保険業ヲ當ム会社ノ保険責任準備金ハ資本金額ヨリ之ヲ除算スニ依ル、但シ固定資本ハ直接ニ當業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船舶、器具、器械ノ見積価額ヲ以テ之ヲ

計算式

金銭貸付業及物品貸付業ノ課税標準ト為スヘキ運転資本額ハ、他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス前年中各月末ニ於ケル運転資本ノ月割平均額ニ依リ之ヲ算定ス、但シ物品貸付業ノ運転資本ハ貸付クヘキ物品ノ見積価格ヲ以テ之ヲ計算ス

会社ニ於テ本法第一条ニ掲タル營業ト同条ニ掲ケサル營業ヲ兼管スルトキハ、第一項第一号ニ依リ算定シタル資本金額ヨリ、本法第一条ニ掲ケサル營業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税標準ト為スヘキ資本金額トス

第十八条 建物賃貸価格ハ貸主カ公課、修繕費、保険料、其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ、店舗其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ収得スヘキ金額ヲ謂フ、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ當業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ當業用トシテ計算ス

第十九条中但書ヲ削ル

第二十一条第二項中「船運業」ヲ削ル

附則

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中當業稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三 営業 稅

「別冊第二号」

租稅整理ニ依ル歳入増減明細表

業名	四十年度予定額 円	整理見込額 円		整理増減 円
		減	増	
物品販売業	八、四九三、六八四	八、四五八、五〇三	三五、一八一	減
銀行業	二、五三七、四〇三	二、四三一、二五五	九五、一四八	減
保険業	一〇三、四一四	一〇五、六三六	二、二二二	增
金銭貸付業	一、四七二、九七九	一、三七九、六七六	九三、三〇三	減
物品貸付業	四一、八七三	一八、八一五	二三、〇五八	減
製造業	三、六一六、一一九	三、五三〇、七五四	八五、三六五	減
運送業	七四七、九三〇	七三五、九九五	一一、九三五	減
倉庫業	八三、四六九	八四、一二二	六四三	增
運河業	二、八〇一	二、八九九	九八	增
橋梁業	四、四八五	四、四五七	二八	減
船舶棧橋業	一四、六六三	二二、五九八	七、九三五	增
貨物陸揚場業	三五三	三二七	二六	減

	船	渠	業	業	道	鐵	請	印	寫	旅	人	宿	業	理	店	周	旋	業	代	仲	仲	信	計
	三五、九六七	四五八、九一一	四七八、九七〇							二五六八、七三八	三五、九六七												
備										二、〇九六	三、九六六	二、〇九六											
考	十五歳未満ノ従業者ヲ半額トスルカ為ノ減									一、一二〇	一、一九一	一、一九一											
	十五歳未満ノ従業者ヲ半額トスルカ為ノ減 家族タル従業者ニ課税スルカ為ノ増									一、一〇四三	一、一〇四三												
	一九、六二六、九二六	一九、三九六、九二六	一、二八〇	一、二八〇																			
										減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減
										一、一九一	一、一九一	一、一九一											
										一、二九一	一、二九一	一、二九一											

(昭59 本校 75、平12 東京 150)

22. 明治40年 税法整理案審査会審査要録(抄)

税法整理案審査会審査要録

(略)

第一章 地租【租税史料叢書】第一巻に収録】

第二章 所得税【租税史料叢書】第三巻に収録】

第三章 営業税

當業税三閑スル整理原案へ改正ノ条項ヲ包含スルコト多カリシラ以テ、當業税力審査会ノ議論百出種々ノ修正意見提出セラレタリ、今其ノ審議ノ要領ヲ記述スルニ當リ、問題ヲ當業税ヲ課スヘキ當業種目ニ閑スルモノ、數種ノ業体ニ共通スル課税標準ニ閑スルモノ、及各箇ノ業体ニ於ケル課税標準及税率ニ閑スルモノ、三類ニ大別シ、更ニ項ヲ分チ之ヲ説明セントス

第一款 営業税ヲ課スヘキ當業種目

第一項 新聞発行業、図書出版業及医師、弁護士等ニ課税スルノ可否

當業税ヲ課スヘキ當業種目ニ閑シテ先づ委員一人ハ、新聞雑誌發行業、図書出版業及医師、弁護士等ニ新ニ當業税ヲ課スヘント提議シタリ、其ノ理由及此ノ提議ニ賛成シタル委員ノ述フル理由ヲ綜合メレハ左ノ如シ

一、現行當業税力商工業者ニ対シテ加重ナルコトハ當業者ノ等シク怨嗟スル所ナル拘ラス、此ノ事実力未タ社会ニ認識セラレナルハ、社會ノ上流ニ立チ世人ノ指導タルヘキ新聞発行者、弁護士ノ如キ上流當業者力當業税ヲ

負担セスシテ痛痒相感セサルカ故ナリ、此等上流營業者ハ宜シク營業税ヲ負担シテ下級營業者ト共ニ納稅ノ苦痛ヲ分ツヘキナリ

二、印刷業ニ課稅シ、之ト殆ト業体ヲ同ニスル新聞發行業及圖書出版業ニ課稅セサルハ不衡平ナリ、又藥店ノ藥品販売ニ對シテ課稅シ医師ノ藥剤販売ニ對シテ課稅セサルハ不衡平ナリ、彼ニ課稅シ此ニ課稅セサルノ理由ナシ

三、医師、弁護士ノ如キハ社會ノ上流ニ立チ、概シテ納稅能力大ナル者ナルヲ以テ、此等ニ課稅シテ下級營業者ノ負担ヲ輕減スルハ最モ至当ノ事ニ屬ス

四、医師、弁護士ニ課稅スルハ、専ラ商工業者ニ課稅スルヲ以テ目的トスル現行營業稅法ノ主義ニ一致セサルノ嫌ナキニ非スト雖、元來營業稅ハ商工業者ニ限り賦課スヘキ必然ノ理由ナシ、仮に其ノ他ノ國ニ於テハ医師、弁護士ハ勿論、官吏・教師等所謂高等職業ニ當業稅ヲ課スルノ立法例アリ、医師、弁護士ト雖一種、營業タル以上ハ之ニ課稅スル敢テ不可ナリトセス、若シ強イテ現行營業稅法ニ編入スルヲ以テ不可ナリトセハ特別營業稅ト為スモ亦可ナリ

此ノ説ニ反対スル委員亦少カラス、其ノ所論ノ大要左ノ如シ

一、新聞ハ政論ヲ發表シ時事ヲ報道シ、其ノ他ノ學術、技藝ニ關スル智識ヲ普及スルヲ目的トスル社會ノ機關ニシテ、其ノ發行ハ決シテ營利ヲ目的トスルモノニ非ス、又實際ニ於テ利益ナキモノナリ、稀ニ相當ノ利益アルモノアリトスルモ是レ偶然ノ結果ノミ、新聞ノ發行ニ對シ營業稅ヲ課セントスルハ新聞雜誌ノ發行ヲ以テ營業ト為スノ謬見ニ基クモノナリ

二、医師・弁護士ハ既ニ所得稅ノ賦課ヲ受ク、而シテ此等ノ職業ハ性質上本面ヲ維持スルノ必要アルカ故ニ、實際ノ利益ハ其ノ外見ニ比シ少キヲ常トス、且全體ニ於テ人數少キヲ以テ之ニ課稅スルモ多大ノ收入ヲ期スル能ハス、

況ヤ一定ノ免稅点ヲ設クルトキハ「屬其ノ收入ヲ減スヘキニ於テラヤ

三、精神上ノ技能ニ屬スル職業ニ課稅スルハ、専ラ商工業者ニ課稅スルヲ以テ目的トスル現行營業稅法ノ主義ニ一致セス、故ニ若シ医師、弁護士ニモ課稅セントセハ別種ノ租稅ト為ササルヘカラスシテ、所得稅トノ重複ヲ免レサルノミナラス、医師、弁護士以外ノ高等職業、例へハ官吏、教師、著作家、画工、音樂師等ニモ及ホササルヘカラサルニ至ルベシ

可否ノ兩論共ニ一理アリ、殊ニ圖書出版業課稅論ニハ反対ノ理由ミシカリシヲ以テ、審查会ハ各種ノ關係ヲ調查シ慎重審議ノ要アリト為シ、五名ノ特別委員ニ附託シテ調査セシムルコトニ決シタリ、特別委員ハ調査ノ結果、圖書出版業ニ對シテハ出版業ト同一ノ課稅標準及稅率ヲ以テ課稅スルヲ可トスト雖、新聞雜誌ノ發行者及医師、弁護士等ニ課稅スルヲ否トスル旨ヲ報告シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一、現行法カ文書圖画ノ印刷ヲ業トスル者ニ對シテ課稅スルニ拘ラス、文書圖画ヲ印刷シテ發売領布スル者ニ對シ課稅セサルヘ理由ニミシ、故ニ文書圖画ヲ印刷シテ發売領布スル者ニハ出版業トシテ課稅スルヲ可トス、但シ文書ヲ著述シテハ編纂シ、若ハ圖画ヲ作為スル著作ノ行為ヲ課稅ノ範囲外ニ置クヘ勿論ナリトス

二、新聞又ハ雑誌ノ發行ハ特別ナル法律ノ支配ト行政ノ監督トノ下ニ立チ、普通ノ文書圖画ノ出版ト異ルノミナラス、當利事業ト謂フ能ハサルモノアリ、之ニ當業稅ヲ課スルハ穩ナラス、但シ新聞紙条例ノ支配ヲ受ケサル雜誌ノ類ハ此ノ限ニ在ラサルモノトス

三、医師ノ藥価ヲ請求スルハ藥剤ヲ販売スルヲ目的トスルモノニ非ス、未タ医薬分業ノ域ニ達セサルカ故ニ、患者ノ便宜ノ為ニ其ノ処方ニ依リ藥剤ヲ調合シ其ノ代価ヲ求ムルニ過キス、若シ藥価ヲ請求スルノ故ヲ以テ課稅スルモノトセハ病院ニモ亦課稅セサルヘカラサルニ至ラン、是レ甚タ穢當ナラス、況ヤ藥剤師カ医師ノ処方ニ依リ藥

剤ヲ調合スル行為ノ如キモ薬品ノ製造又ハ販売ノ行為ニ非ストシテ、之ニ対シ營業税ヲ課セサルノ現行取扱ナルニ於テラヤ

四、医師、弁護士ニ課税スルハ現行營業税法ノ主義ニ一致セバ、若シ別種ノ租税ト為サンカ、權衡上其ノ他ノ高等職業ニモ課税セサルヘカラサルニ至ラシ、是レ大ニ熟考ヲ要スヘキコトナリトス

審査会ハ特別委員ノ報告ヲ是認可決シタリ

第一項 輸出品ノ価格ヲ売上金額ト看做シテ課税スルノ可否

輸出品ノ取扱ヲ為ス者ニ二種アリ、一ハ輸出品ノ買入ヲ為シ之ヲ輸出商ニ販売スル者ニシテ、一ハ輸出商自ラ輸出物品ヲ買入レ直ニ之ヲ外國ニ輸出スル者是ナリ、前者ノ場合ニ於テ物品ヲ輸出商ニ販売スル者ニシテハ營業税ヲ課スルモ、後者ノ場合ニ於テ物品ヲ外國ニ輸出スル者ニシテハ、内國ニ於テ販売行為ノ成立スル者ヲ除クノ外ハ營業税ヲ課セス、是レ現行ノ取扱ナリトス、蓋シ外國ノ本店又ハ支店ニ物品ヲ輸送シ外國ニ於テ之ヲ販売スル如キハ、内國ニ於テハ單ニ買入ノ行為アルノミニシテ販売ノ行為ナキヲ以テナリ、是ニ於テ委員中説ヲ為ス者アリ、曰ク現行税法ノ取扱前記ノ如クナルカ故ニ、同シク輸出ノ目的ヲ以テ輸出品ノ買入ヲ為スモ、自ラ之ヲ外國ニ輸出セサル者ハ比較的劣者ナルニ拘ラズ營業税ヲ課セラレ、自ラ之ヲ外國ニ輸出スル者ハ比較的優者ナルニ拘ラズ營業税ヲ課セラレナルノ不公平アルノミニラス、輸出商ノ雇人又ハ代理人ノ名義ヲ以テ物品ノ買入ヲ為スモ、税法ヲ免ルノ不都合アリ、殊ニ輸出ハ内国人ノ經營ニ係ル者甚タ少クシテ主トシテ外國人ノ手裡ニ在ルノ現況ナルカ故ニ、税法不備ノ為ニ内國商人ハ益々外國商人ト競争スル能ハサルノ弊ヲ生ス、重要輸出品タル生糸羽二重ノ取扱ニ於テ特ニ然リトス、故ニ此ノ弊ヲ除ク為此等輸出商ニ対シテハ輸出品ノ価格ヲ売上金額ト看做シ、物品販売業トシテ課税スルヲ要ス、況ヤ内國ニ於テ販賣行為ノ成立シタルト否トニ依リ課税スルト否トヲ決スルカ如キハ、理論ニ額ト看做シテ其ノ支店ニ課税スト云フニ異ルコトナシ

第三項 輸出羽二重及生糸ノ取引ヲ為ス者ニ対シ特別ノ課税方法ヲ設クルノ可否

輸出品タル羽二重及生糸ノ販売ハ薄利ナルヲ常トシ、売上金額ニ対スル収益歩合少額ニシテ普通ノ物品販売ト其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ、整理原案ハ羽二重及生糸ノ卸売ニ対シテハ特ニ低率ヲ適用スルコトト為シタリ、然ルニ輸出羽二重及生糸ノ取引ニ關スル營業状態ハ單純ニ非スシテ、細ニ之ヲ分析スルトキハ或ハ販売ノ性質ヲ有スルモノアリ、或ハ仲賣又ハ仲立ノ性質ヲ有スルモノアリト雖、實際ノ状況ハ互ニ錯綜複雜シテ其ノ孰レニ属スルカラ判別スル能ハサルモノアリ、故ニ或ハ物品販売業トシテ課税スルアリ、或ハ仲賣又ハ仲立業トシテ課税スルアリ、或ハ物品販売業及仲賣業又ハ仲立業ノ兼業トシテ課税スルアリ、各地ノ取扱第二途ニ出ル能ハサルノ弊ナシトセス、是ニ於テ審査会ニ於テハ輸出羽二重及生糸ノ取引ヲ為ス者ニ対シ特別ノ課税方法ヲ設クヘシトノ論起リ、委員中左ノ提案ヲ為シタル者アリ

理由

羽二重商ノ業体ハ元來仲賣業又ハ仲立業ノ性質ヲ有スルモノナリト雖、賣主ヨリ不合格品ヲ逆送セラルニ当リ之ヲ売主ニ返戻スル能ハサルカ故ニ、空シク手數料ヲ損シテ他ニ之ヲ輸売スルコトアリ、此ノ一部販売ノ事実アルカ為ニ稅務官吏ハ之ヲ物品販売業トシテ課稅セントシ、當業者ハ之ヲ仲賣業又ハ仲立業ナリト主張シ、多年論争ノ未收稅官吏ハ當業者ト妥協シ報償六分・販売四分ト看做シ、羽二重取引高十万円ニ付稅額七十円ノ課稅トナルニ至レリ、然ルニ今整理原案ノ稅率ニ依リ全部ヲ物品販売業トシテ課稅スルモノトセハ稅率ヲ万分ノ六強ニ低減スル相当ナリトス、然レトモ物品販売業ノ乙種全部ヲ万分ノ六強ニ低減スルトキハ、物品販売業全体ニ於ケル百二十六円五十銭ノ激増トナル故ニ、全部ヲ物品販売業トシテ課稅スルモノトセハ稅率ヲ万分ノ六強ニ低減スルヲ相当ナリトス、唯現行妥協稅額報償五分・販売五分ノ割合ノ差アルノミ

二、第二案 仲賣業又ハ仲立業トシテ課稅スヘシ

理由

前述ノ如ク羽二重及生糸商ハ其ノ性質主トシテ仲賣業又ハ仲立業ニ屬スルモノナルヲ以テ、寧ロ其ノ吸引ノ全部ヲ仲賣業又ハ仲立業トシテ其ノ報償金額ニ課稅スヘシ、十万円ニ付報償金額六百円トシ、現行稅率千分ノ三十七半トスレハ稅額二十五円ニシテ、改正稅率千分ノ四十トスレハ稅額三十円五十銭ナリ、改正稅額ハ現行稅額ニ比シテ五百五十銭ヲ增加スト雖、本業ハ寧ロ仲賣業又ハ仲立業ニ屬セシムルヲ相当ナリトス、現ニ横浜ニ於ケル某商ノ如キハ仲賣業トシテ課稅セラレ、物品販賣業トシテ課稅セラレスト云フ、若シ法律改正ノ結果物品販賣業トシテ課稅セラルルニ至ラハ大ナル恐慌ヲ來スノ虞アリ、同一稅法ノ下ニ在リテ地方ニ依リ其ノ適用ヲ異ニスルハ立法ノ本旨ニ非ス、故ニ羽二重及生糸商ハ寧ロ仲賣業又ハ仲立業トシテ課稅スルヲ可トス

三、第三案 物品販賣業及仲賣業又ハ仲立業トシテ併課稅セントセハ、物品販賣業ノ稅率ヨリ羽二重及生糸ヲ削除ス

（シ）

理由

第一案ノ物品販賣業トシテノ稅率低減モ行ハレ難ク、又ハ第二案ノ仲賣業又ハ仲立業トシテノ課稅モ行ハレストセベ、売上金額稅率乙種中羽二重及生糸ヲ削除シテ明文ヲ掲ケス、從来ノ如ク販売ト報償ト併課シ、唯其ノ小部分タル純粹ノ販売ニ付テノミニ物品販賣業トシテ課稅スルノ外ナカルヘシ、然レトモ斯ノ如キハ稅法整理ノ趣旨ニ違ヒ姑息タルヲ免レサルナリ、若シ整理原案ノ如ク物品販賣業ノ稅率中ニ羽二重及生糸ヲ明記シ、其過半ヲ仲賣業又ハ仲立業トシテ課稅セントセハ、自ラ法ヲ枉クルノ嫌アリ

四、第四案 輸出羽二重及生糸ノ營業者ニハ營業稅ヲ免除スヘシ

理由

輸出品ヲ免除スルノ趣旨ニ依リ輸出羽二重ハ織物消費稅ヲ免除セラル、然ルニ產出地ノ商入カ輸出羽二重ヲ輸出港ノ商人ニ販売スルトキニハ、輸出品ナルニ拘ラズ内地ニ於テ販売行為アルノ故ラ以テ、物品販賣業トンテ營業稅ヲ課セラレ、之ニ反シテ外國商人又ハ外國商人ノ名義ヲ以テ羽二重ノ買入ラハシ、直ニ之ヲ外國ニ輸出シテ販賣スルトキハ營業稅ヲ免セラレ、内國人ニシテ直輸出ニ從事スル者甚少キラ以テ、輸出品免稅ノ恩典ハ獨リ外國人ニ行ハレ内國人ニ及ハス、是ニ於テカ前項ニ於ケルカ如ク輸出品ノ價格ヲ売上金額ト看做シテ課稅スヘシトノ議論生ゼンモ、輸出品ノ價格ニ課稅スルトキハ外國人ハ其ノ稅金タケ低価ニ羽二重ヲ買入レントシ、羽二重ノ價格ヲ低廉ナラシムルノ虞アリ、國家經濟上策ノ得タルモノニ非サルヲ以テ、其ノ我不不利ナルヲ以テ彼ニモ亦不利ナラシメンヨリ、寧ロ彼我共ニ利スルニ如カス、即チ彼ノ消費稅ノ例ニ倣ヒ輸出羽二重及生糸ヲ販賣スル者ニ対シ營業稅ヲ免除スルコトセハ、内外人ノ間ニ負担ノ公平ヲ得ルニ至ルヘシ此ノ提案ニハ贊否両論アリ、之ヲ否トスル委員ノ説ヲ綜合スレハ左ノ如シ

一、羽二重及生糸商ノ多數ハ仲賣又ハ仲立ノ形式ヲ以テ營業スルハ事實ナリト雖、羽二重生糸ノ買入販賣ニ依リ生

スル損金ノ計算ヲ自ラ負担シテ營業スル者亦少カラズ、賣主ヨリ逆送セラレタル不合格品ヲ転売スルノ一事ヲ捕ヘテ物品販売業ト認定セラルト云フカ如キハ極端ノ引例ニシテ、仲買又ハ仲立ノ形式ニ依ルモ事実自己ノ計算ヲ以テ売買スル者多シ、此等ハ純粹ナル物品販売業ニシテ之ヲ仲買業又ハ仲立業トシテ課税スルカ如キヘ、法律ヲ以テ事実ヲ狂クルノ嫌アルノミナラズ、若シ此等ニ対シ仲買業又ハ仲立業トシテ課税ゼンカ、羽二重及生系商中純粹ナル仲買業又ハ仲立業ニ属スル者アルヲ以テ、此等トノ間ニ衡衡ヲ失スルニ至ルヘシ

二、羽二重生系商ノ薄利ナルハ亦固ヨリ之ヲ認ム、是レ整理原案カ羽二重、生系ノ卸売ニ対シテ普通物品ノ六割ヲ採リ、建物貨貸価格及從業者ニ対スル税率ハ現行ニ比シニ割以上ノ減率ヲ行ヒタルヲ以テ、羽二重生系商ノ負担ハ著シク輕減セラル結果トナレリ、此ノ以上更ニ売上金額ニ対スル税率ヲ低減スルノ必要ヲ見ス

三、羽二重生系アリテハ報償六分・販売四分トシ、生系商ニ在リテハ報償五分・販売五分トシテ妥協課税スルカ如キハ姑息ノ批難免レ難キヲ以テ、純粹ノ仲買業又ハ仲立業ニ対シテハ仲買業又ハ仲立業トシテ課税スルト同時ニ、販売ノ事實アル者ニ対シテハ、其ノ名称ノ如何ヲ問ハス總チ物品販売業トシテ課税スルヲ可トス、斯ノ如ク為スマ羽ニ重及生系ノ税率低減セラレタルヲ以テ、敢テ負担ニ處ヘサルカ如キコトナカルヘシ、報償販売ノ歩合ヲ妥協スルノ不可ナルト同時ニ羽二重生系商ヲ以テ總テ仲買業又ハ仲立業ト看做スハ不当ナリ、故ニ其ノ名称ノ如何ヲ問ハス其ノ实体ニ依リ課税スルヲ至当トス

四、輸出獎励ノ趣旨ニ依リ、輸出羽二重生系販売スル者ニ対シ營業稅ヲ免除スヘシトノ説ハ一理ナキニ非スト雖、是レ營業稅ヲ以テ消費稅ト同視セントスルモノニシテ、租稅ノ性質上許スヘカラサル誤謬アルノミナラズ、内地

ノ消費品ト外國輸出品トヲ併セ販売スル者ニ対シテハ實行上非常ノ困難ヲ感スヘシ、輸出獎励ノ方法ハ別ニ之ヲ講究スルヲ要ス、殊ニ内國ニ於テ營業稅ヲ課セラレタルカ為ニ外國ニ於テ競争困難ナリトノ事實ハ未タ之ヲ認メサルナリ

本問題ハ多年ノ宿論ニシテ、曾テ物議ヲ惹起シタル歴史ヲ有スルヲ以テ慎重審議ノ要アリト急シ、一括シテ之ヲ五名ノ特別委員二附託シタルニ、特別委員ハ二回ノ會議ヲ重ねテ調査ヲ為シ、左ノ如ク之ヲ報告シタリ

一、仲買業者ニシテ稀ニ販売行為ヲ為ス者ノ如キハ、仲買業トシテ課税スルコトニ全国ノ取扱ヲ一定スルコトトシ、羽二重生系ニ闇シ特ニ法律ノ規定ヲ改正セサルコト

理由 整理原案ニ於テ羽二重生系商ノ薄利ナルヲ認ム、物品販売業トシテ課税スルノ必要ヲ認メヌ、而シテ仲買業ナルカハ其ノ營業ノ实体ニ依リテ之ヲ決スルヲ可トス、然レトモ仲買業者ニシテ逆送品ヲ転売スルカ如キ稀ニ販売行為ヲ為スコトアルモ、之ヲ捉ヘテ直ニ物品販売業ヲ兼ヌル者ナリトシテ課税スルハ軽當ナラズ、而シテ同一業体ノ者ニ対シ甲地ニ於テハ仲買業トシテ課税シ、乙地ニ於テハ仲買業兼物品販売業トシテ課税スルカ如キコトアルトキハ、負担ノ公平ヲ保ツ能ハサルヲ以テ全國ノ取扱ノ一定ヲ要スルハ勿論ナリトス

二、羽二重生系ノ税率ヲ卸売万分ノ八ト改ムルコトニ闇シ、第二次会ニ於テ提案スルコトアルヘシトノ少數意見アリタルコト

理由 第一項決議ノ結果、羽二重生系商ノ一部ハ物品販売業トシテ万分ノ十二ノ税率ヲ課セラルヘシト雖、該商ハ極メテ薄利ナルヲ以テ其ノ税率ヲ万分ノ八ニ改ムルヲ相當トストノ少數意見アリ、然レトモ物品販売業ノ税率ハ既ニ第一次会ニ於テ決議ヲ經、税率変更ハ特別委員ノ委任權外ニ在ルヲ以テ、第二次会ニ於テ之ヲ提案

スルコトヲ留保セントスルニ在リ

三、輸出羽二重及生糸ヲ販売スル者ニ対シ營業税ヲ免スヘシトノ説ハ之ヲ否認シタルコト

理由 第一項決議ノ結果討議ヲ要セス、自然否認スル所トナレリ

審査会へ特別委員ノ報告ヲ是認シ羽二重、生糸商ニ対シ特別ノ課税方法ヲ設ケサルコトニ決シ、同時に仲賣業者カ逆送品ヲ輸出スルカ如キ行為ハ仲賣業附隨ノ行為ト看做シ、全國ノ取扱ヲ一定スルコトニ關シ税務當局ニ注意ヲ促スロトニ決シタリ、而シテ羽二重、生糸ノ税率ヲ卸売万分ノ八ニ改ムヘシトノ少數意見ハ、第二次会に提出セラルルコトナク、本案ハ第一次会ノ決議ノ如ク確定シタリ

第四項 金錢貸付業、料理店業、席貸業ニ特別營業税ヲ課スルノ可否

一般營業税ヨリ金錢貸付業、料理店業、席貸業ヲ分離シテ特別營業税ト為スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由及課税方法ノ概要ヲ述ヘテ曰ク

金錢貸付業、料理店業、席貸業ハ一般ノ營業ト異リ經濟上、道德上、社會上特別ノ關係ヲ有シ、從テ特別ノ監督ヲ行フヲ至当トスルヲ以テ、一般營業税ヨリ分離シテ英國等ノ例ニ倣ヒ免許税の特別營業税ヲ課スルヲ至当トス、故ニ金錢貸付業ニ在リテハ資本額ヲ千円未滿、二千円未滿等十万円マテ適当ニ階級ヲ分チ之ニ相当スル定額税ヲ課スルヲ可トス、又料理店業、席貸業ニ在リテハ一年百円ノ營業免許税ヲ課スルノ外、建物賃貸価格千円未滿ナルトキハ其ノ千分ノ百五十、千円以上ナルトキハ其ノ千分ノ三百ヲ課シ、従業者ニ対シテハ原案ノ稅率ヲ課スルヲ可トス

此ノ意見ニ反対スル委員ハ曰ク

金錢貸付業、料理店業、席貸業カ多少社會上、道德上、經濟上特別ノ關係アリトスルモ、之ヲ以テ直ニ特別營業税

ト為スノ必要ヲ認メス、若シ此等ニ對スル租税ノ負担輕キニ失スルトセハ稅率ヲ増加スレハ足レリ、一般營業税ヨリ分離シテ特別營業税ト為スノ必要ヲ認メス

審査会へ後說ヲ是認シ前說ヲ否認シタリ

第五項 摶糸再整、穀物精白機械其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ニ對シ請負業トシテ課税スルノ可否

摶糸再整、穀物精白機械其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ニ概シテ製造業トシテ課税スルノ規定ナリ、之ニ關シテ委員中說ヲ為ス者アリ、曰ク

摶糸再整、穀物精白機械其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ヘ、單ニ他人ノ材料ニ労力ヲ加ヘ賃金ヲ受クルモノニシテ、其ノ規模小ニ其ノ利益少ク、彼ノ自己ノ材料ニ労力ヲ加ヘ物品ヲ製作シテ販売スルモノ、又ハ他人ノ依頼ニ応シテ他人ノ材料ニ自己ノ材料ト労力ヲ加ヘ加工又ハ修繕スルモノト大ニ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ、之ト同一ニ取扱フハ適當ナラズ、故ニ之ヲ一般製造業ヨリ分離シテ比較的低キ稅率ヲ課スルヲ可トス

此ノ提議ニ關シ他ノ委員ハ曰ク

賃仕事ニ屬スル行為ヲ一般製造業ト同一ニ取扱フノ適當ナラサルコトハ論者ノ言ノ如シ、然レトモ製造業ヲ二種ニ區別シ異リタル稅率ヲ適用センヨリハ、寧ロ之ヲ請負業トシテ課稅スルコト整理原案ニ於ケル洗濯業ノ如クナランニハ、名ニ於テ正シキノミナラス自然低キ稅率ヲ課セラルルコトナリ名義共ニ完キヲ得ヘシ、蓋シ現行稅法ハ請負業ヲ土木・労力ノニ限リタルカ故ニ、請負ノ性質ヲ有スル行為ニシテ土木又ハ労力ノ執事ニモ屬セサルモノハ、強テ製造業ニ引付ケタルカ如キ觀ナキ能ハスト雖、整理原案ハ広ク請負業ト為シ洗濯業ノ如キ之ヲ製造業ヨリ割キテ請負業トシテ課稅スルコトニ改メタルヲ以テ、摶糸再整、穀物精白機械ノ如キ亦請負業トシテ課稅スルヲ至当トスレハナリ。

前ノ提案者ハ此ノ修正既ニ同意シ其ノ提案ヲ撤回シ請負課税説ヲ懲罰ト為セシカ、審査会ハ多数ヲ以テ之ヲ是認シ、
賃仕事ニ属スル行為ハ之ヲ請負業トシテ課税スルコトニ決シタリ、而シテ其ノ所謂賃仕事ハ自己ノ材料ヲ提供セズ、
之ヲ提供スルコトアルモ其ノ分量甚タ少ク、主トシテ労力ノ提供ノミノ以テ仕事ヲ完成スルモノヲ指スモノトス

仲賣業ヲ問屋業ニ、代弁業ヲ代理業ニ改ムヘシトノ説ヲ為シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク

一、仲賣業ハ旧商法ニ於ケル名称ニシテ現行商法ニ於テ之ニ相当スルモノハ問屋業ナリ、新旧商法ヲ対照スルニ仲
賣人トハ契約ニ從ヒ自己ノ名ヲ用ヰ他人ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ム商人ヲ謂ヒ、問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為
ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スマ業トスル者ヲ謂ヒ、兩者ノ間ニ殆ト區別ナシ、而シテ仲賣業ノ意義今日ニ於テハ
不明ノ嫌ナキニ非サルヲ以テ、現行商法ノ用語ト一致セシメ其ノ意義ヲ明確ナラシムルヲ可トス
二、代弁業ハ旧商法ニ於ケル名称ニシテ新商法ノ代理商之ニ相当セリ、代弁人トハ商事ニ於テ他人ノ代理ヲ為スマ
當業トスル商人ヲ謂ヒ、代理商トハ使用人ニ非シテ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ當業ノ部類ニ属スル商行為ノ代
理又ハ媒介ヲ為ス者ヲ謂ヒ、兩者ノ間ハ多少範囲ニ広狭アルモ大同小異ナルヲ以テ、旧商法ニ依ル曖昧ナル名称
ヲ存シ疑義ヲ招カシヨリモ察ロ現行商法ノ名称ニ改ムルヲ可トス

審査会ニ於テハ格別ノ異論ナク、代弁業ヲ代理業ニ、仲賣業ヲ問屋業ニ改称スルヲ相當ト決シタリ
質業ノ業名ヲ改称スル以上ハ、公ナル周旋業ヲ周旋業ニ改称スルヲ可トス

第二款 教種ノ業体ニ共通スル課税標準

第一項 資本金額十万円以上ノ營業ニハ單ニ資本金額ノミヲ以テ課税標準ト為スノ可否

現行營業税法ハ課税標準トシテ當業ノ種類ニ依リ、資本金額・売上金額・収入金額・請負金額・報償金額・建物賃貸

価格・従業者ノ内ニ二種乃至三種ヲ採用シタリ、然ルニ委員ノ一人ハ資本金額十万円以上ノ當業ニハ、各種ノ營業ニ通
シテ資本金額ノミヲ課税標準ト為スヘシトノ意見ヲ提出シタリ、其ノ理由左ノ如シ

現今營業税法ハ營業ノ外標ニ依リ營業収益ヲ推定スルノ主義ヲ採用シ、各種ノ課税標準ヲ設ケテ相互交錯セシメ、
負担ノ偏在ヲ緩和セシメタル方針ハ固ヨリ不可ナシト雖、斯ノ如キ方法ハ信憑スルニ足ルヘキ商業帳簿ノ設備ナキ
小當業者ニ對シテハ實益アリト雖、大當業者ニ對シテハ徒ニ課税ノ手続ヲ繁縝ナラシムルニ止リ、却テ負担ノ衡平
ヲ期スル能ハサルモノトス、我國ノ現状ニ照シテ之ヲ察スルニ、凡ソ十万円以上ノ資本ヲ擁シテ當業スル者ハ概シ
テ大規模ノ當業ト称スベク、法人ハ勿論個人ト雖諸種ノ商業帳簿ハ完全ニ整頓シ一見明瞭ナルヘク、從テ資本金額
ハ精確ニ調査スルコトヲ得ヘシ、而シテ當業収益ハ自由競争ノ結果各種ノ資本ニ對シテ同一歩合ニ帰着スルノ傾向
アルヲ以テ、資本金額ノミヲ課税標準ト為スモ其ノ課税ハ大体當業収益ニ比例スルコトヲ得ヘク、而シテ能ク徵稅
ノ簡便ヲ期スルコトヲ得ヘシ、故ニ資本金額十万円以上ノ當業ニ對シテハ當業種目ノ何タルヲ問ハス、又法人・個
人ノ區別ヲ論セス總テ資本金額ヲ課税標準トシテ一定ノ税率ヲ課スルヲ可トス、斯ノ如キ立法例ハ外國ニ於テモ亦
之ヲ認ムル所ナリ

之ニ反対スル委員ハ曰ク

各種當業ノ資本金額ニ對スル利益歩合同率平準ニ帰スル傾向アルハ勿論ナリト雖、是レ唯其ノ傾向アリト謂フニ過
キシシテ、當業ノ種類・資本ノ大小・運用ノ巧拙ニ因リ高低一ナラサルヲ常トス、資本金額ニ對スル利益歩合同一
ナルヲ前提トシテ公平ヲ論スルハ未タ当ラス、又十万円ヲ以テ分界ト為スノ理由明瞭ナラサルノミナラス、十万円
以上ノ者ハ資本金額ノミヲ課税標準ト為シ、十万円未満ノ者ハ資本金額・建物賃貸価格・従業者等ヲ課税標準ト為
ストキハ、十万円以上ノ者ト十万円未満ノ者トノ間ニ負担ノ權衡ヲ得セシメンコト頗ル困難ナリトセナルヘカラス、

故ニ資本金額十万円以上ノモノニ限りテ課税標準ヲ異ニスル理由充分ナラズ

審査会ハ多数ヲ以テ其ノ改正意見ヲ採用セサルコトニ決シタリ

第二項 会社ノ資本金額ニ社債・借入金・預金ヲ加算スルノ可否

現行法ニ於テハ當業税ノ課税標準タル資本金額ノ計算ハ、個人營業ニ在リテハ他ヨリ借入レタルト否トヲ問ヘス、固定資本及運転資本ノ総額ヲ以テ資本金額ト為スニ拘ラズ、会社ニ在リテハ払込株式金額又ハ出資金額、各種積立金及積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ヲ以テ資本金額ト為シ、社債・借入金・預金ハ資本金額ニ算入セス、是ニ於テ原案ハ個人会社間ノ權衡ヲ保ツト同時ニ、会社相互間ノ公平ヲ期スルノ目的ヲ以テ、社債・借入金及銀行業ニ於ケル預金ノ四分ノ三ヲ会社ノ資本金額ニ算入スルコトト為シタリ、然ルニ審査会ニ於テハ銀行業以外ノ会社ノ資本金額ニ社債・借入金ヲ算入スルコトニ關シテハ格別異論ナカリシト雖、銀行業ノ資本金額計算方法ニ關シテハ議論自出シ、反覆議ノ末遂ニ社債・借入金及預金ヲ銀行業ノ資本金額ニ算入セサルコトニ決シタルト以テ、之ト權衡ヲ保タシムル為銀行以外ノ会社ノ資本金額ニモ社債・借入金ヲ算入セサルヲ可ナリトシ、会社ノ資本金額ニ社債・借入金・預金ヲ加算スルコトニ為シタル原案ハ全然之ヲ否認シ、總テ現行ヲ維持スルコトト為レリ、其ノ審議ノ要領ハ第三款第三項ニ於テ説述スヘキヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

第三項 十五歳未満ノ者ヲ從業者ヨリ除算スルノ可否

課税標準ノ一タル從業者中、十五歳未満ノ者ニ對シテ普通ノ半額ノ税率ヲ課スルノ原案ニ對シテ、委員中十五歳未満ノ者ハ全然從業者ヨリ除算シ課税ノ範囲外三置クヘシトノ意見ヲ主張シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク
「十五歳未満ノ從業者ノ如キハ概シテ児童・徒弟ト称スヘク、其ノ業務練習中ハ殆ト營業ニ貢献スル所ナシ、之ヲ課税標準ニ算入シテ課税スルハ負担ノ不公平ヲ來スノ虞アルノミナラズ、營業主ニ對シテ苛酷ナリ」

- 二、當業主カ十五歳未満ノ從業者ヲ使用スルハ、業務練習ヲ目的トスルノ外貧民救助ノ趣旨ニ出ル者多シ、若シ之ニ對シテ課税センカ當業主ヲシテ此等幼少ノ從業者ヲ收容スルコトヲ躊躇セシメ、貧民ノ子弟ハ就テ食ヲ得ルノ途ナク、依テ職ヲ学フノ途ナキニ至ルヘシ、是レ実ニ黙過スヘカラサル社會問題ナリ
- 三、當業主ハ見習徒弟ノ養成ヲ減シ業務ノ縮少ヲ來スノ虞アルノミナラズ、熟練ナル從業者ノ欠乏ハ延イテ一般商工業ノ発達ヲ阻害スルニ至ルヘシ
此ノ意見ニ反対スル委員ノ説ニ曰ク

- 一、十五歳未満ノ從業者力多クノ場合ニ於テ當業ニ貢献スルコト少キ事實ハ固ヨリ之ヲ認ムト雖、然レトモ全ク當業ニ貢献スルコトナク徒ニ當業主ニ勞費ヲ負ハシムルモノナリト断スルハ非ナリ、彼ノ製糸業、紡績業・織物業ノ如キハ幼少ノ從業者モ能ク其ノ營業ニ貢献スルモノニシテ、統計ニ依レハ此等ノ業務ニ於テハ十四歳未満ノ者総職工ノ割内外ヲ占ムララ示セリ、故ニ十五歳未満ノ從業者ヲ全ク除算センカ、此等幼少ノ從業者ヲ使役スル當業ト、全ク幼少ノ從業者ヲ使用セサル當業トノ間ニ課税ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘシ、原案カ幼少從業者ノ労働効果ニ鑑ミテ普通從業者ノ半額ノ税率ヲ以テ課税セントスルハ誠ニ適當ナル改正ナリトス
二、從来老幼ヲ問ヘス從業者ニ對シテ一率ニ賦課シタリト雖、為ニ見習徒弟ノ收容及養成ヲ減シ、之ニ因リテ貧民ノ子弟ヲシテ活路ヲ失ハシメ、又延テ一般商業ノ発達ヲ阻害シタルノ事實ハ之ヲ認ムルヲ得ス、而シテ原案ノ半額課税ノ改正ハ論者ノ杞憂ヲ除クコトヲ得シ

審査会ハ討議ノ後原案ノ半額課税ヲ以テ適當ナリト否認メ、多数ヲ以テ全部免稅ニ關スル提案ヲ否決シタリ

第四項 従業者ヲ前年ノ平均数ニ依リ計算スルコトノ可否

課税標準タル從業者ハ前年ニ於ケル最多数ノトキニ依リ計算スルノ現行法ニ對シテ、之ヲ前年ノ平均数ニ依リ計算ス

ルコトニ修正スヘシトノ意見ヲ提出シタル委員アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

營業税法第十六条ニ依レハ課税標準ヲ計算スルニ資本金額及建物賃貸価格ハ前年ノ平均額ニ依ルニ反シ、独リ從業者ハ前年ノ最多数ノトキニ依ルコトナレリ、是甚シキ不条理ナリ、此ノ規定アルカ故ニ売出シ其ノ他ノ場合ニ於テ臨時多数ノ日雇ヲ雇入レタルトキニ在リテモ之ヲ從業者ニ算入セラレ、營業者ハ實際使用セサル從業者ニ對シテ納稅セサルヘカラサル結果ヲ生シ苛酷ノ課税ニ苦メリ、故ニ普通ノ条理ニ基キ資本金額・建物賃貸価格ト同シク前年ニ於ケル平均數ヲ以テ課税標準ト為ズヲ至当トス

此ノ説ニ対シテ現行法ヲ維持スル委員ハ曰ク

從業者ノ計算方法ヲ察スルニ、最多数ニ依ルカ將タ最少数ニ依ルカ、將タ又平均数ニ依ルカ三者其ノ一二出テサルベシ、而シテ最少数ニ依ルカ如キハ課税ノ方法トシテ採用スヘキモノニ非サルハ多言ヲ要セス、平均数ニ依ルハ理論上正當ナリト雖実行上困難ナリ、是レ現行法カ最多数ニ依ル方法ヲ採用シタル所以ナルベシ、若シ仮ニ平均数ニ依ルモノトセンカ、其ノ平均数ハ如何ニシテ之ヲ算出スヘキカ、平均数ヲ精密ニ算出セントセハ必スヤ各從業者ノ從業日數ヲ調査シ、之ヲ合計シテ一年ノ日数ヲ以テ之ヲ除シ、以テ從業者数ヲ算出セサルヘカラス、然レトモ各從業者ノ從業日數ヲ調査スル如キハ、收稅官吏・當業者共ニ頗ル困難トスル所ニシテ、殆ト其ノ實行ヲ期スヘカラス、又仮ニ平均数ヲ算出シ得タリトスルモ、必スシモ之ニ依リテ負担ノ公平ヲ期スヘカラス、例ヘハ酒造業ノ如ク一定ノ季節ニハ多數ノ從業者ヲ使用スルモ、其ノ他ノ期間ニハ少數ノ從業者ヲ使役スルモノニ在リテハ、一年ヲ通シタル平均数ニ依ルノ結果夥シク從業者数ヲ減シ、多數ノ營業者ハ課税ノ範囲外ニ出ルコトナリ、他ノ營業者トノ間ニ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ、是レ平均数ニ依ルヲ不可トシ最多数ニ依ルヲ可トスル所以ナリ、然レトモ仮ヒ最數ニ依ル場合ニ於テモ從業者ノ計算ハ各種ノ業体ニ稽考スヘキハ勿論ニシテ、論者ノ所謂売出ノ場合ニ於テ臨時多数

ノ日雇ヲ雇入ルル者ノ如キハ、之ヲ從業者数ニ算入スルハ穩当ナラサルヘシ

審査会ハ多數ヲ以テ此ノ反対説ヲ是認シ、平均数ニ依ルコトノ提案ヲ否決シタリ

第五項 建物賃貸価格ハ直接營業ニ使用スル土地建物ニ限り計算スルコトノ可否

營業税法第十八条第一項ニハ、建物賃貸価格ハ店舗其ノ他營業用ノ土地・家屋ノ借料ニ相当スルモノトス、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ストアリ、委員中此ノ但書ヲ削リ、住居ニ供スルモノ其ノ他直接營業ニ使用セサル土地建物ハ營業用トシテ計算セサルコトニ改ムヘシト主張シタル者アリ、其ノ理由左ノ如シ
營業収益ヲ推定スヘキ材料トシテ建物賃貸価格ヲ計算スルニ当リ、住居ニ供スルモノ其ノ他直接營業ニ使用セサル土地建物ノ賃貸価格ヲ包含セシムルハ不当ナリ、特ニ營業ニ使用セサルコトノ事實明確ナルモノヲモ尚營業用トシテ計算スルカ如キハ不法モ亦甚シト謂フヘシ、都會ニ於テ營業用家屋ト住居用家屋ト區別シ難キモノニ在リテハシテ計算スルカ如キハ不法モ亦甚シト謂フヘシ、都會ニ於テ營業用家屋ト住居用家屋ト區別シ難キモノニ在リテハ其ノ弊少シト雖、村落ニ於テ往々見ル如ク農業ノ副業トシテ金錢貸付業ヲ營ム者ノ如キ、金錢貸付業ト何等關係ナキ農業用ノ土地・家屋ノ賃貸価格ヲモ含算セラルル不都合ナル結果ヲ生ス、故ニ第十八条第一項ノ但書ヲ削リ住居ニ供スルモノ、其ノ他直接ニ營業ニ使用セサル土地建物ヲ營業用トシテ計算スルノ規定ヲ廢スヘシ
此ノ意見ニ対シ現行ヲ維持スル委員ハ曰ク

現行法カ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ストル規定シタル立法ノ趣旨ハ、店舗其ノ他ノ營業場ト同一区域内ニ在リテ住居ニ供セラレ、其他營業者ノ所用ニ係ルモノハ直接間接ニ營業ニ使用スルモノト推定シ得ヘキヲ以テ、總テ之ヲ營業用トシテ計算シ、營業用ト非營業用トノ區別ニ付取稅官吏ト當業者トノ間ニ見解ヲ異ニシ論争ヲ生スルノ弊ナカラシメントスル

ニ在リ、若シ此ノ但書ヲ削リ直接営業ニ使用スル土地建物ノ賃貸価格ノミ限ルコトセンカ、直接使用ト間接使用トノ分界ニ付必ス大ナル混雜ヲ惹起スルニ至ルベシ、殊ニ住居ニ供スルモノノラ除外セントスルカ如キハ甚ダ当ラ得ス、住居ナクシテ営業スル能ハス、住居ノ営業ニ關係スルコト密接ナルハ言ヲ待タル所ナルノミナラス、我国實際ノ狀況ハ営業用ト住居用ト區別ナキモノ殆ト其ノ全部ニシテ、之ヲ分割計算スルカ如キハ到底不可能ノ事ニ属ス

更ニ他ノ委員ハ折衷説ヲ提出シテ曰ク

全ク営業ニ關係ナキ土地建物ノ賃貸価格ヲ課税標準ニ算入スルハ不合理タルヲ免レス、然レトモ住居用土地建物ヲ除外スルノ論ニハ贊同シ難シ、何トナレハ住居用家屋ト営業用家屋ト全ク別離スル場合ニ於テハ強テ不可ナカルヘシト雖、我国ノ現状ニ於テハ住居用ト営業用トヲ分割計算スルコト事実不可能ナルノミナラス、整理原案ニ依レバ直接営業ニ從事スル者ハ家族ト雖從業者トシテ計算セラルルカ故ニ、其ノ從業者ノ住居スル家屋ハ営業用トシテ計算スルハ至当ナルベク、其ノ他住居用家屋ハ営業収益ニ貢献スルモノト謂フコトヲ得ヘキカ故ニ、之ヲ除外スルトキハ却テ課税ノ公平ヲ失フノ恐アリ、故ニ直接間接全ク営業ニ使用セサルモノノミヲ除外シ、住居用家屋ノ賃貸価格ハ課税標準ニ合算スルヲ至當トス

前ノ提案者ハ後ノ折衷説ニ對シ其ノ精神ニ於テ異ル所ナシトシテ自説ヲ撤回シテ贊成ノ意ヲ表シタリシカ、審査会ハ大多数ヲ以テ折衷説ヲ採用シ、第十八条第一項但書ヲ同一区域内ニ在ル住居用、其ノ他ノ土地建物ニシテ間接ニ営業ニ使用スルモノハ営業用トシテ計算スト云フ趣旨ニ改正シ、直接間接全ク営業ニ使用セサルモノハ営業用トシテ計算セサルコトニ決シタリ

第三款 各個ノ業体ニ於ケル課税標準及税率

第一項 物品販売業ノ売上金額ニ対スル税率ヲ輕減スルノ可否

整理原案ハ物品販売業ノ売上金額ニ対スル利益歩合方物品ノ種類ニ依リ厚薄アルニ稽ヘ、物品ノ種類ニ依リ売上金額ニ対スル税率ニ等差ヲ設ケ物品ノ種類ヲ甲乙丙ノ三種三分チ、甲種米・麦・石油・肥料ニ対シテハ卸売万分ノ十二、小売万分ノ三十トシ、乙種羽二重・生糸・綿糸・白木綿ニ対シテハ卸売万分ノ十二、小売万分ノ四十トシ、丙種其ノ他ノ物品ニ対シテハ卸売万分ノ二十、小売万分ノ五十ト為シタリ、然ルニ委員中之ニ対シテ種々異リタル修正意見ヲ提出スル者アリテ左ノ數説ヲ生シタリ

第一説ニ曰ク

原案カ三種分類ノ方法ヲ採リタルハ徒ラニ繁雜ヲ招クノミニシテ収益少キヲ以テ、之ヲニ種分類ニ改メ原案ノ甲種乙種ヲ合シテ之ヲ甲種ト為シ、甲種ニ棉花及紙ヲ加ヘ原案ノ丙種ヲ乙種ト為スベシ、而シテ税率ハ甲種卸売万分ノ十二、小売万分ノ三十、乙種卸売万分ノ十五、小売万分ノ四十ト改ムベシ、是レ原案ニ於テ丙種卸売万分ノ二十、小売万分ノ五十ト為シタルハ、現行タル卸売万分ノ十二半、小売三七半ニ比シテ増率トナリ営業者ノ負担ニ堪フル所ニ非サルヲ以テナリ

第二説ニ曰ク

三種分類ノ必要アルハ原案ノ所見ト異ナルコトナシト雖、棉花及紙ヲ甲種ニ編入スルハ第一説ニ同意セサルヲ得ス、而シテ税率ハ丙種ハ原案ノ如クニシテ不可ナシト雖、甲種及乙種ハ原案ニ比シ多少輕減シテ、甲種卸売万分ノ十、小売万分ノ三十、乙種卸売万分ノ八、小売万分ノ三十ト為スベシ、乙種ノ税率ヲ甲種ノ税率ヨリモ低減スルハ、原案ノ所見ニ反シ羽二重・生糸・白木綿ハ米・麥・石油・肥料・棉花・紙ヨリモ輕利ナリト認ムレハナリ

第三説ニ曰ク

三種分類ノ必要ハ之ヲ認ムト雖、利益厚薄ノ関係ヨリ考察スルトキハ白木綿ヲ乙種ヨリ甲種ニ移シ、棉花・紙及砂糖ヲ丙種ヨリ乙種ニ移スラ相当トス、而シテ税率ハ原案ヲ維持シテ可ナリ

第四説三曰ク

大体ニ於テ原案ヲ可トス、原案ハ建物賃貸価格及從業者ノ税率ヲ減シ売上金額ノ税率ヲ増スノ方針ヲ以テ税率ヲ改正シ、而シテ甲種乙種ニ在リテハ更ニ税率ヲ低減シタルヲ以テ、物品販売業トシテハ既ニ現行ニ比シ減税ノ結果トナレルカ故ニ、特ニ物品販売業ニ限り減税スルノ必要ヲ見ス、又甲乙丙三種ノ分類及其ノ税率ノ等差ハ利益惑合ノ厚薄ニ稽ヘ、相互ノ関係ヲ比較シテ適当ニ定メタルモノナルヲ以テ之ヲ修正スルノ理由ヲ見ス、但シ棉花及紙ヲ乙種ニ編入スルヲ可トスヘシ

諸説各養成アリシト雖、採決ニ至リ第四説多數ヲ以テ是認セラレ、棉花及紙ヲ乙種ニ編入スル外三種ノ分類及売上金額ニ対スル税率ハ原案ノ如ク決定シタリ

第二項 物品販売業ノ課税標準タル建物賃貸価格ヲ削除スルカ、又ハ之ニ対スル税率ヲ輕減スルノ可否
物品販売業ノ課税標準タル建物賃貸価格ヲ全然削除スヘシ、若シ全然削除スル能ハストセハ之ニ対スル税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由左ノ如シ

一、凡ソ商工業ニ在リテ、其ノ營業収益ヲ產出スル主タル要素ハ資本金額、從業者、建物賃貸価格ニシテ、此ノ三者相互ニ活動シテ利益ヲ生スルモノナリ、故ニ營業収益ヲ推定スヘキ外標ヲ課税標準トシテ營業税ヲ課スルニ當リ、營業収益ヲ生スル原因ヲ課税標準ト為ストキハ、資本金額、從業者、建物賃貸価格ノ三者ヲ以テ其ノ課税標準ト為ス固ヨリ當然ナリ、然レトモ營業ノ結果ニ因ル收入金額ヲ課税標準ト為ストキハ、建物賃貸価格ヲ課税標準ニ加フルノ理アルカラズ、何トナレハ既ニ其ノ結果ヲ課税標準トスル以上ハ、其ノ結果ヲ生スヘキ原因ヲ之

二、配合スル必要ナケレハナリ、是レ銀行業・製造業・倉庫業等ニ於テ資本金額、從業者及建物賃貸価格ヲ課税標準ト為シ、鐵道業・請負業・仲賣業等ニ於テ收入金額及從業者ヲ課税標準ト為シ、建物賃貸価格ヲ課税標準ト為サル所以ナルヘシ、然ルニ獨リ物品販売業ニ於テ売上金額・從業者ノ外ニ建物賃貸価格ヲ課税標準ト為シタルハ、理論ノ一貫ヲ欠クノミナラス為ニ負担ノ不公平ヲ生スルニ至ル、故ニ物品販売業ニ於テ売上金額ヲ課税標準ト為ス以上ハ建物賃貸価格ヲ課税標準ヨリ削除スルヲ至當トス

二、建物賃貸価格ヲ課税標準ヨリ削除スルノ至當ナル右ノ如シト雖、若シ売上金額ハ常ニ必スシモ精確ニ知リ難キカ故ニ売上金額ニミ依ル能ハス、又建物賃貸価格ヲ全部削除スルトキハ歲入ノ欠陷ヲ大ナランムトノニノ理由ニ因リ、強イテ建物賃貸価格ヲ存セント欲セハ、原案ノ税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシ、建物賃貸価格ハ補助的課税標準ニ過キサレハナリ

此ノ提案ニ反対シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

一、營業税ノ課税標準トシテ採用スヘキ外標ハ必スシモ營業収益ヲ產出スヘキ要素、換言スレハ収益ノ原因ニ限ラサルヘカラサルノ理由ナシ、苟モ収益ノ多少ヲ推定スルニ足ルヘキ資料タル以上ハ、其ノ収益ノ原因タルト將々營業ノ結果タルトアハサルナリ、物品販売業ニ於テハ売上金額・從業者及建物賃貸価格ハ共ニ營業ノ収益ヲ推定スルニ足ル資料ナルヲ以テ、此ノ三者ヲ併用スルを決シテ理論ニ欠クル所ナシ、否売上金額ノ外ニ建物賃貸価格及從業者ヲ補助的課税標準ト為ストキハ、彼此相待テ売上金額計算ノ欠点ヲ補ヒ課税ノ公平ヲ期スルコトヲ得ヘシ、若シ建物賃貸価格ヲ削除ゼンカ、売上金額ノ實收ヲ得ルコト殆ト不可能ナルカ故ニ課税ノ不公平立ロニ生スルニ至ルヘシ、又若シ論者ノ論旨ヲ貰カンカ、從業者ヲモ課税標準ヨリ削除セサルヘカラサルニ至ルヘク、然ルトキハ營業税ハ所得税ト相距ルコト甚タ近ク、殆ト全ク重複ノ姿ヲ呈スルニ至ラシ

二、又論者ハ建物賃貸価格三対スル税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシト論スト雖、原案ハ現行千分ノ百ニ比シ既ニ一部五分ノ減率トナレルヲ以テ、更ニ之ヲ減率スルノ必要ヲ認メス、仮ニ之ヲ減率センカ、物品販売業独り營業税ノ輕減ヲ受クルノ結果トナルヘシ、各種業体ノ課税標準及税率ハ互ニ權衡ヲ保タレ、物品販売業ニ限り之ヲ輕減セサルヘカラナルノ理由ヲ發見スル能ハス、故ニ建物賃貸価格三対スル税率ハ原案ノ如クナルヲ可トベ

建物賃貸価格ヲ課税標準ヨリ削除スル意見ニ対シテハ、建物其ノ物ヲ課税標準ト為スヲ不可トスル別箇ノ理由ヨリ之ニ賛成スル委員アリシカ、採決ニ及シテ削除説ハ少數ヲ以テ先ツ消滅シ、次イテ税率低減説モ亦過半數ニ満タスシテ否決セラレ、原案維持説多數ヲ以テ可決セラレタリ

第三項 銀行業ノ課税標準タル資本金額ヨリ預金・社債・借入金ヲ除算シ税率ヲ千分ノ五ト為スノ可否
銀行業ノ課税標準タル資本金額三社債・借入金及預金ヲ算入スルノ可否ニ關シ、審査会ニ於テ積極・消極ノ兩論ヲ生シ第一次会・第二次会ニ亘リ甲論乙駁頭ル熾ナリ、而シテ第一次会ニ於テハ原案ヲ可決シタリト雖、第二次会ニ於テハ第一次会ノ決議ヲ翻シ原案ヲ否決シ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ、第一次会ニ於ケル可否両論ノ所説ヲ綜合摘記スレハ左ノ如シ

之ヲ否ースル者、即チ預金・社債・借入金ヲ資本金額ヨリ除算シ税率ヲ千分ノ五ニ改ムヘシト論スル者ハ曰ク

一、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルノ可ナルハ理論上決シテ異論ヲ容レス、然レトモ預金・社債・借入金ニ

課税スルノ結果、經濟界ニ如何ナル影響ヲ及ホスヘキヤハ大ニ政局ヲ要スル所ナリ

二、歐米諸國ニ於テハ預金ノ思想發達スルカ故ニ、利子ヲ付セサルモ預金ハ潤沢ナリト雖、我国ハ之ニ反シ利子ヲ付スルニ非サレハ預金ヲ吸收スル能ハサル現状ナリ、故ニ預金ニ課税スルトキハ銀行ハ自然預金ノ利子ヲ引下ケ

預金ノ吸收ヲ妨クルニ至ルヘシ、是レ預金獎勵ノ趣旨ニ反スルノミナラス、信用制度ノ發達ヲ期スル為小切手ノ印紙税ヲ全廢シタル精神ト全ク矛盾ス

三、仮ビ銀行カ預金ノ利子ヲ引下クルコトナシトスルモ、預金課税ノ為ニ新ニ負担スル税金ハ他ニ之カ補填ヲ求ムルニ至ルヘキカ故ニ、自然貸出ノ利子ヲ引上ケ資金ノ供給ヲ妨ケ事業ノ發達ヲ害スルニ至ルヘシ

四、我國ニ於ケル銀行事業ハ未タ幼稚ナルヲ以テ、營業ノ基礎ヲ確立ナラシメ其ノ發達ヲ企図スルノ要アリ、一朝預金ノ取付ニ遼ヒ支払ニ困難ヲ感スルカ如キ基礎ノ薄弱ナル銀行少カラサルノ今日ニ於テ、預金ニ課税シテ銀行ノ負担ヲ増加スルカ如キハ策ノ得タルモノニ非ス

五、銀行ハ預金ニ対シ充分ナル払戻準備アルコトヲ要ス、倫敦ニ於ケル大銀行二十二箇ノ平均ヲ調査スルニ、預金ニ対スル払戻準備ハ現金百分ノ三十、公債証券百分ノ二十、計百分ノ五十ヲ示セリ、是レ預金ノ吸收大ナルト同時ニ銀行ノ利益大ナルカ故ナリ、若シ預金ニ課税スルトキハ払戻準備ヲ小ナラシメ銀行ノ危険ヲ大ナラシムルノ虞アリ

六、預金ハ銀行ノ資本ニ非スシテ銀行ノ營業ニ外ナラス、而シテ預金ニハ一定ノ利子ヲ付スルヲ例トシ、又常ニ払戻準備ヲ為ササルヘカラス、貯蓄銀行ノ如キハ其ノ預金ノ払戻準備及運用方法ニ関シ特ニ嚴重ナル監督ヲ受ク預金ヲ以テ株金ト同視シ、銀行ノ資本ナリト称スルハ根本ニ於テ誤謬ナシト謂フヘカラス、社債・借入金亦普通資本ト其ノ性質ヲ異ニセリ

七、銀行ハ繩綱ナル資金ヲ吸收シテ事業ノ資金ヲ供給スル金融機關ニシテ、普通金錢貸付營業トハ大ニ其ノ趣ラ異ニスルカ故ニ、金錢貸付業ト銀行業ト課税標準ヲ異ニスルハ當然ナリ、況ヤ会社營業ノ収支厘毫ノ違算ナキニ反シ、個人營業ノ計算精確ヲ欠キ脱漏ヲ生スルノ弊アルニ於テラヤ

八、社債・借入金ニ課税スルトキハ、勸業銀行・興業銀行・拓殖銀行ノ如ク主トシテ社債ニ依リテ営業スル銀行ハ
大ナル影響ヲ受ケ、其ノ結果此等ノ銀行ヨリ資金ノ供給ヲ仰キタル各種ノ事業ハ非常ニ阻害セラルニ至ルヘシ、
戰後各種事業勃興シ低利ノ資金供給ノ必要ヲ告ケ外資ノ輸入ヲ促スノ今日ニ於テ、斯ノ如キ課税方法ヲ採ルハ不
得策ノ大ナルモノナリ

九、預金・社債・借入金ニ課税スルトキハ甚シク負担ノ激変ヲ來タシ、銀行ノ存立ヲ危殆ナラシメ經濟界ニ非常ナ
ル攢乱ヲ巻起スニ至ルヘシ、而シテ之ニ課税スルモ、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルノ目的ハ之ヲ達スル
コト甚々困難ナルヘシ、何トナレハ銀行ニ於テ貸借勘定ノ整理方法ヲ巧ニ講スルトキハ、課税標準ヲ隠匿スルノ
余地ナシトセサルヲ以テナリ

十、斯ノ如ク銀行ノ預金・社債・借入金ニ課税スルハ、理論ハ兎モ角實際非常ノ惡政策ナルヲ以テ、改正原案ハ絶
対ニ之ヲ否認セサルヲ得ス、然レトモ銀行業以外ノ会社カ社債・借入金ヲ為スハ、銀行業ニ於ケルト全ク其ノ性
質ヲ異ニスルカ故ニ、銀行業以外ノ会社ニ在リテハ社債・借入金ヲ資本金額ニ算入スルヲ可トス
之ヲ可トスル者、即チ原案ヲ維持スル論者ハ曰ク

一、預金・社債・借入金ヲ課税標準タル資本金額ニ算入スルカ為ニ、税金ノ負担増加スルモノナリト論断スルハ、
既ニ其ノ前提ニ於テ誤謬アリ、預金・社債・借入金ヲ課税標準ニ算入スルト同時ニ其ノ税率ヲ低減スルカ故ニ税
額ニ於テハ殆ト増減ナシ、要ハ甲ニ減シ乙ニ増シテ課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期セントスルニ在リ
二、預金ヲ課税標準ニ算入スルカ為税金ノ負担ヲ増加スルモノナリト雖、是レ一部ノ銀行ニ過キサルノミナラス、
其ノ増加ハ頗ル少額ナルヘシ、何トナレハ預金ノ四分ノ一ヲ控除シタル殘額ニ對シ千分ノニヲ課スルニ過キサル
カ故ニ、預金百円ニ對シ十五錢ニ過キス、而シテ普通資本ニ對スル税率千分ノ五ト千分ノ二トノ差率ナル千分ノ
モノニ非サレハナリ

三、相当スル金額ハ、之ヲ其ノ十五錢ヨリ控除セサルヘカラサルヲ以テナリ

三、果シテ然ラハ、預金ヲ課税標準ニ算入スルカ為ニ預金ノ利子ヲ引下ケテ預金ノ吸收ヲ妨ケ、又ハ貸出ノ利子ヲ
引上ケテ資金ノ供給ヲ害スルカ如キハ殆ト想像スヘカラス、元来金利ノ高低ハ一般經濟社會ニ於ケル資金ノ需要
供給ノ關係ニ依リ支配セラルヘキモノニシテ、一部銀行ニ於ケル僅少ナル税金ノ負担増加ノ為ニ左右セラルヘキ
モノニ非サレハナリ

四、銀行事業ノ発達ハ最モ希望スル所ナリ、故ニ負担ヲ不公平ナラシメテ一部ノ銀行ノ発達ヲ企図ゼンヨリモ、負
担ヲ公平ナラシメテ全体ノ銀行ノ発達ヲ企図セサルヘカラズ、又預金ヲ庫中ニ死滅スルカ如キ拙劣ナル銀行ノ發
達センヨリモ、預金ヲ活発ニ運用シ銀行タルノ本分ヲ尽クス銀行ノ発達ヲ希望セサルヘカラス

五、預金ニ對スル払戻準備ヲ堅固ナラシムルノ必要ハ固ヨリ之ヲ認ム、之ヲ認メタルカ故ニ原案ハ払戻準備トシテ
預金ノ四分ノ一ヲ控除シタリ、貯蓄銀行条例ハ預金ノ払戻準備ニ關シテ特別ノ規定ヲ設ケ、預金払戻ノ担保トシ
テ預金総高ノ四分ノ一ヨリ少カラサル金額ヲ公債証券ヲ以テ供託スヘキモノト為シタリ、而シテ明治三十八年末
ノ調査ニ依レバ、預金ニ對スル銀行在金ハ貯蓄銀行百分ノ六・六、普通銀行百分ノ十二・三、特別銀行百分ノ八・
四ニシテ、其ノ平均百分ノ十三当ルカ故ニ、預金ノ四分ノ一ヲ控除スルトキハ払戻準備トシテ充分ノ余裕アリ

六、預金・社債・借入金ヲ以テ普通ノ資本ト同視スルハ不可ナリトノ論アリト雖、苟モ營業ノ基金トシテ利益ノ淵
源ヲ為スモノハ、其ノ名称ノ如何ニ拘ラズ營業税ノ課税標準タル資本金額ニ算入スヘキハ理ノ当然ニシテ、毫モ
疑ヲ容レス、若シ此等ヲ以テ資本ト称スヘカラストシテ資本金額ニ算入スヘカラストセハ、積立金ノ如キ亦資本
ニ非ストシテ資本金額ヨリ除算セサルヘカラサルニ至ルヘシ

七、個人營業ハ寧ロ会社營業ヨリモ喫筋スヘキモノナリ、然ルニ会社ニ輕ク個人ニ重ク課税シテ個人營業ヲシテ会

社營業ト競争スル能ハサラシムルカ如キ課税方法ヲ採ルハ、經濟政策上ヨリ之ヲ論スルモ甚タ不可トスル所ナリ、特ニ個人營業ノ計算ノ精確ナラサルヲ理由トシテ会社營業ト課税方法ヲ異ニスルカ如キハ、非理ノ最モ甚タシキモノナリ

八、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期セント欲シテ課税標準ヲ改正セントスルモノナルカ故ニ、課税標準改正ノ為負担ノ変動ヲ生スルニ至ルハ予期ノ目的ヲ達スルモノト謂ハサルヘカラス、況ヤ其ノ負担ハ多數ノ小ナル銀行ニ減シテ少數ノ大ナル銀行ニ増スノ者フヘキ現象ヲ呈スルニ於テヲヤ、若シ負担ノ変動ヲ廣レンカ、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルハ、百年河清ヲ待ツカ如クナランミ

九、預金・社債・借入金ヲ課税標準ニ算入スルトキハ、資金供給ノ途ヲ杜絶シ各種事業ノ発達ヲ妨クルノミナラス、負担ノ激変ヲ來タシ経済界ノ擾乱ヲ惹起スニ至ルヘシト論スル者アリト雖、千分ノ二ノ低率ヲ課スルニ於テ此ノ廣アリト為スヘ杞憂ノ最モ大ナルモノナリ、又此等ヲ課税標準ニ算入スルモ課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルノ目的ヲ達スル能ハスト論スルハ自家撞着タルヲ免レス

十、銀行業以外ノ会社ニ在リテハ社債・借入金ヲ課税標準ニ算入スルヲ是認スルニ拘ラス、銀行業ニ在リテ之ヲ否認スルカ如キハ論理ノ一貫ヲ欠キ矛盾モ亦甚シト謂ハサルヘカラス、是レ原案否認ノ理由ナキヲ自白スルモノニシテ全ク感情ノ議論タルヲ免レス

第一次会ニ於テ審議シタル可否ノ理由大要以上ノ如シ、或ハ預金四分ノ一控除ヲ四分ノ二控除ニ改ムヘシトノ修正意見ヲ提出シタル者アリシト雖、結局採決ニ及テ預金・社債・借入金ヲ資本金額ヨリ除算スヘシトノ説ハ少數ヲ以テ消滅シ、原案ハ多數ヲ以テ是認セラレタリ

第二次会ニ先チ設ケラレタル議案整理特別委員ハ、会社ノ資本金額計算ニ關シ審議ヲ尽クシ、左ノ理由ヲ以テ第一次

会ノ決議ヲ否認シ現行ヲ維持スヘキモノト決シ、其ノ旨ヲ本会ニ報告シタリ

一、實際ノ調査ニ依レハ銀行ノ預金ヲ資本金額ニ算入スルトキハ、銀行ハ積立金・後期換越金・配當金ノ孰レカラ減スルニ非サレハ納税スル能ハサルモノアルノ状況ニシテ、負担ニ激変ヲ生シ財界ノ動搖ヲ免レス、是レ租税整理ノ趣旨ニ副フ所以ニ非ス

二、預金ニ課税スルトキハ預金ノ吸収ヲ妨ケ資金ノ供給ヲ害シ、又ハ預金払戻ノ準備ヲ縮少セシム銀行營業ノ基礎ヲ脆弱ナラシムルノ虞アリ、預金ヲ資本金額ニ算入シテ課税スルハ財界目下ノ状況ニ照シ時機尚早ナリ、租税負担ノ多少ノ不公平ハ暫ク之ヲ忍ハサルヘカラズ

三、前二項ノ弊害ヲ生スルコトナクシテ能ク銀行ノ負担ヲ公平ナラシムル方法ニ關シ研究シタリト雖、適當ナル考察ヲ發見スル能ヘサルヲ以テ寧ロ現状ヲ維持スルニ若カス

四、預金ヲ資本金額ニ算入スルヲ不可トスル以上ハ、同一理由ヲ以テ社債・借入金モ亦資本金額ヨリ除算スルヲ相当トス、銀行ノ社債・借入金ハ銀行營業ノ上ニ於テ預金ト其ノ性質ヲ同フスルモノアレハナリ

五、銀行業ト銀行業以外ノ会社ト資本金額ノ計算ヲ異ニスルノ理由薄弱ナルヲ以テ、銀行業以外ノ会社ニ於テモ社債・借入金ハ資本金額ヨリ除算スルヲ相當トス、保險会社ニ於ケル保険責任準備金亦然リ

此ノ報告ニ対シ反対スル委員少カラス、其ノ主張スル所第一次会ニ於ケル論旨ト異ルコトナシト雖、特別委員ノ報告ニ対シ批難スル要点ヲ掲クレハ左ノ如シ

一、負担ノ変動ヲ生スルヲ以テ租税整理ノ趣旨ニ副ヘスト為スヘ誤レリ、租税整理ノ目的ヘ租税ノ負担ヲ適正ナラ

シムルニ在リ

二、時機尚早ナリト称スルモ、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルハ今日ニ於テ最モ急務ナリトス

三、若シ負担ノ激変ヲ避ケント欲セハ、預金ノ四分ノ一控除ヲ四分ノ二控除ニ改ムルモ可ナリ、一時ノ權宜ノ為ニ理論ヲ全ク没却スルハ最モ不可トスル所ナリ

審査会ハ多數ヲ以テ特別委員ノ報告ヲ是認シ、会社ノ資本金額ノ計算ハ總テ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ、而シテ原案ノ趣旨ヲ否認シタル以上ハ改正法案第十七條ノ二ハ之ヲ削除シ、資本金額ノ計算ニ関スル規定ハ現行ノ通り施行規則ニ譲ルヲ相當ト認メタリ

第四項 保険業ノ課税標準タル資本金額ニ責任準備金ヲ加算シ税率ヲ千分ノ二ト為スノ可否

保険業ノ課税標準及税率ヲ審議スルニ當リ、委員ノ一人ハ銀行業ニ於テ預金ヲ課税標準タル資本金額ニ加算スルト同一ノ理由ヲ以テ、保険業ニ於テモ責任準備金ヲ資本金額ニ加算スヘシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ
保険業ニ於ケル責任準備金ト銀行業ニ於ケル預金トハ經濟上ノ性質酷似セリ、故ニ現行法ニ於テ銀行業ノ預金ニ課税セサルト同時ニ、保険業ノ責任準備金ニ課税セサルハ當然ナリ、然レトモ原案力銀行業ノ預金ヲ資本金額ニ算入シタルニ拘ラス、保険会社ノ責任準備金ヲ資本金額ニ算入セサルハ失当ナリ、預金ト責任準備金ト比較スレハ左ノ如シ

イ 預金ハ早晚之ヲ預金者ニ払戻ササルヘカラサルト同シク、責任準備金モ亦他日之ヲ契約者ニ支払ハサルヘカ
ハス

ロ 預金ハ預金利子ヨリ高キ利子ヲ以テ他ニ之ヲ運用スルト同シク、責任準備金モ亦預金利率ヨリ高キ利率ヲ以テ他ニ之ヲ運用ス

ハ 預金ハ払戻準備トシテ其ノ一部ヲ留保スル必要アルト同シク、責任準備金モ亦支払準備トシテ其ノ一部ヲ留保スル必要アリ

斯ノ如ク預金ト責任準備金トハ經濟上ノ性質ヲ同フシ、共ニ被業ノ基金トシテ利益ノ淵源ヲ為スモノナルカ故ニ、責任準備金ハ預金ト同シク其ノ四分ノ一ハ支払準備トシテ之ヲ控除シ、其ノ四分ノ三ヲ資本金額ニ算入スルヲ至当トス、但シ積立金ノ一部タル所謂支払準備金ハ支払義務ノ確定シタルモノナルヲ以テ、全部課税外ニ置クハ勿論ナリトス

之ニ對シ委員ノ一人ハ原案ニ於テ責任準備金ヲ課税標準ニ算入セサリシハ、一ハ沿革上ノ理由ニ出テ、一ハ責任準備金ノ性質預金ト異ルモノアルニ因ルト説明シタリト雖、強テ原案ノ維持ヲ主張セサリシヲ以テ修正意見ハ格別ノ異論ナク多数ヲ以テ可決セラレタリ、而シテ資本金額ニ対スル税率ハ責任準備金ヲ資本金額ニ算入スル以上ハ、銀行業ニ於ケル資本金額ニ対スル税率ト同シク千分ノ二ト為スヲ相当トストノ說多數ヲ占メ之ニ決シタリ
第一次会ニ於ケル決議ハ以上記述スル所ノ如シ、然レトモ前項ニ記述スルカ如ク審査会ハ第二次会ニ於テ議案整理特別委員ノ報告ヲ是認シ、責任準備金ハ預金・社債・借入金ト同シク会社資本金額ニ加算スルノ決議ヲ翻シタルヲ以テ、保険業ノ課税標準タル資本金額及其ノ税率ハ總テ原案ニ復活スルコドトナレリ

第五項 金錢貸付業ノ課税最低限ヲ資本金額三百円ト為スノ可否

金錢貸付業ハ資本額五百円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セサルノ現行制度ニシテ、整理原案ハ其ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限リタルニ拘ラス、其ノ課税最低限ハ現行ヲ維持シタリ、是ニ於テ委員ノ一人ハ其ノ課税最低限ヲ三百円ト為スヘシトノ意見ヲ提出シタリ、其ノ理由左ノ如シ

金錢貸付業ナル者ハ銀行業ト異リテ少額ノ資本ヲ巧ニ運用シ高利ヲ博スルヲ常トシ、道徳上批難スヘキモノアルノミナラス資本ニ比シ利益大ナルモノナリ、是ニ於テ金錢貸付業ニハ特別營業税ヲ課スヘシトノ論ヲ生ス、然ルニ整理原案ハ金錢貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限リ固定資本ヲ除キタルニ拘ラス、其ノ課税最低限ヲ低

トセサルヲ以テ、從來固定・運転資本ヲ合シテ五百円以上ナリシ者五百円未満トナリテ課税資格ヲ喪失スルニ至ルト雖、独り金錢貸付業ニ限り課税最低限ニ高上セサルヘカラサル理由ナク、一般營業ト權衡ヲ失スルニ至ルヲ以テ、課税標準ヲ運転資本ニ限ル以上ハ課税最低限ヲ三百円ニ改ムヲ要ス
此ノ提案ニ対シテハ贊成者少ク、審査会ハ金錢貸付業ニ於ケル固定資本ハ附隨ノ位置ニ在リテ資本ニ直接ノ關係ナシトノ理由ヲ以テ固定資本ヲ除外シタルモノニシテ、之ニ依リ課税ノ公平ヲ保ソツ得ヘク、固定資本ノ除外ハ課税最低限高上ノ理由トナラストノ原案ノ趣旨ヲ認メ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

第六項 製造業ノ課税標準タル資本金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五半ナル原案ヲ修正シテ千分ノ四ト為スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由トスル所在ノ如シ

國富ノ増進ヲ計ラント欲セハ生産ノ發達ヲ期セサルヘカラス、而シテ原物品ヲ半製品ト為シ半製品ヲ精製品ト為ス
製造業ノ盛衰如何ハ國力ノ發展ニ関スルコト庭ニ大ナリ、輸出品ノ製造業ニ於テ特ニ然リトス、我製造品ノ主タル需要地タル支那・印度ニ於テハ、我製造品ハ低利ノ資本金ト完全ナル機械力トヲ以テ製造シタル独逸品・亞米利加品ト激烈ナル競争ヲ試ミサルヘカラサル實際ノ狀況ナルカ故ニ、各種ノ方法ニ依リ我國ノ製造業ヲ保護獎勵スルノ必要アリ、而シテ製造業ニ対スル國稅ノ負担ヲ輕減スルハ亦保護獎勵ノ一方法ナルヘシ、然ルニ原案ハ資本金額ニ
対スル税率千分ノ三・七五ヲ千分ノ五半ニ改メ増率ヲ為シタルハ過重ナリ、勿論之ト同時ニ建物質貸価格及從業者ニ
対スル税率ニ増減シ大体ニ於テ稅金ニ増減ナキヲ期シタリト雖、元來非常特別稅トシテ各業ニ対シ一律ニ十五割ヲ
増徵シタルハ、前述ノ状態ニ在ル製造業ニ対シテハ過重ノ賦課ナリト謂ハサルヘカラス、故ニ今稅法ノ整理ヲ為ス
ニ當リテハ宜シク我製造業ノ現状ニ稽へ負担輕減ノ方針ヲ採リ、資本金額ニ対スル税率ハ千分ノ四ト為スヲ相當ト

ス、本來輸出品ノ製造ニ対シテハ特ニ千分ノ三ニ減率スルノ相當ナルヲ認ムト雖、外國輸出品ト内地消費品トヲ区別シ税率ヲ異ニスルハ實行困難ナルヲ以テ姑ク千分ノ四ヲ以テ滿足セントス

此ノ提議ニ対シテ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

外國輸出品ノ製造業ヲ保護獎勵セントスルノ趣旨ハ敢テ異議ヲ挿ムノ余地ナシ、然レトモ其ノ保護獎勵ノ方法ハ別ニセラ講スベク、營業稅ノ輕減ニ依リ之ヲ達セントスルハ當ヲ得ス、殊ニ現ニ營業稅ヲ課せラルル製造業中外國輸出品ヲ製造スル者ハ極メテ僅少ニシテ、其ノ大部分ハ内地消費品ヲ製造スル者ナルカ故ニ、製造業ノ營業稅ヲ輕減スルトキヘ外國輸出品ノ製造業ヲ保護獎勵スル効果割合ニ少ク、寧ロ内地消費品ノ製造業ノ負担ヲ不当ニ輕減スル結果トナリ、他ノ營業ト權衡ヲ失スルニ至ル故ニ、製造業ノ負担カ他ノ營業ニ比シ過重ナルノ事實証明セラレサル以上ハ、原案ノ税率千分ノ五半ヲ維持セサルヲ得ス

本問題ハ調査ノ慎重ヲ期シ他ノ問題ト共ニ五名ノ特別委員ノ調査三附託セラレシカ、特別委員ハ一面租稅負担ノ公平ヲ維持シ、一面輸出獎勵ノ趣旨ヲ加味シ、原案ト修正意見トヲ參酌シ税率千分ノ五半ヲ千分ノ五ニ減スルコトニ決シ之ヲ本会ニ報告シタリ

審査会ハ特別委員ノ決議報告ヲ是認シ、製造業ノ課税標準タル資本金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五ニ修正スルコトニ決シタリ

第七項 製造業ノ課税標準タル建物質貸価格ヲ課税標準ヨリ削リ、之ニ代フルニ製糸金數ヲ以テスヘシト發議シタル委員アリ、其ノ理由左ノ如シ

製造業中生糸製造三閥シ建物質貸価格ヲ課税標準ヨリ削リ、之ニ代フルニ製糸金數・紡績錠数・織機台數等ヲ以テスルノ可否

一、生糸製造業ニ対スル營業稅賦課ノ状況ヲ知ラント欲シ、全國各地ノ製糸場二十一箇所ニ就キ其ノ負担スル稅金ヲ調査シ、之ヲ各其ノ製糸金数及製糸相数ニ配当シ一表ヲ作りタルニ、其ノ割合非常ニ区々ニシテ租稅ノ負担甚シク權衡ヲ失スル事実ヲ認メタリ、製糸金一箇ニ対スル課稅額ハ平均三円二十五錢七厘ニシテ、最高十円五六錢・最低一円五十錢ナリ、又製糸高一箱ニ対スル課稅額ハ平均二円二錢六厘ニシテ、最高五円六十六錢・最低七十五錢ナリ

二、右ノ如ク製糸金一箇當リ若ハ製糸高一箱當リノ稅額ニ非常ナル差異ヲ生スル原因ヲ探究シ、建物ノ宏壯ニシテ設備ノ完全ナルモノ割合ニ多額ノ稅金ヲ負担スルノ事実ヲ観見シタリ、是レ建物貨貸価格ヲ課稅標準ト為スノ結果ト謂ハサルヘカラズ、元來製糸業ノ收益ハ建物ノ宏壯ナルト否ト、又設備ノ完全ナルト否トニ因リ差等アルニ非ス、主トシテ製糸生產ノ數量如何ニ因ルモノナリ、是レ遠物貨貸価格ヲ課稅標準ト為スノ不可ナル所以ナリ、若シ建物貨貸価格ヲ課稅標準ト為スコト現行ノ如クナランガ、建物ノ宏壯ニシテ設備ノ完全ナル者ハ重稅ノ負担ニ堪ヘシシテ漸次衰頼シ、其ノ然ラサル者独リ繁榮シ重要輸出品タル生糸ノ品質粗悪トナリ、貿易上ノ地位及信
用ヲ失墜スルニ至ルヘシ

三、故ニ生糸製糸業ニ在リテハ建物貨貸価格ヲ課稅標準ヨリ割リ、之ニ代フルニ製糸業ノ收益ヲ代表スヘキ製糸金ヲ以テスヘシ、製糸金數ニ加フルニ製糸相数ヲ以テスルトキハ一層負担ノ公平ヲ得ヘシト信スト雖、製糸相数ヲ課稅標準ト為ストキハ、生糸ニ生產稅ヲ課稅スルカ如キ形式トナルノ恐アルカ故ニ、今ハ單ニ製糸金數ノミヲ以テ満足セントス、而シテ現行ニ依ル建物貨貸価格ニ対スル稅額ヲ製糸金數ニ割り当ツルトキハ一箇ニ付約二十四錢ニ相当スルヲ以テ、製糸金一箇ニ付約二十錢乃至三十錢ノ稅率ト為ストキハ略予定ノ稅額ヲ得ヘシ

四、或ハ製糸金ヲ課稅標準ト為ストキハ資本金額ト重複ストノ議論ナキニ非スト雖、若シ之ヲ以テ重複ナリトセハ

建物貨貸価格モ資本金額ト重複スト謂ハサルヘカラズ、果シテ然ラヘ現行稅法ハ既ニ同一物件ヲ重複シテ課稅標準ニ計算スルヲ認ムルモノト謂フヘク、製糸金ト資本金額ト重複セリトノ理由ヲ以テ本索ヲ批難スルハ敢テ当ラ
スト謂フヘシ

此ノ提議ニ賛成スル他ノ委員ハ、獨リ製糸業ノミナラス他ノ製糸業ニ於テモ成ルヘク建物貨貸価格ヲ課稅標準ト為スコトヲ認メ、紡績業ニ於テハ紡績舞数、織物業ニ於テハ織機台数ニ依リ課稅シ、已ムヲ得サルモノニ限リテノミ建物
貨貸価格ニ依ルヘシトノ意見ヲ以テ前ノ提議ヲ敷衍シタリ、然レトモ又此等ノ意見ニ反対スル委員ハ曰ク

一、製造業ハ資本金額・建物貨貸価格ヲ課稅標準ト為セリ、故ニ資本ノ過転、從業者ノ使役、其ノ他營業ノ巧拙ニ因リ収益ト稅金トノ割合ニ等差アルコトヲ免レサルノミナラス、現行稅法ハ資本金額ニ社債・借入金ヲ算入セサルト、建物貨貸価格及從業者ニ依ルコト重キニ過キタルトニ因リ負担ノ不權衡ヲ生ス、是レ論者ノ引用セル生糸製造業ニ負担ノ割合区々ナルモノアル所以ノ原因ニシテ、建物貨貸価格ヲ課稅標準ト為シタル結果ニノミ之ヲ帰セントスルハ正鶴ヲ得タルモノニ非ス、營業ノ巧拙ニ因リ負担ニ輕重ノ差ヲ生スルハ法制ノ及フ所ニ非スト雖、課稅標準又ハ稅率ノ關係ニ因リ生スヘキ負担ノ不權衡ヘ之ヲ矯正セサルヘカラズ、故ニ原案ハ資本金額ニ社債・借入金ヲ加算スルト同時ニ、建物貨貸価格及從業者ニ対スル稅率ヲ減シ資本金額ニ対スル稅率ヲ増シ負担ノ公平ヲ計リタリ、是ヲ以テ論者ノ引用セル生糸製造業ニ於ケル負担ノ如キモ幾分緩和セラルニ至ルヘシ

二、營業稅ノ課稅標準ハ營業ノ収益ヲ推定スヘキ各種ノ資料ヲ採用シ、彼此緩和セシメテ課稅ノ不公平ナカラシムルヲ要ス、建物貨貸価格ハ土地ノ繁閑、營業ノ盛衰ヲト知シ、營業ノ収益ヲ推定スヘキ有力ナル資料ニシテ、製造業ノ課稅標準ヨリ建物貨貸価格ヲ削除スヘカラサルハ原案審議ノ際ニ于テ詳論セル所ナリ、若シ論者ノ主張スルカ如ク建物貨貸価格ヲ廃シ之ニ代フルニ製糸金數ヲ以テセンカ、土地ノ繁閑、營業ノ盛衰ヲト知シ、營業ノ收

益ヲ推定スル要件ハ全ク之ヲ欠クニ至ルノミナラス、製糸釜ハ既ニ固定資本トシテ資本金額ニ算入セラルルカ故ニ、更ニ之ヲ課税標準ト為ストキハ製糸釜ハ重複シテ課税標準トシテ計算セラルルノ結果トナルヘシ、資本金額トシテ資本ノ全部ヲ課税標準ト為スニ拘ラズ、資本ノ一部ナル製糸釜ヲ課税標準ト為シテ並立セシムルカ如キハ理論上法制上最モ取ラサル所ナリ

三、課税標準選択ノ趣旨前項述フル所ノ如シ、故ニ同一物件ヲ重複シテ課税標準ニ計算スルトキハ、徒ラニ計算ノ混雜ヲ招クノミナラス課税ノ不公平ヲ倍加スルノ結果ヲ生ス、是レ最モ避ケサルヘカラサル所ナリトス、建物質賃価格ト資本金額ト重複セリト謂フハ全ク其ノ觀察ヲ誤レルモノナリ、若シ建物其ノモノヲ以テ課税標準ト為スモノトセハ資本金額ト重複スルハ勿論ナリ、然レトモ建物質賃価格ハ建物ニ非ス、又建物ノ価格ニ非スシテ建物ノ質賃価格ナリ、而シテ建物ノ質賃価格ハ同一価格ヲ有スル建物ト雖、土地ノ繁閑・地位ノ便否ニ因リ異ルモノナリ、二、建物ノ質賃価格ハ建物ノ価格ト比例スルモノニ非ス、又建物ノ一部ヲ組成スルモノニ非ス、斯ノ如ク建物質賃価格ト資本金額トハ重複スト謂フ能ハサルノミナラス、之ヲ課税標準ト為スノ趣旨及目的ハ各全ク異ルモノナリ、之ニ反シ製糸釜ハ正面ヨリ資本金額ト重複スルノミナラス、之ヲ課税標準ト為スノ趣旨及目的ハ共ニ其ノ資本ノ活動ニ依リ収益ヲ推定スルニ在リテ、全然同ナリト謂ハサルヘカラス

四、理論ハ姑ク之ヲ措キ、製糸釜ノ課税標準ト為スモ製糸釜ノ大小・構造・能力同一ナラサルヲ以テ、必スシモ製糸釜代表スルモノト謂フヘカラス、從テ其ノ税率ヲ製糸相数ニ比例セシムル能ハス、又仮ビ税率ノ製糸相数ニ比例シタリトスルモ、之ニ依リ負担ノ公平ヲ期シタルト謂フヘカラス、何トナレハ製糸ノ価格ハ製糸ノ精粗ニ依リテ等差アリ、製糸ノ相数ハ必スシモ製糸ノ収益ヲ代表スルモノニ非サレハナリ、要スルニ製糸釜数ヲ以テ建物質賃価格ニ代フルハ理論上ノ欠点アルノミナラス、實際ニ於テモ課税ノ公平ヲ期スル能ハサルモノトス

五、製糸業ニ於テ金数ヲ課税標準ト為ストキハ、紡績業ニハ錬数ニ依リ、織物業ニハ機数ニ依ル等各種ノ製造業ニ付一々特別ナル課税標準ヲ設ケサルヘカラサルニ至リ、立法上執行上共ニ非常ノ煩雜ヲ來スノミナラス、之ニ依リ同種ノ製造業者間ニ負担ノ公平ヲ期シ得サルノミナラス、異種ノ製造業者間ニ課税ノ權衡ヲ保タシムルコト更ニ困難ナリトス

本問題ハ採決ニ先手特別委員ノ調査ニ附託セラレシカ、特別委員ハ種々研究ノ結果製糸釜数ヲ課税標準ト為ストキハ却テ課税ノ公平ヲ失スルニ至ルモノト認メ、又他ニ建物質賃価格ニ代フルヘキ適當ノ課税標準ナキモノト認メ、提案者亦其ノ提議ヲ撤回シタルヲ以テ、特別委員ハ其ノ旨ヲ本会ニ報告シタリ

審査会ハ特別委員ノ報告ヲ是認シ、現行ヲ維持スルコトニ決シタリ

特別委員ニ於テ調査シタル生糸製造高ニ対スル稅額ノ割合調、左表ノ如シ

生糸製造高ニ対スル稅額ノ割合調									
生糸製造高 貨	製糸釜數	一釜當 稅額	稅額	建物質賃価格ヲ課 稅標準トスルトキ		金数ヲ課税標準トスルトキ	稅額	製造高十貨目 元	營業者
				二三六 円	二三六 円				
一、六五五 貨	一〇〇	一六 貨	一一	一、四二 円	一一二八 円	一、三七 円	一、三七 円	一、三七 円	埼玉県 某会社
四、八九二	四一八	一一	一七	一、二一 円	五五三	一、一三 円	一、一三 円	一、一三 円	長野県 某会社
六、三六〇	三六七	一一	一四	六五	四〇一	六三	六三	六三	同 同
一、五五七	一五〇	一一	一八	三八三	三五九	二、三〇 九四	二、三〇 九四	二、三〇 九四	茨城県 某会社
三、七〇〇	三〇〇	一二	一六	三二九	三四九	一、一三 九四	一、一三 九四	一、一三 九四	宫城县 某会社
一、七九〇	一三四	一三	一六	一一六	一一六	一、八二 二九二	一、八二 二九二	一、八二 二九二	福島県 某会社

一、九四	一〇八	一、五五七	一、二七	九四	八五	七一	五〇	三三	一、九四	一〇五	一、八四五	一、三三	八三	三三〇	二六九	四一三	一、三四	九九	九九	八九	一、一〇一	五四〇
茨城県	埼玉県	群馬県	福島県	長野県	新潟県	同	同	同	東京都	長野県	茨城県	茨城県	茨城県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	同	某会社
某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社

某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某
茨城県	埼玉県	群馬県	福島県	長野県	新潟県	同	同	同	東京都	長野県	茨城県	茨城県	茨城県	栃木県	同							
某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	某会社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
某会社																						

第八項 鉄道業ノ課税標準タル収入金額ニ対スル税率ヲ千分ノ二十五半三、請負業ノ課税標準タル資本金

額ニ対スル税率ヲ千分ノ五半三改ムルノ可否

委員一人ハ鉄道業及請負業ノ税率ニ閑シ左ノ如キ修正意見ヲ提出シタリ

原案審議ノ際採用シタル税率改正ノ方針ハ、売上金額・資本金額・請負金額・収入金額又ハ報償金額ヲ課税標準タル税率ニ在リテ、従業者・建物賃貸価格ニ対スル税率ヲ減ジ、売上金額・資本金額・収入金額又ハ報償金額ニ対スル税率ヲ増シテ負担ノ均衡ヲ計ラントスルニ在リタリ、然ルニ原案ニ依レハ鉄道業ニ於テ従業者ニ對スル五十銭ノ税率ハ二円三減シタルニ拘ラス、収入金額ニ対スル税率ハ千分ノ二十五ニシテ増率ナシ、是レ税率改正ノ方針ニ反スルモノナルカ故ニ、鉄道業ノ収入金額ニ対スル税率千分ノ二十五ヲ千分ノ二十五半三、請負業ノ請負金額ニ対スル税率千分ノ五ヲ千分ノ五・五ニ修正シ、主義ノ一貫二期スルヲ要ス

此ノ提議ニ對シテハ格別異論ナク、鉄道業ノ收入金額ニ對スル税率ヲ千分ノ五・五ニ改ムルコトニ決シタリ

第九項 仲立業・仲賣業・信託業ノ課税標準タル建物賃貸価格ヲ削除シ、報償金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五

五十ト為スノ可否

物品販売業ニ於ケル課税標準ヨリ建物賃貸価格ヲ削除スヘシト主張シタル委員ハ、仲立業・仲賣業（修正ノ結果問屋業トナリタルモノ）及信託業ニ於テモ亦同様ノ理由ヲ以テ建物賃貸価格ヲ削除シ、報償金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五十ト為スヘシト主張シタリ、重複ヲ避ケ其ノ理由ヲ略記スレハ次ノ如シ

營業税ハ營業ノ収益ニ課税スルモノナルカ故ニ、其ノ課税標準ハ營業ノ結果ニ依ルヲ純理トシ、營業ノ結果ニ依ル能ハサル場合ニ限リ其ノ結果ヲ産出スヘキ原因ニ依ルヘキモノトス、仲立業・仲賣業・信託業ニ於ケル報償金額ハ即チ營業ノ結果ナリ、之ヲ課税標準ト為ス以上ハ其ノ報償金額ヲ産出スヘキ原因タル建物ヲ課税標準ト為スノ必要ナク、唯徒ニ原因ト結果トヲ混用シ課税ノ煩雜ヲ來スニ過キス、物品販売業カ其ノ現行ニ於テ建物賃貸価格ヲ課税標準ト為スノ不可ナルハ既ニ論セル所ナリ、然ルニ今仲立業・仲賣業・信託業ノ課税標準トシテ新ニ建物賃貸価格ヲ採用セントスルカ如キハ非理ノ最モ甚シキモノナリ、故ニ断然之ヲ削除スルヲ可トス、而シテ之ニ依リ生スル報償金額ノ欠陥ヲ補フ為報償金額ニ対スル税率千分ノ四十ヲ千分ノ五十三增加スルヲ可トス

此ノ提議ニ對シテ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

原案審議ノ際論究シタルカ如ク、仲立業・仲賣業・信託業ハ周旋業・代弁業（修正ノ結果代理業トナリタルモノ）ト異リ、其ノ營業ノ隆替・収益ノ多少ハ單ニ營業者ノ信用如何ニミ関スルモノニ非スシテ、營業場所在ノ土地ノ盛衰・地位ノ便否ニ関スルコト大ナルヲ以テ、建物賃貸価格ヲ課税標準ニ加フルヲ可トス、特ニ報償金額ハ常ニ必審査会ハ多數ヲ以テ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

スシモ其ノ精確ヲ期シ難キヲ以テ、之ヲ推定スルニ足ルヘキ建物賃貸価格ヲ課税標準ノ一ト為スハ負担ノ公平ヲ期スル所以ナルヘシ、而シテ課税標準トシテ報償金額ト建物賃貸価格ヲ並用スルノ不可ナキ理由ハ、物品販売業ノ課税標準ヲ論スル場合ニ於テ詳論シタル所ナルヲ以テ復タ之ヲ茲ニ贅セス

「一問屋業」ノ次ニ「一信託業」ヲ加フ

「（附録）

租税整理法律案

」

營業税法中改正法律案

營業税法中左ノ通改正ス

第一条中「一船渠業」「一土木競價業」ヲ削リ、「一労力諸負業」ヲ「一請負業」ニ、「一公ナル周旋業」ヲ「一周旋業」ニ、「一代弁業」ヲ「一代理業」ニ、「一仲賣業」ヲ「一問屋業」ニ改メ、「一印刷業」ノ次ニ「一出版業」ヲ、

「一問屋業」ノ次ニ「一信託業」ヲ加フ

第三条中「資本金額」ヲ「運転資本金額」ニ改ム

第四条中「器物、器械」ヲ「物品」ニ、「穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七条中「印刷業」ノ次ニ「出版業」ヲ加ヘ、「土木競價業、労力諸負業」ヲ「請負業」ニ改ム

第十一条ノ二 营業税ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額百円以上ノ者トス

第十二条 营業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

當業者ヲ除クノ外從業者中十五歳未満ノ者ニ付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス
第十五条中「土木請負業、労力請負業」ヲ「請負業」、〔公ナル周旋業、代井業、仲立業、仲賣業〕ヲ「周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業」ニ改ム

倉庫業		資本金		資本額		千分之二半	
旅人宿業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之八十	
料席業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之五半	
旅人宿業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之四	
寫真業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之八十	
鐵道業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之五半	
鋪販業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之三	
倉庫業	理賃業	建物賃貸金	報酬	建物賃貸金	報酬	千分之二半	

壳上金額		課稅標準		稅率	
甲種米・麥・石油・肥料	小壳八万分之十二	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	丙種前二種ニ属セサル物品	小壳八万分之三十一
乙種白木綿・棉花・紙糸	小壳八万分之四十二	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	丙種前二種ニ属セサル物品	小壳八万分之四十四
金錢貸付業	千分之七十五	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	千分之五	小壳八万分之四十五
保險業	千分之六半	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	千分之六半	小壳八万分之四十六
銀行業	千分之七十五	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	千分之七十五	小壳八万分之四十七
物品版兌業	千分之五	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	千分之五	小壳八万分之四十八
壳上金額	千分之四	從業者ノ内職工勞役者	從業者ノ内職工勞役者	千分之四	小壳八万分之四十九

第十八条 建物賃貸価格ハ貸主方公課、修繕費、保険料、其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ、店舗其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ、但シ同一区域内ニ在ル住居用其ノ他ノ土地建物ニシテ間接ニ營業ニ使用スルモノハ營業用トシテ計算ス

第十九条中但書ヲ削ル
第二十一条中「船渠業」ヲ削リ、「印刷業」ノ次ニ「出版業」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治四十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法中營業税ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

營業税法中改正法律案理由書
非常特別税ノ整理ニ伴ヒ及租税負担ノ衡平ヲ保タシムル為、營業税法中改正ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

「 稟税整理ニ依ル歲入増減明細表 」

第三 营業税	四十年度予算額	整理見込額	整理増減
物販売業	八、四九三、六八四	八、四五八、五〇三	減 三五、一八一 円
銀行業	二、五二七、四〇三	二、四七二、四三九	減 五四、九六四

旅館業	一〇三、四一四	九七、七二七	五、六八七
理人宿	一、四七一、九七九	一、三七九、六七六	九三、三〇三
旋店	四一、八七三	一八、八一五	二三、〇五八
料業	三、六一六、一一九	三、三三〇、七九三	二八五、三二六
業	七四七、九三〇	七三五、九九五	一、九三五
業	八三、四六九	八四、一二二	減 三五、一八一 円
業	二、八〇一	二、八九九	減 五四、九六四
業	四、四八五	四、四五七	
業	一四、六六三	二二、五九八	
業	三五三	三三七	
業	三五、九六七	一	
業	四八八、九一		
業	二六八、七八二		
業	六四、八七八		
業	一三、七四七		
業	六六、二三八		
業	二五八、七三八		
業	四九〇、二三九		
業	八七、六四九		
旅館業	增 增 增 增 増 減 増 減 増 增 増 増 減 増 減 増 減 増 減 増 減 増 減 増 減	三五、九六七 五六七 一三、五二五 九、二二四 二六、二三九 一八、四一四 一八、四一四 二六〇、八三四 四九四、二〇五 一〇五、四六八	六六、二三九 二六〇、八三四 一三、五三九 一八、四一四 二、〇九六 三、九六六 一七、八一九

代 理 業	四 五 、 六 五 六	五 八 、 七 七 六	增 減	一 三 、 一 二 〇
仲 間 業	一 三 五 、 一 四 八	一 六 四 、 九 九 〇	增 減	二 九 、 八 四 二
立 業	五 六 一 、 八 〇 三	六 六 〇 、 〇 五 四	增 減	九 八 、 二 五 一
信 託 業	一 九 、 六 二 六 、 九 二 六	一 九 、 二 八 〇	增 減	一 、 二 八 〇
計	一 九 、 六 二 六 、 九 二 六	一 九 、 二 七 八 、 九 六 五	增 減	一 、 二 八 〇

(平10 本校 1800 平12 東京 163)

23、明治41年1月 戰後經營に伴う徵稅方法の改善

親秘第一号

一月十六日受(◎)

稅務署長

戰後ノ經營ニ伴ヒ稅務官吏ノ當ニ努ムヘキ要義ト方針トニ闕シテハ、既ニ前二回ノ稅務署長會議ニ際シ本屬大臣閣下ノ訓示ヲ伝告スルト同時ニ本官ノ所信ヲ闡陳シタリ、而シテ戰後ニ於ケル計畫ハ之ヲ鞏固ナル財政ニ依頼シ、鞏固ナル財政ハ主トシテ之ヲ確実ナル租稅ノ收入ニ待タルベカラス、此ヲ以テ財務ノ計畫ト稅政ノ整理トハ並ニ目今ニ於ケル官民最緊ノ一要問題ヲ為シ、其解決ヲ事実ノ上ニ求ムルノ任務ハ實ニ繫テ稅務執行者各員ノ双肩ニ在リ、而モ此任務タル事極メテ容易ノ業ニ非スシテ前途寔ニ至難ノ責務タリ、局ニ膺ル者須ク戰後當時ニ於ケル熱誠ト尽瘁トヲ以テ、全幅ノ精力ヲ之ニ傾注セサルヘカラス、本官ハ吏僚各員ノ忠實ナル勤勉ニ期待シ堪能ナル執務ニ倚藉シ、此一大責務ヲ完フシ以テ所期ノ成果ヲ收ムルヲ得ルコトヲ樂ム

今ヤ稅務ニ於ケル時運ニ一大展開ヲ要スルノ秋ニ際リ、旧法ノ整理ト新稅ノ設定トハ均ク政府ノ定案ヲアシ、將ニ近ク議会ノ議ニ付セラレムトシ、早晚亦之ヲ施用當行ヲ期セサルハカラストス、顧ミルニ現時稅務ノ執行ニ就テハ規矩準繩略亦備リ大体ノ收入既ニ定マレリト雖、具サニ之ヲ查察スレハ尚遺漏ヲ收拾シ遁脱ヲ防遏シ、或ハ進テ更張ヲ図リ、或ハ退テ節度ニ就カシメ、以テ網ヲ張リ曰ヲ擧ケ各般徵稅ノ方法ニ革新ヲ加ヘハ、現行法ノ目的範圍ニ於テ當サニ其增收ヲ得ヘキノ數額蓋シ甚ダ妙シト為サス、今斯稅務ノ發展擁揮ヲ為サムトスルニ及テハ、先ツ此等現行ノ執行方法ニ一大改善ヲ企画シ、其刷新ノ機運ニ應スルノ前提ヲ施設シテ、國庫ノ收入ヲ充實堅確ナラシムルヲ最要ノ急務トス、惟フニ變ニ移牒セル本省通牒ノ要旨亦此義ニ外ナラサルナリ、各員宜ク此意ヲ承認シ吏僚相協力シ其歩武ヲ整奔ニシ、以テ之ヲ趣旨ヲ達スルコトニ努力スヘシ、若シ其施行ノ細目ト實行ノ方法トニ至リテハ、時ニ臨テ或ハ更ニ知照ヲ重ネ、若ハ各員ノ議ヲ微スルコトアルヘシト雖、茲ニ新稅法案施行準備ニ闕シ一二ノ順序ヲ示スニ方リ、現下ノ行務ヲ變推シ之ヲ改善發暢ヲ計ルノ方圖トシテ、左ニ二三ノ梗ヲ擧ケ適順スヘキ所以ノ方向ヲ明徴ニス、宜ク例ヲ案シ類ヲ推シテ以テ此訓示ヲ實行スルノ手段方法ヲ鑑画シ、之ヲ設計案ノ成案ヲ定メラ報告シ、別ニ特ニ意見アラハ具ニ開申スルコトヲ要ス

凡ソ事ヲ細ムルニハ動作自ラ秩序アリ、施措自ラ緩急アリ、徒ニ皮想ニ奔リ輕忽ニ流レテ漫リニ苛細誅求ヲ事トシ、些末ノ事態ニ拘泥シ微細ノ事夷ニ固着シテ其大体ヲ逸シ、無用ノ紛擾弊端ヲ滋生スルカ如キヘ、皆之レ本計畫ノ進行ヲ蹉跎セシメ目的ノ遂行ニ阻隔ヲ來スノ所以ナルヲ以テ、此際行務ハ須ク整揚振作ヲ期スヘシト雖、之カ用意ハ極メテ慎密周匝ニシ、凡百ノ處理措弁皆能ク機宜ニ応シ此終局ノ計圖ニ遺算ナキコトヲ期スヘシ

右訓示ス

明治四十一年一月十四日

横浜稅務監督局長 多胡敬三郎印

第一 石油消費税実施準備事項

- 一 石油製造場数及貯蔵場数ハ今日ヨリ予メ之ヲ調査シ置、其商品移転ノ状況慣習ヲ取調べ以テ法案ノ規定ニ对照シ、他日法律施行ノ暁ニ於テ至便ノ方法ニ依リ課税取扱ノ順序ヲ講究シ置クコト
- 二 法律実施ニ際シ、石油製造場及貯蔵場ニ持越シタル原油及石油ノ種類数量ハ、施行当日ニ臨検シテ正確ニ調査スルコト

- 三 予メ準備方法ヲ講究シ置キ、製造者、販売者ノ施行当日ニ持越シタル原油、石油ノ種類数量ヲ帳簿ニ記載セシムルコト、但販売者ニ對シテハ便宜ノ方法ヲ以テ周知セシムルコト

第二 増税施行二対スル準備事項

酒造税

- 一 増税施行前日ニ於ケル各製造場ノ現在酒類ハ、可成実地ニ就キ敏速ニ調査スルコト
- 二 一区分ノ酒類製成中法律施行前後ニ跨ルモノアルトキハ、製成方法ノ如何ニ係ハラス別容器ニ区分セシメ、各別ニ石数ヲ査定シ新旧税率ヲ区分毎ニ適用スルコト

第三 現行税法ノ執行ヲ確実ニシ其取扱ヲ改善スヘキ事項

地租

- 一 無届変換開墾ハ之ヲ踏査スルノ機会少キヨリ、各地到處ニ其事実歟カラサルガ如シ、而シテ其ノ多クノ場合ハ為之脱税ヲ生シ、併セテ地籍縦亂ノ因ヲ為スニ至ルヲ以テ、可及的之カ匡正ヲ計ルノ要アリ、依テ此際町村長若クハ地主総代ニ注意シテ其届出ヲ促シ、尚之ヲ怠ル向ハ相当緊束ヲ加フヘク、又平素土地検査ニ臨ミテハ臨機【 】一部ノ地押ヲ行ヒ、地主ヲシテ警省セシムルコト

- 二 条例第十七条ニ依リ一定年限以前ニ於テ開墾成功、若クハ地目変換ヲ成就シ之カ届出ヲ為スヘキモノ事実ニ於テ妙カラザルベキニ、之ガ届出ヲ為ス向極メテ察々タルハ、法律ヲ有効ニ施行スル所以ニアラサルヲ以テ、此際町村長ニ注意シ事実ニ伴フ届出ヲ為サシムルコト
- 三 地価ノ設定ハ必ずシモ地主ノ届出ヲ待ツテ始メテ之ヲ為スヘキモノニアラザルヲ以テ、直税事務規程第四条ノ如キ場合ニ於テハ遙onde調書ヲ作成シテ之ガ処分ヲ為シ、賦課ノ時期ヲ遙フスルコトナカルベキコト
所得税

- 一 合名合資会社中ニハ往々虚偽ノ損益計算ヲ作為シ巧ニ脱税ヲ圖ル者アリ、殊ニ商業税若ハ所得税ノ輕減ヲ圖ランカ為、内裏個人ノ營業ニシテ表面ニ法人ノ形式ヲ裝フモノニ在リテハ其弊最モ甚シトス、然ルニ屢ニ之カ緻密ノ調査ニ遙アラシシテ、申告ノ計算ヲ其儘是認スルコト稀ナラス、為之益其弊ヲ助長スルノ傾ナキニ非ラズ、此等ニ対シテハ歳ニ其計算ノ内容ヲ查覈シ、尚疑ハシキモノニ在シテハ商業帳簿ト計算書トヲ対査シ、其ノ事実ヲ穿鑿スルヲ緊要トス
- 二 従来第一種所得調査ガ遲滞ニ流レ、其極調査ノ粗笨、決定ノ脱漏ヲ生シ易シト認メラルヲ以テ、損益計算書ヲ提出セサルモノニ対シテハ、会社ニ就キ進ンテ損益ヲ調査シ其所得金額ヲ決定スペク、之カ調査ハ所得税事務規程第二条ニ依拠シ遺漏ナキヲ期スヘシ、此場合ニ於テ仮令其事業年度ニ所得ナキモノト雖トモ、損失ヲ次ノ年度ニ繰越スモノニ在リテハ、之カ為メ其調査ヲ粗略ニ付スルカ如キ弊ナキニ注意スヘキコト
- 三 従来第三種所得調査ガ経費ヲ要スル丈効果多カラザリシモノアルハ、施設方針ノ切実ナラザル所アルニ由ルモノト認メラルヲ以テ、所得税事務規程第十条ニ依拠シ最適切ナル順序方針ヲ定メ之ガ實行ヲ期スベキコト
- 四 従来第三種所得調査ガ市街部ニ粗ニシテ村落部ニ密ニ、又所得基本ノ単純ニシテ現レタルモノニ過キ、所得基

本ノ複雜ニシテ隠レタルモノニ足ラサルノ憾アルハ、殆ント争ヘカラサルノ事実ニシテ、一般ニ於テモ亦其弊ヲ認ムル所ナルカ如シ、此等ハ現今ニ於テハ税務上ノ一欠点ト謂ハサルヲ得ス、次回以降ノ調査ニ際シテハ特ニ此等ノ欠点ニ注意シ、一面ニ於テ苛細ノ誅求ヲ為サルト共ニ、一面ニ於テハ専ラ力ヲ集注シテ欠陥遗漏ヲ余サヘルニ力ムルコト

五 各人所得ノ事項ハ十全ノ資料ヲ蒐集シ尽ヌニ非レハ、其ノ調査ノ基本ヲ多ク所得金額申告書ニ採ルハ免レサル処ナルベシト雖、申告ヲ重スルノ余り所得税務規程ノ改正アルニ拘ラス、所得金額ノ決定ニ就テハ必シモ各人ノ肯諾ヲ求ムルヲ主トシ、申告書訂正主義ヲ遵守スル向アルモ、其結果タル納稅義務者ノ主張又ハ申告ノ巧拙ニ依リ課税上過不及ヲ生ズルノ弊ニ始リ易キヲ以テ、官民ノ意思ヲ交換シ情意ノ疎隔ナカラシムルヲ圖ルハ、兎ニ角一々申告書訂正ニ依ル取扱ノ如キハ断然之ヲ改ムルコトノシ、一屬資料ヲ蒐集ヲ周到ニシ適当ナル所得標準歩合ヲ考定シ、特殊ノ事情ナキ限りハ甲乙ノ別ナク之ヲ適用シテ賦課ノ公平均衡ヲ保持シ、調査委員会ヲシテ税務署ノ調査ニ信頼セシムベキコト

六 所得金額ハ決定當時ノ現況ニ依リ算出スベキモノナルニ、一旦資料蒐集シタルモノハ其資料ニ異動アリテ容易ニ知得シ得ベキモノト雖、之ヲ等閑三付スルノ嫌アルヲ以テ、資料ノ蒐集ハ決定マテ繼續シテ之ヲ為シ所得基本ノ増減ニ注意ズベキコト

七 従来收拾セル資料整理ト利用ト不充分ナルカ為メ、折角蒐集シタル資料モ資料タルノ効果ナキニアルノ憾アル向、往々ニシテ妙カラス、為ニ税額ノ逸脱ヲ生シ調查蒐集ノ勞ヲ没スルカ如キハ極メテ遺憾タルコトノス、依テ署内ニ存在セル資料（所得税務規程第十一條第八号ノ如キモノ）ハ勿論、新ニ蒐集シ及他人税務署ヨリ通報ヲ受ケタル資料ハ、洩ナク各種所得資料簿（資料簿ノ設ケナキモノハ第三種所得調査簿）ニ登載スベク、又

廣々既ニ申告書ニ記載セル所得事項又ハ数量ヲ遺忘脱漏スルカ如キ例ナキニ非ラス、是亦其対照調査ヲ怠ルコトナク、以テ所得基本ノ正確ト脱漏ナキコトヲ期ズベキコト

八 従來商工業ノ所得ニ關シテハ調査透徹セス腹案確実ナラサルノ弊アルガ如シ、素ヨリ營業ノ所得ハ之カ調査ニ困難ナル事情アルヘシト雖モ、平素第一種所得調査ノ際ヲ利用シ同業者ノ利益歩合ヲ查察シ置キ、店舗ノ盛衰、雇人ノ多寡ハ勿論、資本自他ノ區別、取引ノ状態、家族生計ノ情況等ニ考ヘ、其他各種ノ方面ヨリ觀察シテ其真相ヲ察シコトニ注意ズベキコト

九 近年經濟ノ発達ト物価ノ騰貴トニ伴ヒ各人ノ生活費及収支由入ノ金額著ク膨張シ、從テ一ヶ年三百円以上ノ所得アルモノ甚タ增加セリト認メラルハニ拘ハラス、比較的納稅義務者増加ノ程度ニニ伴ハサルノ疑アリ、右ハ相当ノ方法ヲ以テ毎年新ニ納稅資格ヲ有スルモノハ調査決定漏ニ属スルコトナカラシムルニ付、充分注意ヲ怠ラサルコト

十 従来所得調査上所得金額若ハ其税率ノ著シク上下スル場合ニ於テハ、前年ニ比シ当年ノ算出額が適當ナルヤ否ラ精査スベキニ、之方較査ヲ為サズシテ誤謬ノ決定ニ陥リ、若ハ慢ニ斟酌ヲ加ヘテ之ヲ低減スルモノアルカ如シト雖、其算出所得額ニシテ相当ナルニ於テハ、特ニ斟酌スルノ要ナキモノトス

十一 所得金額ノ増加ニ伴ヒ税率ノ累進スベキ限界ニ於テハ、若干ノ差額ニ依リ税率ニ甚シキ増減ヲ生スルヲ以テ、累進税率ノ各段階ニ於ケル間際ニ往々其所得額ヲ隠蔽セムトスルハ、勢ヒ免レサルノ通弊トス、故ニ所得金額ノ調査ニ際シテハ一定ノ金額以上ニ在ルモノニシテ、更ニ上級ノ税率ニ達セサルモノハ特ニ之ヲ抽出シ、此ノ弊ノ有無ニ就キ再査ヲ施スコト

十二 所得調査ニ際シテハ可及的左ノ事項ニ注意シ、其ノ区々ヲ明カニスベキコト

イ 資産ヨリ生スル所得ト資産及勤労ノ共働ヨリ生スル所得トノ区別

ロ 勤労ヨリ生スル所得ト資産及勤労ノ共働ヨリ生スル所得トノ区別

當業税

當業税ノ本年ニ於ケル決定額ハ翌四十一年度ノ収入ニ属シ、同年度歲計欠陥ヲ補足シ其収入ヲ確定ナラシムルニ於テ殊ニ其力ヲ尽スノ要アルヲ以テ、從来ノ取扱ニ対シ殊ニ此際之力調査ニ一新面ヲ施シ、本訓示施設ノ実ヲ擧クルコトニ留意フ要シ、以下ノ各項ノ如キ今回ノ調査上遺憾ナク之実行ヲ期スルヲ要ス

一 従來當業税調査ヲ經費ヲ要スル丈効果ナキニアルノ憾アルハ、調査順序方法ノ切妻ナラサルニ由ルモノト認メ

ラルヽヲ以テ、直稅事務規程第九十五条規定ノ通平素ニ於テ當業ノ消長ヲ來スベキ経済事情ノ変動ニ注意シ、既往ノ事蹟ニ鑑ミ併テ各種ノ統計資料ヲ参照シ、其年ニ於テ如何ナル方面、如何ナル種類ノ當業ニカラ注キ調查スヘキカヲ考ヘ最モ適切ナル順序方針ヲ定メ、必要ニ依リテハ數年ヲ期シテ完成スベク計画ヲ立て、逐次之ヲ実行スベキコト、但シ其ノ決定シタル順序方針ハ記録シテ調査従事者ニ知悉セシメ、且ツ之ヲ申報スルヲ要ス

二 従來納稅義務者ヲ稅務署若ハ町村役場ニ召喚シ課稅標準ノ届出ヲ參サシメ、又ハ課稅標準額ヲ訂正セシメタル向多カリシガ、納稅者ノ性格ニ依リテハ容易ニ誤示ニ慮スルモノアリ、或ハ頑強ニシテ容易ニ慮セサルモノアリテ、其結果當業ノ実況ニ副ハザル課稅標準ヲ是認スルノ常ニ臆易キヲ以テ、其ノ状況ヲ審議シ腹案ヲ確實ニスルハ、兎ニ角金額ヲ折衝決定スルカ如キハ可成之ヲ避け、自今稅法第十七条ニ依ル算定事由ノ範囲ニ於テ算定ノ基礎ヲ確実ニシ、漸次届書訂正主義ヲ排除シ賦課ノ公平均衡ヲ保持スベキコト、但シ算定ノ基礎ヲ確実ニスルカ為メ、一般ニ調査時期ヲ早メ資料ノ蒐集ヲ豊富ニシ、當業税調査資料簿ノ完成ヲ圖ルベキハ勿論ナリ

トス

三 従來ノ調査ガ市街部ニ粗ニシテ村落部ニ密ナルト同時ニ、小當業者ニ過キ大當業者ニ足ラサルガ如キ憾アルヲ以テ、自今大市街地ノ調査ヲ先ニシ比較的大當業者ト認ムル者ニ対シカラ注クベキコト

四 當業組合三届書ノ取纏方ヲ依頼スルハ一面ニ手数ヲ省クノ利アルモ、其ノ反面ニハ調査決定ノ自由ヲ事實上幾分拘束セラルヽノ傾向ヲ生シ易キヲ以テ、自今當業組合ニ対シテハ直稅事務規程第九十八条第一項規定ノ通、調査資料ヲ蒐集シ若ハ意見ヲ聽取スルニ止ムベキコト

五 調査資料ト當業税課稅標準届書トノ对照十分ナラサルガ為メ、折角ノ資料モ資料タルノ効果ナキニアルノ憾ナギ能ハザルヲ以テ、自今署内ニ存在セル資料（直稅事務規程第九十八条第一項第二号ノ書類ノ如キモノ）ハ勿論、蒐集シタル資料ハ洩ナク届書ニ対査シ之ガ利用ニ遺憾ナカルベキコト、但シ資料ノ他署ニ関連セルモノハ之カ照覆ヲ速ニシ且遺漏ナキラ期スルヲ要ス

六 調査ニ從事スル者、店舗其他ノ當業場ノ所在及其當業状況ヲ知悉セズシテ納稅義務者ヲ召喚説示スルカ如キハ、偶々調査ノ根底ナキヲ示シ、其社機産業ノ公表スルニ均ク、却テ脱稅ヲ容易ナラシムル恐アルヲ以テ、自今成ルヘク店舗若ハ當業場ニ就キ當業ノ実況ヲ查察シ、必要ニ応ジ帳簿物件ヲ検査シ、其要件ハ必ラズ調査箇ニ記載シ、且其ノ記載事項ニ依リ課稅標準額ノ當否ヲ判定シ、其ノ見込額ヲ付記スヘキコト、但シ検査ハ大体ヲ達観スルヲ主眼トシ、簡捷ラ主トシ些末ノ計算ニ躊躇シテ無用ノ手數ト時間トヲ費シ、當業ノ妨ケトナラサルコトヲ期スルハ勿論ナリトス

七 課稅標準ノ一タル建物貨販價格ハ稅法施行以來更正シタル箇所アルベシト雖、近來物価騰貴ト共ニ借地借家料ノ騰貴セルニ拘ハラス、依然前年額ニ据置カレタル向多カルベシト認ムルヲ以テ、臨機之ガ訂正ヲ實行スヘキ

- 八 直税事務規程第九十八条第三項ノ資本金額調査標準率及第百条ノ資本金額、建物賃貸価格調査標準率ニシテ適用セザルモノ、若ハ適用スルコト能ハザルモノ頗ル尠カラザルヲ以テ、苟モ算定主義ヲ取ル以士ハ最モ適矣ナル標準率ヲ詮定シ之ガ適用ニ努ムベキコト。
- 九 同一品位同一構造ノ建物ニシテ、其所在地ガ繁華枢要ノ土地ナルト、将夕山間僻遠ノ土地ナルトニ依リ、其時価ニ高低アリテ同一ナラサルハ勿論ナルモ、其間差タルヤ四五分以内ニ止マルヘキニ拘ハラズ、殆ンド賃貸価格ト同額ノ間差ヲ認タル向アリ、此ノ如キハ篤ト実況ヲ精査シ事実ニ適合セシムベキコト。
- 十 営業者中故意ニ從業者ノ員數ヲ虚偽シ、又ハ小売ニ屬スヘキ金額ヲ卸売トシテ脱税ヲ圖ルハ、現時ノ一弊タルヲ免レサルガ如シ、右ハ此際ニ於テ業体又ハ取引ノ状況ニ応シ検査ヲ遂ケ、從業者ノ員數及売上金額ヲ適実ニ訂正セシメ、此弊習ヲ一掃スルニ努ムルコト。
- 十一 売上金額、報償金額、諸負金額ノ年々同一ナルモノ多キハ、果シテ營業ノ実況ニ伴フモノナルヤ否ヤ頗ル疑問ニ属スルヲ以テ、一般經濟事情ノ変動ヨリ觀察シ必要ニ応シ点検ヲ怠ラサルベキコト。
- 十二 本年ニ於ケル調査検査三際シテハ税法改正案ノ規定ヲ參照シ、之カ準備トシテ成ルベク左ノ事項ヲ取調ヘ次年参照ニ資スペキコト。
- (イ) 従業者中年齢十五歳以上ト以下トノ区分
- (ロ) 物品販売業者ノ商品種目別売上金額、但シ米、麥、石油、肥料、羽二重、生糸、綿糸、白木綿、棉花、紙ノ種目ニ於テハ特ニ其ノ必要ヲ見ル
- 以上各号ハ便宜課税標準届書ノ付属トシテ届出シムルモ妨ケナシ
- （四）仲立業、仲買業、信託業者ノ營業用建物
- 相続税
- 一 従来相続税調査遲滞ノ為メ調査粗漏ニ流レ、從テ決定済ニ属スルモノナキヲ保セサルガ故ニ、戸籍吏ノ報告力遅延ニ涉ル向ニ対シテハ懇意交渉シテ其事ナカラシメ、署内ニ存在セル資料ニ依リ納税資格ノ有無ヲ鑑別シ能ハザル場合ハ、出張ノ序ヲ以テ相続財産ノ状況ヲ查察シ、相続税ヲ課スヘキモノナルヤ否ヤヲ判定スベク、而シテ相続税ヲ課スヘキモノト認メタル以上ハ、税法第十二条ノ書類提出前ト雖、財産ノ種類価格等ニ着目シ決定ノ準備ヲ為スベキコト。
- 二 従来相続財産価格ノ調査ガ主任ヲ異ニスルガ為メ区々ニ涉ルノ弊アルガ如シ、素ヨリ相続開始ノ時期ニ依リ地方ヲ異ニスルニ依リ価格ニ差異アルベシト雖、同一財産ニシテ甚シキ懸隔アルノ理由アルヲ認メス、自今財產価格標準率ヲ考定シ、之ヲ腹案トシ適當ニ斟酌応用シ、甲乙間甚シキ懸隔ナキヲ期スベキコト。
- 三 従来相続税調査ニ付落額ノ認定ガ確的ナラズシテ、或ハ巧ニ脱税ヲ図ラレツ、アルヤ否ヤ疑ナキ能ハザルヲ以テ、相続開始ニ近キ年月ニ於ケル債務ノ如キハ債務者ノ生活状態ト債務者トノ関係、担保物件ノ有無等ニ考ヘ、其債務が確實ナルヤ否ヤ、且其債務ノ為メ提供シタル担保物件ノ種類及其实額が如何ニ費消セラレタルヤ否ヤヲ精査スベキコト、但シ隠居ニ依リ開始シタル相続ノ場合ニ於テハ特ニ其ノ必要ヲ見ル
- 四 従来相続税調査ニ際シ、相続開始當時ニ於ケル相続財産ノ状況ノミニ着眼シ、一ヶ年以内ノ状況ヲ等閑ニ付スル傾キアリテ、自然決定済ニ属スルモノナキヲ保シ難キヲ以テ、爾後被相続人所有ノ株券等ヲ調査スル場合ノ如キハ、一ヶ年以内ニ於ケル所有ノ株数ヲモ会社ニ照合シ、調査上遺漏ナキヲ期スベキコト。
- 五 税法第二十三条ノ課税ヲ為スハ頗ル困難ナルベシト雖、三十八年五月廿九日横乙第二二四四号通牒ノ如ク、予

メ言辯吏ニ照会シテ戸籍法第百五十四条第百五十五条ノ届書ヲ受理シタル場合ハ、本家ノ戸主及分家ノ戸主ト
為ルベキモノ、氏名（分家ノ家族ト為ルベキモノアルトキハ其氏名トモ）、住所（住所地以外ニ本籍地ヲ有ス
ルトキハ其本籍地トモ）、并ニ其続柄又ハ廃絶家再興ヲ為ス者ト、其戸主トノ氏名住所続柄等ノ通知ヲ受ケ調
査ノ便ニ供スペキハ勿論、所得調査ノ際土地建物船舶以外ノ財産、特ニ株券ノ贈与ガ多數何人ニ行ハレタルカ、
當業開廃繼續ノ事実、調査ノ際當業商品等ノ贈与カ何人ニ行ハレタルカニ注意シ、其他署員出張ノ序ヲ以テ聞
知シタル事項ヲ記載シタル調査箋ニ依リ隨時対照ヲ為スベキコト

通行税

一小会社又ハ個人ノ交通業ヲ營ムモノニ在リテハ、往々其納稅地ヲ曖昧ニシ又ハ收入稅金ノ払込ヲ等閑ニシ、若
ハ払込計算ノ基礎極メテ正確ヲ得サルモノアルノ疑アリ、此等ハ本支店ノ所在地、船車ノ發着地、稅務署ト交
渉シ又ハ便宜ノ方法ヲ以テ之を計算ノ正否ヲ監査シ、稅金払込ノ督責ヲ怠ラサルヲ注意スルコード、但シ汽船ニ
在リテハ殊ニ此際船舶交通ノ主管廳ニ就キ客船航運ノ開廃休口ヲ調査シテ、稅金払込ノ有無等ヲ照査スヘキコ
ト

間税

一 社会事物ノ發達ニ従ヒ間税ニ對スル脫税ノ手段方法近年著シク巧緻ヲ加エ、容易ニ其裏相ヲ看破シ之ガ手段ヲ
發見スルコト極メテ困難ヲ加フルニ至レリ、此ヲ以テ其取締ノ方法ニ至リテモ之ニ応スルノ新施設ヲ要シ、監
視検索ノ方法更ニ之ニ一着ヲ先ソルコトヲ期セサル可ラス、然ルニ動モスレハ徒ニ旧慣襲踏ニ流レ易ク、其
結果當業者ノ進歩ニ伴ハサルノ憾モアリテ取締ノ効力往々薄弱トナリ、遂ニ能ク其ノ目的ヲ達スルコトヲ得サ
ルノ遺憾之レ無シトセス、故ニ其検査ハ努メテ陳査無用ノ方法ヲ改メ、実効アル取締ノ要点察所ニ着眼シ、日

二 新ナル方法ヲ講シ機敏ニ活動シテ其ノ目的ヲ達スルコトヲ期スルコト

二 間税當業者ノ正否ハ適確ニ之ヲ鑑別シ、正業者ト認ムル者ニ對シテハ取締上ノ検査又ハ調査事項ヲ努メテ省略
シ、無用繁冗ノ手數ト時間ヲ節スルト同時ニ、不正業者ト認ムルモノニ對シテハ、多少當業上ニ不便アリトス
ルモ大ニ其ノ取締ノ励行ニ力ヲ注クコト

三 間税監視ノ要ハ常ニ其注意ノ普通ヲ怠ラサルニ在リ、其ノ一面ヲ視テ他面ヲ怠ル、カ如キコトアルトキハ、屢々
不測ノ脱漏ヲ生シ奸詐ノ輩ラシテ其隙ニ乘セシムルニ至ルベシ、故ニ收稅官吏出張ニ際シテハ主トシテ其巡回
命令ノ任務ヲアセサルヘカラサルハ勿論ナルモ、尚時間ノ余裕ト事ノ要否ヲ察シ隨時一般ノ間税検査又ハ調査
ニ從フベク、又稅務署長ハ予テ此等ノ事項ヲ察シ、其ノ検査又ハ調査ヲ為スヘキ事項ニ付予メ概括ノ命令ヲ為
シ置クヘキコト

四 収稅官吏出張ヲ命セラレタルトキハ前日ニ於テ総て準備ヲ為シ、出張当日ノ出張ヲ遲延スルコトナキヲ期スル
コト

五 間税物件製造場内ノ監視ハ、各重要ナル操作時刻ヲ調査シ置キ、専ラ其ノ時刻ニ臨検シテ適切ノ監視ヲ執行シ、
可成少度数ノ臨検ヲ以テ多大ノ効果ヲ收ムルコトヲ努ムルコト

六 巡回順路、宿泊地、巡回日取、臨檢時刻等、毎回概略例ヲ為スカ如キ弊アル向ナキニ非ラス、此ル検査ノ方法

ハ概々其効果薄弱ナルヲ以テ、收稅官吏ノ巡回ハ出没不測、當業者ラシテ端倪スル能ハサラシムベシ、殊ニ監
視員ニ於テ尤モ切要ノコトハス
酒造用醪ノ臨時調査ハ落泡後ニ於テ專ラ調査スルノ傾向アリ、現行ノ状況ニ於テハ其ノ効果少クシテ形式ニ涉
ルノ嫌ナシトセス、故ニ其ノ時期ニ於ケル調査ヲ省略シ専ラ添中留等仕込後及泡中醪ノ調査ヲ適確ナラシムル

コト

- 八 清酒製成中ノ調査ハ多ク手續後ニ之ヲ為スノ傾向ナルモ、現今ノ状況ニアリテハ殆ンド其ノ効果ナキカ如シ、故ニ専ラ稽掛ノ際又ハ掛石前三周密ナル調査ヲ遂クルコト
- 九 酒類製成中ハ時機ヲ計リ夜間ノ監視ヲ執行シ、場内監視ト相俟ツテ適切ノ取締ヲ為シ、一面港湾、船車、運送業者、運搬人夫、飲食店、其ノ他販売者ノ買入酒類等ニ付キ調査シ、間接ノ監視方法ヲ周到ナラシムルコト
- 十 味醤又ハ焼酎原料用醪又ハ清酒ヲ製造スルモノハ、比較的營業多キヲ認メラル、ニ拘ハラス、其ノ取締ハ完全ナラサルノ嫌アリ、専後一層其ノ取締ヲ励行スルコト
- 十一 烧酎ハ比較的簡易ノ操作ニ依リ製成セラル、モノニシテ、少量ノ脱税ヲ為スハ又容易ナリト認メラル、從来ノ成蹟ニ徴スレハ或ハ其ノ脱税ハ比較的多カルベキノ疑アリ、故ニ原料ニ供シ得ヘキ酒類、廻酒其ノ他ノ物品ハ之カ取締ヲ周密ニシ、製成中ノ監視ハ一層厳正ニ執行スルコト
- 十二 醬油諸味臨時検査ノ現況ハ、概シテ醸醉閉ル後ノモノニ対シ毎次千変一率ニ調査シ、殆ント形式ノ弊ニ流ントスル傾向アリ、從テ其ノ効果ノ認ムヘキモノ多カラス、故ニ専後醸醉閉止ノ後ノ調査ヲ省略シ、諸味ノ盛ニ醸醉ヲ惹起セル際及仕込時期ニ於テハ努メテ其ノ監視ヲ厳正ニ執行スルコト、但必要ニ応シ現在諸味中要否ヲ甄別シテ、其ノ幾分ニ就キ調査ヲ為スハ勿論ノコトハス
- 十三 自家用醤油ノ製造ハ地勢ノ關係ニ依リ多少其ノ状況ヲ異ニスヘキモ、至ル處多數ノ製造者アルヲ以テ之力検査ハ周到ヲ期スヘカラス、從テ無免許製造者ノ有無モ適確ニ認ムルコト至難ナリ、故ニ戸数人口其ノ他一般ノ生活状態及醤油製造者、又ハ販売者等ノ有無ヲ察シ、便宜ノ方法ヲ採テ無免許者ナカラシムルコトヲ講シ、若シ免許者少數ト認メラル、地方ニ対シテハ、隨時出張シテ之カ取締フ行フコト
- 十四 酒造以外、殊ニ器械的及理化学的工業ノ課税物件ニ就テハ、之レカ操作其他ノ製造事情ニ暗ク、検査監視屢繁肯ヲ逸シテ其脱税ニ全ク思念ヲ及サス、偶々之カ疑フ生スルモ確實ノ信念ヲ得ル能ハス、又ハ之カ調査ノ方法ヲ求ムルコト能ハスシテ止ムカ如キノ弊必要ナリトセス、要スルニ平素熟務上ノ注意放漫ナルニ基クモノトス、此等ハ最モ不測ノ弊根ヲ生スルノ虞アリ、殊ニ税務署長ノ指導訓練及收税官吏ノ講究ヲ怠ラシムコト
- 十五 酒精及酒精含有飲料取締ノ適否ハ、酒税ノ收入ニ非常ナル影響ヲ与フルヲ以テ、其ノ免許者ノ取締ハ勿論、本税ノ如キハ最モ無免許製造ノ行ハレ易キヲ以テ、之カ取締ハ極力励行スルコト
- 十六 多量ノ酒精、生葡萄酒、香料、着色剤、麥酒酵母、麥芽、糖蜜、飴汁、若ハ蒸留器械ノ充實運搬ノ如キハ、亦常ニ間税監視ヲ怠ルヘカラサルノ材料トス
- 十七 砂糖税、織物消費税ノ査定ニ就テハ、地理ノ関係及産額ノ多少又ハ取引状態等ヲ精査シ、多少當業者ニ不便アリトスルモ、甚シキ不利ヲ蒙ラシメザル限ハ努メテ集合査定ノ方法ヲ講シ、其ノ余力ヲ以テ有効ナル監視ヲ執行スルコト
- 十八 輸入原料糖ノ検査及精製糖ノ査定ニ就テハ從來注意スル所ナルモ、其ノ製造者中ニハ動モスレハ生産額ノ幾分ハ製造方法ニ適合セサル簡易ノ操作ヲ以テ僅カニ色相ヲ上進セシメ、戻税ノ利益ヲ僨伴セントスルノ虞ナキヲ保セス、故ニ之力取締ニ就テハ専後一層厳密ナル検査監視ヲ執行スルコト
- 十九 数週又ハ數十日ニ亘ル製造原糖ノ使用ヲ承認シ、又ハ第三種以下ノ再製糖ニ付試験ヲモ経ズシテ包装ノ儘査定スルカ如キハ、屢此間ニ不逞ノ奸策ヲ施サシムルノ虞アリ、注意ヲ怠ラサルコト
- 二十 再製糖ニ付スル輸入税、戻税調査ニ付シテハ原料ト製品トノ交換ヲ行ヒ、製造ノ事実ヲ裝ヒ關稅ノ詐取ヲ企ツルコトナキヲ誅リ難シ、注意ヲ怠ラサルベキコト

二十一 織物消費税査定価格ハ各署専区々ナルノ値アルカ如シ、右ハ努メテ主税局長通牒査定価格ノ程度ニ達セシ
メ、各署不權衡ナキヲ期スヘシ

二十二 織物税ノ監視方法トシテ原糸ノ受松ヲ調査スル向アリ、其繁勞極メテ多ク而カモ概未何等ノ効果ヲ認ムル
コト能ハスシテ、此等ハ整経ノ受松ヲ調査スルノ簡ニシテ実際ニ適切ナルニ如カス、本税ノ監視ノ如キモ漸ラ
以テ益々其歩ヲ進ムルコト

二十三 印紙税ノ検査ハ専後一層励行スルコト

二十四 酒精ノ使用承認ヲ得テ製造シタル工業用ニシテ還餾シテ酒精ヲ製造シ不正ノ利益ヲ謀ルノ徒、他局管内ニ
於テハ往々発見セラレタルノ事実アリ、其ノ由因一ハ使用承認検査ノ方法粗漏ナルニ基ク、幸ニ本局管内ニ於
テハ此輩ヲ出サヘルモ、現ニ承認酒精ノ酒量及数量、其ノ酒量製造場査定ノトキニ於ケル酒量及石数ト毎
時鑑定ノ差ナキモノアリ、如此ハ事理ニ照シテ適切ナラス、専後酒税ノ増加スルニ從ヒ不正行為ノ現出ナキヲ
保ス可ラス、故ニ尼斯製造ニ使用スル酒精ニ対シテ承諾ヲ与フルトキハ、屢移牒セル各局間ノ協議、通牒及大
臣訓示ノ方法ニ依リ現品ノ検査ヲ周密ニシ、其ノ製造監視ヲ厳正ニ執行スルハ勿論、製品ノ売買譲渡ニ関スル
事項ハ精細明瞭ニ査察ヲ遂ケ、苟モ不明ノ事項アル場合ハ之ヲ調査スルト同時ニ、専後承認ノ際ハ一層ノ緊束
ヲ加フル等機宜ノ処置ヲ行フコト

徵收

租税ノ收入ハ税務最終ノ機務ニ係リ、各税ノ賦課ニ關スル調査検査等百般ノ要務皆之ヲ完全ナル收入ニ依テ始テ其大
團円ヲ告クルモノニシテ、要スルニ悉ク之カ收入ノ目的ヲ達セントスルニ外ナラサルナリ、故ニ各般ノ調査検査ニ付
テハ多数ノ劳苦ヲ費シ完美ノ成績ヲ挙クルコドヲ得タリトスルモ、若シ收入ノ事務ニ於テ一旦其効果ヲ奏スルコト能

ハサルコトアラベ、積日ノ劳苦ハ一朝水泡ニ属シ遂ニ税務全般ノ成功ヲ喜スルニ至ル、此ヲ以テ苟モ一々調査ヲ經賦
課ヲアシタル金額ニ対シテハ、全力ヲ挙ケテ之カ完全ノ收入ヲ期セサルヘカラストス、而シテ斯ノ事務ノ振作督励ニ
向テハ近ク其注意ヲ喚起シタルコト一再ニ止マラス、今此ニ余蘊ノ言フヘキモノナシト雖モ、要スルニ遁脱ノ防止若
ハ徵税方法ノ改善ト称スルモノ、蓋シ本事務ノ如キハ實ニ其一大眼目タルヘキモノニシテ、現今ノ状態ヨリ推シテ最
モ革新ノ要アリ、改善施設ノ余裕アルモノタルヲ信ス、是レ屢次ノ令達ニ係ラス此ニ敢テ之ヲ再示スルヲ躊躇セサル
ノ所以ナリトス

一 納税ノ担保ハ一朝意外ノ障錨ニ方リ不慮ノ欠陥ヲ招カサルノ保証ニシテ、平時ニアリテハ殆ト其要アルコトナ
シ、從テ往々執務者平常ノ状態ニ慣レ不測ニ応スルノ用意ヲ忽ニシ、其調査ヲ粗漫ニスルノ弊ナキニ非ス、常
ニ留意シテ時ニ臨ミ保謙ノ効ヲ失フカ如キコトナキヲ期スルコト

二 徵收事務ノ成績ヲ舉クルハ、要スルニ其收入ノ歩合ヲ進メ各税每納期ノ定納ヲ期スルヲ主眼トス、從来ノ滞納
事蹟ニ徵スレハ、其原因赤貧ニシテ全ク納税ノ余力ナキニ出ルモノナキニ非スト雖モ、其ノ多クハ怠慢ニ基ク
ヲ多シト、此等ノ輩ニ対シテハ其納税方法ノ利便ヲ諭シ之方進怠用意ヲ注意セバ、大ニ此等ノ弊習ヲ矯ムルコ
ト決シテ不可能ニアラストス、宜ク此等ニ就キ各種ノ方法ヲ案出シテ之カ匡正ニ圖ムルコト

三 納期ニ際シテハ市場、小学校等納税者ノ利便ナル場所ニ市町村吏員ノ出張ヲ促シ、可成多数ノ場所ニ於テ税金
収入ヲ取扱フコトヲ市町村ニ交渉スルコト

四 市町村ノ現金領収扱人員寡キモノニ在リテヘ、此等ノ人員ノ増置ヲ要求シ、納税者ヲシテ税金納付ノ為メ無用
ノ時間ヲ浪費スルカ如キコトナカラシムルコト

五 市町村ノ納税成績良好ナラサルモノハ、往々市町吏員ノ深ク徵收成績ニ重キヲ置カサルニ因ルコトアリ、此等

ハ納期前屢々交渉ヲ遂ケ毎期ノ滞納者ニ対シテハ予テ吏員又ハ使丁ヲ以テ戒告ヲ試マシメ、其ノ甚シキモノハ稅務署三召喚シ又ハ収稅官吏出張ノ途次等ニ於テ直接其戒告ヲ為スコト

六 酒造醸油等ノ稅務署ニ於テ納稅ヲ告知スルモノハ、其製造場驗査際シ注意シ、殊ニ納期切迫ノ際ニ在リテハ之力警戒予告ヲ怠ラサルコト

七 納稅者遠隔ノ地ニ在リ、又ハ他行不在中ノモノ、若ハ所在不明ナルモノハ、地租ノ如キハ、其管理人ノ設置ヲ所在稅務署又ハ町村ヲ經テ戒告シ、其他相当ノ手続ヲ廢除セシムルニ罷ムルコト

八 町村ノ不整理怠慢ニ基キ滞納ノ虞アルモノハ相當説示交渉シ、場合ニ依リ監督官ノ注意ヲ喚起スルコト

九 紳稅人ノ死亡、納稅ノ起因タル營業其他ノ廢止等ハ市町村ニ予メ商議シ、告知書送付ノ際其ノ事實ノ發見ト共ニ申出シメ、敏速ノ處理ヲ期スルコト

十 各字ニ組其他ノ團體アルモノハ、其組内ノ納稅者又ハ團體員ノ納稅ニ付キ相當ノ施設ヲ勧誘スルコト

十一 紳稅人ニ納期一覽表ヲ配付シ、其他納稅期ノ遺忘ニ備ヘ、若ハ之方周知ヲ努ムルニ相當ノ施設ヲナスコト

十二 紳期ニ切迫シテ納稅告知書ヲ發布シ_{市町村ニ此據アル向ヘテ}納稅ノ準備ニ余裕ナカラシメ、又ハ早キニ過キテ之力遺忘ヲ致ス等ノコトナキ様、相當ノ注意ヲナスコト

十三 市町村へ稅務署其他集会祭典等人民群集ノ場所ニハ、必要ニ応シテ納期ノ掲示ヲナシ納稅者ノ注意ヲ喚起スルコト

十四 國稅ヲ付加稅ト共ニ市町村等ニ於テ徵收スルトキヘ、先ツ國稅ヲ徵收シ、然ル後他ノ稅金ヲ納付セシムルコト、及國稅ト付加稅ト同一紙ヲ以テ告知スルカ為、國稅ノ收入ヲ不良ナラシムルノ事績アルモノハ之カ分離方ヲ市町村ニ協議スルコト

ルコト

十五 紳稅告知書ニハ必要ノ注意事項ヲ平易簡明ニ記載スルコト

十六 市町村ニ於テ金庫送納ヲ選択スルコトナキヨウ、予メ之ヲ注意シ置クコト

十七 市町村ニ於テ金庫送納ヲ選択スルモノノアルトキヘ其ノ事由ヲ審尋シ、吏員ノ怠慢ニ対シテハ相當ノ交渉協議ア經置クヘキコト

十八 各市町村收入歩合表ヲ調製シテ市町村ノ成績ヲ監査シ、並ニ其ノ注意ヲ喚起スルコト

十九 滯納報告、督促状、差押、公売者ノ処分ヲ敏速ニシ、就中其滯納金額ノ多額ナルモノニ対シテハ猶予ナク其处分ヲ執行スルコト

二十 稅務署ニ於テ現金ヲ領取スル場合ハ過般ノ通牒ニ基キ、故ナク之ヲ避け又ハ選択ニ亘ルカ如キコトナキニ注意スルコト

二十一 滯納者ニ対シテハ一々其滯納ノ原因理由ヲ尋キ、之ニ対スル適宜ノ方法注意ヲ採リ、将来ヲ警告シ尚其矯正法施設ノ參照トスルコト

二十二 従前ノ滯納矯正委員ノ制度ハ、此際益々之力發達ニ図メ、其ノ實務ヲ完フセシムルヲ計ルコト

二十三 市街地準市街地等ニ於テハ、滯納稅額人異株ニ多數ニ上リ、之ヲ处分ノ時機ヲ選延スルニ従ヒ其弊ヲ長シ、稅金ノ欠損ヲ多カラシム、徵稅ノ改善ヲ圖ルハ此等ノ地ニ於ケル矯正ヲ以テ最先ノ急務トナス、特ニ之カ弊ヲ根底ヨリ除クコトニ力ヲ注クコト緊要トス

二十四 欠損処分ハ最モ慎密ノ注意ヲ要ス、必ス更ニ他ノ吏員ヲシテ実地再調ヲ遂ケシメタル上慎重ノ取扱ニ出スルヲ要ス

横浜税務監督局長^付

税務署長殿

徵稅方法ノ改善ニ關シ、本月十五日付親直第壹号ヲ以テ各稅ニ涉リテ具体的ニ訓示致簡候處、今回主稅局長ヨリ且下
差懸リタル營業稅ノ調査方法及程度等ニ關シ、別紙主秘第十号及十三号ノ如ク内牒有之候条、前頭訓示ノ趣旨ト相俟
テ本稅調查上過不及ナキヲ期セラレ度

右及内牒候也

主秘第十号

密年十二月二十四日主秘第五〇五号ヲ以テ及御内牒候、徵稅方法ノ改善ニ依リ租稅ノ增收ヲ計ルノ件ニ關シ、其ノ執
行方ニ付疑惑相生シ候同モ有之趣ニ候處、右ハ密年五月局長會議ノ際大藏大臣ヨリ

稅法施行ノ要義ハ之ヲ都鄙ニ行ヒテ輕重ナク、之ヲ貴賤ニ施シテ寛嚴ナカラシムルニ在リ

ト訓示セラレ、又

課稅物件ノ調査、犯則脫稅ノ取締、其他徵稅方法ノ改善ニ依リ國庫收入ノ增加ヲ計ルノ余地ナキヤ、若シ有リトセ
ハ其ノ方法及之ニ要スル経費、並之ニ依リ生ズル增收見込如何

ト諮詢セラレタル趣旨ニ基キ、四十一年度以降ノ財政計劃トシテ提案セラレタルノモノニ有之、要スルニ現行稅法ノ
施行ヲ圖到ニシ、租稅賦課ノ公平ヲ期スルト同時ニ租稅收入ノ増加ヲ計ルノ趣旨ニ有之候間、御了知相成度、本件ハ
実ハ租稅整理法律ノ施行ト同時ニ實行スルヲ以テ機宜ヲ得タルモノト存候ヘ共、租稅整理法律ハ施行ノ準備、其ノ他

ノ關係ニ依リ四十二年度ヨリ施行ノコトニ相成居候ニ付、之ヲ待ツトキハ四十一年度ニ於テ予期ノ收入ヲ舉クル能ハ
ス、特ニ營業稅ノ如キハ四十一年度開始前ナル今日ヨリ其ノ方針ヲ以テ進行スルニ非ラサレハ、四十一年度ノ歲入ト
シテ國庫ニ收入スル能ハサル事情有之、故ニ其ノ趣旨ヲ以テ鑑ニ御内牒ニ及ヒタル次第二有之候、尚本件ニ關スル全
般ノ實行方法ニ付テハ、他日御会同ヲ得テ御協議可被ト存候得共、差懸リタル營業稅ノ調査方法及ヒ其ノ程度ニ關
シ、今般東京、京都、大阪ノ三局長（京都ハ局長代理官）御齊合ノ上別紙ノ通協議相成、本官ニ於テモ之ニ同意致候
間、貴局ニ於テモ此ノ趣旨ニ依リ御熟行相成候様致度、尤モ其ノ執行急激ニ失シ物議ヲ惹起シムルカ如キ事無之様、
御注意可相成ハ勿論ノ儀ニ有之、又別紙協議事項第一ノ收入增加歩合ノ如キハ、都市ヲ多ク管轄スル局ト然ラサル局
トニ依リ多少ノ斟酌ヲ要スル事ト存候、此段及内牒候也

明治四十一年一月十三日

大藏省主稅局長 桜井鉄太郎

横浜税務監督局長 多胡敬三郎殿

營業稅調查ニ關スル協議事項

一、營業稅四十一年度予算（二千百八十五万円）ハ、四十年度予算（千九百六十二万円）ニ対シ二百三十三万円、即
チ一割一分三厘增加ノ予定ナルヲ以テ、凡ソ此ノ目的ヲ達シ得ラル、如ク調査ヲ進行スルコト

二、主トシテ市街地ニ於テ精密ナル調査ヲ為シ、郡村ニ於テハ不確徧ラ矯正シ、併セテ從來調査ノ不充分ナリト認ム
ルモノニ対シテ精査ヲ行フコト

前項ノ調査ハ帳簿検査其ノ他適実ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコト
三、課稅標準ノ調査ハ市街地ニ在テハ既ニ大体ノ調査結了シタルヘキヲ以テ、此際全体ニ涉リ再査スルコトハ容易ノ

業ニアラサルヘシ、故ニ税務署管内大營業者ヨリ始メ、順次成シ得ル限り小營業者ニ及ボシ再査ヲ行フコト、但シ帳簿等ニヨリ比較的精確ナル調査ヲ經タルモノニ付テハ再査ヲ要セサルモノトス
四、物品販賣業中改正法案ニ於テ税率ノ低下スル種目ニ付テハ、其ノ売上金額ハ精査ノ上正当ナル賃額ヲ求メ置ケバキハ勿論ナルモ、前半ニ対シテ甚シキ増額ヲ求メタルモノニ付テハ、實際ノ決定額ハ改正法案ノ税率ニ依ル負担ト概不同額マデニ売上金額ヲ斟酌スルコトアルベシ

五、売上金額ハ特ニ業務ノ拡張ニ依ラス、單ニ調査ノ結果劇増シタルモノニ付テハ多少ノ斟酌ヲ為スコト

六、建物賃貸価格ハ借地借家ノ分ハ比較的調査額相当ナルヘキモ、自己所有ノ分ハ借地借家ノモノニ比シ尙少引上ケノ余地アルヘキヲ以テ、特ニ精査スルコト

七、質屋以外ノ金錢貸付業ハ局署ニ依リ課税区々ニ涉ル事實アルモ、當然課税スヘキモノハ減レナク課税スルコト

八、課税標準届出額ヲ不相当ト認メタルモノニ対シ、強テ申告書ノ訂正ヲ為サシムル取扱ヲ為シアル局署アルヤニ聞及ヘリ、此等ハ成ルヘク調査額ニヨリ算定スルノ取扱ヲナスコト

主秘第一三号

徵稅方法ノ改善ニ依ル當業稅ノ調査方法及其ノ程度ニ關シ主秘第十号ヲ以テ及内牒候処、添付ノ協議事項第一ノ稅額增加歩合ハ單ニ予算面上ノ対照ニ過ギス、此ノ外ニ例年ニ於ケル予算ニ実収トノ差額（百万円内外）ノ增收ヲ得サル

ヘカラサル儀ニ有之候間、為念此段及内牒候也

明治四十一年一月十四日

大蔵省主税局長 桜井鉄太郎

横浜税務監督局長 多胡敬三郎殿

24、「明治41年1月」明治41年分營業稅調査に関する訓示

四十一、〔宮城県管内税務署長会同ノ席上訓示ノ要〕

一、本省ニ於テ徵稅法ノ改善ニ依ル増徵計画ヲ立てラレタルコト、及東京外二局長カ右施行上ニ付協議ヲ遂ケ、主税局ニ於テ其方針ヲ認メラレタルコトハ茲ニ通達シタリ、本局ハ三局長ノ協議ニ依ル増加割合（一割七分八厘）ノ如キ多額ナル増加ハ望ムヘカラサルモ、兎ニ角増徵方針ヲ以テ進行セサルヘカラス、就テハ茲ニ内訓セシ事項其他不充分ト認ムル点ハ調査ヲ周密ニシ、殊ニ仙台市ノ如キハ勿論其他ノ市街地（署所在地外ハ一層）ニ在リテヘ、出来得ル限り精密ノ調査ヲ遂ケ田滿ナル成績ヲ收ムルコト

二、帳簿調査ヲ為ス場合ニ於テハ、必シモ一ヶ年全部ニ涉ラサルモ、營業者ヲシテ取引ノ最多キ又ハ少キ数ヶ月ヲ選ハシメ、其計算ヲ以テ全体ヲ概算スル等勞ヲ少クシテ大体ノ計数ヲ得ルコトニ努ムルコト

一、管内各市町ニ於ケル三十八年以降ノ比較表ハ漸ク印刷出来、今回配付シタリ、公平ニ各署間ノ權衡ヲ勘案シ、不充分ノ点ニ付テハ特ニ精査ヲ遂クルコト

一、當業稅課稅標準ノ申告不当ナルモノハ司成本人ヲシテ訂正セシムルヲ可トスト雖トモ、資料ノ充分ナルモノニシテ一応注意ヲ加フルモ應セサルモノニ対シテハ、強テ訂正セシムルコトヲ要セス決定通知ノ手続ヲ為スコト

25、明治41年1月 営業税調査額内示方注意

訓乙第一〇号

税務署長

営業税課税標準ノ調査額ヲ内示シ、之ニ依リ納稅義務者ヨリ申告書ヲ徵セラレタキ面、町村長ニ対シテ照会スルノ方法ヲ採リ居ル向有之哉ニ聞及候處、右ハ最モ少數ノ営業者ヲ有シ、又ハ交通不便ノ町村等ニシテ止ムヲ得ス此方法ヲ採ラサルヘカラサルモノハ格別ナルモ、調査額ヲ示スコトハ弊害ヲ生スルノ虞アルノミナラズ、今回ノ如キ客年十二月二十八日訓乙第六三三号ヲ以て調査ノ方法ハ之ヲ示シアルモ、增收ノ程度ニ至リテハ更ニ多少ノ昇進ヲ要スル場合アルヤモ難計ニ付、此場合ニ於テ更ニ精査ノ上調査額ヲ引上ケントスル三際シ、鑑三調査額ヲ示シ簡キタル分ニ付テハ、重ネテ之ヲ変更スルカ如キハ取扱上不穩當ニ付、調査額ヲ示シテ申告書ヲ徵セシムルカ如キハ、将来ニ於テモ格別ナル事由アルモノヲ除クノ外ハ之ヲ避ケサルヘカラズ、殊ニ今回ハ前述ノ如キ事情ノ存スルアリ、良好ノ結果ヲ収ムル上ニ於テ不利ナル右ノ取扱三出シルコトハ、尚更之ヲ避ケルコトニ注意スヘシ

明治四十一年一月十七日

東京税務監督局長

(昭56)

東京
2112

26、明治41年4月 営業税調査法改善に関する指示

直乙第一二一號

明治四十一年四月廿七日

長野税務監督局長 飯塚忠成

福島税務署長 佐藤正雄

調査方法改善ニ關スル意見ノ件

去ル三月十八日經秘第二四号現行税法ノ施行上、課税物件ノ調査、犯則脱税ノ取締、其他徵稅方法ノ改善ニ依リ增收ヲ計ル件ニ關スル諮問事項ニ對シ審議ヲ重ネテ報告セラレ、其意見ハ夫々特長ヲ有シ大ニ各署ノ事務取扱上參照ニ資ベキモノアリ、而シテ其法令ノ改正ヲ待タザルベカラザルモノハ暫ク措キ、所得税、相続税及営業税ニ就キ其重ナルモノヲ別紙ニ記載シ參照ニ供シ候条、各所管内ノ事情ニ鑑ミ其長ヲ採リ、以テ調査方法ノ改善ヲ計ルコトニ努メラルベシ

追テ、之ヲ施行スルニ当リ取扱手続ニ抵触スルモノハ稟議ノ上施行セラルベシ

(営業税及相続税ノ分、別紙ハ不日送付ス)

(平15 関信 636)

(明治四十一年四月廿七日直乙第一二一號別紙其二)

營業税

納稅義務者ヲシテ正確ニ課稅標準額ヲ申告セシムルノ方法

「、正確ナル申告ヲ期セントセバ、固ト是レ納稅者ノ公徳心ニ待タザルベカラズ、元來我國ノ教化ハ古來ヨリ武士道ヲ以テ立チ、苟モ怯懦破廉恥ノ行為アルトキハ之ヲ指弾セラルヘノ風、牢トシテ抜クベカラザルモノアルヲ以テ、

兵役ノ義務ハ進ンデ之レヲ尽サントスルノ公徳心アルモ、納稅ノ義務ハ之ト異リ一ニ利ヲ以テ立チ、殊ニ商工業家ノ如キハ遺習ノ然ラシムル所、逋稅即チ私利ノ存スル所ハ之ヲ敢行シテ恥チザルノミナラズ、他人モ亦タ之ヲ見テ怪マズ、斯カル世態ノ中ニ在テ正確ナル申告ヲ求ムルハ頗ル難事ニシテ之レヲ矯正セントセバ勢ヒ納稅ハ國家維持ノ一大義務タルコトヲ深ク胸裡ニ染染セシムルコトヲ要シ、而シテ其手段トシテハ國民教育ノ力ニ待タザルベカラズ、然レトモ斯ノ如キハ短日月ノ間ニ其効果ヲ望ムベカラズ、故ニ現下ノ策トシテハ売上金額、收入金額、報償金額ハ月別ニ内訳申告セシムルヲ可ト認ム、其故ハ營業者ノ狀態ニ考フレバ其申告ハ多クハ帳簿ノ結果ニ依ラズシテ、单ニ前年ノ申告高ニ比較シテ漫然其高ヲ定ムルヲ常トスルノ弊アルヲ以テ、若シ月別ト為サバ少クトモ帳簿ノ記載額ニ一瞥ヲ拵ハザルベカラズ、然ルトキハ其ノ高ノ正確ニ近クノミナラズ、帳簿検査ニ際シ其正否ヲ見ルモ、織カニ一月若クハ數月ヲ検査セバ判明シ得ルノ便アルヲ以テナリ、若シ夫レ同業組合等ヲシテ各其高ヲ評定申告セシムル如キノ便ハ、即チ便ナリト雖トモ私利的同盟ノ弊ニ陥リ易ク、動モスレバ調査権ヲ駁觸スルノ階梯タルベキヲ以テ、之レニ与ミスルヲ得ズ

一、由來本稅ハ經濟界ノ盛衰ニ伴ヒ消長スルモノナルヨリ、一面各種ノ材料ヲ蒐集スルト共ニ一面常ニ實地ヲ視察シ、必要ニ応シテハ臨檢スルコト、シ進テ警戒ヲ与ヘ、以テ到底正確ノ申告ヲ為スニアラサレハ通過セサルモノナリトノ觀念ヲ起サシメ、其良風ヲ養成セハ適宜ノ申告ヲ得ルニ庶幾シト信ス、尤モ為メニ人員ト経費ノ増加ヲ要スルハ必然ノ結果トシテ免レサルヘシ

二、納稅義務者ヲシテ正確ニ課稅標準額ヲ申告セシメント欲セバ、納稅者四ツガ不正確ナル申告ノ甚ダ自己ニ不利益ナル結果ヲ呈スルモノナルヲ直覺セシムルノ外ナカルベシ、蓋シ現今ニ於ケル各營業者ハ正確ナル申告ノ誠ニ自己ニ不利益ナルヲ感シ、競フテ稅金ノ逋脱ヲ圖ルノ情態ニ流レツ、アルモノ、如シ、想フニ是ガ原因ハ從來課稅標準

額ニ對スル調査ハ、其ノ決定時期ニ於ケル僅少ノ日月間ヲ限りニ蒐集シタル資料ト、少數營業者ノ帳簿検閱上ヨリ得タル実績トニ徵シ類推決定シ、一旦決定ノ後ハ翌年ノ課稅額ヲ調査スルニ至ルマテ更ニ検査ヲナサブルガ故ニ、偶々資料ヲ網羅セラレ又ハ正実ナル帳簿ヲ設備シテ檢閲セラレタルモノハ、為メニ比較的多額ノ納稅義務ヲ負ヒ、是ニ反シ帳簿ノ設備ナキヲ主張シ又ハ資料ノ蒐集ニ洩レタルモノ、若クハ頑強ニ訂正ニ応ゼザルモノ、如キハ、其实力是ト同等又ハ以上ナルモ却テ少額ノ稅金ヲ納付シ、體テ逋脱ノ実ヲ檢査セラレズ脱稅金ノ追徵ヲ受ケズ、彼は課稅上ノ權衡ヲ失スルモノナキニアラサルヲ以テ、結局各自不正実ナル申告ヲナシ納稅義務ノ輕キヲ圖ルノ弊ヲ生ジタルガ如シ、是ガ弊ヲ矯正スルニハ調査ヲ厳密ニシ、法第十七条及第三十四条ノ規定ニヨリ逋脱者ニ對スル取締ヲ励行スルト共ニ、一面現行稅法中例ヘバ売上金額ノ課稅率ガ各種目同一ナル如キ、其他革新スヘキ条項ハ可成速カニ改正シ、課稅上不平ナカラシムルヲ期シ、漸次納稅者ヲシテ不正実ノ申告ノ不利益ナルコトヲ感セシムルノ方法ヲ採ルハ、最モ機宜ニ適シタルモノト考フ

四、虚欺ノ申告ニヨリ万ノ通稅ヲ圖ルハ、左ノ四者ニ多シトス

(一) 帳簿ノ完備ナキニヨリ万ノ通稅ヲ圖ルハ、推定額ニ對シ七乘又ハ八乗ケ等ヲ申告額トスルモノ

(二) 檢査ニ對スル帳簿ヲ特ニ作成シ、虚欺ノ記載ヲ參シ脱稅ヲ圖ル者

(三) 資本ヲ標準ニシテ運転資本ノ月末平均計算方法不明ニ基ク者

(四) 利益歩合少キ種目ヲ販売スル者

(イ) 小売ノ利益少クシテ金額ノ多大ニ上ルモノヲ卸売ト看做ス者
(ロ) 肥料、米穀、綿糸、綿花、酒等ノ利益少キ種目ヲ販売スルニヨリ、殊更ニ少額ノ申告ヲ為ス者

右ニ対スル矯正策

一、付テハ、帳簿ノ設備ヲ督励シ記帳ノ方法ヲ説導指示スルニ在リ

二、付テハ、税法处罚ノ条項ニヨリ裁判所ニ告発シ懲戒スルト共ニ、他ノ不正業者ニ対シ戒飭スルニ在リ

三、付テハ、本省例示ノ計算方法ヲ公示シ一定スルニ在リ

四、付テハ、税法ノ改正ニヨリ税率ヲ輕減スルニ在リ

其他一般ニ於テモ正確ノ実績ヲ申告スルモノ先ツ殆ント之レナキノ寒況ナレバ、前記手段ヲ執ルト共ニ常ニ帳簿検査ヲ励行シ、詐偽ノ申告ヲ為スモ到底効果ナキヲ自覺セシムルノ外途ナカルベシ

課税標準額ヲ適実ニ調査スルノ方法

一、(イ) 税法第三十二条ヲ励行スルコト

(ロ) 帳簿検査ヲ励行スルコト

(甲) 帳簿検査ヲ準備トシ、又其虚偽ノ作成ヲ予防スル為メ臨時帳簿ヲ点検スルコト

(乙) 従来ノ実験ニ依レバ卸売者ノ如キ販売先ノ數箇處ニ跨ル場合ニ、往々關係帳簿ヲ区分調製シテ其一部分ヲ提供スルモノアリ（本年モ亦如斯キモノニ、三ニ止マラズ、而カモ悉ク発見調査セルモ毎年帳簿検査セバ営業者ノ奸手段モ益々巧妙ナルニ至ラン）、是等調査上ノ参考トシテ管内二入込ム商人ノ住所氏名等ヲ調査シテ各署通報シ合フ事

(ハ) 銀行ノ荷為替、割引等ヲ調査スルコト

(イ) 販売者ノ売先氏名及其売捌高、並納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムルモノニ金錢又ハ物品ヲ支払ヒ、若クハ直接営業ニ關スル金品ノ取扱ヲ為ス者ニ対シ、其金額、数量、価額、支払又ハ取扱期日ニ付調査スルコト

二、帳簿検査ニノミ重キヲ體クトキ、売上、資本、其他多額ナル一部又ハ全々記帳セシテ事實ヲ不明ナラシメ、甚シキニ至リテハ事實ヲ装ヒタル別途ノ帳簿ヲ作製シ、巧ニ脱税ヲ圖ルモノナシトセサルヲ以テ、是等ノ者ハ勿論、

其他不相当ト認ムル場合ニアリテハ、補助人ノ意見及其他蒐集シタル取引上ノ資料等ニ依リ調査ヲ遂ケ、大体ニ於テ心証ヲ得ルトキハ、法第廿六条ノ規定ニ基キ其課税標準額ヲ推算決定スルトキハ適実ヲ得ルニ至ルベシ

三、(イ) 直接調査トシテハ、申告時機ニ迫リ調査ヲナス如キヲ採ラズ、平常各営業者ノ寒地ヲ調査スルコト

(ロ) 間接調査トシテハ、各商工業地ノ商権区域内人口戸数、並ニ一人当り一戸当リノ消費、生産高等ヲ調査シ、

区域内営業者ノ販売高總計ト比較シ、又各区域間トノ比較調査ヲ為シ、各区域ニ適否ヲ考證スルコト

四、本税ノ調査ハ毎年一回確定期ニ至リ調査シ來リタルモ、已往ノ寒曆ニ徴スレバ帳簿上整理或ハ故意ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルト認ムル営業者ニ対シテハ、適宜ノ方法ヲ以テ課税標準額ヲ定ムルノ外ナキヲ以テ、少クトモ年二回ノ調査ヲ為スコトノシ、其ノ第一回ハ七、八月ノ頃ニ於テ^{至六月半}年分ヲ調査シ、而シテ帳簿ノ設ケナク又ハ不正ノ記帳ヲ為シタルモノニ就テハ相当注意ヲ与ヘ、尚臨時検査ヲ執行シ脱税ノ余地ヲ与ヘザルコトニ注意シ、七月以降ノ分ハ確定期ニ於テ調査スルコトノセハ、適実ナル課税標準額ヲ調査シ得ルコトノ思料ス

前項調査シタル事蹟及其他參照トナルベキ事実ハ總子調査台帳ニ記入スルハ勿論ナリトス

税務署長

今般税務執行ノ方針及官吏服務ノ心得三關シ大藏大臣ヨリ訓示相成候處、尚右三關シ左記ノ事項特ニ注意スヘキ旨主税局長ヨリ内牒有之候案、能ク其意ヲ体シ部下一同ニ対シテモ趣旨徹底候様諭告ヲ加へ、執行上万一ノ遺憾ナキヲ期スヘシ

明治四十一年十月十日

仙台税務監督局長印

主秘第一七五号

今般税務執行ノ方針及官吏服務ノ心得三關シ大藏大臣ヨリ訓示相成候處、右三就テハ特ニ左記ノ事項ニ御注意相成度候

一、營業税及所得税調査ノ方針ハ主トシテ市街地ニ於テ精密ナル調査ヲ為シ、郡村ニ於テハ不權衡ヲ矯正シ、併セテ從來調査ノ不充分ナリト認ムルモノニ対シテ精査ヲ行フコトニシ、市街地ト郡村トニ依リ調査ノ程度ヲ異ニシタルハ、市街地ニ課税物件ノ遗漏多キ事實ヲ認メタルニ因ルモノ有之、此ノ方針ヲ誤ルトキハ市街地ト郡村トノ間ニ於ケル負担ノ不公平ハ其ノ矯正ヲ得サル儀ト存候間、各局執行ノ方針一途ニ相出テ候様致度候

一、事實ヲ根拠トセス漫ニ税金額ヲ予断シテ之ヲ配賦スルカ如キハ、地方ニ対シテモ個人ニ対シテモ断シテ之レ有ルヘカラサル儀ニ有之、若シ斯ノ如キ事實有之ニ於テハ、徒ラニ苛酷ノ負担ヲ強ヒ賦課ノ公平ヲ失スルニ至ル事ト存候間、深ク御注意相成度候

一、營業税施行ノ実蹟ニ鑑ミ所得税ノ施行ニ際シテハ通脱ヲ擧タルヲ主トシ、所得標準率ヲ高メテ增收ヲ圖ルカ如キコト無之様、特ニ御注意致誠タル次第ニ有之、右ハ所得原因ノ前年ト異ルナキニ拘ヘラス、所得金額ニ急激ノ増加

ヲ來タシ、納稅義務者ヲシテ疑惑ヲ起サシムルカ如キハ可成之ヲ避クルノ要アリト認メタルニ因ルモノニ有之候間、急激ニ失セス漸ラ以テ其ノ目的ヲ達セラレ候様致度候

一、多數納稅義務者ニ對シ悉ク精確ナル調査ヲ遂クルハ難事トスル所ト存候得共、所得金額算出ノ基礎曖昧ニシテ人ノ質問ニ對シ明確ナル説明ヲ与フル能ハス、決定通知ノ後之ヲ訂正セサルヘカラサルカ如キ情態ニ在ラシムルベ、其ノ調査ノ粗漏杜撰ナルヲ表曰スルモノニシテ、税務ノ信用ニ関スルコト甚少カラスト存候間、御注意相成度、殊ニ税務署間ニ通报スル所得事項ノ如キハ、其ノ算出ノ基礎ヲ最モ明確ナラシムルノ必要アルモノト存候

一、所得金額其ノ他ノ課税標準ハ一定ノ標準歩合ヲ設ケテ算出スルヲ以テ普通ノ取扱例ト致候處、納稅義務者ノ申告又ハ答弁ニ依リ課税標準ノ明確ニシテ信頼スルニ足ルヘシト認ムルモノニ付テハ、標準歩合ヲ適用スルヲ要セス、千篇一律ハ却テ公平ヲ期スル所以ニ無之ト存候、殊ニ納稅義務者ノ申告額ト税務署ノ見込額トノ差極メテ少許ニシテ、殆ント税金額ニ影響ヲ及ボサブル程ノモノニ対シ強テ標準歩合ヲ適用スルカ如キハ、徒ラニ感情ヲ害スルニ止マリ実益ナキモノト存候

一、正業者ト不正業者トヲ區別シ取扱ノ寛厳ヲ斟酌スヘキハ、直税タルト間税タルトヲ間ハサル儀ニ有之、若シ不正業者ニ対スル態度ヲ以テ正業者ニ臨ムトキハ、徒ラニ繁細ニ流レ苛察ノ難ヲ免レサルニ至ルヘクト存候間、此ノ間ノ機宜ヲ失ハサル様致度候

以上ハ単ニ思付ノ事例ヲ掲ケタルニ過キス、其ノ他ハ類推セラレテ大臣訓示ノ趣旨ノ能ク徹底實行セラレ候様、御施為相成度、尚右三關シ御施為相成候事項ハ御申報相成度、此段命令及内牒候也

明治四十一年十月七日

仙台税務監督局長 楠正篤殿

大藏省主税局長 桜井鉄太郎

28、明治41年11月 所得税・營業税等の異議申立期間

所得税及營業税等ノ異議申立期間計算方ノ件

四一年一一月二〇日 丸龜局照会

所得税營業税ノ異議申立ニシテ書類ヲ郵便三付スルモノハ、特ニ郵便遞送ノ日数三付除外例ナキ限りハ、書類到達ノ日ヲ以テ計算スヘキモノト被存候處、書類到達ノ日ヲ以テ計算スルトキハ、場所ノ遠近ニ依リ異議申立ノ猶予期間ヲ異ニスルノ結果ヲ生シ少シク妥当ヲ欠クノ感有之、就チハ遞送日数ヲ期間中ニ計算セス、即チ書類發送ノ日ヲ以テスルモノトゼハ、独り所得税營業税ノ異議申立ニ止マラス、一般ニ提出期限ノ定メアル申告願届ノ如キモ、尚未遞送時間ノ証明シ得ラル、モノハ、其ノ發送日ヲ以テ期間ヲ計算スルノ端ヲ開キ、却テ煩雜ヲ來スノ虞ナシトセス、故ニ右ハ前掲解釈ノ如ク特ニ郵便遞送日数ニ閑スル規定ナキ限りハ、書類到達ノ日ヲ以テ計算スル方可然ト認メ候得共、權利上ニ關係ヲ有スル儀ニ付一應御意見承知致度

四一年一一月一七日 往第一五三四〇号回答

十一月二十日付直第一四〇七号御照会ノ件ハ、異議申立期間内三郵便遞送ノ日数ヲ算入セサル方穩當ト存候

(平12 名古屋 993)

29、明治41年12月 直税主任會議に於ける勝局長の演達

直税主任會議三於ケル勝局長ノ演達 (41·12·5 武雄税務署印)

管内各税務署直税主任ヲ召集シ、其ノ會議ヲ開キタルハ去ル三十六年ニシテ、其ノ間年ヲ経ルコト夷ニ五年ナリ、為メニ各署間直税事務ニ於テ或ハ連絡ヲ失ヒ、或ハ事務ノ取扱区々ニ涉リ、大局ヲ收拾スルニ於テ頗ル不便ヲ感シタリ、本官起任以来常ニ以テ遺憾ト為シ、諸君ヲ召集シテ親シク意見ヲ聞キ、且ツヘ諸君相互ニ所懐ヲ披瀝シテ自他ニ益スル所アラシメ、茲ニ管内ノ直税ヲ掌テ一身同体ノ如カラシメムコトヲ望ムヤ切ナリシモ、日常ノ事務ニ適カレ桂華令日ニ及ベリ、固ヨリ今日ハ決シテ閑散ノ秋ニアラス、地押調査ニ土地検査ニ營業税調査ニ地方經濟ノ調査ニ、直税ノ全員ヲ挙テ日モ亦足ラサルノ感アリト雖モ、而カモ此ノ重要ナル調査事業ノ進行ニ伴ヒ本会議ノ必要ヲ感スルコト一屬甚シク、茲ニ万般ノ事情ヲ排シ強テ諸君ヲシテ其ノ責重ノ時間ヲ割カシメ、本会議ヲ開ク事トナレリ、諸君夫レ踪セヨ

本官ハ鐵三税務署長會議ニ於テ税務全般ニ涉リ演達スルトコロアリタルト同時ニ、其ノ印刷物ヲモ配付シタルヲ以テ、諸君ハ署長ニ就テ親シク伝達ヲ受タルヘシト信スレハ、今再ヒ賛セサルヘキモ、今回ノ會議ニ當リ諸君ノ念頭ニ深キ注意ヲ刻ミ吾カムト欲スルハ税務ノ趨勢力一大転換ヲ為シタル事、是レナリ、即チ從来ノ税務ニアリテハ間税ヲ以テ主班ト為シ直税ヲ次位ニ置ケリ、然レトモ直税ノ課税物件ハ多クノ場合ニ於テ表現的ナラスシテ、之ヲ具体的ニ調査スルハ頗ル困難ノ事ニ属シ、為メニ處ニ依リ人ニ依リ往々衝突失セルノ感ナキニアラス、例へハ東京ノ如キ大阪ノ如キ大都會ハ勿論、苟モ市制ヲ布ケルカ如キ人口稠密ノ地ニアリテハ營業税所得税等ノ調査頗ル容易ナリ、此ヲ以テ從来ニ課税物件ヲ調査スルコト能ハサルニ比シ、普通田舎ト称スル地方ハ之ニ比スレハ調査頗ル容易ナリ、此ヲ以テ從来

ノ課税ハ都會ノ住民ニ輕ク田舎ノ住民ニ重カリシノミナラス、又一方ニハ都鄙相通シテ正當ニ由已ノ課税標準ヲ届出ツルモノハ、常ニ不正者流ノ隠蔽セル課税標準ニ比シ、実態ノ小ナルニ拘ハラス却テ税額ノ負担重キカ如キ奇怪ナル現象ヲ生シ、当局者ヲシテ苦慮セシムル事年^{アリ}アリ、然ルニ近時民間ニ於テモ此ノ弊害ヲ看取シ稅務執行ノ完全ヲ欲スルノ声漸ク高カラムト欲ス、如此時代ノ要求ト且シ必要トハ遂ニ直稅事務ヲ監視スルノ氣運ヲ生シ、政府當局ハ内國稅徵收費ノ増加ヲ断行シ定員ノ増加ヲモ見ルニ至レリ、固ヨリ之レ主トシテ直稅事務ノ改善ヲ主眼トスルモノニシテ、諸君ハ常ニ此ノ消息ノ内容ヲ悟テシ、自カラ内ニ期スルトコロナカルヘカラス、而シテ改善ハ一面ニ於テ調査ノ周到ヲ意味シ、從來ノ欠漏ヲ補フコトナルヲ以テ、個人ニ取り稅額ヲ増加スル事アルヘキモ之レ自然ノ結果ナリ、目的ハ単ニ改善其ノモノニ存ス、改善ノ目的ヲ達スルカ為メニハ仮令稅額ヲ減スルモ敢テ意ストルトコロニアラス、二三新聞紙ハ往々誤伝シテ曰ハク、戰後ノ要求ニ依リ政府ハ多分ノ稅額ヲ予算シ之ヲ割充シト、之レ無根ノ事實ナリ、若シ夫レ諸君ニシテ必スシモ稅額ノ増加ヲ以テ改善ノ目的ヲ達シタルモノト速断スルカ如キ事アラハ、之レ稅務行政ヲシテ、否改善ノ美名ヲ衒フテ民ヲ賊フモノタルヘシ、本年所得稅ノ調査成績ニ微スレハ諸君ノ行動固ヨリ遺憾ナシト雖モ、今回ノ營業稅調查ニ当リテモ倍々改善ノ方針ヲ以テ進行スルヲ要ス。

顧ミレハ諸君ノ責任ハ實ニ重大ナリ、直稅改善ノ重荷ヲ担フト同時ニ、増員ノ結果トシテ少ナキハ三四名多キハ二十名ノ部員ヲ主導スル事トナリ、從前ノ諸君ハ今日ノ諸君ニアラバ、部下ノ統御其ノ宣キニ称ヒ結ムチ一団トナリ、而カモ個人的ノ關係ニ於テモ私ニ相闘クカ如キ弊ナキヲ期セサルヘカラス、其ノ統御ノ途ニ至シテヘ固ヨリ茲ニ概貌シ難キモ、要ハ諸君力部下ノ信服ヲ得テ、或ハ兄ノ如ク或ハ師ノ如ク尊慕交々厚カルヘキモ主張トルニアリ、而カシテ諸君力真ノ尊慕ヲ受ケムトセハ、事務ノ習練ヲ必要トスルハ勿論ナルモ、外ニ於テ殊ニ必要トスルハ人格ノ修養ト學術ノ研究ニアリ、當局ニ於テハ幸ニ財務研究会ナル團体ヲ設ケ各員相互ノ德育教育上ニ至大ノ教化ヲ受クル事トナリ、

リ、近時着々成績ノ良好ナルモノアルヲ見ルハ本官ノ最モ快トスルトコロニシテ、曩日來一般檢閱トシテ各署ニ出張シ親シク各員ノ狀態ヲ察スルニ、學術研究ノ如キハ從來ノ夫レニ比シ頗ル向上ノ氣運ニアルコトヲ發見セリ、即チ支部會ヲ毎月開キ研究ヲ試ムルノ外、各自著書講義錄等ニ就キ學理ノ研究ニ余念ナク、從テ諸君ト雖モ此ノ人物ヲ向上スルニ大要求ヲ充実スルニ於テ遺憾ナカラムモ、諸君ノ責任ハ各員ニ比シテ一層重大ナルヲ思ヒ一層ノ注意ヲ拵ヒ、以テ稅務改善ノ使命ヲ全クセサルヘカラス
終ニ茲ムテ付言ス、本會議ハ四日ノ予定ナルモ或ハ五日ニ涉ルヤモ図リ難シ、諸君ノアラユル意見ヲ述フルニ於テ、或ハ日子ノ足ラサルヲ憂フ、然レトモ諸君力滿腔ノ熱心ヲ以テ腹藏ナク意見ヲ陳述スルニ疑ムルトヨロアラハ、優ニ本会ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナカルヘシ、本會議カ其ノ目的ヲ達スルハ諸君ノ意見ヲシテ交換シ、且シ研究セシムルニアリ、諸君ハ平常ノ所懷ヲ大小トナク披瀝シテ審議ニ及ヒ、以テ相互ニ利スルトコロアルヘシ

(昭59 福岡 64)

30、明治42年2月 直稅事務の調査事例編纂の件

内訓第二号

直稅事務中所得稅・營業稅及相統稅ノ調査事務ハ、直接ト間接トフ問ハス各方面ヨリ種々ノ調査資料ヲ蒐集シ、之ヲ参照トシテ各納稅者ノ課稅標準ノ実額ヲ查覈シ、以テ正当的確ノモノタラシムルハ頗ル至難トスル所ナリ、現時調査ノ実況ヲ觀察スルニ、納稅者中課稅標準ノ実額ヲ申告スル者ハ甚タ希少ニシテ、多クハ其ノ実額ヨリ多少ノ削減歩引

武雄稅務署長

ヲ為サヅルハナク、甚シキハ実額ノ半ニモ達セサルモノアリ、又實際納稅義務ヲ有スル者ニシテ申告ヲ為サヅルモノ少シトセズ、稅務官吏実地ニ臨ミ調査セムトスレハ、或ハ口實ヲ設ケテ帳簿ノ提出ヲ拒ミ、或ハ帳簿ノ記載ヲ偽り、或ハ眞実ノ帳簿ヲ隠シテ故意ニ作成シタルモノヲ提出シ、或ハ帳簿ヲ隠匿シテ全ク調製セスト許リ、課稅標準調査ノ資料トナルモノハ隠蔽シ得ル限り之ヲ隠蔽シ、而シテ課稅ヲ免レ得ル限り之ヲ免レムトス、殊ニ注意ヲ要スルハ彼ノ不正奸誑ノ徒カ或ハ酒食ヲ鑑心シ或ハ利ヲ餌ハシ、稅務官吏ヲ誘惑シテ課稅ノ逋脱ヲ計ラムトスルコト、是レナリ、斯クノ如ク納稅者中不正行為ヲ逞フスル者アリト雖モ、此等習ラ矯正セムトシテ若シ調査厳密ニ過クルコトアラムカ、以テ苛察ノ徵稅ト為シ、一般納稅者ノ不平反抗ヲ惹起スルノ虞ナシトセス、之ニ反シ納稅者ノ非難攻撃ヲ慮リテ調査寛大ニ失スルロトアラムカ、課稅ノ逋脱ヲ統出シテ正当ノ納稅ヲ為ス者ナキニ至リ、稅務ノ成績ヲ挙ケルコト得子期ス可カラス、是ヲ以テ漸次調査方法ヲ改善シテ、嚴ニ失セヌ寛ニ流レス周到精密ニ調査ヲ施行シ、課稅ニ逋脱ナク且ツ均衡ヲ得セシメ、而シテ納稅者ヘ其ノ負担ヲ自認シテ不平怨嗟ノ声ヲ聞カス、円満ニ稅務ノ効績ヲ挙ケムトセハ、實際調査ニ從事スル者ノ機敏ナル活動ト熟練セル手腕ヲ俟タサルヲ得ス

過般稅務監督局及稅務署官制ヲ改正シ、局署ノ定員ハ大ニ増加セラレタリ、而シテ其ノ増加シタル新任者ニシテ直稅事務中所得稅・營業稅及相続稅ノ調査ニ從事スル者少カラス、此新任者ヲシテ上述ノ如キ困難ナル調査事務ニ從事セシメ、能ク其ノ任務ヲ全フシ調査ノ効果ヲ收ヌシムルニハ、新任者ヲシテ速ニ調査事務ニ習熟セシムルノ方法ヲ講スルハ刻下ノ急務トス、然レトモ調査事務ハ机上ニ於テ練習スヘキモノニアラス、調査ノ経験アル者ト新任者トヲ同行セシメ、実地ニ就キ見習ハシムルハ固ヨリ最良ノ方法ナリト雖モ既往ノ事例ニヨリテ之ヲ習得セシムルハ頗ル有益ノコトナルヲ以テ、直稅事務ニ熟達セル局署員カ既往ニ於テ實際遭遇シタル調査事例ヲ蒐集編纂スルコトヲ計画シタリ、而シテ頃日漸ク其ノ編纂ヲ終了セシラ以テ、各稅務署ニ備付ケ直稅事務從事者ニ貸与シ閲覽研究セシムルコトト

セリ、是レ一面ニ於テハ新任者ヲシテ実地ニ就キ練習ヲ積マシムルト同時ニ、机上ノ研究ニ依リ調査事務ヲ習得セシムルノ捷徑ト為ス可ク、又一面ニ於テハ既ニ経験ヲ有スル者モ之ヲ閲覽シテ相互知識ヲ交換スルノ手段ト為ス可ク、直稅事務ニ從事スル者ニ在リテハ裨益スル所渺ラザルベシト信ス

將來當局ニ於テハ本書ヲ追加編纂シ漸次此調査事例ヲ完成シ、益々局署員相互ノ研究ニ資スヘキ見込ナルニ依リ、直稅調査事務ニ從事スル者ニシテ若シ他ノ参考トナルヘキ事例ニ遭遇セルコトアラハ、事ノ大小ヲ問ヘス一々其ノ事実ヲ詳記シテ稅務署長ニ報告シ、稅務署長ハ又直ニ當局ニ報告スヘシ

明治四十二年二月二十三日
長崎稅務監督局長 勝 正憲

(昭59 福岡 64)

31、明治42年6月 営業稅課稅標準額算定表

四十二年營業稅課稅標準額算定表

署名	總人員	届出ニ依り決定シタル人員	届出ヲ不相當シタル人員	届出ヲ不相當シタル人員	届出テサルベシト信スノニ對シ算定期	算定期
幸橋	九、九一七	四、九三三	三、七四七	一、一二三七	三月十五日ヨリ 三月廿九日ニ至ル	
四谷	四、九一〇	三、五四一	一、〇六一	三〇七	三月二十九日	
仲田橋	九、四四七	七、九三一	九一四	六〇一	三月十日	
永代橋	一〇、六六八	八、二〇七	一、六九六	七六五	三月二十日ヨリ 三月廿三日ニ至ル	

金管 計	山梨 県 計	猿谷 茅 石 甲 子 原 倉	北木 大茂 東銘 佐佐 更多	千葉 県 計	檍村 崎津 葛原 金原	大野 津喜 子原	佐 和 倉
九、 六六八	六、 〇五五 六二七 八九九 五六四 八八一 九八〇	二、 一〇五 一一四 一八七 一八四 三一〇 五六九 三七八	一、 五、 二、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	北木 大茂 東銘 佐佐 更多	千葉 縣 計	北木 大茂 東銘 佐佐 更多	千葉 縣 計
七二六、 二四四	五、 四二〇 六一五 七二六 三〇二 八七六 九五八 九五三	一、 九、 四八〇 一五一 一五六 三六四 三九〇 九三六 六二五 二五〇	九、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	大野 津喜 子原	大野 津喜 子原	大野 津喜 子原	大野 津喜 子原
一五、 四九七	三二七 二 七〇 九六 一九 四九	一、 三九、 四五 二六四 三二一 六九 四〇〇 五五七 四六九 五七六 一〇八九	三、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	佐 和 倉	佐 和 倉	佐 和 倉	佐 和 倉
六、 九二七	四〇九	一、 一〇三 一〇三 一〇三 三月九日 三月九日 三月十日	二九九 二七七 一七七 一大四 三六三 一七四 三〇 一〇七 一一 二月二十七日 二月二十八日 二月二十七日 二月二十六日	三月十五日 三月二十七日 三月二十七日 三月二十五日 三月二十日 三月二十日 三月二十一日 三月二十一日	—	—	—

松千 戸業	埼玉 県 計	杉岩 戸棚	熊本 谷莊	大宮 官山	松川 越山	浦和 和	東京 府計	八王 子梅	青梅 戸住	龟戸 橋	千板 橋	淀川 橋	品川 橋	
一四、 八三〇	一四、 八七三	一、 一一二 一、 八三〇	一、 一三三 一、 九二〇	一、 九二八 一、 九二〇	二、 九三九 七九〇	二、 八一七	五八、 七二五	二、 一〇六二 一、 〇七六	一、 一〇六八 一、 八五二	一、 一〇四四 一、 七九八	一、 一〇三三 一、 七九〇	一、 三八〇 一、 七三七	一、 三八〇 一、 七三七	
一、 七九三	一、 五二七	一、 九三一 一、 九三一	一、 二二〇 一、 二三〇	一、 三四六 一、 三四六	二、 七八〇 一、 八三〇	二、 八〇七	四四、 八一七	二、 九九〇 一、 七七四	一、 一〇三三 一、 七九八	一、 一〇三三 一、 七九〇	一、 八三 一、 八三	一〇、 八六五 一〇、 五三一	一〇、 八六五 一〇、 五三一	
一、 一九四	一、 一九四	一、 八二一 一、 一三〇	一、 二九一 一、 二九一	一、 二七九 一、 二七九	二、 八三 二、 八三	三五〇 七	九、 五〇四	二、 二〇七 二、 二〇七	一、 一六八 一、 一六八	一、 四八 一、 四八	一、 二五 一、 二五	一、 四四九 一、 四四九	一、 四四九 一、 四四九	
一、 一〇	一、 一〇	一、 五二五 一、 六〇	一、 一九一 一、 一九一	一、 七五 一、 七五	三六、 三六、 一五 三六、 三六、 一五	三三 三 三 三 三	四、 四〇四	二、 二月二十八日 二、 二月二十八日	二、 二月二十九日 二、 二月二十九日	二、 二月二十八日 二、 二月二十八日	二、 二月二十九日 二、 二月二十九日	一、 〇六六 三九 二月二十七日 三月二十一日 三月二十一日	一、 〇六六 三九 二月二十七日 三月二十一日 三月二十一日	
三月十日	三月十五日	二月二十八日	三月三十日	三月三十日	三月三十日	三月三十日	三月三十日	二月二十八日	二月二十九日	二月二十九日	二月二十九日	二月二十九日	三月二十二日 三月二十二日	三月二十二日 三月二十二日

朕、帝国議会ノ協賛ヲ經タル営業税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十三年四月五日

内閣總理大臣兼
大蔵大臣 侯爵 桂太郎

法律第四十五号(官報四月六日)

営業税法中左ノ通改正ス

第一条中「船渠業」「土木請負業」ヲ削リ、「労力請負業」ヲ「請負業」ニ、「公ナル周旋業」ヲ「周旋業」ニ、「代弁業」ヲ「代理業」ニ、「仲買業」ヲ「問屋業」ニ改メ、「印刷業」ノ次ニ「出版業」ヲ、「問屋業」ノ次ニ「信託業」ヲ加フ

第三条中「資本金額」ヲ「運転資本金額」ニ改ム

第四条中「器物、器械」ヲ「物品」ニ、「染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七条中「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加ヘ、「土木請負業、労力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ、「印刷業」ノ次ニ「出版業」出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ営業税ヲ課セバ

第十一条ノ二 営業税ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額百円以上ノ者トス

第十二条 営業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名		課税標準		税率
業種	業態	建物	上金	
物品販売業	売上業	建物	売上金	卸売八万分ノ三十六千分ノ九十九十
物品貸付業	貸本業	建物	貸本金	千分ノ五
金銭貸付業	貸本業	建物	貸本金	千分ノ九十九十
物品貸付業	貸本業	建物	貸本金	千分ノ六半
金銭貸付業	貸本業	建物	貸本金	千分ノ三・七
製版業	写真業	建物	貸本金	千分ノ九十九十
印刷業	造業	建物	貸本金	千分ノ二
印刷業	刷業	建物	貸本金	千分ノ二
印刷業	寫真業	建物	貸本金	千分ノ二
印刷業	業者ノ内職工勞役者	建物	貸本金	千分ノ二
鐵道業	倉庫業	建物	貸本金	千分ノ五
鐵道業	從業者額	建物	貸本金	千分ノ四十五
鐵道業	從業者額	建物	貸本金	千分ノ二十五
鐵道業	從業者額	建物	貸本金	千分ノ二

請負業	請負業者	千分ノ五
從業者	一人每ニ	金一円
席貸業	建物貸貸価格	千分ノ百三十五
料理店業	從業者	一人毎ニ
旅人宿業	建物貸価格	千分ノ九十九
周旋業	從業者	一人毎ニ
代理人業	報償金額	千分ノ三十五
仲立業	從業者	一人毎ニ
問屋業	報償金額	千分ノ三十七半
託業	從業者	一人毎ニ
業業	報償金額	金二円

営業者ヲ除クノ外、從業者中十五歳未滿ノ者三付テハ前項税率ノ二分ノ一トス

第十五条中「土木諸負業、労力諸負業」ヲ「諸負業」、「公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲賣業」ヲ「周旋業、

代理業、仲立業、問屋業、信託業」ニ改ム

第二十一条中「船渠業」ヲ削リ、「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加フ

第二十八条ノ二中「各稅務監督局」ヲ「各稅務署」、「商業會議所代表者及」ヲ「五名乃至七名トシ」ニ改メ「審

査委員ノ定数及」ヲ削ル

附則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中當業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

(送令金書)

33、明治43年12月 営業稅に関する帳簿物件調査の件

○営業稅法第三十三条ノ取扱方ニ關スル件

大阪稅務監督局照会

明治四十三年十二月十七日

収稅官吏カ営業稅法第三十三条ノ規定ニ依リ営業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ、又ハ尋問スルコトヲ得ル時期ニ關シ左記甲乙二説アリ、当局ハ甲説ニ依リ取扱居候ヘ共、乙説モ亦一理ナキニ非スト被存候条、一応貴見承知致度

甲説 収稅官吏ハ営業稅法第三十三条ニ依リ何時ニテモ営業ニ關スル帳簿ヲ検査シ、又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得

(理由) 法律カ收稅官吏ニ営業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ、又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得ル權能ヲ付与シタル所以ノモノハ、一二課稅ノ公平ヲ維持セント欲シタルニ外ナラズ、且ソ法律ハ收稅官吏カ此權能ニ依リテ行動スル時期ヲ特定セサルヲ以テ、苟モ收稅官吏ニシテ課稅上ノ公平ヲ維持スル為、又ハ賦稅逋稅ノ處アリ之ヲ予防スル為ナル等ノ場合ニ於テハ、隨時其ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得ヘク、必ス営業者カ稅法第十三条ニ依リ其ノ営業ニ關スル申告ヲ為スヘキ時期以後ニ限ラルノ理由ナシ

乙説 収稅官吏ハ営業者カ営業稅法第十三条ニ依リ其ノ営業名及課稅標準ヲ申告スヘキ時期以後ニ非サレハ、其ノ営業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得ス

(理由) 収稅官吏カ営業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ営業者ニ尋問スルコトヲ得ルハ、営業者カ其ノ営業ニ關

スル申告ヲ為サス、又申告ヲ為スモ其ノ申告ヲ不当ト認メタル場合ナラサルヘカラス、而シテ法律ハ營業者ニ毎年一月中ニ其ノ營業ニ關スル申告ヲ為スヘキコトヲ命セルニ依リ、其ノ時期以後ニ至ラサレハ本条ノ適用ナキモノトス

若然ラサルトキハ營業者カ申告ヲ為スヤ否、又申告ハ正当ナルヤ否判明セサルニ、之ニ先タチ不當ニ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ尋問スルコトナリ、營業者ニ迷惑ヲ感センシメ延ニ經濟界ヲ撓乱スル結果ヲ生スルニ至ルヘシ、是豈法ノ精神ナランヤ

主税局回答往第一三七四九号 明治四十三年十二月二十一日

本月十七日付甲第一七六二号御照会ニ係ル營業稅法第二十三條取扱方ニ關スル件ハ貴見ノ通、但可成營業ノ妨害トナラサル時期ヲ選ムヘキハ當然ノ義ト被存候。

(昭60 高松 39)

34、明治43年12月 営業稅調查に付通牒

(明治43年12月21日下田稅務署印) 稅務署長殿

名古屋稅務監督局長 (43・12・19 名古屋稅務監督局印)

親直第五九七号

營業稅調查ハ左記各項ノ趣旨ヲ體シ適切ナル計画ノ下ニ達メラルヘシ
右及通牒候也

一 従来ノ調査方針ハ間接調査即チ資料蒐集ヲ主トシ、實地調査(検査ヲモ含ム、以下同シ)ハ却テ從タルカ如キ關係タラサルカラ思ハシムルモノアリ、如此ハ遺漏ナク資料力蒐集セラル、ニ於テ始テ其ノ効果ヲ認ムヘキモノタルモ、資料蒐集ノ最モ必要ヲ認ムル都市ニ於テ却テ実行困難ノ傾アルニ付、此調査方針ハ到底勞多クシテ効果之ニ伴ハサルコトヲ断セサルヲ得ス、就テハ之ノ關係ヲ顛倒シ間接調査即チ資料蒐集ヲ第二段トシ、各個人ニ対スル実地調査ヲ主トスルノ方針ニ出ツルコト

二 前項ノ如ク資料調査ヲ從トン、主トシテ實地調査ヲ以テ課稅標準ノ実額ヲ定ムルノ方針ノ下ニ於テハ、時ニ不正業者ノ術中ニ陥リ却テ之ヲ利セシムルノ機会多カラントス、万一如此不正業者ヲシテ乗セシムルアルニ於テハ、一般公徳心ノ滅退ヲ助長スルノ一大因由タルニ付、事前ニ於テ一般從事者ノ調査上ノ技能ヲ啓發昂上セシメテ、判別寛嚴其宜キニ適セシムルアルハ勿論、仍未調査官吏ヲ選抜シテ予メ各業三通シ点ニ模範的調査ヲ為サシメ、他方事情ニ精通セルモノノ意見ヲ徵シテ参考シ、以テ各同業者ノ順位ヲ付シ之ニ模範調査ノ実額ヲ記入シ、之ノ既知数ヲ以テ模範調査ヲ為サル他同業者ノ課稅標準ヲ類推シテ一定ノ見込額ヲ付シ置キ、他日調査官吏ノ調査実績復命ノ適否調査ノ参照ニ資スルコト

三 課稅ノ実績力都鄙ニ依リ慄重ノ差アリ、又企業組織ノ大小ニ依リ寛嚴ノ別アルカ如キナカラシムルヘ、年々ノ調査ニ於テ深ク注意ヲ喚起シタル處ナルニ拘ヘラス、未タ全ク其弊ナシトセス、就テハ來ルヘキ調査ニ於テハ都市ニ周密ニシ、就中大營業者ニ主カヲ傾注スルノ方針ニ由テ銳意ノ遺憾ヲ一洗シ、他方小營業者ニ対シ苛察ニ涉ラサルコトヲ期スルコト

四 従来ノ蒐集資料ハ主トシテ課稅標準額推定ノ具ニ供セラレタルモ、實地ヲ主トスル調査方針ノ下ニ於テハ資料蒐集ノ範囲ヲ各人設備帳簿ノ組織ヲ判別シ、其ノ真偽ヲ察察シ得ル程度ニ止メ、之ノ目的ヲ達スル点ニ於テ利用上

遺憾ナキヲ期スルコト

五 商工組合若ハ其ノ他ノ組織団体ニシテ、納税者ト税務署トノ中間ニ介在動作スルアルカ如キ向キニアリテハ、不知不識之レカ提言ニ信頼シ税務署ノ調査周到緻密ヲ欠クノ遺憾アルヲ認ム、此ノ如キハ最モ戒シメサルヘカラス、就テハ可成如此中間機関ノ介在ヲ否定スルノ方針ニ出テ、万止ヲ得サル場合アリトスルモ、調査ノ煩ヲ之ニ嫁ジ又ハ其提言ニ拘束セラル、カ如キ事ナキヲ期スルコト

六 課税標準ノ申告ヲ不相当トシ算定処分ヲ為ス場合三於テハ、予メ其ノ算定根基ヲ明観ニシテ万遍算ナキヲ期スルヘク、苟モ事実ノ根基ヲ欠クシテ予断フ為シ、他日審査請求ニ際シ重テ根基調査ヲ繰返スカ如キ要ナキヲ期スルコト

七 既往課税ノ実績ニシテ強テ類推シテ税法第一条ノ營業名ニ属セシメ、若ハ課税標準ヲ組織セララサルヘキモノヲ混入課税シタル向全然之ナキヲ保セス、如此ハ因襲ノ久シキ自他共ニ怪シマサル所ナルヘキモ、又以テ整理改善ノ一題目タルヘキニ付、如此現象ノ有無ヲ調査シ漸次之力整理ヲ講スルコト

(平12 名古屋 413)

35、明治43年12月 営業税法施行規則の改正

朕、営業税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣兼
大蔵大臣 侯爵 桂太郎

明治四十三年十二月二十六日

勅令第四百五十一号（官報十二月二十七日）

営業税法施行規則中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ規定ニ依リ共通ノ課税標準ヲ計算シタル営業ヲ廢シタルトキハ、其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ前項但書ノ規定ニ準シ其ノ課税標準ヲ他ノ営業ニ計算スベシ

第五条中「保険責任準備金」ヲ「保険責任準備金及保険支払準備金」ニ改ム

第六条ノ一及第七条ノ一中「出資金額及」ヲ「出資金額」ニ、「資産金額」ヲ「資産金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超過スル金額」ニ改ム

第八条ノ二 会社タルト個人タルト問ハス、金錢貸付業又ハ物品貸付業ノ課税標準ト為スヘキ運転資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル貸付及貸付クヘキ金額、又ハ貸付及貸付クヘキ物品ノ見積価格トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第二十条 削除

- 333 -

第十八条中「税務署長ヲ經由シテ税務監督局長」ヲ「税務署長」ニ改ム

第十九条及第二十一条中「税務監督局長」ヲ「税務署長」ニ改ム

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

- 332 -

36、明治44年1月 営業税審査委員任命の件

営業税審査委員任命内申方ノ件

四四年一月二三日 主秘第一八号乙

営業税法第二十八条ノ二第三項ニ依リ審査委員三名セラレ適任ト認メラル者（納稅義務ヲ有スル営業者中性行實ニシテ地方ノ德望ヲ有スル者）ヲ選択シ、來月十五日迄ニ其ノ人名等左記様式ニ依リ取調ヘ御内申相成度（中略）

此段及内牒候也

営業税審査委員適任者調

税務署名	住 所	族籍身分	職 業	氏 名	生年月
計（税務署）					
局 計					
何 人	何 人				

（平12 名古屋 993）

37、明治44年2月 営業税審査委員定数の件

○営業税審査委員定数ノ件 四四年二月一七日 主秘第四八号

営業税審査委員ノ定数ヲ六名又ハ七名トスベキ分、左記ノ通決定相成候ニ付、此段及内牒候也

（左記）

東京税務監督局	神田橋税務署所轄内	七名	永代橋税務署所轄内	七名	幸橋税務署所轄内	六名
京都税務監督局	麁橋税務署所轄内	七名	両國橋税務署所轄内	七名	横浜税務署所轄内	七名
上京税務署所轄内	七名	下京税務署所轄内	七名			
大阪税務監督局						
東税務署所轄内	七名	西税務署所轄内	七名	南税務署所轄内	七名	
名古屋税務署所轄内	六名	神戸税務署所轄内	七名			
広島税務監督局	七名					
広島税務署所轄内	六名					

（平12 名古屋 993）

38、明治44年2月 営業税取扱方施行上注意

税務署長殿 (44年2月6日下田税務署印)

名古屋税務監督局長 (44・2・3名古屋税務監督局印)

親直第三回

営業税取扱方三就テハ、客年十二月十九日付親直第五九七号ヲ以テ通牒及ヒ置候次第モ有之候處、仍ホ左記ノ廉々注意シ施行上万遠漏ナキヲ期セラレ度。

- (1) 本年ヨリ改正税法施行セラレタルヲ以テ、当務者ヲシテ能ク改正税法ノ主旨并ニ同施行規則・同施行上取扱方大臣内訓ノ主旨ヲ熟諭講究セシメテ、取扱上錯誤ナキヲ期スルコト。
- (2) 従来ノ主タル間接調査ヲ從トシ、從タル実地調査ヲ主トスルノ方針ヲ以テ調査ヲ進ムヘキコトハ、客年十二月親直第五九七号通牒ノ通ナルモ、右方針遂行上左記各項ニ注意スルコト。
- (3) 寒地調査ヲ主トスルノ主旨ハ、必スシモ全部ニ涉リ帳簿ヲ点検察スヘシトノ意ニハアラサルヲ以テ、既往年ニ於ケル調査事蹟、申告、同業者ノ比較權衡等ヨリ勘察シテ、当年ノ課税標準モ斯クアルヘキコトノ推定ヲ下シ能フ向ニ対シテハ、必スシモ帳簿ノ点検察ヲ要セサルモノトス。
- (4) 大市街地ニ就テハ土地又ハ建物貿賣周旋ヲスルモノ、其ノ他各商家ノ状態ニ精通シ居ル者ヲ選ヒテ嘱託員トシ、税務署直接調査ノ及ハサル点ヲ補ハシムルハ機耳ヲ得タルノ取扱方法タルモノトス。
- (5) 実地調査ニ臨ミシ際ハ店頭賃客ヲ控タルケ所ニ於テ調査対談スルカ如キ無心ノ態度ヲ避ケ、其他商業ノ妨害トナラサルコトニ努メシムルコト、仍未大市街地ノ調査ニ當リテハ定員及経費ノ許ス限りハ可成属官雇二人ヲ一組トシテ連行セシムルコト。
- (6) 二種以上ノ商品ヲ販売スルモノニ対シテハ、各種商品毎ニ普通利益歩合ヲ異ニスルモノアルヲ免レス、如此場合ニ於テ売上ノ総額ヲ調査スルヲ目的トスルニ於テハ、他日所得調査ノ場合ニ所得基本ノ区分上支障ヲ免レサルニ付、実地調査ノ場合ニ於テハ必ス各商品種類毎ニ於ケル員数ヲ察察記録シ置クハ勿論、実地調査ニ臨マサルモノニ対シテモ可成本調査ニ際シ大体ノ種類別見込ヲ定メ置クヘキコト。
- (7) 従来本税調査ノ場合ニ、町村役場ニ照会シ之ニ價額シテ直接税務署員調査ノ煩ヲ省キタル向アルヤニ聞知スルモ、如此ハ税務署員ニ於テ当該業者ノ實情ニ通ズヘキ機会ヲ逸スルノ遺憾アルニ付、如此方法ハ万止ヲ得サル場合ノ外之ヲ避け直接税務署員ニ於テ調査スヘキコト。
- (8) 改正税法并ニ大臣内訓ノ主旨ニ達フモノヲ整理改善スヘキハ当然ナルモ、各人ニ就テハ整理ノ普及ヲ圖ルコト、例セハ建物賃貸価格計算上或ル部分ヲ除外更定ノ要アルヲ認メシ場合、之点ソニラ整理シテ残余部分ニ対スル賃貸価格ヲ同時ニ改定スルノ要否、及其ノ改定ヲ閑却スルカ如キコトナキノ類。
- (9) 本年度ニ於テハ宅地々価修正事務ノ為メ、諸般直税事務ノ改善整理ヲ幾分閑却セラレタルノ嫌ヒナントセス、就チハ次年度ニ於テ各種方面ニ対シ銳意活動ヲ期待スルヤ切ナリ、就チハ本税調査ヲシテ次年度ニ繰越スカ如キハ経費及事務分量上尤モ戒シメサルヘカラサルヲ認ムルニ付、全署員ヲ督シテ本事務ハ必ス三月二十日以前ニ完了ヲ期スルコト。
- 右及通牒候也

秘親展

〔參議、監査〕

「本題旨ニヨリ執行相成可然哉、署長 二月七日」

(44年2月7日下田税務署印)

營業税調査上注意すべき事項

一、従来間接調査即チ資料蒐集ヲ主トシ、実地調査ハ却テ從タルガ如キ方針ナリシヲ、個人調査ヲ主トシ資料蒐集ハ従トシ追撃ナク調査ヲ為スコム。

実地調査ヲ主トスル主旨ハ全部ニ涉リ帳簿点検察察スルノ意ニアラズ、既往年ニ於テ調査事蹟、申告又ハ同業者比較權衡上ヨリシテ差支ナキモノハ調査ヲ要セザルモノトス。

二、個人調査ハ不正業者ノ術中ニ陷リ一般營業者ノ課稅標準ヲシテ不權衡ヲ來サシムルノ虞レアリ、故ニ調査ノ方法ヲ一定セシムル為メ模範的調査ヲ為シ歩調ヲ整正スルコト。

本項調査ヲ為ス以前ニ於テ事情ニ精通セルモノハ意見ヲ微シ各人ノ見込額ヲ調査シ置キ、模範的調査額ト對比シテ実額ヲ得、未知ノ營業者ノ課稅標準額ヲ推知シ申告又ハ調査額ノ適否ヲ勘案スルコト。

適當ノ嘱託者ナク見込額ヲ得ル能ハザル町村ハ、従来調査シ來リタル経験ト實況トニ依リテ適否ヲ勘案スルコト。大營業者又ハ強硬ナルモノニ寛ニシテ、小ナル營業者又ハ軟弱ニシテ服従シ易キモノニ比較的嚴ナルハ最モ注意スペキ弊ト云フベシ、本年調査ヲ執行スルニ方リテハ大營業者又ハ強硬ナル不正業者ニ主力ヲ傾注シ、小營業者ニハ苛察ニ涉ラザルコトヲ期スルコト。

四、個人実地調査ノ方針ヲ以テ目的ヲ達セントスルニハ、萬葉シタル資料ハ各人ノ設備帳簿ノ組織ヲ判別シ、其眞偽ヲ察察シ得ルニアリ、而シテ其ノ資料ヲ利用シ追撃ナキヲ期スルコト。

例之、(1) 何月何日魚類何程ヲ代金何程ニテ何之某ニ販売シタル事項帳簿ニ記載シアルヤ否ヤラ査閱シ、点々符合シ居ルヤ否ヤニヨリテ帳簿ノ眞偽ヲ鑑別スルコトヲ得。

(2) 売上帳ト現金出納簿、銀行勘定帳、仕切書、送状等ニヨリテ点々対照シテモ亦眞偽ヲ分ツコトヲ得べ

シ

(3) 此等ノ調査ニ機敏ヲ要ス、營業者ニ必ズシモ機先ヲ制セラレザルコト

五、本管内ニハ團体的組織ナキト雖モ、時ニ或ハ中間ニ介在者アリテ容喙スルコトナキニアラズ、如斯場合ニ於テハ其ノ者ノ意見ヲ聞クハ差支ナキモ、其提言ニ拘束セラル、コトナキヲ要ス。

六、課稅標準ノ申告ヲ不相当トスルトキハ算定処分スルノ外ナシト雖モ、事實ノ根基ヲ欠如シ予断スルガ如キハ審査請求上深ク之レヲ戒メザルベカラズ、必ズヤ其根基ヲ確メ置クコト。

七、稅法第一条營業名ニ適合セザルモノアリトセバ、之レガ整理改善ニ努ムルコト

例之、問屋業ト物品販売業、製造業ト物品販売業等、以下之レヲ略ス

改正稅法并ニ大臣内訓ノ主旨ニ違フモノヲ整理改善すべきハ當然ナルモ、各人ニ就テハ整理ノ普及ヲ図ルコト例之、建物償貸価格計算上或部分ヲ除外更定ノ要アルヲ認メシ場合ニ、其ノ部分ノミヲ整理シテ殘余部分ニ対スル貨貸価格ヲ同時ニ改定スルノ要否、及其ノ改定ヲ閑却スルガ如キコトナキノ類

八、実地調査ニ臨ミタルトキハ店頭賣客ノ控ヘ居ル所ニテ調査対談スルガ如キヘ之ヲ避け、其ノ他商業ノ妨害トナラザルコトニ努メラルコト

九、二種以上ノ商品販売ニ付テハ所得歩合ヲ異ニスルモノアルヲ以テ、卸小売額ヲ種類別ニ調査シ置クヲ要ス

十、本事務ハ必ず三月二十日以前ニ完了スルコト。

十一、物品販売業ノ売上金額ハ同業者ニ対シ若クハ製造原料トシテ、又ハ競争契約ニ依リ売渡シタルモノハ卸売トシ、其他ハ小売トス、新聞紙ノ販売又ハ其周旋取次ヲ業トスル者ハ物品販売業、周旋業又ハ代理業トシテ課稅スル限ニアラズ

十二、洗濯ラ業トスル者、貸金ヲ得テ他人ノ穀物ヲ精臼搗碎スル者ハ之ヲ請負業トシテ取扱フベシ
物件ノ売買貸借、男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等他人ノ依頼ニ応ジテ媒介取次、用弁ヲ為スノ類ヲ業トスル
者ヲ周旋業トス

使用者ニアラズシテ、一定ノ商人ノ為メニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行為ノ代理又ヘ媒介ヲ為スノ類ヲ業トスル
モノヲ代理業トス

他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スノ業トスルモノノ仲立業トス、自己ノ名義ヲ以テ他人ノ為メニ売買ラ業トスルモノ
ヲ問屋業トス

賃金ヲ得テ他人ノ木材ヲ製板スルモノハ、從來製造業トシテ課税セラレタルモノハ請負業トシテ課税スベキモノ
トス

十三、合名会社、合資会社、株式合資会社ノ資本金額之一部タル出資金額ハ、現実ノ出資金額ニ依ルベキモノナルモ、
現実ノ出資金額ノ不明ナルトキハ、商法ノ規定ニヨリ登記スル總出資価格ニ依ルベキモノトス

十四、店舗若クハ營業場ト同一区域内ニ在ル土地建物ニシテ、營業者ノ所用ニ係ルモノトモ、全ク營業ト關係ナキ

モノハ營業用トシテ建物借貸価格ヲ計算スルノ限りニアラズ

十五、祝祭亮出、其ノ他臨時多忙ノトキ一時手伝ノ名義ヲ以テ使用シタル者ハ從業者ニ計算セズ

従業者年齢ハ營業税法第十六条ノ規定ニ従ヒ、最多數ノトキニ依ルベキモノナリト雖モ、成ルベク營業者ノ申告
ニヨリテ計算スルモノトス、但シ年齢ハ申告書ニ記入セシメ置クヲ要ス

十六、十一項以下ノ外ハ從前ノ通り取扱ハレタシ

十七、所得税ノ資料トナルモノハ注意シテ調査シ置クヲ要ス

(参照) 税法改正ニヨル部

「船渠業、土木請負業、労力請負業」ヲ削リ請負業トス

公ナル周旋業ヲ周旋業トス

代弁業ヲ代理業ニ、仲賣業ヲ問屋業トス

出版業、信託業ヲ新設ス

金錢貸付業、物品貸付業ハ運輸資本五百円以上

従業者(營業者ヲ除ク)十五歳未満ノモノハ税率二分ノ一トス

右ノ外及施行規則中ノ改正ニ付テハ講究アリタシ

(平12 名古屋 413)

39、明治44年2月 営業税事務取扱心得の改正

訓甲第五号

稅務署

營業税事務取扱心得中、左ノ通改正ス

明治四十四年二月六日

營業税事務取扱心得

第一章 調査

東京稅務監督局長

第一条 法人ニ係ル課税標準額ハ貸借対照表、營業報告書、法人所得調査台帳等ニ依リ取調べ、尚ホ不明ノ事項ハ一人ノ例ニ倣ヒ調査スルモノトス

第二条 一個人ニ係ル課税標準額ノ調査ハ、店舗若クハ營業場ノ位置、貨物集散顧客輻輳ノ状況、従業者ノ多寡、使用土地建物ノ大小広狭、建築物及器具機械ノ種類精粗、所有船舶ノ員数等、凡テ必要ノ事項ヲ観察シ、尚ホ其ノ他諸種ノ材料ヲ蒐集シ、前年決定額三比シ勘案調査スルモノトス

第三条 課税標準調査ニ方リ帳簿物件等ニ就キ調査ヲ必要トシ、又ハ材料ヲ蒐集スルニハ左ノ各号ニ依ルヘシ、但市町村吏員若クハ正実ト認ムル実業家ノ意見ヲ徵シ参考ト為スコトヲ得

売上金額

- 一 帳簿 売上帳、仕入帳、金錢出納帳、当座帳、得意先勘定元帳、同通帳、判取帳、其ノ他營業用一切ノ帳簿
- 二 書類 送り状、仕切書、其ノ他関係書類
- 三 取引關係 卸売先商店、販公衙、公私立学校病院、会社、其ノ他多數ノ買入ヲ為スト認ムル個人、運送会社回漕店貨物取扱所等ニ於ケル貨物出入ノ数量等

資本金額

- 一 帳簿 金錢出納帳、製品売上帳、原料仕入帳、得意先勘定元帳、同通帳、判取帳、實物台帳(質屋)、金錢貸付帳(金錢貸付業)、物品貸付帳(物品貸付業)、雇人職工労役者使用帳、諸経費支払帳、其ノ他營業用一切ノ帳簿
- 二 書類 営業報告書、貸借対照表、損益勘定表、財産目録、送り状、仕切書、証券類、其ノ他関係書類
- 三 取引關係 得意先ニ於ケル取引数量、運送会社回漕店貨物取扱所等ニ於ケル貨物出入ノ数量等

四 物件 土地、建物ノ大小広狭新旧構造坪数棟数、器具機械ノ数量精粗、建築物、船舶貨物品ノ数量、以上ノモノノ時価、原料及既製品半製品ノ現在高等

収入金額

一 帳簿 運輸收入金記入帳、其ノ他ノ関係帳簿

請負金額

一 帳簿 発兌乗車券日報同月報、貨物貸金日報同月報、其ノ他ノ関係書類

報償金額

一 帳簿 請負帳、金錢出納帳、材料買入帳、諸経費支払帳、人夫使用帳、其ノ他ノ関係帳簿

書類

一 書類 計約書、仕様書、其ノ他ノ関係書類

請負先

一 官公衙、会社、其ノ他契約当事者

建物賃価格

一 帳簿 周旋事項記入帳(周旋表)、商法第三百九条ノ帳簿(仲立業)、取引先勘定元帳、金錢出納帳、其ノ他ノ関係帳簿

書類

一 書類 送り状、仕切書、受取書、其ノ他ノ関係書類

取引關係

一 依頼者 取引先等

建物賃価格

- 一 帳簿 諸経費支払帳、地代家賃通帳、其ノ他関係帳簿
- 二 書類 地代家賃領收証、土地建物完築契約書、土地建物賃貸契約書、地上権設定契約書、建物新築改築契約書、及其代金領收証、所有權ノ保存・移転ノ登記申請書、其ノ他関係書類

三 物件 土地建物の大小、広狭、構造、坪数、棟数、改築、増築、区域の変更、時価、比準スヘキ借家、其の他必要事項

四 貸借關係 土地建物の自他所有の区分、借地借家料、所有主の住所氏名、其の他必要事項

従業者職工労役者

一 帳簿、雇人職工労役者使用帳、同上出勤簿、給料支払帳、其の他関係帳簿

二 齊類、雇人賃金領收証、其の他ノ齊類

三 員数 最多數ヲ使用シタル時期及其ノ人員氏名、十五才未満ノ者ノ年令、但齊類ニヨリ其ノ人員年令ヲ調査シ得ルモノ、又ハ調査ノ際本人任意ノ申述数ヲ正当ト認ムルモノハ人名年令ノ調査ヲ省略スルコトヲ得

四 他方面ノ調査 市区町村役場ノ寄留簿、警察官ノ戸口調査簿ニ就キ、又ハ事情ヲ知ルモノニ就キ探聞調査スモノトス

第四条 新タニ納稅資格アリト認ムル者ニ対シテハ、課稅標準ノ外法第二十二条第二十三条ノ該當者ニアラサルヤ否ヤヲ調査スルコトヲ要ス。

第五条 資本金額、建物賃貸価格調査ノ標準トシテ、市区町村ニ於ケル土地建物の売買価格ヲ三等以上ニ區別調査スヘシ、但隣接税務署ト比較ノ必要アルトキハ、交渉ノ上不懇意ナキコトヲ期スヘシ

第六条 運転資本ニシテ算定例ニ依リ算定スルコトヲ得サルモノハ、或単位ニ対スル準率ヲ作リ之レニ依テ算出スルコトヲ得

前条ノ準率ハ標準トナルヘキ營業者ニ就キ、運転資本算定例ニ依リ調査算出シタル運転資本ヲ単位トナシタルモノハ、総數(被令ハ単位カ敷居間数ナレハ持新商数ニ其年製造積数ヲ加ヘタ)ニテ除シ之ヲ定ム

コトヲ得

前項ノ調査當時カ十二月以前ナルトキハ、其十二月末日マテハ其前年ノ同時期ヲ参照シ推定ヲ以テ之ヲ算出スルコトヲ得

第七条 各種物価ノ前年ニ対スル高低ニ注意シ調査上ノ参考トナズヘシ
準率ヲ用ギルトキハ運転資本準率表ヲ作り十二月十五日限り申報スヘシ

第八条 各種營業ノ類別ハ、名義ノ如何ニ拘ハラス其ノ性質ニ依テ判定スヘシ、性質不明ナルモノハ其重ナル点ニ就キ之ヲ判定シ、仍其類別ニ入ラサルモノハ強テ類推スルヲ要セス

第九条 各種ノ營業ニ營業税ヲ課スルニハ、店舗其ノ他ノ設備アルモノニ止メ、一定ノ場所ヲ有セスシテ隨時業務ヲ行フ者ノ如キハ課稅ノ範囲外トス

第十条 農業漁業其他ノ採收業ニシテ、其ノ就業区域内又ハ市場ニ於テ収穫品又ハ製造品ヲ販売スルモノハ如キハ營業税ヲ課スヘキモノニアラス、但シ別個ノ市場ヲ設ケタルモノハ物品販売業ト為シ、又ハ製造ノ為メ一定ノ築造物等ヲ有シ相当ノ設備ヲ為シタルモノハ製造業ト為スヘシ

第十一條ノ一 小売店ヲ開キ物品販売ヲ為スモノ、其ノ同一建物内又ハ附屬建物内ニ於テ物品ノ製作ヲ為スモ、独立ノ製造場ト認メ難キモノハ潭子物品販売トシテ取扱フヘシ

第十一條ノ二 物品販売業ノ課稅標準タル充上金額ハ、同業者ニ対シ若クハ製造原料トシテ、又ハ競争契約ニ依リ完渡シタルモノノ如キヲ卸売トシ、其他ヲ小売トシテ取扱フヘシ

第十一條ノ三 船舶ヲ以テ販売行為ヲ為スモノノ課稅方ハ、左ノ区分ニ依ルヘシ

一 本店ヲ有スルモノハ合算課稅ス
二 時ニ巡航スルコトアルモ、主トシテ一定ノ場所ニ在ルモノハ課稅ス

三 巡航スルモノハ課税セス

第十二条 薬剤師カ医師ノ處方箋ニ依リテ為シタル薬剤ノ販売ハ營業税法ノ範囲外トス、但薬剤師ニシテ藥種其他ノ物品販売ヲ兼ヌル場合、又ハ藥種販売業者カ薬剤師ヲ雇入レ調剤販売スル場合ニ於テハ、其調剤販売ニ対シテモ販売業トシテ課税スヘシ

第十三条 賃屋以外ノ金錢貸付業者ノ課税方ハ、貸付現在口數二十口内外ヲ程度トシテ課否ヲ決スヘシ、但貸付口數以外ノ状況ニ徴シ、當時貸付行為アリト認メラル、モノニアリテハ、貸付金高又ハ貸付口數ノ多寡ニ拘ラス課税スヘキハ勿論ナリトス

第十四条 削除

第十五条 新聞紙ノ販売又ハ其周旋取次ノミラ業トスル者ハ、物品販売業、周旋業又ハ代理業トシテ課税スルノ限ニ在ラス

第十六条 貸座敷業者ニシテ席貸業及料理店業ヲ兼ルモノハ、普通ノ集会ニ密室ヲ貸与シ又ハ飲食物ヲ販売スルモノニアラサレハ、席貸業若クハ料理店業トシテ課税スヘキモノニアラス

第十七条 他人ノ依頼ヲ受ケ、洗濯、穀物ノ精白搗碎、生繭ノ乾燥、製板、点灯、家畜ノ屠殺ヲ為スモノノ如キハ之ヲ請負業トス

第十八条 文書图画ヲ印刷シ、又ハ印刷セシメテ之ヲ発売スルラ業トスル者ヲ出版業トス

物件ノ売買、貸借、男女ノ雇傭、就業、負債ノ督促取立等、他人ノ依頼ニ応シ媒介取次、用弁ヲ為スノ類ラ業トル者ヲ周旋業トス

使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其商人ノ營業ノ部類ニ属スル商行為ノ代理、又ハ媒介ヲ為スラ業トスル者

ヲ代理業トス

他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スラ業トスル者ヲ仲立業トス

自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スラ業トスル者ヲ問屋業トス

他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財産ノ管理処分ヲ為スラ業トスル者ヲ信託業トス

第十九条 取引所仲賣人ノ報償金額計算方ハ、取引所定款規定ノ手数料以外ニ仲賣人カ報償トシテ取得スル金額（自己ノ計算ヲ以テシタルモノハ其ノ報償金額ヲ算定シテ包含セシム）ヲ併算スルモノトス

第二十条 仲立業又ハ問屋業者カ營業附隨ノ行為トシラ稀ニ物品ヲ販売スルコトアルモ物品販売業トセス、主タル營業ノ範囲内トシ売上金額ニ對スル報償金ヲ計算課税スヘシ

第二十一条 砂鉱ハ法第十一項ノ鉱物中ニ包含セサルヲ以テ、其ノ採取者ニシテ税法上ノ条件ヲ具備スルトキハ課税スヘシ

第二十二条 従来課税要件ヲ具備セサル營業者ニシテ、之ヲ具備スルニ至リタルモノニ對シ課税スルニハ、前年中ニ其ノ要件ヲ具備スルニ至リタルモノタルコトヲ要シ、従来課税セル營業者ノ無資格トナルニハ前年中ニ要件ヲ具備セサルニ至レルモノタルコトヲ要ス

第二十三条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ兼シ、營業税法ノ課税ヲ受ケサル營業ヲ兼ヌル場合ニ於テ、課税標準共通ニシテ区別シ難キトキハ其ノ課税ヲ為スヘキ營業ノ分ニ計算スヘシ

第二十四条 同一ノ場所ニ於テ二人以上各別ノ營業ヲ為シ、土地建物及從業者ヲ共通使用スルトキハ、其ノ土地建物ハ固定資本ニモ建物賃価格ニモ各別ニ全額ヲ計算シ、從業者ハ其ノ全數ヲ各別ニ計算スルモノトス

第二十五条 法第十四条ハ總テ現在ノ状態ニ付テ規定シタルモノナルヲ以テ、課税標準共通ノ有無モ亦其ノ年ニ於ケ

ル状態ニ依リテ定ムヘキモノトス、而シ承法第十三条ハ納稅義務ヲ有スル營業者ヘ毎年一月三十一日迄ニ届出アヘキヨトヲ定ムルヲ以テ、課稅標準ヲ共通スルヤ否ヤモ亦其ノ年ニ於テ届出アヘキ時、即チ一月中ニ於ケル
二處シ前年ノ數額ヲ按分シ共通使用ノ部分ヲ定ムルモノトス、按分上人員ノ端数ヲ生シタルトキハ、端数ノ多キ方
ニ於テ一人トシテ計算スルモノトス

第二十六条 前条ノ場合ニ於テ其年一月中使用スル課稅標準ノ數額前年ノ數額ト異ナルトキハ、其ノ年一月中ノ状態
ニ於シ前年ノ數額ヲ按分シ共通使用ノ部分ヲ定ムルモノトス、按分上人員ノ端数ヲ生シタルトキハ、端数ノ多キ方
ニ於テ一人トシテ計算スルモノトス

第二十七条 法第十五条二項ニ規定シタル資本金ニ区分アリト為スヘ、紡績業者カ支店」於テ器械製造業ヲ曾ムニ付
資本ヲ分ナタルトキ等ノ如ク、其区分ヨリシテ破産ノ場合ニ於テ明治二十三年法律第三十二号商法第十四十五条第
二項ニヨリ、各營業ニ對スル債權者カ其營業ニ屬スル財團ヨリ優先權ヲ以テ弁償ヲ受クルノ効力ヲ生スルトキハ勿
論、同一業体ノ營業ヲ數個所ニ於テ營ムトキト雖トモ、定款ニ資本区分ノ規定アリ、尙事夷ニ於テモ資本ヲ区分シ
居ルモノハ資本ニ区分アリト認ムヘキモノトス

第二十八条 会社ニ於テ資本金額ヲ課稅標準トスル營業ト、然ラサル營業トヲ兼営スルトキヘ、其ノ資本金額タル課
稅標準ハ施行規則第七条ノ二ニ準シ、同第五条乃至第七条ノ二ヨリ算定シタル資本金額ヨリ、資本金額ヲ課稅標準
準トセサル營業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅標準ト為スヘキ資本金額トス

第二十九条 会社ノ積立金額其ノ他積立ノ性質ヲ有スル資產金額ヘ、大約左ノ種類ヲ含ム者トス

- 一 積立金又ハ準備金ノ名稱ヲ付スルモノ
- 二 積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ變シタルモノ
- 三 营業費其ノ他何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラズ、營業上ノ利益ト認ムヘキ收入ヲ以テ支弁シタル固定資本

四 繰越金其ノ他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦残額ヲ翌年度ニ繰入ルモノ

第三十条 合名会社、合資会社、株式合資会社ノ資本金タル出資金額ヘ、払込ト否トヲ問ハス財產ヲ目的トスル総出
資金額ニ依ルモノトス

第三十一条 固定資本タルヘキ土地建物ノ計算方ハ、施行規則第八条ニ掲ルノ外、尚ホ左記区分ニ依ルヘシ

- 一 直接營業ノ用ニ供スル建物及其敷地
 - 二 營業ノ為メニ使用スル物置場、物干場、荷造場等ノ築造物及其敷地
 - 三 營業用建物ノ地下、通路、明り取等ノ為メ必要ナル土地
 - 四 營業專用ノ用惡水路敷地、堀割、軌道ノ類
- 以上、資本ニ算入ス
- 五 直接營業ニ關係ナキ建物及其敷地、庭園、空地ノ類ハ資本ニ算入セス
 - 六 建物ノ幾部分ヲ營業用ニ供スルモノト雖トモ、区分ナキモノハ若棟ノ全部ヲ資本ニ算入ス
- 第三十二条 酒類製造業者ノ運転資本ヲ計算ヘルニ当リ、造石稅納付済ノ製品アリタルトキヘ其造石稅金ヲ製品原価
中二算入スヘシ

第三十三条ノ一 法第二十二条第二項ニ依ル營業者ニシテ、稅金不徵收期間滿了後資本ヲ区分セスシテ支店又ハ出張
所ヲ設ケタルモノニ対シテ、業務拡張トシテ其翌年ヨリ課稅スヘシ

第三十三条ノ二 前年中ニ於テ個人ト法人トノ間ニ營業ノ繼續アリタル者ノ資本金額計算方ハ、前年中ニ於ケル個人
營業ノ期間ト法人營業期間トノ各月末資本金額ヲ調査シ、其平均額ヲ以テ資本金額ト為スヘシ

第三十四条 店舗若クハ營業場ト同一構内ニアル土地建物ニシテ、全ク營業ト關係ナキ別箇ノモノハ、法第十八条但

書ノ範囲外ナルヲ以テ計算スルニ及ハス。

第三十五条 井戸、下水、堀割、軌道、埋立ヲ為シタル土地ノ如キ、其設備ニ依リ土地ノ価格ヲ增加シタルモノハ、其増加価格ヲ包含セシメタル時価ニ依リ賃貸価格ヲ計算スヘシ。

借地ニ借主ノ費用ヲ以テ前項ノ設備ヲ為シ、之又為メ土地ノ価格ヲ增加シタルモノハ、借地料ノ外其増加価格ヲ法定ノ割合ニ依リ賃貸価格ニ計算スヘシ。

煙筒、門、柵、墻、塀、建物トシテ賃貸価格ヲ計算スヘシ。

第三十六条 一ヶ年三満タサル建築物賃貸価格ハ、前年中ニ於テ實際使用シタル各月ノ賃貸価格ヲ合計シ、之三十二ヶ月ヲ乗シ前年中使用ノ月数ヲ以テ除シタルモノヲ平均額トス。

第三十七条 従業者ハ左ノ区別ニ依ル可シ。

一 従業者中職工ハ職人工女ノ類ニシテ専ラ製作ノ勞ニ服スルモノ、労役者ハ一般ノ力役ニ服スル者トス

二 営業主ニ於テ労力ノ必要アルニ際シ、労力請負者ヨリ供給シタル労務ノ如キ、箇人ノ関係ナク単ニ労力ノ量ヲ使用スルニ止ルモノ、又ハ船車等ヲ雇入ルルトキ其ノ船車等ニ附属スル労力者ノ類ハ從業者ニ包含セス

三 会社支店ノ從業者ハ該支店ノ業務ニ直接從事スルモノニ限ル、故ニ該会社ノ代表者ニシテ支店ノ業務ニ從事セサルモノハ計算セス

四 合名会社ニ於テ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ会社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ、他ノ社員ハ直接營業ニ從事セサル限りハ從業者トシテ計算セス

五 合資会社ニ於テ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ、特ニ会社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メサルトキハ、各無限責任社員ハ從業者トシテ計算シ、会社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタルトキハ前号ヲ準用ス

六 株式会社ノ取締役ハ總テ從業者トシテ計算ス

七 株式合資会社ノ從業者計算方ハ第五号ヲ準用ス

八 組合營業ニ於ケル從業者ノ計算方ハ第四号ヲ準用ス

九 法第二条第二項ニ依リ物品販売業ト看做サレタル營業者ノ雇人ニシテ、業務ニ從事スル者ハ直接販売ニ從事セサル者ト雖トモ從業者トシテ計算ス

十 一人ニシテ同一ノ場所ニ於テ數種ノ營業ヲ為ストキハ、其ノ營業主ハ重ナル一方ノ從業者ニ計算ス

十一 一人ニシテ數個所ニ於テ營業ヲ為ストキハ、其ノ營業主ハ營業ノ種類ノ異同ヲ問ハス各別ニ從業者ニ計算ス

十二 祝祭、亮出、其他臨時多忙ノ際ニ於テ一時手伝等ノ名義ヲ以テ使用シタル者ノ如キハ、從業者トシテ計算スル限ニ在ラス

十三 従業者ノ年齢ハ法第十六条ノ規定ニ従ヒ最多數ノトキニ依ルヘキモノトス、但最多數ノ時期カ敷ケ月アリタルトキハ十五歳以上ノ者ヲ多く使用シタルトキニ依ル

第三十八条 鉄道業ノ收入金額ハ其ノ營業ニ依リ直接ニ生スル収入金額ニ依ルヘキモノトス

左記ノモノハ營業ニ依リ直接ニ生スル収入トス

一 客車収入

二 貨車収入

三 貨物保管料

四 貨物集配料

五 入場切符料

- 六 寄貨車使用料
- 七 車類通過料
- 八 停車場割合費
- 九 停車場使用料 (停車場納金等)
- 十 貨車留置料
- 十一 倉庫使用料
- 十二 器具機械貸渡料
- 会社ノ收入金ニシテ雜收入其ノ他ノ名義ヲ用キタルモノハ、其ノ内訳費曰金額ヲ調査シテ、第一項ノ收入金ニ属スルモノニ非サルヤ否ヤヲ確ムヘシ
- 第三十九条 諸負業ノ諸負金額ハ前年中ニ收入シタル、及收入スヘキ権利ノ確定シタル金額ニ依ル
- 第四十条 課税標準調査ノ為メ巡回スル調査員ハ、調査台帳又ハ手帳ヲ携帶シ調査事項ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 第四十一条 各調査員毎ニ營業税課税標準調査成績表ヲ作り、各自運滞子ク之レニ記入シ置クヘシ
- 第四十二条 資本ヲ区分セサル為合算シテ營業税ヲ賦課スヘキモノニテ、主タル營業場カ他所轄内ニ在ル營業者ノ商店、工場等ノ課税標準ハ、法人個人ノ別チク之レヲ調査シテ調査台帳ヲ作製スルモノトス
- 前項ニ該当セヌシテ他所轄内ニ在ル主タル營業場附屬ノ倉庫物置カ自所轄内ニアルモノモ亦前項ニ準ス
- 前二項ノ調査事項ハ毎年一月二十日迄ニ主タル營業場所轄稅務署へ通報スヘシ
- 第四十三条 本章ノ規定ニ依リ調査シタル資料ニシテ、他署所轄内ノ營業者ニ属スルモノハ、前条ノ期限マテニ其所轄稅務署ニ通報スヘシ
- 第四十四条 課税標準ノ調査ニ着手セントスルトキハ、其月日ヲ着手七日以前ニ申報スヘシ
- 課税標準ノ調査ハ毎年一月二十日迄ニ終了シ、予定稅額ヲ一月三十一日限り申報スヘシ
- 第二章 決 定
- 第四十五条 課税標準額ハ円位未満ノ端数ヲ切捨テ計算スヘシ、但申告額ヲ是認スル場合ハ此限ニアラス
- 第四十六条 納稅資格アリト認ムル營業者ニ対シテハ、毎年一月十五日迄ニ届様式付注意書ヲ配付スヘシ
- 前項ノ營業者法定期日迄ニ課税標準ノ届出ヲナサルトキハ、便宜ノ方法ヲ以テ一応届出方ノ催告ヲ為スヘシ
- 第四十七条 施行規則第一條ニ依リ營業者ヨリ課税標準ヲ届出タルトキハ、之ヲ調査台帳ニ対照シ其ノ当否ヲ査覈シ、其ノ差異アルモノハ調査額ヲ審査シ、之レヲ変更スルノ理由ナキモノハ調査額ヲ以テ決定額トナスヘシ、但其ノ差異多キモノハ本人ノ住所又ハ營業場ニ就キ、若クハ便宜ノ場所ニ会シテ一応ノ質問ヲ為スコトヲ得
- 届出ヲ為サルモノニ付テバ調査額ヲ以テ決定額ト為スヘシ、但本人ノ住所又ハ營業場ニ就キ、若クハ便宜ノ場所ニ会シテ一応ノ質問ヲ為スコトヲ妨ケス
- 第四十八条 課税標準ノ算定ハ毎年二月末日以前ニ於テ之ヲ為シ、其届出ヲ為サルモノト届出額ヲ不相当ト認メタルモノトヲ區別シ、營業種類毎ノ人員ヲ三月二十日限り申報スヘシ
- 第四十九条 一月以後ニ於テ營業ノ継続アリタルトキハ算定通知ハ継続人ニ之ヲ為シ、營業主死亡ト同時ニ廢棄シタルモノノ算定通知ハ相続人ニ之ヲ為スヘシ
- 課税標準算定通知以前ニ於テ營業者死亡^(届出ヲ不相當トシテ算定シタル)ハ又ハ營業者營業場共移転先不明ニ因リ相当ノ手段ヲ尽スモ算定通知書ノ送達ヲ為シ能ハサルモノハ、之ヲ算定ヨリ除外^(届出ヲ不相當トシテ算定シタル)スヘシ
- 第五十条 営業稅額確定シタルトキハ前年比較表ヲ製シ三月三十一日限り申報スヘシ

第五十一条 施行規則第十七条二項ニ依リ、營業者ヨリ課税標準額算定ノ説明ヲ求ムルモノアルトキハ、總篇ニ算定ノ事由ヲ説明スヘシ

第三章 開業、廢業、継続

第五十二条 開業ノ届出アリタルトキ及開業者ヲ発見シタルトキハ、届出ノ事項又ハ調査シタル事項ヲ直チニ調査台帳ニ登載スヘシ

前項開業者ハ法第二十二条該項ノモノニアラサルヤ否ヲ調査シ、届書ニ依リ判明セサルモノハ实地調査ヲナシテ之ヲ確ムヘシ

法第二十二条該當ノ場合ニ於テハ、一ヶ年ノ營業税額ヲ算出シ之ニ營業ノ月数ヲ乗シ、十二分シテ得タル金額ヲ其年ノ課税額トナスヘシ

前項税金ハ之ヲ一分シ各納期ニ於テ之ヲ徵収スヘシ、但開業カ納期後ニアルモノハ其際之ヲ徵収スヘシ

第五十三条 法第二十二条同一ノ營業ト称スルハ、營業ノ種類ニ依ラス營業実体ノ符合スルモノニ限ル

第五十四条 廉業ノ届出アリタルトキハ其事實ヲ調査シ速ニ処理スヘシ

左ノ場合ハ廉業トシテ取扱フコトヲ得、但法人ハ此限ニアラズ

一 酒造油製造又ハ料理店等ノ如キ、特ニ免許ヲ要スル營業ニシテ廉業ノ届出有リタルトキハ、免許ノ取消フ為サ

サルモノト雖トモ、營業場又ハ必要ノ設備ヲ撤廃シ確實ニ廢業ト認メ得ヘキモノ

二 一般營業者廉業ノ届出無キモ、營業場又ハ必要ノ設備ヲ撤廃シ且營業場移転ノ形蹟無クシテ廢業ノ事實ヲ確認シ得ルモノ

廢業ノ事實アルモ其時期ヲ確認シ得ラレサルモノハ、届書ヲ受理シタル時ニ廢業シタルモノトシテ処理スヘシ

廢業ノ場合ニ於ケル營業税額ハ其年税額ニ廢業迄ノ月数ヲ乗シ、十二分シテ得タル金額ヲ其年ノ課税額トス

前項税金ハ直チニ徵収スヘシ、但既納ノ税金アルトキハ之ニ充当スヘシ

第五十五条

課税標準調査中廢業届出アリタルトキハ速ニ課税標準ヲ調査シ、届出不相当又ハ届出ナキモノナルトキ

ハ之ニ對シ算定ヲナン、直チニ税金ヲ徵収スヘシ

前項ニ依リ課税標準ヲ算定シタルモノハ、課税標準算定申報（第四十八条）營業税額前年比較表（第五十条）二合

算スヘシ

第五十六条 營業継続ノ届出アリタル場合ニ於テ、其事實ノ不確実ト認ムルモノハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査シ速ニ

處理スヘシ、但届出ナキモ營業継続ノ事實アリト認メタルモノハ決議書ヲ作り継続トシテ取扱フコトヲ得

第五十七条 施行規則第二条二項ノ場合ニ於テ、共通ノ課税標準ヲ他ノ營業ニ計算スルトキハ、其課税標準ニ廢業ノ翌月ヨリ十二月迄ノ月数ヲ乗シ、之ヲ十二分シテ得タルモノハ月割課税標準額トス、但計算上從業者ノ員数ニ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切り捨テ計算スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ税金ハ之ヲ改算シ、已ニ納期ノ經過シタル納額ハ直チニ之ヲ徵収スヘシ

第四章 審査、減額申立、転出入、既往分賦課 誤謬訂正

第五十八条ノ一 審査委員ノ任命ヲ要スル場合ハ、適任者ノ住所、職業、氏名、生年月日、及其経歴、國稅ノ種類別納額等ヲ具シ内申スヘシ

第五十八条ノ二 審査委員ニシテ左ノ事項ノ一二該当シタルトキハ速ニ之ヲ申報スヘシ

一 死亡

二 能力ノ欠缺

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 其他ノ事故ニ依リ委員タルニ適セサルニ到リタルト認ムルトキ

第五十八条ノ三 法第二十七条规定スルメタルモノアルトキハ、算定シタル課税標準ヲ関係帳簿及書類ニ对照再査シ、尚ホ算定ノ精確ヲ期スルカ為必要アリト認ムルモノハ、実地ニ就キ之ヲ調査ノ上營業税審査請求ニ対スル調査書ヲ作成スヘシ

前項審査請求件数ハ毎年四月三十日迄三申報スヘシ

第五十八条ノ四 審査請求ニ対スル調査結果シタルトキハ、審査委員会開会ノ期日ヲ定メ其旨審査委員ニ通知スヘシ

審査委員会ハ逓クモ毎年九月末日迄ニ開会スヘシ、但審査請求者少數ナル場合ニ在リテハ成ルヘク前期納税以前ニ於テ開会スルコトヲ要ス

審査委員会開会期日ヲ定メタルトキハ直チニ申報スヘシ

第五十八条ノ五 審査委員会開会中ハ其状況ヲ時々申報スヘシ

審査委員会閉会シタルトキハ直チニ決議ノ結果並ニ対スル处分意見ヲ具シ申報スヘシ

第五十八条ノ六 審査委員会ノ決議ヲ相当ト認ムルトキハ之ニ依リ課税標準ヲ決定シ、若シ其決議ヲ不当ト認ムルトキハ調査額ニ依リ課税標準ヲ決定シテ速ニ通知ヲ為スヘシ

第五十九条 課税標準ノ審査決定ニ対シ説明ヲ求ムルモノアルトキハ、懇切ニ決定ノ事由ヲ説明スヘシ

第六十条 法第二十九条ニヨリ課税標準減額ノ申立アリタルトキハ之ヲ調査シ、其当時の営業者ノ状況ニ照シ営業税ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ、左ノ如ク税金徵收ノ猶予ヲ為スヘシ

一 申立前期納税前ニシテ税金半額以上ノ減損アルヘシト認ムルトキハ前後期分ヲ猶予ス

二 同前税金半額未満ノ減損アルヘシト認ムルトキハ後期分ノミヲ猶予ス

第六十一条 減額ノ申立アリタルモノハ、翌年一月三日至リ速カニ課税標準全部ノ調査ヲ為スヲ要ス、而シテ其改算シタル課税標準額ハ之ヲ営業者ニ通知スヘシ、但調査ノ結果課税標準力法定ノ減額ナキ場合モ亦通知スヘシ

第六十二条 減額申立ヲ為シタル営業者廃業シタルトキハ、一月内リ廃業ノ月マテノ課税標準ヨリ一ヶ月ノ課税標準ヲ推算シテ之レヲ前年ニ対比シ、前条ニ準シ取扱ヒタル上廃業ノ処理ヲ為スヘシ

第六十三条 店舗又ハ営業場移転ノ届出アリタルトキハ、關係稅務署へ課税上必要事項ノ通報ヲ求メ處理スヘシ
転出地稅務署ヨリ課税事項通報ノ求メアルトキハ速ニ通報スヘシ、旧営業場所轉稅務署へ営業場移転ノ届出アリタルトキ、又ハ無届移転ノモノアリタルトキハ便宜事項通報ヲ為シ登録回報ヲ得テ處理スヘシ

第六十四条 期ニ後レテ其年課税標準ノ届出アリタルトキ、又ハ前年以前ノ課税標準届出ノモノ届出ヲ為シタルトキハ、事實ヲ調査シ實際納税資格アルモノナルトキハ税金徵收ノ手続ヲナスヘシ
届出ヲ是認シ又ハ算定ヲナシタルモノ課税標準ノ追補ヲ求メタル場合モ亦前項ニ準ス

第六十五条 裁判所ヨリ法第三十四条脱税犯ノ通知アリタルトキ、課税標準ノ届出ナキモノハ算定ヲナシテ税金徵收ノ手続ヲ為スヘシ

第六十六条 課税標準ヲ算定スルニハ精確ニ下調査ヲ為シテ之ヲ為スヘキモノナルモ、万一誤認アルヲ發見シタル場合ニ於テハ其誤認カ左ノ場合ニ該当スルトキニ限り、算定ヲ為シタル年度内ニ於テ之ヲ訂正スルハ妨ナキモノトス

一 調査台帳ヘ位連ヒノ記載ヲナセシ為メ正当調査額ヨリ多額ニ算定シタルトキ

二 資料ヨリ調査台帳ヘ記入ノ際、課税標準ノ積算ヲ誤リタル為メ正当調査額ヨリ多額ニ算定シタルトキ

三 本人ノ営業ニ屬セサル課税標準ヲ加算シテ算定シ、又ハ全く営業ヲ誤認シテ算定シタルトキ

四 同一ノ商業ヲ重複三算定シ、又ハ同一ノ課税標準ヲ重複ニ計算シテ算定シタルトキ

五 課税範囲外ニ属スルモノノ算定シタルトキ

六 卸売専業者ノ売上金額ヲ全額小売ト算定シタルトキ

届出ヲ是認確定シタル後誤謬訂正申出シルモノアリテ、其誤謬カ前項ニ該当スルモノハ事実ヲ確認シ得ラルモノニ限り訂正スルコトヲ得

会計検査院ノ審理ニヨリ商業税賦課額ノ誤謬ヲ發見シタル場合ニ於テ、其誤謬ノ事實及原因ノ明カルモノハ税額ノ増減トモ凡テ第一項ノ規定ニ拘ラズ誤謬訂正シテ處理シ、其旨答弁書ニ附記スヘシ、但届出ヲ是認シタルモノノ誤謬訂正ヲ為ストキハ、届出額ヲ不相当シテ算定スヘシ

法第三十一条ニ依ル課税標準ノ查収又ハ法人ニ係ル課税標準額ノ決定ノ誤謬ヲ發見シタル場合ニ於テ、其誤謬ノ事

実及原因ノ明カルモノハ会計検査院ノ審理ニ依ラサルモノト雖トモ前項ヲ準用ス、但会計検査院ニ於テ検査済ノ

モノハ此限ニアラズ

会計検査院ヨリ証憑書類トシテ指定セラレタルモノニシテ、歳入徵收額計算書提出前誤謬訂正ヲ為シタルトキハ、其訂正書類ヲ原決定書ニ添付提出スヘシ、但年度経過後訂正セシモノニシテ税額増加スルモノハ、訂正ノ年月日及其事由ヲ原決定書ニ附記シテ添付ニ代ヘ、証憑書類提出後ニ訂正ヲ為シタルモノハ其書類ノ追送ア要セス誤謬訂正ヲ為シタルトキハ其旨納税者ニ通知スヘシ

誤謬訂正ヲ為シタル件数ハ翌年三月三十一日限り申報スヘシ

第五章 雜 則

第六十七条 施行規則ニヨル届出事項中第一条一項ノ届出（廢業届ヲ除ク）、同条二項一号ノ届出ニシテ法第二十二

条該当ノモノヲ除ク外ハ、凡テ口頭届出ヲ受理スルコトヲ得

口頭届出ヲ受理スルコトヲ得ルモノノ内、左ノ届出ヲ除ク外電話届出ヲ受理スルコトヲ得

一 施行規則第十三条ノ届出
二 同第二十七条ノ届出

口頭及電話届出アリタルトキハ、其要領ヲ口頭届受理簿ニ記入スヘシ、但前項第一号及第二号ノ届出ハ口頭届受理

用紙ニ其要領ヲ記載シ、届出人又ハ代理人ニ署名捺印セシムヘシ

第六十八条 営業税ニ関スル書類ニハ、其ノ処理ヲ明確ニスル為メ処理印ヲ押捺シ処理者認印スヘシ

第六十九条 書類ノ回収作製ヲ要スルモノト回覧トナスヘキモノトノ区別、凡ソ左ノ如シ

回収書ノ作成ヲ要スル分

一 課税標準届出額ニヨル決定
二 課税標準届出ヲナササル者ニ対スル算定（算定明細表添付）

三 課税標準届出ヲ不相當ト認ムル者ニ対スル算定（届出ノ余白ニ算定スヘキ課税標準額ヲ附記シ、其旨ヲ回収書ニ明記スヘシ）

四 法第二十二条開業届ノ処理
五 廃業届ノ処理及無届廢業ノ認定
六 営業継続事実ノ認定
七 税金ノ徵收猶予

八 課税標準ノ査収

九 店舗又ハ營業場ノ転出入ニ関スル通報又ハ引受
十 課税標準及税額ノ誤謬訂正
十一 課税標準算定額ノ除却

回観ト為スベキ分

- 一 閉業届（法第二十二条以外ノ分）
- 二 営業継続届
- 三 営業者住所氏名変更届
- 四 店舗又ハ營業場移転届（所轄内ノ分）
- 五 店舗又ハ營業場増設届
- 六 納税管理人届

第七十条 営業税額表ハ四十三年十二月大蔵省訓令第二十六号様式ニ依ルノ外、左ノ区分ニ依リ調製シ四月十五日限り提出スベシ

- 一 外国人ニ係ルモノハ本表ヘ合算セシ外別表ニ調製シ同時ニ提出スルモノトス
- 二 本表ニ準シ郡市區別並法人ニ係ル郡市區別及全管計ノ別表ヲ調製添付スルモノトス

第七十一条 明治三十四年五月会計検査院達第十一号租税徵収額証明規程第六条第十二条ノ三営業税ニ関スル証憑書類ハ、翌年度五月末日迄ニ整理シ置キ指示ニ従ヒ提出スベシ

第七十二条 営業税額表及審査請求ニ對スル調査、其他本規定ニ依ル申報ニシテ員数ヲ表示シタルモノハ、調査主任者ノ認印ヲ文書ノ欄外ニ押捺スベシ

第七十三条 営業税台帳及本規定ニ依ル簿書其他ハ左ノ様式ニ依リ調製スベシ

- 一 営業税調査台帳 第一号様式
- 二 建物賃貸価格調書 第二号様式
- 三 建物売買価格一坪当標準表 第三号様式
- 四 土地売買価格一坪当標準表 第四号様式
- 五 運転資本準備率表 第五号様式
- 六 物価調査台帳 第六号様式
- 七 資本金算定期例 第七号様式
- 八 営業税課税標準調査成績表 第八号様式
- 九 営業税調査資料通報書 第九号様式
- 十 営業税予定額表 第十号様式
- 十一 課税標準無届算定期明細表 第十一号様式
- 十二 課税標準算定期通知書 第十二号様式
- 十三 営業税課税標準算定期 第十三号様式
- 十四 課税標準無届前年比較表 第十四号様式
- 十五 営業税台帳 第十五号様式

一 営業税審査請求ニ対スル調査書第十六号様式ノ一

二 営業税審査委員会閉会報告書第十六号様式ノ二

營業税課税標準審査決定通知書第十六号様式ノ三

當業者転出事項通報書 第十九号様式

課税標準訂正通知書 第二十号様式

課税標準訂正申報 第二十一号様式

營業税口頭届出受理用紙 第二十二号様式

營業税口頭届出受理簿 第二十三号様式

營業税事務処理印 第二十四号様式

証憑書類編冊及表紙記載方 第二十五号様式

[様式は省略]

(昭44 開信 8-1)

40、明治44年10月 税務代理人の委任状に関する件

○税務代理人の委任状ニ關スル件

明治四四年一〇月 大阪局照会

当大阪市内ニ於テ数年前ヨリ、税務共同会・公平会或ハ何々会ト称シ税務一般ノ代理ヲ為ス者統々増加シ、近時其ノ數約三十名ニ達セリ、孰レモ種々ノ手段ヲ以テ会員ヲ勧誘シ、當業者ノ比較的事理ニ疎キヲ奇貨トシテ、別紙ノ如キ総括的永久的ノ委任状ヲ印刷シ置キ之ニ捺印セシメ、爾來幾年幾度ニ涉ルモ其ノ委任状ヲ有効ナリトシテ連年代理權ヲ行使シ来タリ、之カ為税務署ニ於テハ近年事務取扱上非常ニ複雜ヲ感セリ、則チ代理人ヨリ申告ノモノニ付テハ其

ノ委任關係ノ存否ヲ確ムル為、常ニ数年ニ遡リ委任状ノ有無ヲ調査セサルヲ得ス、殊ニ代理申告ノ多數ナル実ニ煩雜ニ堪ヘサルモノアリ、殊ニ近頃ニ至リテハ大阪市ノ接続地ハ勿論、神戸・姫路・堺・和歌山・奈良ヘモ追々出張所ヲ設ケテ会員ノ募集ニ努メツツアリテ、今後益々代理事件ノ増加スルト同時ニ、其ノ手数ヲ甚大セシムルコトト察セラレ候

右代理ノ委任状ニ付テハ法律上別段制限ヲ附セラレタル明文アラサルモ、普通ハ発生セサル事件ニ対シ或特定行為措弁ノ為委任スルニ方リ作製スルモノトス、未タ發生セサル事件ヲモ委任シテ永久的ニ有効ナラシムルカ如キハ、当ラ得サルモノト認メラルルノミナラス、一方ニ於テ左ニ列記スルカ如キ弊害モ相伴ヒ候ニ付、旁々爾後ハ必ス事件毎ニ委任状ヲ添付セシムルコトニ取扱ハシムヘキ意見ニ候得共、一応貸見承知致度及照会候也

一 代理人会員勧誘ノ方法トシテハ種々ノロハ段ケテ課税ノ輕減ヲ以テン、甚シキハ從前過當ノ課税ヲ為シアルヲ心付キタリナト、一見税務署ノ調査職員ナルカ如ク装ビ、當業者ノ一塵ニテモ課税ノ輕減ヲ望ムニ付ケ入リ、誇詐甘言巧ニ入会セシメ、又直ニ加入セサルモノニ對シテハ往々脅喝的ニ加入ヲ迫リ、而シテ一度入会セハ予テ印刷セル委任状ニ捺印セシメ、所得金高ノ申告、當業税課税標準届等ハ實ニ不誠実ナル申立ヲ為シ、徒ラニ政府決定ノ數ヲ増加セシム

二 前項ノ次第ナルヲ以テ不得已政府決定上実地調査ニ臨メハ、代理人立会セサレハ帳簿ヲ提出セサル旨申立ヅルモノアリ、又代理人ヨリ帳簿提出スルコトヲ差止タルカ故提出セスト申立ヅルモノアリテ、調査進行上支障甚多シ

三 代理人ハ自己ノ利益ノ為、政府決定ノ至當ニシテ審査請求スルモ其効果ノアラサルモノ迄モ、徒ラニ其手続ヲ為シテ事務ヲ複雜ナラシムル弊アリ

四、納稅者ハ其ノ年限リノ意恩ナルモ、委任状ノ永久的タル為漫リニ代理權ヲ行使シ、全ク本人ノ意志ニ反スル申立ヲ為スノ事寒常ニ多シ

五、納稅者ハ当初勸誘ノ甘言ニ欺カレ、一旦入会セシモ他日之ヲ悔悟シ脱会セントスルモ、特ニ委任解除ノ手続ヲ

為ササレハ継続スルコトトナリ、偶々強チ解除セントセハ委任者ノ弱点ニ乘シテ種々脅迫的行動ニ出テ、遂ニ解除ヲ為シ得シテ後悔シツツアルモノアリ

六、其ノ他委任状ヲ濫用シテ本人ノ夢想タモセサル種々ノ異議ヲ為スコトアリ、一面自然納稅思想ノ魔類ヲ招致シ

稅務執行上直接間接ニ妨害妙カラズ

委任状

拙者儀、今般都合ニ依リ「何某」ヲ以テ部理代理人ト定メ、左ノ権限ヲ委任ス

一、營業税、所得税、相続税、地租、届出及租税払戻請求ニ關スル一切ノ行為

右委任候也

年 月 日 何 某 印

西四年二月 往第一二四三二八号主税局回答

十月三日付甲第八二二号ヲ以テ御照会ニ係ル稅務代理人委任状ニ關スル件ハ、御見込ノ通御取扱相成可然ト存候、尚其ノ委任ノ有無ニ問セス納稅義務者本人ニ對シテ尋問ヲ為シ、又ハ其ノ帳簿物件ノ検査ヲ為スヲ妨ケサル儀ト御承知相成度、此段及回答候也

(昭56 東京 1879—1、平12 名古屋 979)

41、明治45年4月 稅務代理業者取締方

経総第三六四号

明治四十五年四月十九日

熊本稅務監督局

稅務署長

稅務代理業者取締方ニ關シ、別紙ノ通地方長官ニ通牒相成リタルニ付、参考ノ為メ通知ス
追テ、別紙通牒ニ該當ノ事実アルトキハ詳細申報セラルヘシ

往第三八六一號

近來大都會地ニ於テ納稅者ノ代理ヲ業トスル者追々増加シ、納稅者ヲ勸誘シテ会費若ハ手數料ヲ徵收シ、溢ニ稅額ノ審査更訂ヲ請求シ又ハ訴願ヲ提起セシメ、或ハ稅務官吏ト詐称シテ營業帳簿ノ檢閱ヲ求メ、納稅者ノ弱點ヲ發見スルトキハ他人ヲ以テ脅迫シ、又ハ下戻還付ヲ受ケタル金員ヲ横領シ、若ハ犯則通稅ノ方法ヲ教唆スル等、納稅上ニ及木ス弊害少カラサルヲ以テ、先ニ大阪府ニ於テハ其ノ犯罪行為ヲ検挙シ、更ニ之ヲ取締規則ヲ設クヘキ趣ニ有之、貴管下ニ於テモ該業者ノ行為ニ付公安ヲ害スルノ弊アリト認メラレタル場合ニハ、大阪府同様相當取締方法ヲ講セラル、
様致度、此段依命及通牒候也

明治四十五年四月十一日

大蔵次官 橋本圭三郎

内務次官 床次竹二郎